

○市場下川以下並【神鳳抄】曰、安西郡雲林院六町二
雲林院支郷
 按、溝淵社寛元二年上梁文に、雲林院村同永祿十三年に
 武部郷雲林院村と云、【神鳳抄】御園とも御厨ともなく、
 寺號つゞきの處にいりたるを以てみれば、上世浮屠あつ
 て廢し、村名となる歟。

(谷内河)
 ○河内神鳳抄作小河内
 ○梅畑
 ○南垣内
 ○多門
 ○小野平 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
 ○戸島
 ○岩木
 ○中郷山山出以下並
 ○野口草生支郷
 ○粟加神鳳抄作
 ○村主 按、舊と郷名。
 ○東觀音寺
 ○淨土寺 按、【神鳳抄】に出づ
 ○連部
 ○今徳
 ○光明寺

○方並
 ○六呂屋
 ○神山又云雲林院神山
 ○落合
 ○北畑
 ○樂簡野落合以下並七邑云河内谷
 ○山出
 ○淨明寺神鳳抄作常明寺
 ○草生
 ○平生
 ○船山神鳳抄作
 ○田端上野
 ○井上
 ○岡南
 ○妙法寺
 ○神田
 ○神山云石切神山
 ○二子

○前田云草生 【神鳳抄】曰、安西郡前田膳正神田、
 ○安部 【神鳳抄】曰、安西郡久松別安部、
 ○日南田
 ○家所神鳳抄作宅所
 ○野田
 ○金垣内
 ○清水市場以下並
 ○穴倉或荒廢神鳳抄作荒倉
 ○高座原
 ○細野
 ○南長野
 ○向手
 ○小福寺豐後以下並南長野支郷
 ○平木
 ○新開
 ○五百野 按、御厨【神鳳抄】に見はる、邑中牧野に石窟十
 八箇所あり、今尙存す。近世神論によつて今蠶原村に屬す 姫宮の宮址を距るこ
 と二町許。
 ○足坂
 ○田中
 ○久保藤王寺以下並片田縣邑

○市場
 ○龍口
 ○鍛冶垣内
 ○向出
 ○堺
 ○御厨【神鳳抄】に見はる。
 按、御園【神鳳抄】に見はる。
 ○北長野神鳳抄作長野
 ○烏川原
 ○若狹
 ○關屋烏川原以下並北長野支郷
 ○豐後
 ○北輪
 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
 ○桂畑又作桂端
 ○栗原神鳳抄作栗原爲元
 ○柳谷
 ○藥王寺
 ○片田
 ○井戸
 ○前田
 ○長谷場

三國地志卷之三十一

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國安濃郡

神祠

○志袋舊名佐々禮石 按、【神鳳抄】佐々禮石御厨あり。今地名さ
 れ石と云て一堆の大磐石あり。一面兩處にわかち岩と昔と
 の名を命す、古歌によれるなるべし。或云古今の詠こゝを
 よめると、恐くは泥むと云べし。

- 長谷神鳳抄作
- 殿村
- 小船神鳳抄作
- 産品神鳳抄作

三國地志卷之三十一 終

(松一の市大)
 ○大市神社 按、妙法寺村に坐す、祀る神詳ならず。社址古
 市に今一株の老松を存す、俗是を大市の一ツ松と云。今本村
 の内大市の地名、處々に遺るを以て考ふるに。大市は蓋し
 本村の舊名にして、妙法寺は中古の名なるべし。

○志夫彌神社 按、澁見村に坐す、澁見明神と稱す。祭神詳
 ならず、【古事記】云、志夫美宿禰王者佐々君之祖也、子孫是
 を祀れるにや。

(神明留鹽)
 ○小丹神社 按、部田村の海邊、今奄藝郡の地域 地名鬼か鹽屋に老
 松あり。土俗甚崇敬す、鬼、小丹訓同し、蓋し是其社址、祀る神
 詳ならず、或云玉依姬命を祀り、鹽留明神と稱すと。理或は
 然らん。又此邊鬼火あり、俗鬼鹽屋火と云。又古へ此に民家
 あり、今はなし。又西來寺崎と云址あり、是西來寺の舊地に

して今に至て俗鬼か鹽屋の西來寺と云。

○小川内神社 按、河内谷南垣内に坐す、俗御靈明神と稱す。祭神詳ならず。

○比佐豆知神社 按、雲林院村に坐す、俗雨土御前と稱す是歟。祭神詳ならず。

○船山神社 【惣國風土記】曰、安濃郡船山神社、圭田四十三束六毛田、垂仁天皇四十二年甲戌十一月、依齋宮之夢託、所祭田凝比咩也。按、船山村に坐す、俗伊豆權現と稱す是歟。

(豆伊) ○置染神社 【惣國風土記】曰、安濃郡置染神社、圭田三十二束三字田五毛田、大日本根子彦國引天皇五年辛卯三月所祭大鷲津命也。

○美濃屋神社 【惣國風土記】曰、安濃郡美濃屋神社、圭田二十三束三毛田、大足彦忍代別天皇三年癸酉六月所祭金山彦也。按、美濃國不破郡南宮は、即一宮にして金山彦命也。蓋古昔此地に遷し祀るを以て、此社號あるか。

○阿由太神社 按、置染以下三座詳ならず。

○加良比乃神社 按、今壹志郡に屬す。

○已上十座竝【延喜神祇式】に出たり。

○八幡宮 按、八幡浦郡界に坐す、本社舊建部地主八幡・住吉の三神を祀る。寛永九年大通廟の修造によつて、社頭壯麗觀を改む。每年中秋の日大祭あり、今所祀は八幡・高良・住

吉の三座にして、建部明神は別社に齋る也、其沿革時世を詳にせず。

○阿漕祠上宮等 按、毎年七月十六日祭祀をなし、漁夫靈魂を慰む。

○辨天祠 按、舊乙部浦に坐す、其舊址今權現浦と號す。

○富士權現祠 按、舊乙部浦に坐す、其舊址今權現浦と號す。

○牛頭天王祠八幡以下 按、修驗明覺院或云大勸請する處。

○河松神社 按、祭神詳ならず、相傳ふ、安濃川古へ古河村を經、半田橋の下に至て、半田川と合流して海に入る、古川領に神社あり、川待と號して、後世社を今の地に移し、川松に作る。

○稻荷祠貞享元年間造 按、封内に古松あり、諏訪の神木とす。土俗甚崇敬す。

○青木明神祠或云大梵天王 按、老樹を以て神木とす。

○正八幡祠 按、今廢して神木の榎あり。

○安濃天神祠並乙 【惣國風土記】曰、安濃郡安濃神社、圭田三十三束三字田、太神宮之神戸之地也。

按、地名田中に座す、故に田中天神とも云。封域廣して辨天の社地も此内なりと云。【神鳳抄】安濃津御厨を載せ、

又觀音寺に一御厨の遺稱あるときは、此邊總て神戸の地とみるたれば、本社亦安濃神社なるもの歟。

○愛宕祠 按、舊金井町にあり、舊地に小祠を建雜雷を祀る五月十侯家鎮護の爲、寛文九年此山に移す。

○稻荷祠 按、茶臼山に坐す。

○冑祠又云 按、泉州大鳥郡神功皇后の冑を藏む、號て冑社と云、上世兵器を崇めて神とするもの多し、本祠亦然る歟。今考ふる所なし。

○塔世三社並塔 按、稻荷・牛頭・八王子の三神同殿に坐す、域内寄生の名木あり。

○八王子祠中川原村 ○牛頭天王祠八幡八王子相殿

○白山妙理祠 ○別山大行事祠 ○小白山大行事祠

○八幡祠 ○稻荷祠並下部田村 ○天王八王子祠

○天神祠並古川村 ○古世子明神祠又云古世子丸○刑部村 按、忠盛一族の靈を祀るか、説多詳ならず。

○神立明神祠 ○牛頭天王祠二 ○稻荷祠

○地神明神祠並半田村 ○天神祠 ○葛城明神祠

○牛頭天王祠 ○八王子祠 ○富士祠

○辨才天祠並神戶村 ○八王子祠 ○神明祠並野田村

○月元明神祠 ○天神祠河路村 ○牛頭天王祠

○若宮明神祠並北河路村

○大梵天王 按、今廢して神木の榎あり。

○八王子祠並神納村

○龜森明神祠 【安東郡專當沙汰文】曰、料所者、龜森御田半にて、毎年營之、按、一株の椎樹を以神木とす。保食神又御を祀る。此神を納所に享祀する者、蓋し所由あらん。

○八王子權現祠觀音寺村

○天神祠並見村 按、乙部兵庫頭の靈を祀ると云。

○天白八王子祠 ○新宮八王子祠並長岡村

○天白天王祠 ○牛頭天王祠 ○天神祠

○立像權現祠 ○正八幡祠 ○白山祠

○若宮八幡祠 ○熊野祠 ○八王子祠

○石立明神祠神木神石 ○大梵天王祠

○稻荷祠 ○八王子祠並清水村

○相圖社明神祠並部 按、祠なし神木あり。

○稻荷祠八王子同殿 ○大梵天王祠並中節 ○平泉明神祠一色村

○日天八王子祠 ○牛頭天王祠並毛村 ○大社明神祠會根村

○御靈八所明神祠 ○若宮八幡祠 ○山神祠並大田村

○牛頭天王祠并内田 ○日宮天王祠同殿 ○興明神祠

○天王祠並阿濃村 ○神明祠荒木村 ○椿明神祠

○十一面明神祠並同本村 ○大梵天王祠

- 愛宕祠 ○山神祠二〇並 ○椋本明神祠
- 八幡神祠 ○譽田八幡祠 ○山神祠二〇並
- 忍田明神祠 ○山神祠並忍田村
- 溝淵明神祠 按、城山の東に坐す、祭神詳ならず、康和五年・寛元二年・永祿十三年上梁文あり。
- 住吉祠 ○大丸八王子祠 ○小祠七〇神號未詳〇溝淵以下並雲林院村
- 宜授明神祠 按、俗島海彌三郎か靈を祭と云。祭禮騎射を行ふも其所由歟。
- 八王子祠並河内村 ○若一王子祠 ○天神祠並多門村
- 神山明神祠 ○上野明神祠並神山 ○神明祠天王同殿
- 山神祠並小野平村 ○八幡祠 ○八王子祠並島村
- 天満祠 ○八幡祠並草生村 ○天神祠野口村
- 春日祠船山村 ○神明祠大塚村 ○伊藏明神祠
- 牛頭天王祠 ○粟加明神祠 ○愛宕祠並粟加村
- 大梵天王祠 ○八王子祠 ○稻荷祠並田端村
- 日天明神祠稻荷八王子同殿 ○八幡祠並東觀音寺村
- 若一王子祠村主 【惣國風土記】曰、安濃郡村主神社、圭田二十七丸六字田三毛田、稚足彦天皇八年丙子二月所祭大山祇命也、按、今王子の祠として大山祇の傳を失す。
- 若一王子祠 ○八幡祠並井上村 ○牛頭天王祠
- 藤森明神祠並同南村 ○稻荷祠山王同殿 ○正八幡祠並浄土寺村

- 御白明神祠建部村 ○牛頭天王祠 ○愛宕祠並妙寺村
- 平泉明神祠 ○野圖權現祠並分部村 ○三十八社祠
- 牛頭天王祠並今徳村 ○三輪祠神田村 ○三輪祠前野村
- 勝手明神祠光明寺村 ○日天神祠 ○山王祠
- 牛頭天王祠並二子村 ○牛頭天王祠 ○愛宕祠
- 三輪祠並前田村 ○住吉祠 ○熊野祠
- 八王子祠並安部村 ○神明祠日南田村 ○某明神祠俗稱普賢
- 八王子祠並家所村 ○福壽明神祠 ○八幡祠
- 熊野祠 ○春日祠八幡以下 ○神明祠福壽以下
- 伊豆權現祠 ○春日祠並高座原村
- 立岩明神祠七社 按、社の前川に怪巖あり、是神石にして俗立岩と稱す。
- 富士祠立岩以下並南長野村 ○天照大神祠 ○細野明神祠
- 安濃國造祠 【倭姫命世記】曰、阿野縣造祖眞桑枝太命亦汝國名何問賜、白久、草蔭阿野國白、按、右三社竝座す。
- 八幡祠 ○愛宕社細野以下並北長野村
- 三舟明神祠 按、社内石を藏て御船代とす、其形宛船の如し、且社下奇巖あり、俗御船或は岩船と稱す、川流常に其巖上を容通して復本流にそゞぐ。
- 八幡祠三舟以下並平木村 ○奥出明神祠桂畑村 ○松尾祠

- 春日祠並柳谷村 ○尾崎八幡祠新開村 ○八幡祠粟原村
- 春日祠 ○熊野祠 ○八幡祠
- 姫御宮並五百野村 按、五百野皇女を祀る、俗大姫命と稱す、所生本邑に出るなるべし。舊宮の址は是より南にあり、祭祀二月申日。今考二月申の日は齋宮多氣宮に遷る蓋し其儀を行ふか。
- 稻荷祠足坂村 ○稻荷祠 ○山王祠並田中村
- 辨才天祠井戸村 ○八王子祠 ○天神祠
- 神明祠 ○愛宕祠並前田村 ○牛頭天王祠
- 天神祠天王寺社但 ○正八幡祠 ○天神祠並久保村
- 稻荷祠 ○鎮守明神祠並志村 ○天神祠長谷場村
- 神明祠八王子同殿 ○若宮八幡祠並産品村 ○殿岡明神祠
- 十二社權現祠殿岡末社 ○白山祠並殿村
- 八王子祠 ○稻荷祠並小船村

山川

○長野嶽 按、長野村にあり、【惣國風土記】に西は長野嶽を限ると云是なり。俗長野峠と云、西は伊賀國界にして、志留附村へ通す。

○尼巖 ○隠端

○雀頭嶽或鶴杖 按、背は奄藝郡越知川村に跨る、山形雀頭

に似たり故に名く。

○袖谷山 ○加禮伊山

按、尼嶽以下共に河内谷にあり。

○經峯或經塚 按、本郡の景趣なり。

○輪法塚 按、經峯につゞく山上にあり。

○半田山 按、海濱を眺望する佳景の地なり。

○御殿山 按、侯家放鷹の地なり、故に號く。

○塔世山或云遠瀨山 按、御殿山に續き、俱に塔世村の上方にあり。【國永家集】に「海原や鹽干鹽満かひありて、詠もあかぬあの、遠山、是此邊の山をよめる様なれども、海邊眺望の題詠なれば、しかと指處ある山にはあらざるべし。

○安濃松原 【夫木集】曰 爲 家

伊勢の海あの、松原まつとも、いひし日數に浪は越つ、

鈴鹿山ふりはへ越て見渡せば、みどりに霞むあの、松原

長嘯子【伊勢のみちの記】云、津といふうらにとまる、あの、松はらのみやる、おなし名のためもしければ、いのるなりえたそへあの、小松はら、あまてる神のちかきめくみに

按、上世藤方・垂水の邊より海涯に松原あり。又乙部村字權現浦に松原あり。是等古の遺址なる歟。爲家の和歌長嘯子の説によらば、此説を是とすべし。又家長の和歌田村の風謠によらば、安濃村の松原寺の地をさすも、一説とすべし。孰れか是なることをしらす。

○稻子瀑布 按、小野平村地名稻子山にあり、故に名く。源經が峯猿が城より出る。岩壁に不動像を刻む。暑中土俗相集て瀧水に浴す。能眼目頭痛腰痛等の上焦の疾を治と云。

○安濃川或曰三瀬川 【江家次第】曰、渡、鈴川二、安濃川三瀬、渡、雲出川、【夫木集】曰、

す、か山いせちにかよふみせ川の、みせはや人にふかきころを

又曰、あのかは伊勢

法印尊海

神風やいせちを行は冬寒み、あの、川原に千鳥鳴なり

按、古へ神宮へ勅使、道は關より椋本を経て雲出に至る。今云中郡道 安濃川を二度渡る。神山村曾根村刑部村の三本松の上にて渡る 故に三瀬川と詠するならん、安濃川は其總名也。

○岫田川 【惣國風土記】曰、安濃郡南限岫田川、按、今詳ならず、岫田の關を以てみれば、家城川と云是歟。
○五百野川 按、五百野村にあり、地名御贄淵にて、三月三

日より五月五日に至て、年魚をとつて大神宮へ供す。
○美濃夜川 【總國風土記】曰、安濃郡美濃夜川、出鮎・鰻・鮒等、野見逸主之詠、美乃夜能川乃磯際來居聽衛鳴須、此川也、按、今詳ならず。

○河内溪 ○忍田溪 ○塔世川

按、此三川、源は河内谷の山中より流て、歴る處の村里を名とす、下は塔世に至て東海に入る。

○尼淵 按、津府專琳寺の前にあり、是古川の水脈なりと云。

○鑪鞆井 按、下部田と塔世の界にあり。大通廟の命を以水鉢一丈二尺四方を鑄造しむ、但馬工社箕手山にて鑄る。此堰相距る遠からず、其水音の激する、其時の鑪鞆に似たるを以、名つくと云。

○阿漕浦 【續千載】曰、永仁二年五十首歌奉ける時雪を、津守國助

冬深きあこぎの海士の藻鹽木に、雪つみそへてさゆる浦風

【新千載集】曰、題しらす 按察使公敏

いかにせんあこぎが浦に袖ぬれて、つむや鹽木のからき思ひを

正中二年百首歌奉けるととき

後照念院關白太政大臣

いかにせんあこぎか浦のうらみても、度かさなればかはるちきりを

【新後拾遺集】曰、題しらす

崇全法師

忘れずに度をかさねて鹽木つむ、あこぎか浦になれし月影

【歌枕名寄】曰、

鹽木つむあこぎが浦による浪の、度かさなれば人もこそしれ

【六帖】曰

長 明

あふ事をあこぎが浦に引網の、度かさならばあらはれやせん

【師兼千首】曰、

鹽木つむあこぎが浦のうら人も、からきおもひにこりすやはせん

【堯孝家集】曰、

鹽木燒烟の末も見えわかず、あこぎか浦の五月雨の頃

【源平盛衰記】曰、西行發心のをこりを尋れば、源は戀故とそ承る。申も恐ある上藤女房を思戀進たりけるを、あこぎの浦そと云仰を蒙て思切、官位春の夜見はてぬ夢と思成

樂榮は秋の夜の月西へと准へて、有爲の世の契を遁つ、

無爲の道にそ入にける。あこぎは歌の心なり、

「伊勢の海あこぎか浦に引網も、度重なれば人もこそしれ」と云心は、彼の阿漕の浦には神の誓にて年に一度の外は網を引すとかや、此仰を承て西行か讀ける、

「思きや富士の高根に一夜ねて、雲の上なる月をみるとは」此歌の心を思には、一よの御契は有けるにや、重て聞食事の有ければこそ、阿漕とは仰けめ、情なかりける事共也。

【宗長道之記】曰、伊勢あのか、津より所望う、あま小船春やあこぎの浦の松

按、安濃津の南にあり、阿漕、阿濃字形相似たるを以て混するならん。或人云、安濃を直にあこぎとよみたるにや。古へ語の清濁を通はしたるも多し、又音と訓とを訛り傳へたるは、備後の安那をやすなとよみ、駿河の益頭をましづとよめる類も、侍るにやと云へり。物の度重る事をあこぎと云も、古くより言習はし、阿漕の風謠其傳はる事尙しければ故ありとみるたり。

○安濃浦 【丹後守家百首】 爲業
みわたせはあのか、浦風吹ゆへに、いせの濱萩なひくめる哉

按、八幡より部田に至る、是を呼て安濃浦と云。

○阿野湊 【夫木集】曰、あの、みなと伊勢。【伊勢記】云、伊勢へくだりけるに、あのといふ所にとまりて、曉立とて田の中を夜をこめてするに、きりふかくてみちも見えねばよめる、

鴨 長明

打渡たすあの、湊田ほのくくと、かるもからぬも
見えぬ朝霧

【藻鑑草】曰、阿野湊伊勢見わたりの月は秋なるなみの上、

按、湊は即ち安濃津の船着なり。湊田は其邊の田畝を詠するならん、古昔の湊は爰にあらず。明應の地震に遠淺となる。

○乙部浦 按、阿彌陀寺の舊址あり、方三町計又經塚あり、(浦堂東)字を會下堤と云、故に呼て東堂浦とも云。

○八幡浦 按、惣國風土記に東は建部浦を限ると云是也。

關梁

○安濃津驛津府或作洞津 【總國風土記】曰、安濃津仁徳天皇三年乙亥、定三津其一也、夷方之蟹船、本邦公私之着船、湊入之船、各來于此、其風雲輿國之名湊也、去國府二百二十里也、富饒徳有之地也、准驛宿公穀減其三之二、

【土佛參詣記】曰、安濃津と申所につきて侍しに、古郷にて

○安濃板橋 【歌枕名寄】曰、

隆心法師

朝ほらけ家田の松はきりこめて、おほつかなしや

あの、板はし

按、今詳ならず。

○岩田板橋

○塔世橋

○部田橋

○半田橋

按、岩田以下俱に津府下にあり。

○大小橋

按、津府大門通の小溝渠に架す。古昔塔世川茲に流ると云、大小は橋の事に非ず、刀劔によるの俗説を傳ふ。

○偽橋 按、忍田村にあり。

殿舎

○觀馬館一名春秋館 按、侯家の別荘なり、呼て馬場屋鋪と云。

○待賓館 按、津府にあり、呼て御客屋と云。

三國地志卷之三十一 終

いさ、か見侍し人のと、め申しかは、旅の心をもたすけん
とて、兩三日逗留し侍りぬ。此津は江めぐり、浦遙にして、
行來の船、人の月に漕聲、旅泊の曉の枕に聞へて、あはれ浪
風の音忍びかた、侍りしかは、

風寒きいそやの枕夢さめて、よそなる浪にぬる、

袖かな

按、【武備志】云、伊勢穴津、又云日本國有三津、皆商船所
聚、通海之江也、西海道有坊津、所屬花旭塔津、所屬洞津、所屬伊
州所 三津惟坊津爲總路、客船往返必由花旭塔津、爲中津、
地方廣闊、人煙湊集、中國海商無不聚此地、有松林、方長十
里、名十里松土名法尋敏機、乃廂先也、有一街名大唐街唐人
留彼、相傳今盡爲倭也、洞津爲末津、地方又遠、與山城相近、
貨物或備或缺、末津と云は路程の遠近なり、洞津・穴津と
云は、本國の海は大水に非ず、鳥羽より伊良胡に至て凡
七里、海の形狀恰も洞穴に在るか如し、故に云穴洞の二
字を以て、此津の名とすること、本朝史籍に所見なし、異
域傳聞の誤なるか詳ならず。

○片田驛 ○長野驛

按、津府より伊州平松に至るの隘勝なり。

○窪田驛 ○椋本驛

按、俱に津より關に出るの官道なり。

三國地志卷之三十三

伊州司城 藤堂元甫修

陵墓

伊勢國阿濃郡

陵墓

○五百野皇女墓 按、五百野村東、田間に堆き處にあり、是
なりと云。

○安濃皇女墓 【續日本後紀】曰、仁明天皇承和八年八月丁
卯、無品安濃内親王薨、不遣葬使、爲彼家早葬也、親王者、桓
武天皇第四皇女也。

按、大塚村にあり、字大塚所謂是車塚にして、周廻六十間、
環りに池ありて儼然たる山陵なり。其西に荒墳あり、周
廻九間四方、水田なり、何人の墓なることをしらす。

○安漕塚 按、津の府より異五六町距て安漕浦あり、彼處
に荒墳あり、俗呼て安漕塚と云。墳上に椋の木あり、故址は
明應年中の地震に没して海となり、再び此に築くと云。上
世此浦、神宮の御厨なりしを、漁夫其制を犯すを以、終其
命をたゝる、靈魂崇りをなす、後人小祠を置て安漕明神と

稱すと云。事は山川の下に辯ず、并せ見るべし。

○土田氏墓 按、織田信長の母堂、文祿三年正月七日卒去、花屋壽榮尼と諡す。

○一色氏墓 按、寒松廟嫡室、元和元年八月廿日卒去、久芳院桂月貞昌大尼と諡す。

○富田千代丸墓 土田氏墓以下並四天王寺 按、富田知信男、慶長九年五月十一日早世。

○清韓墓 寺 按、奄藝郡三宅村の人、韓長老と云。

○三塚 按、稻荷山の西山上にあり。相傳ふ、備前守完戸元繼が墓なり。元繼は鎌足の後胤四郎左衛門尉家政の末葉雅樂頭元源が曾孫也。元繼累世毛利元就に屬す、關原亂の時、安濃津の城によせて、分部左京亮と戰死す。其臣二人俱に茲に葬る、故に三塚と云。

○大塚 按、長野村にあり、奇異の俗傳あり、河内國萬か犬墓と同日の談なる賦。

梵刹

○四天王寺 塔 【東鑑】曰、文治四年三月廿六日壬戌、諸國可奉造立四天王像之由被宣下、東國分事、今日被施行、大夫屬入道奉行之、

羅綺の袖もたゆくやかへすたをやめの、月に殊更長き絲竹
いつる日を月もさすかに君か代は、久しかれとを
あまてらすらん

右意趣者、眼病頻勞、不分晝夜、痛切既如盲、當時客來曰、爰班鳩太子之草創號四天王寺、有鎮座醫王之靈像、嚴而經九百餘歲之星霜、從爾以降七不思議之玄妙、情以不異難波寺、時令滿衆病悉除之願給事、在瞬目之間、予聞之荷綴和歌祈之、得分明平愈、誠可謂奇之、誰人不信仰之哉、端未唯爲佛意之照覽、不顧世俗之嘲哂者也、元龜三年閏正月廿日、

按、上宮太子創建の俗傳あり。大日・彌陀・阿闍の三像は、百濟の鳥工か造る處、古は二佛堂と稱し、中世藥師堂と云。中堂藥師佛は、寛平二年にこ部浦漁夫、志州答志浦にてうる處、夢の告ありて此に安す。久安三年丁卯八月十日、藤原朝臣景通、再興の上梁文あり、其修補は惡七兵衛景清がなす處也と云。景通は加藤景通にして景清は景通か子加藤五景清也惡七兵衛に連するものは俗傳の誤ならん

それより以降二百餘年、台密禪律更住して正海禪師開祖となり、其後また破壊す。永享八年修營せしが、永祿八年五月十九日兵火にかゝり、諸堂回祿して本堂のみ存す。舊領主上野介織田信良・信濃守富田知信、俱に寺領を寄附ありしが、慶長五年に又散亂す。我先君寒松廟元和五

【國永家集】曰、詠藥師名號和歌

沙彌桂祐

八重立もあやなし霞こち吹は、晴行べきを深き夜の月

熊野なる音無河の類ひとて、月にはいつも聲むせふ池

しらま弓春立雪のくは、れば、猶むつまじくなれる花守

るてんする堺を月もあはれまは、身のいたつきや夏の夜の空

りうたんの色成露の玉ゆらに、やとれば月もうつる心を

くさくさのまかきの花の咲ぬれば、所えかほに月も澄けり

初雁の聲をまほさて月の船も、をしあけかたの秋の海原

薄雪も薄き氷ももてはやす、月の光そひかりなりける

新枕其面影を有明の、月もさこそはおもひいつらめ

霄の間の月は思ふか半空も、またきに更て残る山の端

年に修造なさしめ、明曆二年大通廟、寺料百石を寄せ玉ふ。

○觀音寺 惠日山觀音大門觀音 按、本尊正觀音、本國土俗巡禮佛の一なり。又大神宮一御厨と云、津府開發の靈區たること、康正元年教高難氏舊案にみえたり。此靈像和銅二年安濃浦の漁網にかゝりて出現の像なり。秋之國主、詳未天聽に達して、この處に安置し、それより惠日山と號す。慶長五年の兵火に、堂舎烏有となる。其後正堂、慶長十二年二王門、寛永六年鐘樓等、寒松廟修造し給ふ。大通廟に至り、厨子燈爐等を寄附し給ふ。每正月廿日の會式、口開と云式あつて、正堂の前に酒をすゝめ、種々の歌曲をなす。二月朔日の大會、俗鬼おさると云、追儼の式に類す

○大寶院 山 按、古は六大院と云、窪田村にあり。官寺にして繪旨綱牒數章あり、舊領主上野介信良、觀音寺の疆内へ移して一山の寺務とす。前任僧侶大寶坊長堯尾州にあり、豊太閤總角の時、筆道の師範たるを以て、陣中へ祈念の護符を獻じ、其後も祈禱を奉じたる書翰あり。文祿三年一志郡七栗、安藝郡窪田二邑の内にて、其寺領を因受す。本尊阿彌陀は、もと鈴鹿郡國府村無量壽寺にあり、天正の兵亂に織田氏これを奪ひ、津城内に小堂を建て是を安置し、其後今の堂に移す。大寶は觀音寺の僧名なり、覺乘といへる僧、袈裟

を以、外宮の寶殿へ納めたることあり。其後國府村土民の勞を謝して、外宮の神主は彦より返あたへたることあり。

○西來寺山 【真盛別傳】曰、延德二年庚戌四十八歲、弘法勢州觀音寺、緇白嚮風者數百人、各捐淨財若干、創建一精舍名曰西來、上人使從弟盛算居之。

按、延德年中の創造は、鬼か鹽屋の地なり。元龜年間の回祿に惣門ばかり残る。慶長六年信濃守知信、方百間の敷地を附す。西來寺町の舊地是なり。其後今の地にうつし建つ。

○上宮寺山 按、推古帝二年秋九月、本國の造膳臣枚夫詔を奉て創建する處、四十六寺の外員外十寺の一にして、紫雲寺と號す。上宮太子自ら彌陀を刻して安置し玉ふ、舒明帝詔を下し上宮皇寺となす。其後衰弊して、高田の門徒となる。

○寒松院山 按、舊昌泉院と云、高山公薨逝の後、今の名に更む。先君六世の靈牌を安し、三公をこゝに奉葬す。開祖は清賢僧都、本尊釋迦佛、蜀錦の袈裟は高山公朝鮮にて獲たまふところ、凱旋の後此寺に納む。寛永十二年・同廿一年八幡宮領の案あり。

○眞光寺山 按、曆應二年劫阿上人開祖。貞和元年山田田中よりの此に移すと云。
○本德寺山 按、天文年中伊雜宮衰壞し、神領没するに及

んで、神主的屋美作守弟三人を率て、本郡神戸村に退隱す。其後兄弟分離して、美作は剝染して高田門徒となる。寛永六年其道場を本德寺と號す。

○天然寺山 按、慶長年中岷譽開祖、正觀音多氣國司を安す。

○光德寺山 按、豫州より此に移す、雷道律師開祖。
○佛眼寺山 按、建治年間日蓮此に寓して、百餘日妙典を誦す、因て法華堂とも云。仁右衛門高刑、泉州堺妙國寺の佛眼院日統を請す、故に佛眼寺と號す。

○西元寺山 按、慶長年中豫州より此に移す。
○明雲寺山 按、天女堂は、舊東武染井の公莊にあり。寶永年間の地震に破壊す、爾後花上院法印こゝに再興して、侯家永久の洪福を祈る。

○報恩寺山 按、眞惠上人の隨從淨幸と云ものを、舊領主乙部藤政請して、中河原村に建て、敷地鹽竈を寄附す。其舊案今尙存す。
○正覺寺山 按、舊領主富田氏の時教圓古河豐前守義勝男父戰死の地たるを以て、再建して住侶となる。
○韻津寺山 按、寛永元年乾峰開祖。
○庭岩寺山 按、寛永年間小森伊豆本願にして、孝南開基なり。

○專琳寺山 按、明周院福壽寺にあり。

○彰見寺山 按、古へ部田浦鬼鹽屋にあり。
○法華院山 按、光澤寺法林山にあり。
○蓮花院
○金臺寺
○福滿寺延命山
○圓通寺普門山

○阿彌陀寺山 按、今傳樹院を混じて一寺となす。傳樹院は岩田川の南、弓町の北の邊にあり、然るに慶長十二年、伊豫の今治より、阿彌陀寺を本國へうつす、時に傳樹院衰廢するを以て、其地を假て堂舎を造立す、故に同地に二院の名を混す。

○圓明寺山 【異本親元日記】曰、寛正六乙酉二月十六日、勢州岩田圓明寺并原金光寺、各海苔百帖進上、恒例、雖爲洲流海苔、彼在所伊勢島、依有弓矢之儀、如此云云、同貴殿江各被進之、五十帖宛又云、此年十一月六日已卯勢州岩田圓明寺原金光寺各卷數一唐納豆二箱進上例御申次備州

按、西大寺上綱興正開祖にして、初は度會郡楠部村にあり、其後岩田村を寺料によせ玉ふ、勅を以て興正の高弟覺乘之を開き、圓鏡を玉ふの夢相あるを以て、圓明寺と號す、方八町の靈場たりしが、天正年間の兵火に罹り、塔堂悉く灰燼となる。今の堂は、延寶七年再建する處なり。相傳ふ神宮へ參詣の人々本寺にて茶を喫すれば、汚穢不淨を去ると云。是覺乘神宮へ參詣の時の妄説より起るとみ

○菩提寺
○惠光寺法轉山
○淨明院松林山 按、延寶八年大通廟草創にして、興聖松堂の開基なり。舊河邊村の長樂寺にあり、こゝに移して寶龜山長生寺と云、寶永八年今の名に更む、公祖歴世及公族の靈牌を安す。

○潮音寺
○蓮光院馬寶山
○庚申堂並下部田村
○泰安寺並古川村
○長禪寺並刑部村
○惣佛寺
○貞觀寺普門山
○善行寺永松山
○大圓寺醫王山
○西光寺並北小路村
○蓮照寺並神納村

○地藏院並中川
○善德寺
○觀音寺
○福藏寺
○高西寺大智山
○松仙寺
○吉祥寺功徳山
○知圓寺深重山
○香蓮寺並南河路村
○德雲寺神明山
○神宮寺御供山 按、神宮御饌料米を納むる御舎なり。故に御藏堂とも、御供山とも云。此御舎に升一口あり、穀を盛ること一升二合五勺。又儀仗一口あり、俗向の太刀と云。俱に上古の器物にして、勅を納むる時、此太刀

○密藏院白山
○心覺寺
○常延寺
○弘安寺
○新光寺瑞峯山
○大善寺中尾山
○慶雲寺並神戸村
○光泉寺永寶山
○西念寺
○西照寺

○密藏院白山
○心覺寺
○常延寺
○弘安寺
○新光寺瑞峯山
○大善寺中尾山
○慶雲寺並神戸村
○光泉寺永寶山
○西念寺
○西照寺

をたてをくを古例とす。又外宮遷宮の後、其舊の鳥居を本寺の前にたて、正堂の修營も、外宮舊殿の餘材を用ひ、是亦古例なりと云。

- 佛照寺
- 極樂寺神宮寺以下
- 觀音寺大御堂山
- 一樂寺並東觀音寺村
- 長法寺
- 專光寺
- 寶福寺
- 清雲寺
- 正圓寺
- 高田道場並一色村
- 長善寺慶照山
- 慈相寺地福山
- 長久寺青龍山
- 松原寺朝光山
- 稱名寺
- 生樂寺蓮生山
- 來福寺並荒木村
- 運福寺栗野山
- 東日寺凡岡山
- 西光寺船上山
- 惠日寺
- 蓮生寺並大塚村
- 正泉寺
- 花光寺
- 延命寺
- 西德寺並粟加村
- 正法寺村主村
- 慶德寺並田端村
- 村主寺
- 延命寺並淨土寺村
- 善福寺連部村
- 西林寺
- 妙法寺並妙法寺村
- 法光寺
- 本願寺
- 佛照寺並分部村
- 南光寺北出山
- 龍泉寺天工山
- 千手寺廣大山
- 千手寺廣大山
- 光明寺水上山
- 長明寺神光山
- 道入寺進心山
- 正運寺
- 眞念寺
- 圓稱寺
- 高田道場並安部村
- 緣生寺日南田村
- 傳法寺枯花山
- 實相寺普岸山
- 龍元寺龍王山
- 明願寺光照山
- 應德寺久保山
- 應德寺家所村
- 應德寺家所村
- 福徳寺
- 樂師堂
- 行願寺並穴倉村
- 高福寺高座原村
- 清法寺龍花山
- 觀音寺蓮光山
- 知永寺谷長山

- 存仁寺
- 光月寺
- 永立寺
- 長徳寺
- 溝淵寺
- 光安寺
- 法藏寺
- 光山寺
- 澄源寺舊名上
- 願了寺
- 西運寺
- 正福寺
- 西德寺
- 長徳寺
- 龍泉寺
- 常明寺
- 盛徳寺
- 西方寺
- 地蔵堂又曰壽松山千
- 正寶寺
- 清岸寺
- 養宗寺
- 稱名寺長徳寺以下
- 本山寺
- 淨元寺
- 光雲寺並忍田村
- 淨徳寺
- 觀音寺
- 寶泉寺
- 當福寺並小野村
- 光明寺並戸島村
- 桂林寺
- 觀音堂成覺寺以下
- 高田道場西運寺以下
- 大願寺並神山村
- 西善寺
- 恩仲寺
- 蓮光寺
- 觀音堂成覺寺以下
- 高田道場西運寺以下
- 大願寺並神山村
- 西善寺
- 恩仲寺
- 蓮光寺

なれば、今これをとらず。

に建の故に、知永寺と號く。大永七年宮田大輔種藤・天文十一年源次郎藤定・元龜三年次郎具藤寺領寄附の舊案あり。長野家累世の牌子を安す。

- 盛山寺海上山
- 西光寺
- 延命寺
- 慶徳寺並田端村
- 村主寺
- 西願寺
- 西林寺
- 本願寺
- 龍泉寺天工山
- 千手寺廣大山
- 千手寺廣大山
- 光明寺水上山
- 正運寺
- 高田道場並安部村
- 實相寺普岸山
- 應徳寺久保山
- 應徳寺家所村
- 福徳寺
- 高福寺高座原村
- 知永寺谷長山
- 惠日寺
- 蓮生寺並大塚村
- 正泉寺
- 花光寺
- 延命寺
- 西德寺並粟加村
- 正法寺村主村
- 慶徳寺並田端村
- 村主寺
- 延命寺並淨土寺村
- 善福寺連部村
- 西林寺
- 妙法寺並妙法寺村
- 法光寺
- 本願寺
- 佛照寺並分部村
- 南光寺北出山
- 龍泉寺天工山
- 千手寺廣大山
- 千手寺廣大山
- 光明寺水上山
- 長明寺神光山
- 道入寺進心山
- 正運寺
- 眞念寺
- 圓稱寺
- 高田道場並安部村
- 緣生寺日南田村
- 傳法寺枯花山
- 實相寺普岸山
- 龍元寺龍王山
- 明願寺光照山
- 應徳寺久保山
- 應徳寺家所村
- 應徳寺家所村
- 福徳寺
- 樂師堂
- 行願寺並穴倉村
- 高福寺高座原村
- 清法寺龍花山
- 觀音寺蓮光山
- 知永寺谷長山

- 小念佛堂
- 西福寺知永寺以下
- 西念寺
- 護願寺並玉山
- 永福寺並照山地蔵
- 來岸寺
- 來迎寺片田山
- 地蔵堂額王山
- 長谷寺近田山
- 旭晶寺福満山
- 持佛也と云。
- 海樂寺
- 日光寺月光山
- 常樂寺
- 常照寺
- 極樂寺
- 常照寺
- 善福寺
- 安樂寺並小船村
- 願應寺
- 常照寺
- 極樂寺並殿村
- 常照寺
- 善福寺
- 安樂寺並小船村
- 願應寺
- 常照寺
- 極樂寺並殿村

三國地志卷之三十三 終

三國地志卷之三十四

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國阿濃郡

古蹟

○清原長統宅址 【清和實錄】曰、貞觀三年秋七月十四日丙戌、先是伊勢國司介從五位下清原真人長統、大掾正七位上藤原朝臣秋實、少掾從八位下藤原朝臣近氏、大目正七位上秦忌寸高志繼、少目從六位上大夫槻本連真吉、從八位上若宮臣秀雄、前司大掾正六位上御常朝臣氏雄、少掾正六位上與世朝臣有法、大目正六位上早部直秋貞、少目正七位下忍海部國富、并諸郡司十五人、總廿七人、爲安濃郡百姓神人部束成建部繼束、所告隱課丁二百十八人不附大帳、遣散位從七位上藤原朝臣朝野推之、長統等罪、當徒以下、是日、據去年十一月十六日詔書之旨原免。

(原清)

按、安濃津觀音寺の後にあり、字清原と云。

○藤原惟盛宅址 【神宮雜事記】曰、長久六年十一月六日、字伊栗野天 戒者法師乃 上道之間、彼等隨身乃 物、衛士奪取

天、走前ト已了、時法師路邊留居、待付祭主天訴云、前陣ト罷侍執幣爲被奪取物中、裏物一丸同被押取已了、彼不淨物也、早被ト返者、問云、何物ト、法師乃云、安西郡之住人字甲賀介藤原惟盛加 妻骸骨也、依存生之遺言、天、比叡乃 法華堂七爲安持上也申畢、乍驚鈴賀川山中追付 天、名問衛士男之處、實正之由陳申了、

按、所在詳ならず。

○平忠盛宅址 【平家物語】曰、忠盛又御前の召にまかれけるを、人々拍子をうつて、伊勢瓶子はす襷なりけりとそ、はやされけり。かけまくもかたしけなくこの人々は、柏原天王の御末とは申ながら、中頃は宮このすまひもうとくしく、地下にのみふるまひなて、伊勢の國に任國ふか、りしかは、其國の器に事よせて、伊勢平氏とそはやされける。其上忠盛のかた目の眇たりけるによりてこそ、かやうにははやされけるなれ。源平盛衰記 大同小異

(津元)

按、産品村にあり、傳へ云、忠盛産品に生れ、胞衣を纏むると云、別保に住すと。古昔阿濃津と云は此地也、故に今、平相國幼年の時、元津の稱あり、今奄美郡に屬す。 亦こ、にありと云、殿村・刑部等の村名皆忠盛に始る、雖自然餘宅址の所在今詳ならず。

○長野堡 按、長野驛の後にあり、俗長野殿 屋鋪と云、背後三堡あり、一目鐘籠壁、今中根城と云、 文永十一年工藤近江守祐藤始て築き、

次郎具藤に至りて十六世居守。雲林院出羽守、草生越前守、家所多河守、細野九郎左衛門、分部左京亮等爲屬城、 天正四年十一月廿七日、織田家に陥廢せらる。其北の山上西野 に工藤家の幽栖あり、後細野伊豆守これに據り、後安濃の堡に移る。

(城根中)

○長野城又云中根城 【太平記】曰、仁木左京大夫義長は、差たる不義はなかりしかとも、行跡餘りに思ふ様なりとて、諸人に憎まれしに依て、心ならず御敵になり、伊勢國に逃下りて、長野城に楯籠りしを、初は佐々木六角判官入道崇永、土岐大膳大夫入道善忠、兩人討手を承、是を攻けるが、佐々木は他事に召れて上洛しぬ。土岐一人國に留て攻戦ひけれど、も、義長敢て城を落されす。此時亦當國の國司北畠源中納言顯信卿、雲出川より西を管領して、兵を出し隙を伺て戦を挑む間、一國三つに分れて、片時も軍の絶る日もなし。角て五六年経て、義長日來の咎を悔て降參云。又延文六年云、去程長は、三年か間大敵に取巻れて、伊勢の長野の城に籠たれば、知行の地もなく兵糧乏くなるに付て、惡切たる一族郎從兼次に落失て、僅に三百餘騎に成にけり云云。 義長御方に参りなは、伊賀・伊勢兩國官軍に屬するのみならず、伊勢の國司顯能卿の城も、心安く成すべしとて、則勅免の給旨をそ被成ける云。近年此人伊勢國を管領して、在國したりしに、前々更に公家武家手を不指、神三郡に打入て大神宮の御領を押領す云。

按、中根山にあり。長野驛より西二十町山へ上る、二町許

形鹽尻の如く、東面の要害なり、別に第址あり。字御屋

○外山堡 【太平記】曰、土岐右馬頭氏光、外山、今峯兄弟三人、始は仁木に屬して城に籠りたりけるか、弟の外山今峯は忽に翻て寄手に加り、兄の右馬頭は猶城に留て、仁木が方に居たりける。連枝の間なれば外山今峯、如何にもして右馬頭を助はよと思て、潜に二人を遣し、城のさのみ弱り候はぬ前に急き御降參候へ、將軍の御意も無子細候へは、御本領なども相違有ましきにて候と申遣したり。されは右馬頭使に向て、兎角の返事をはせて、其文を引返して、一首の歌を書てそ返しける。【同綱目】云、仁木中務少輔は、伊勢國へ逃下て、長野の一黨を頼みしかは、長野平六兵衛、猪尾の城を拵らへて、中務少輔を楯籠らせ、其身は長野の城に住て、互に斥候の備を設け、土岐佐々木の者ともと戦はぬ日はなかりけり。仁木左京大夫義長、官軍に屬したれば、伊勢國司顯能卿と心を通し、互に後攻の便有て、土岐佐々木の者とも責兼たりし折節なるに、猪尾の城へも勢を集、中務少輔籠りたれば、寄手の勢も氣を屈して、次第に陣をは退けとも、進むとは更に見えさりけり。

按、五百野村にあり、猪尾恐くは五百野の謬ならん。【土岐系譜】云、彈正少弼四子あり、嫡子兵部少輔、仁木義長の養子となり、今峯と號す。二男遠江守外山光明、三男駿

河守今峯光正、四男近江守外山直頼。

○今峯堡 按、今峯大學居守、北畠の幕下に屬す。

○蜂屋堡 按、蜂屋采女正居守、上に同し。

○細野堡 按、細野雅樂頭居守、其男九郎衛門繼て保つ。

○安濃堡 按、弘治初年細野伊豆守居守、九郎右衛門繼て守る。

○草生堡 按、草生式部少輔其男越前守居守。

○家所堡 按、家所三河守其男修理亮居守。

○乙部堡 按、乙部兵庫頭藤政居守。

○雲林院城 按、雲林院出羽守城山の麓に屋鋪址あり。

○今德堡 按、奥山常陸介居守。

○澁見砦 按、乙部兵庫頭居守、或云川北内匠之に據る、鳥崖と云古戰場あり。

○神戸砦 按、中尾内膳據る。

○淨土寺砦 按、守岡倉助據る。

○連部砦 按、家所帶刀據る、神戸以下此三處に小森・上野を加へ、織田信包戸木城攻の爲に設。

○秋山砦 按、片田村にあり、【國永家集】に、片田の一本松と云所に、秋山出城を築き侍しにと云、其松久保村の西に、あり今は亡。

○廢松岸寺 【總國風土記】曰、安濃郡松岸寺、寄田二十五

丸六毛田、持統天皇六年壬辰八月、役小角開基之地也、安不動明王尊像。

按、遺址詳ならず、所謂安濃の松原の邊にありしにや。

○廢寶田寺 【總國風土記】曰、安濃郡寶田寺、寄田三十二

丸六字田、文武天皇三年四月八日、道昭和尙開基之地也。

○廢德雲寺 【國永家集】曰、三月五日、家所德雲寺云云。

按、家所村に故址あり、其處を呼て今とくじゆと云。

○廢結緣寺 【安東郡支配沙汰文】曰、結緣寺僧大進房。

按、古へ南河路村にありと云、今溜垣内の田名に此名あり、其あたり小森二つあり、是疆内也と云、其處に墓の前・鐘撞堂・知者垣内・房垣内・大安寺などの地名ありて、昔日石像を出しとあり。

○今尾 【北畠國永家集】曰、今尾といふ所にて花を見る、白雲のかゝる梢と見し山は、峯も尾上もさくら成

けり。按、今尾の名亡ぶ、長野久保村觀景寺山に櫻木多し、字を上平尾を云是歟。

○高添御田 【神鳳抄】曰、安濃郡外宮五百野御厨七石五斗

按、今五百野宮山の麓にあり、御田繼に残れり、大神宮の御供田と稱す。今尙度會の神官大麻を納る時、御供米に供進す。

土産

○諸木諸菓、雜穀、藥艸、諸鳥、諸魚、海苔。

【總國風土記】曰、安濃郡出楠・樟・松・柏・梅・桃・梨・杏・柿・栗・大豆・小角豆・柴胡黃・芩地黃・當歸・松脂・橘・柚・及山雞・鶴・鶺鴒・鴛・雲雀・鱒・鮎・鮎・鰻・諸鮮魚、海苔等其產土之上也。

○諸菓 【總國風土記】曰、安濃郡内田郷出梅・杏・柿・栗等、

○雜穀、藥艸、諸菓、楮葉、禽羽。

【總國風土記】曰、安濃郡村主郷產大豆・小角豆・豌豆・朱米・柴雄黃・芪黃・芩地黃・當歸・梅・梨等出楮・葉・禽羽、

○諸木、珍石、鹽、諸鳥、鮮、海苔、貝、

【總國風土記】曰、建部郷貢松・栢・珍石・鹽・諸鳥・諸鮮・及海苔・貝・等之類。

○貝石柳谷村 按、大洞山の下泉石の間に出土。

製造附

○直會餅 【安東郡支配沙汰文】曰、大餅七十二枚、清酒一斗一升三合、直會方江進之、宮中奉納之日

又曰、宮中奉納日新蒿筵一枚宮中江進之先例也、專當之後也大餅可量料也正

方より一枚出之、或餅積之、繼方一枚には直會餅積也

按、正權は正專當、權專當なり。今納所村より外宮へ糯米を奉納すといへとも、直會に餅を進することなし、今糯米に直餅と云名あり、蓋し直會餅の中略歟。白直は穂白く佳とす、是を製するに、其精白なり。赤直は穂赤し、味佳なりといへとも次とす、他に勝るを以國守の供料とす。故に土民御膳直と稱す。

○鹽竈 【夫木集】曰百首御歌眺望

西園寺入道前太政大臣

いせのうみのみわたりかくるなみまより、かづも

かくれぬあの、しほかま

寂念法師

いせのうみのうら風さえてふちかたや、あの、鹽

かま雪ふりにけり

按、古昔一志郡藤枝の海邊焼出里に鹽竈あり、此邊昔日安濃郡也、又安濃の浦々多く鹽濱あり。上に載る建部郷貢鹽又鹽濱御厨あり、今に乙部、中川原浦に鹽濱ありて、乙部の土民是を業とす。中川原淨幸竈に乙部藤政舊案あり、淨幸かことは梵刹の條下に出す。

○紗布村阿濃内 按、津綴子と稱す、清水村にて染る。肩衣帷帳を以、俟家歴世東武の進獻とす。

○棉布片田

○伊勢釜津金屋町 按、天正年中越後家種初て造る、是を伊勢釜と云、其後慶長年中本國鑄工の棟梁となり、京大佛の巨鐘を鑄る、家種子但馬吉種、越後重種の二人あり、是より二家に別る、吾先君大通廟の時、黔薪釜、蓮葉釜の二口、柳營の御物となり、尤賞せらる。

○太刀雲林院 按、文龜、永正年間の工を包長と云、中瀬古の北に住す。今御治屋 津府の商家白子屋某一刀を藏む、其銘云、勢州雲林院住包永作永正十年六月日、

氏族

○長野真人 按、長野村の人なり、説陵墓部に出つ。

○安濃宿禰 【清和實錄】曰、貞觀四年秋七月廿八日乙未、伊勢國安濃郡人右辨官吏生正七位上爪工仲業賜姓安濃宿禰、神魂命之後也。

○安濃縣造 【延曆儀式帳】曰、安濃縣造眞桑枝乎汝國名何問賜支、白久、草蔭安濃國止、白支、即神御田并神戶進支、

○津連 【續日本紀】曰、桓武天皇延曆八年春正月己酉、授伊勢朝臣水通、津連眞道、從五位上、

○置始連 【姓氏錄】曰、大掠置始連、神魂命八世孫、阿居太

都命之後也、

【天武紀】伊勢 曰、置染連菟、

按、置染は置始に作るを是とすべし。

○神人部東成 ○武部繼東

按、二子の説【清和實錄】に見はる、古蹟の部にあぐ。

○平貞衡 按、貞盛三世の孫正度の男なり、安濃津三郎と號す、帶刀長、掃部助、左衛門尉に任す。

○平貞清 按、貞衡男、安濃津三郎と號す、中宮長となる。

○平忠盛 按、讚岐守正盛の男、播磨、備前、伊勢等の守を歴任し、刑部卿に至り、昇殿を聽る。

○仁木義長 按、仁木二郎義勝男、二郎四郎と號す、右馬助

修理亮、右馬權頭、越後守、右京大夫等に任す。

○仁木滿長 按、義長男、右馬助、越後守に任す。

○仁木滿將 按、滿長男、右馬助。

○仁木教將 按、滿將男、右馬助。

○仁木義持 按、永祿年中の人左兵衛督に任す、【足利當參帳】に出る。

○工藤祐政 按、祐經孫薩摩守祐長三男、延應元年初て本

郡長野に住す、是より以降長野家と稱す、駿河守に任す、弘

長三年八月廿一日卒す。

○工藤祐藤 按、祐政男近江守に任す、仁治三年壬寅に生

れ、正應五年正月三日卒す。

○工藤友房 按、祐藤男、元亨三年十二月二日卒す

○工藤藤房 按、友房男播磨守に任す、弘安八年乙酉に生

れ、康永三年五月晦日卒す。

○工藤豐藤 按、藤房男、貞和年中三月八日卒す。

○工藤經藤 按、豐藤男、式部卿に任す、應永四年三月朔日

卒す。

○工藤義藤 按、經藤男、丹波守に任す、應永二十年九月朔

日卒す。

○工藤光忠 按、義藤男、越後守に任す、文安四年六月十九

日卒す。

○工藤宗忠 按、光忠男、修理大夫に任す、康正三年四月十

六日卒す。

○工藤政藤 按、宗忠男、左蕃助に任す、寛正三年九月七日

卒す、歳十九。

○工藤藤繼 【應仁記】相國寺 曰、去程に近くに相國寺を敵

に被取ては、先非を悔ても不可有甲斐とて、安富民部元綱、

三千餘騎に長野を始として、伊勢衆を相添てぞ籠せらる。

按、政藤男實、左衛門佐に任す、文明十八年七月五日卒す

此時一族退散。

○工藤藤直 按、藤繼男、實宗忠五男にして藤繼弟なり、永

正十一年十一月十五日卒す。

○工藤通藤 按、藤直男、金吾と號す、尾張介に任す、享祿

三年六月六日卒す。

○工藤種藤 按、通藤男、宮内大輔に任す、永祿四年正月八

日卒す、後金吾と云。

○工藤藤定 按、種藤男、源次郎と云、大和守に任す、永祿

五年五月五日卒す。

○工藤具藤 【足利家當參衆帳】曰、長野若狹守伊勢

按、藤定男、實は國司北畠具教二男、次郎と號す。天正四年

十一月廿七日織田侯に逼られ自裁す、此に至て十六代滅

す。

○雲林院藤保 【信長記】天正十年五月日、安土二丸の御番には

雲林院出羽守、按、其先長野工藤家より出、十一代雲林院に

居城、因て稱號とす、各出羽守に任すと云、然れとも其系屬

詳ならず。五世の法號偶長徳寺の舊鬼簿に存すといへとも

年曆を逸す、此に記すものは溝淵社永祿十三年上梁文によ

るのみ。

流寓

○文覺渡海 【平家物語】曰、文覺こそ高雄の神護寺創立供養の志有て、すゝめありきけるが、中略去程に伊勢國あの方より、舟にて下けるに、遠江國天龍灘にて、俄に大風吹、大波うち立ちて、既に此船をうち返さんとす云。

○結城道忠 【南方紀傳】曰、正慶二年冬十月十日、北畠顯家正三位に叙す、義良親王陸奥大守に任す、則奥州へ御下向、結城上野介入道道忠、御うしろみたり、本より陸は凶徒悉く靜謐。

【參考太平記】曰、中にも結城上野入道か乗たる船、惡風に放たれて、渺々たる海上にゆられ漂ふこと、七日七夜なり、既に大海の底に沈むか、羅刹國に墮かと覺しか、風少し靜りて是も伊勢安濃津今川家毛利家本作吹上村、金勝院、西源院本作安濃津、云所に十四日逗留云云。猶奥州へ下らんと、渡海の順風を待ける處に、俄に重病を受けて起居もさらに叶はず、定業極りぬと見へければ、略大藏權少輔にも、北條家、金勝院、西源院天思は、供佛施僧の作善をも致すへからず、更に稱名讀經の追責をも成へからず、只朝敵の首を取て、我墓の前に懸立て

見すへしと云置ける由、傳て給はり候へと、是を最期の詞にて、刀を抜て逆手に持、齒嚙をしてそ死にける云云。又云、結城上野家譜結城祐黄子上野介宗廣、法名道忠、諸本並云、名道忠、但金勝院、西源院本間亦作源秀、蓋其別號乎。

按、八幡浦八幡の封内に古へ荒墳ありと云、今考る所なし。又乙部浦にたもの大木あり、土人呼て青木宮と云。又其邊に正八幡の小祠あり、是等道忠の靈を祀りたる歟。今其事跡逸て傳はらず、若くは吹上村にあつて此に傳はらざる歟。

○清盛渡海 【平家物語】曰、清盛いまたあきの守たりし時、いせの國あの方より舟にてくまのへ參られけるに、大きなるすゝきの舟へおとり入りたりければ、せん達申けるは、昔しうのぶわうの舟にこそ白魚はおとり入たるなれ、いかさまにも是は權現の御利生と覺へ候、まいるへしと申ければ、さしも十かいをたもつて、しやうしんけつさいの道なれ共、自ら調ひして、我身くひ、家の子郎等共にもくはせらる。その故にや吉事のみ打つ、いて、我身太政大臣にいたり、子孫の官途も、龍の雲にのほるよりはなをすみやかなり。

女流

○五百野皇女 【景行紀】曰、四年春二月妃尾氏、續事紀作磐三尾氏

三國地志卷之三十五

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國壹志郡

附藩

○久居館 按、寛文十年庚戌、野邊野の地を開き館を作る、是を久居と云、市塵從て開く、高通君を以て小宗を立、津藩の附庸とす。

郷名

- 八太和名鉢多○(神祇式)作波多 ○日置和名比於木
- 島拔和名之未沼木
- 民太和名三乃多 按、八太より以下今廢して村名に存す。
- 神戸 按、今廢して所在詳ならず。
- 須可和名須加○(神祇式)作須加 ○小川和名乎加波 按、今廢して村名に存す。
- 吳部和名久禮倍 ○岩野和名多木乃
- 餘戸 按、吳部より以下今廢して所在詳ならず。

三國地志卷之三十四 終

城別之妹、水齒郎媛、生五百野皇女、

又曰、二十年春二月辛巳朔甲申、遣五百野皇女令祭天照大神、續事紀曰、景行天皇廿年春二月、甲申、遣五百野皇女令祭天照大神、野先現錄同【齋宮記】曰、久須姫命、景行皇女五百

按、水齒郎媛、五百野の産にして、皇女其所生を以名とするか、隱の宮も亦此地にあり。

○眞宗眞人 【續日本後紀】曰、安濃内親王之母、多治比氏參議從三位長野眞人之女、贈正二位眞宗眞人は也、

按、延暦年間の伊勢の采女なるへし。

○采女宮道 【類聚國史】曰、淳和天皇天長七年六月辛亥、女孺伊勢國人村主宮道、補采女、

按、村主村に貫附す。

已上【和名鈔】に出る所なり。

村里

○藤方日本紀 按、【儀式帳】壹志の藤方【世記】【雜事記】に、安濃藤方と記して一定ならず。是兩郡の界なる故しか云歟。
愛又藤方と小森上野の間、愛川あり。是川風早池の下流にして、古の郡界なり。

○垂水

○小森

按、藤方より以下御厨【神鳳抄】に見はる。

○小森上野

○雲出

○本郷

【堯孝伊勢參詣記】曰、雲津のさと、申侍しと云るにて、明やらぬ雲津のさとの八重霞、なにさへ深き春の色哉

○島貫和名抄神鳳抄神宮雜事記等作島貫

○長常

○十五所

○長藤

○伊倉津

○高峯本郷以下並雲津支郷

○矢野

○小松矢野支郷

○木造甲國重鑑作木作

○川原

○新屋莊

【東鑑】曰、壽永三年四月六日、池前大納言竝室家之領等者、載平氏没官領注文、自公家被下云、野保道庄伊勢 木造庄伊勢

○新家 按、【鎮座本紀】に出る。

○長持神鳳抄作永用 按、御厨及神田【神鳳抄】に見はる。

○岸橋長持以下並新家支郷

○牧神鳳抄作下牧 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○川方神鳳抄作河方 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○戸木

○小戸木

○莊田支郷二田中川原田八田

○森支郷加村

○中村支郷上津前

【國永家集】曰、中村と云所に、壹畝の地を挑み争ひいたつらに、草蕭々として、しかも蓬あつておひたり、くたりての世のならひ、理り過ておもほゆれと、韓昌黎も、故人の糟糠をなめたる事といひしかことく、ふるきをしたふ愚さは、堯舜の昔の民のこゝろまで、おもひやられ侍れば、

今の世に争ふ畔の淺ましや、中はさなからしけき蓬生

按、中村拜野御厨【神鳳抄】に見はる。しかれとも本郡に中村の名三つありて、わかれがたし。記して後の考を俟つ。

○一色支郷上垣内

○大鳥

按、莊田以下五邑を今七栗郷と呼ぶ。【神鳳抄】に七栗御園あり。或説禰原も上世七栗郷内也と云

○多野田

○蠅田

(郷粟七)

○石橋

○其倉

○井生

○河口 【東鑑】文治三年伊勢國注進狀曰、河口兵衛尉基清

按、河口關のこと古蹟の下に辨す。

○山尾田

○御衣田

○岩脇

○杉箇瀬

○世古

○算所

○馬場

○的場

○並木

○小野

○上田

○中野

○上野

○出湯田

○市場

○御城山尾田以下並河口別名

○南家城日本紀作藤城

○北家城

○東鑑文治三年伊勢國注進狀曰、家城庄地頭常陸六郎

○八對野

○山田野

○藤村

○二俣

○眞見

○大原

按、御園【神鳳抄】に見はる。

○小杉

○城立

○福田山

○竹原

○持經

○關

○中原

○小原持經以下竹原別名

○八手俣

○梅箇平尾

○君箇野

○宿平尾

○大河内

○脇箇野

○旗本梅ヶ平尾以下並八手俣別名

○八知

【國永家集】曰、むつきすへつかた、鷹狩とていざなはれ、八知といふ所の庵に立入。餘寒はけしかりけるに、

燒火として、皆人温りけるか、山中の風味おもしろくて、

(郷倭小)

○神原 【國永家集】曰、天照大神へ此所より神を取て參せあくる事の、昔はけんみつ成りしなと申つれば、懷舊をのふる心のほとを神にうつたへて、世の中の人はずつれと千早振、神にまかせてすむ

○下村

○中村

○平尾

○上村下村以下並神原別名

○小倭 【東鑑】曰、

伊勢國 小倭庄 下知廣元畢

○岡村

○大村

○大仰今呼三箇野以下曰小倭郷

○古市

○南出

○中村

○三箇野

○谷杣

○佐田

○上村

○入道垣内

○稻垣

○洞田御厨

○志禮石御厨

○阿射賀御厨

○志禮石御厨

○岡本 安富 感神院

○阿射賀御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

○志禮石御厨

さへかへる春としもなき山里に、ほたさしあはせ
よをぞ樂しむ

- 須淵
- 大野
- 橘
- 新堂
- 小西
- 市場
- 大御堂
- 小田
- 比津
- 老鹿野須淵以下並
八知別名
- 太郎生

○御嶽 【國永家集】曰、此國御嶽と云ふ所の、花いまた見
侍らて、ことしくとすくし侍るか、花の頃なれば、
かひなしや思ひやりても山櫻、いさ白雲の峯を越
ねは

落花
よしやさは今は恨みし我袖に、ちれとて積る花の
しら雪

花を風のな、めに、吹かけ、れば、
木の本はそ、ろにさむき氣色かな、はらはぬ袖の
花のふ、きに

- 杉平
- 石名原
- 興津(興)
- 市場
- 大久保
- 上藤箱市場以下
興津別名
- 川上
- 前原
- 中野
- 上村前原以下
川上別名
- 丹生保
- 上多氣
- 下多氣
- 下川
- 戸木莊

- 三谷
- 飯泉
- 不止乃口
- 山口
- 中須
- 泰草
- 篠筒平尾戸木莊以下
並下川別名
- 小川郷名
- 小原 【國永家集】曰、小原といふ所を折々通り侍る。正
月六日多藝よりくたりけるとて、先祖の事共思ひ出て、一
入なつかしく侍れば、
岩木こそ七世の昔しるらめと、問まほしくも立歸
る道

二月十日餘に同所又通りけるが、河のわたりにおほきなる
石有り、其上に櫻の生て、年を経大木と成、石漸われのきて、
物ふりとなりければ、

松こそはつれなき名にしおふるらめ、たくひもる
やは岩さくらかな

今年小原といひ侍る本名地を、嫡孫安堵せしめて、悦ひ身
にあまりぬれば、十一月中の頃、

七十の後の四時の七かへり、まごらさかへてか、
る嬉しさ

- 柚原
 - 後山
 - 飯福田
 - 岩倉
 - 與原
 - 合筒野
 - 矢下
 - 瀧野川
 - 島田
- 按、小川より以下十一邑呼て矢下谷と云。

○宮野 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○森本

○釜生田 按、【神鳳抄】生田御厨あり是歟。

○井上

○八太神鳳式萬葉
集俱作波多 【國永家集】曰、八太といふ所の茅屋に陣
取て、

爰とても今はたおなし草の庵に、昔をとひし昔を
そ思ふ

按、御厨・御園【神鳳抄】に見はる。

○波瀬

○田尻 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○高野

○其村

○片野 【國永家集】曰、羽林の母堂ちかき頃は、片野とい
ふ所におはしけるを、久しくおとつれ申侍らねは、花の頃
に尋参りけるに、彼名所になぞらへたはふれ侍る歌、

君かすむ片野の春の花さかり、尋さらめや名にめ
て、たに

○平尾

○宮古神鳳抄 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○天華寺 【東鑑】文治三年伊勢國注進狀 曰、天華寺二位久氣次郎

按、足利尊氏夢の告に依て、大元軍神王關羽の像を得て、
山城國愛宕郡芝薬師に其像を安す、其教書曰、莊園丹州

波見保、勢州天花寺小埜村と云。小野は天花寺村の南
藥王寺村の邊なり

- 一志
- 堀内
- 下莊
- 小川有同名
- 黒田

○野田 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○見永神鳳抄 按、御園【神鳳抄】に見はる

○新屋莊 【東鑑】文治三年伊勢國注進狀 曰、新屋莊一品近衛局

○河原木造

○甚目 按、雲出川のほとり也。上世此所の觀音の像洪水
に漂流して、尾州にと、まる今の甚目寺是なりと【沙石集】
に出。

○須川

○星合 【雲葉集】曰、星合、堯孝伊勢參詣記曰、ほしあひ
のさと、かやにて、

里の名にた、ぬ星合あひかたき、七夕つめの契と
もかな

○笠松 【堯孝伊勢參詣記】曰、かさ松といふあたり過侍し
をのつからゆき、の宿やかさ松の、かけに立寄旅
の諸人

○會原神鳳抄 按、御厨神鳳抄に見はる。又建久七年笠置山般若臺院舊記にも出る。

○小舟江

○西肥留

○小村

○中林

○中道

○小津

○津屋城

○川北

○須可郷名○神祇式作須加

○權現前

○須賀領

○田村

○算所

○小野

○藥王寺

○黒野神鳳抄作北黒野或作南北黒野

○大阿坂古事記作阿那訶、續日本後記作阿邪賀、儀式帳作阿佐鹿、三代實錄及神祇式作阿射加、倭姫世記作阿佐賀、神鳳抄作大阿射賀、小阿坂神鳳抄作小阿射賀

按、黒野以下御厨俱に神鳳抄に見はる。

○美濃田舊地名和名抄作良太 國永家集曰、卯月三日美濃田といふ所を通るとして、馬上にほと、きすを聞て、

駒とめて侍ほともなく玉ほこの、道の行衛の山ほと、きす

○上莊

○中莊

○市場莊

○久米

○隨立寺久米支郷

○松崎

按、長明伊勢記に出、商船輻湊の地なり。

○松島

國永家集曰、時鳥

夏たにもしのふ初音を松か鳥や、霞のそらに鳴ほと、きす

三國地志卷之三十五 終

三國地志卷之三十六

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國壹志郡

神祠

○波多神社 按、八太村八太川の上に坐す。俗龍大明神と稱す、龍天淵あり。洪水毎に社地多闕、祭神詳ならず。

○物部神社 御鎮座本紀止由氣大 神遷幸 曰、廿二年戊午秋七月七日、以大佐々命奉布理智、山邊行宮御一宿、今號一志郡新家村是也

按、新家村に坐す。俗天王と稱す。舊事紀に火明命、物部登志連公新家連等祖とあるに據れば、火明命を祀る歟。未だ詳ならず。

○稻葉神社 清和實錄曰、貞觀七年夏四月十五日乙丑授伊勢國正五位上稻葉神從四位下、

○神皇實錄曰、神皇產靈尊、八頭鳥靈坐、亦伊勢朝臣上祖、神日本磐余彥天皇、欲向中洲之時、山中嶮絶路失路、於是神魂命孫鴨建津命、化如大鳥、翔飛奉導、遂達中洲、天皇喜其功、特厚褒賞、天八咫鳥之號、從此始、故政道德靈坐、

按、矢野村に坐す。稻葉の地名今社頭の西に存す、すべてこれを香良洲崎と云。林中二社を建、相距ること一町許、社頭の大なるを大可良須と稱す。俗云香良洲御前 又社頭の少しきなるものを以小可良須と稱す。延喜式所謂二座なり。大可良須は建津身命也。古事記序云、大鳥導於吉野、姓氏事は神武紀に具さなり。小可良須は蓋御歲神也。此地有小祠、稱土御祖神、古語拾遺云、昔往神代、大地主神營田之日、以牛食食田人、于時御歲神之子至其田、唾嚙而還、以狀告父、御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損、似篠竹、於是大地主神、令片巫肱巫占求其由、御歲神爲祟、宜獻白猪白馬白鷄以解其怒、依教奉謝、御歲神答曰、實吾意也、宜以麻柄作持持之、乃以其葉掃之、以天押草押之、以鳥扇扇之云、後世に白粉を以白猪に代へて供し、鳥扇扇面を以射干に代へて稻葉を扇くもの、蓋し古の遺法ならん、鳥死皆枯の訓義、蠶蝗の類皆是を子と云へば、小可良須は蝗死なり。大鳥は皇師の導き、聖運をひらくの勳を賞し、小鳥は天下の蝗を死し、民食を豊かにするの功を崇む。亦八神殿に神皇產靈御膳神を列祀するの意なり。後世社頭の廣狹によつて、大小をわから稱するのみ。土俗白粉を獻するの意をしらすして、妄りに紅脂を加へ獻し、例祭大可良須六月十六日小可良須六月廿二日に神古の遺式とす 上齋屋遺址、月水過の名あるを以、偏執して女神と

するものは、皆百犬の虚を吠るものなり。

○須賀神社 按、須可村に坐す。祭神詳ならず。

○阿射加神社三座 大神【延喜式】曰、名神祭二百八十五座阿射加神社三座。

【古事記】皇孫命曰、詔天宇受賣命、此立御前所仕奉、猿田毘古大神者、專所顯申之汝送奉云、故其、猿田毘古神坐阿邪訶、此三字以時、爲漁而於比良夫貝、夫以昔、其手見咋合而、沈溺海鹽、故其沈居底之時名、謂底度久御魂、久二其海水之都夫多都時名、謂都夫多都御魂、自都下四、其阿和佐久時名、謂沫佐久御魂、自佐至於送、猿田毘古神、

【續日本後紀】曰、仁明天皇承和二年十二月甲申、奉授阿耶賀大神從五位下、此神坐伊勢國壹志郡、

【文德實錄】曰、喜祥三年冬十月辛亥、進伊勢國阿耶賀神授從五位上、

又曰、齊衡二年春正月壬寅、以伊勢國阿耶賀神預於名神、丙午伊勢國阿耶賀神加從四位下、

【清和實錄】曰、貞觀元年己卯春正月廿七日甲申、奉授伊勢國從四位下阿射加神從四位上、

又曰、八年丙戌十一月四日乙巳、伊勢國從四位上阿射加神授從三位、

【延曆儀式帳】曰、垂仁天皇十八年壹志藤方片樋宮坐、只、其

在阿佐鹿惡神平、驛使阿倍大稻彥命、即御共仕奉、

【倭姫命世記】曰、垂仁天皇十八年己酉、遷坐于阿佐加藤方片樋宮、積年歷四箇年奉齋、是時爾、阿佐賀乃彌子爾坐、而伊豆速布留神、百往人者、五十人取死、冊往人廿人取死、如此伊豆速布留神、倭比賣命於朝廷、大若子乎進上、而彼神事乎、申上者、種々大御手津物彼神進、屋波志志、豆目平奉、詔遣下給支、于時、其神乎、阿佐加乃山嶺社作定、而其神乎、夜波志志都米上奉、天勞祀、

按、小阿坂村に坐す。俗龍天、明神と稱す。伊豆速布留神、大國主命、天日別命の三座を祀ると云。【古事記】と相乖く其故をしらす。上世は阿坂の山上にあり。應仁の亂、國司北畠氏彼處に砦を築き、本社を今の地に遷すと云。朝香願に龍越と云

○小川神社 按、小川村に坐す。祭神詳ならず。處あり、是本社の舊址なるか。

○射山神社 按、榊原郷中村に坐す。俗鑰取明神或湯明神或氏山御前と稱す。大己貴命、少彥名命の二神を祀る。古は貝石山の北よりに此社あり、今本社より一町ばかり南の田間に鳥居の故址あり。呼て鳥居谷と云。惣て温泉の地には、右の二神を祭ること古記に見えたり。【神代卷】にも清之湯山主と云は、大己貴の御別名なり。【古事記】云八十神怒欲殺大穴牟遲神、共議而至伯岐國之手間山本云、赤猪在此山、故

(谷居鳥)

和禮共追下者、汝待取、若不待取者、必將殺汝云而、以火燒似猪大石而轉落、爾追下取時、即於其石所燒著而死と云、是に據れば射山は猪山なる歟。山に貝石あり。谷に温泉あり。共に神異なり。播磨國に伊和坐大名持御魂とあるも、皆岩石を御正體とするものなり。天文十九年榊原信濃守、大中臣興經、本社修營の上棟文より以下皆存す。又四社の脇宮あり、曰熊野祠・曰天照皇大神宮・曰祇園祠・曰愛宕祠皆本社の所由あり、故に祀る歟。

○波氏神社 按、【神鳳抄】及【雜例集】波豆御厨
○川併神社 ○敏太神社
按、波氏以下の三座今所在詳ならず。
已上十三座 大【延喜神祇式】に出たり。

○加良比乃神社 【延曆儀式帳】曰、垂仁天皇十八年壹志藤方片樋宮坐、只、倭姫命世記曰、一書曰天照大神自美濃國回、到安濃藤方片樋宮座、于時安佐賀山有荒神、百往人者、亡五十人、冊往人者、亡廿人、因茲倭姫命、不入座度會郡宇遲村五十鈴川上之宮、奉齋藤方片樋宮、

【神宮雜事記】曰、伊勢國安濃郡藤方宮御座三年間、國造奉寄神戶六ヶ處也、所謂安濃・一志・鈴鹿・河曲・桑名・飯高神戶等也、

按、藤方村に坐す。俗大梵天王と稱す是也。

右一座【神祇式】安濃郡に屬す、今更て本郡に移載す。

○牛頭天王祠 ○春日祠 ○八王子祠 並垂水村

○天王祠 ○權現祠 ○八王子祠 並上野村

○粟島明神祠 ○稻荷祠 ○八幡祠

○牧男祠 ○富姫祠 ○春日祠

○熊野祠 ○祇園祠 ○清水祠

○山神祠 稻荷以下稱脇宮 按、粟島玉柱屋姫命の御鎮座にして、志摩國答志郡に坐す、伊射波社二坐の一なりと云。本社四至封域廣して大社の地に似たり。

○天神祠 粟島以下並小森村 ○八王子祠 ○諏訪祠 榊原寺疆内

○八王子祠 並小森村 ○天神祠 同上○並雲出本郷 ○權現祠

○高御前祠 ○正八幡祠 並高峯村 ○八王子祠 並寛文四年勸請

○涌宮辨才天祠 天和元年勸請 ○神明祠 元祿七年勸請

○神明祠 元祿七年勸請 ○龍神祠 享保二年勸請

○龍神祠 享保二年勸請 ○天王祠 ○八王子祠 並島貴村

○天王祠 ○八幡祠 ○神明祠

○八幡祠 ○春日祠 ○惠美須祠

○大黒祠 神明以下並長常村 ○神明祠 ○八幡祠

○春日祠 ○新殿祠 ○某祠 神明以下俗稱七面○十五所村

○惠美須祠 長藤村 ○土御前 ○牛頭天王祠

- 長棟祠未詳
 - 權現祠
 - 天神祠二〇並 高野村
 - 某祠俗稱天 並日置村
 - 八王子祠二〇其 村
 - 山王祠
 - 天王祠
 - 權現祠
 - 某祠八王子 同殿
 - 鹿島祠天華寺村
 - 牛頭天王祠堀内 村
 - 八王子祠黒田村
 - 八王子祠
 - 牛頭天王祠
 - 八王子祠
 - 貴布禰明神祠
 - 兵主明神祠並須川 森村
 - 八王子祠
 - 八幡祠
 - 牛頭天王祠並田 尻村
 - 八幡祠
 - 八王子祠二
 - 天神祠
 - 天神祠
 - 牛頭天王祠並須ケ 瀬村
 - 若宮祠並片野村
 - 八王子祠
 - 牛頭天王祠八王子同殿
 - 龍天祠
 - 土御前祠並一志村
 - 八王子祠
 - 牛頭天王祠並下 庄村
 - 八王子祠並野田 村
 - 五社祠並見永村
 - 八王子祠並舞出村
 - 牛頭天王祠新屋 庄村
 - 八王子祠並須川 同殿
 - 若宮祠並長目村
 - 牛頭天王祠
 - 織女祠
 - 牛頭天王祠
 - 春日祠
 - 富士祠並星合村 古八王子以下 在所々今祀二星瑞籬内
- 按、星合濱二星交會の地なる故此名あり。此に神を祀ると云。

- 天神祠岡田村
- 八王子祠肥留村
- 明神祠
- 天神祠並中道村
- 若宮八幡祠
- 八王子祠
- 稻荷祠
- 八王子祠並河北村
- 鏡宮
- 龍王御前祠須ケ領村 津屋城村共祭祀
- 天王祠
- 牛頭天王祠
- 正八幡祠
- 正八幡祠
- 天王祠並美濃田村
- 惠美須祠並上 庄村
- 天神祠並中庄村
- 二宮祠
- 牛頭天王祠
- 鎮守祠
- 稻荷祠久大寺境内
- 牛頭天王祠笠松 村
- 牛頭天王祠西肥 留村
- 天王祠八王子同殿 並中村
- 牛頭天王祠
- 某祠俗稱三太八幡
- 鎮守祠
- 春日祠
- 天王祠
- 八幡祠並須可村
- 牛頭天王祠笠松 村
- 八王子祠中村
- 富貴明神祠
- 濱宮並小津村
- 牛頭天王祠
- 龍神祠並津屋城村
- 牛頭天王祠
- 八王子祠
- 權現祠權現前村
- 天神祠並小野村
- 八幡祠並黒野村
- 天神祠並小河 坂村
- 石神祠
- 牛頭天王祠
- 清瀧權現祠
- 藏王祠
- 辨才天祠並市場庄村
- 八王子祠
- 山護氏明神祠
- 正八幡祠

三國地志卷之三十七

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國壹志郡

山川

○波多横山 【萬葉集】曰、十市皇女參赴於伊勢神宮時、見波多横山巖、吹黃刀自作歌、
 河上乃湯都盤村二草武左受常丹毛莫名常處女煮手
 【奧義抄】曰、里村のつはのむら、
 【八雲御抄】曰、村、ゆつはの、伊勢川上の草
 按、天武天皇四年二月、十市皇女・阿閉皇女、參赴於伊勢神宮事【天武紀】に見たり。此時の詠歌なり【奧義抄】八雲御抄等湯都盤村を以て、村里とするものは恐は非ならん。湯都盤村は【神代紀】に五百箇盤石と云に同じ。湯津は五百箇の上略にして、ほ、ゆ通す【萬葉集】に、をさ、をゆさ、とよむの類也。五百箇は數多きことを云。【舊事紀】湯津盤村に作り、【古事記】湯津石村に作る。【延喜式】祈年祭祀詞に湯津盤村能如久塞坐長とあり、皆是いつく

三國地志卷之三十六 終

- 稻荷祠並大行寺境内 牛頭天王以下並久米村
- 龍宮松崎村 飯高郡 獵師村共祭祀
- 權現祠
- 八王子祠小野部村
- 惠美須祠松崎村
- 天王祠
- 八王子祠並小森上 野村
- 八王子祠野村

にてもあれ、只石の數多くあつまりたる處を云なり。波多横山を大和國山邊郡仲峯山とし、或は鈴鹿郡河上の地とするものは、恐らくは皆誤る。此時の帝都は、大和國飛鳥にして伊勢へ來往の人、今の鈴鹿路は通らず。然ときは波多山は、當郡の八太村の山、河口關越の順路にあたり。此を是と定むべし。

○布引山 【蓮胤伊勢記】曰、二見音無山にのほりて、御山をばるかに布引山を見て、嵐吹く雲のはたてのぬきを薄み、村消渡る布引の山

按、此山伊賀・伊勢の間にあり。伊勢は榊原・小倭山・田野に屬し、伊賀は上津七郷より種生に屬す、峯を國界とす。然れとも伊勢の名所なり。

○藤方山 【會根好忠家集】曰、

さき草ももへぬるめやも春きては、わかな摘へき藤かたの山

按、藤方村にあり。

○朝香山又曰袖 【萬葉集】曰、市原王歌一首

(山岡袖) 待時而落鐘禮能雨令零收朝香山之將莫戀

神無月あさかの山のうす紅葉、時雨の雨はやまつ

ともなし

【八雲御抄】曰、あさか山尾張或伊勢國又在陸奥陸奥は安積山也紅葉

常陸丸

【夫木集】曰、いかなればあさかの山のあやにくに、紅ふかく紅葉しぬらん

又曰、雲晴ぬあさかの山も秋くれは、烟を分て紅葉しにけり

【蓮胤伊勢記】曰、

三渡りの中に流る、涙川、袖岡山の雪なりけり

按、阿坂村にあり、【藻鹽】に時雨紅葉をよみたるは當國を云、袖岡山は別名なり。三渡の川上にあり。涙川一流なれども北は中村川東

○河口野 【萬葉集】曰、天平十二年庚辰冬十月、依太宰少

貳藤原朝臣廣嗣謀反、發軍幸于伊勢國之時河口行宮作歌一首

河口之野邊爾廬而夜乃歷者、妹之手本師所念鴨

【八雲御抄】曰、かはくち野、伊勢のへにい

按、河口の邊、古へは總て野なり。瀬古村の卯辰の方にけいご野と云地名あり。

○和遲野 【續日本記】河口曰、聖武天皇天平十二年十一月

丁亥、遊獵于和遲野、免當國今年租、

按、河口の隣郷小倭大村にあり。今尙和知野と云、方十町許、南より東へ廻りて雲出川流る。雉多く栖たり。近世松生す。

○君箇野 【國永家集】曰、二俣のかみに、君か野と云所を通りけるとき八月に、

君か野の露おもけなる小車を、折て御幸の跡とたに見ん

按、八手俣の内にあり。又良の山に社あり。千方大明神と稱す。將軍千方を祭ると云。每霜月五日神人土俗君祭と云。

○宇禮志野 【倭姫命世記】曰、阿佐加乃山嶺社定而、其神乎夜波志志都米上奉天勞祀支、爾時宇禮志詔天、其處名天、宇禮志止號、然度坐、

【神祇百首】曰、

うれしのとみことのりせし草原の原に、つゝむ袖なきふちはかま哉

按、大阿坂小川村の民家の前に廣野あり、今に此名存す。

○七栗湯今日 【後拾遺集】曰、やむことなき人を、おもひかけたるおとこにかはりて、

さきもせず戀に涙をわかす哉、こやな、くりの出湯なるらん

【夫木集】曰、

一志なるな、くりの湯もきみかため、こひしやますと聞は物うし

【堀河百首】曰、

いかなればな、くりの湯もわくかこと、いつる泉の涼しかるらん

【堀河後百首】曰、

世の人の戀の病の藥とや、な、くりの湯のわかかへるらん

【八雲御抄】曰、な、くりのいてゆ信相ありまの出ゆ千し

【御抄】の印本此の如し。故に七久里の湯を、【名所集】

の類に信濃國とす。今信濃にな、くりの出湯なく、伊勢に信濃のみ湯なし、然は則【御抄】の寫誤なり。殊に一志の七栗と讀たるもあれば、七栗は當國に必せり。

【丹後守家之百首】曰、

かた／＼に出ゆは多く聞しかと、七栗へこそわきてきにけり

【春夢草】曰、

牡丹花宵柏

しるしあらは七栗の湯を七かへり、戀の病の御祓にやせん。

【枕草子】曰、湯はな、くりのゆ、有馬のゆ、玉つくりの湯。

【國永家集】曰、十月はかりに、榊原湯治の爲に赴侍りしに。按、今七栗村の西一里餘、榊原中村に出湯あり、是也。諸の病を治す。故に此に浴するもの多し。俚諺云、射山神貝石山に坐す時は、西の麓に温泉湧く。其地を湯の嵩と云。其後神座を今の地に遷すに、湯又今の地に出れば、是神泉なりと云。榊原古は七栗七郷の其一也。今榊原を捨て六郷とす總て此邊出湯多し。又七栗一色村に、湯出谷と云境あり。其上笠か平子と云境に、御湯町と云田の字あり。蓋古の出湯の地は是歟。七栗神社、所祭三輪大己貴命なり。

○忘井 【千載集】曰、天仁元年齋宮群行の時、忘井といふ所にてよめる。

別行都の方の戀しきに、いさ結びみむ忘井の水

【夫木集】曰、

公 朝

す、しさに月もすみける岩枕、こよひそ夏を忘井の水

【藻鹽草】曰、忘井いせ

按、【藻鹽草】に別行の歌を載す。此に略す。此井今市場庄にある方四間許の森の中に石井あり。長三尺横二尺許今猶忘井と

云ふ。往古の官道なり。

○一志浦 【千載集】曰、戀の歌とよめる、道因法師いせしまやい地しの浦の蟹たにも、かへらぬ袖はぬる、物かは

【新古今集】曰、大神宮に奉りける、百首歌の中にわかかなをよめる、
今日とてや磯菜摘らんいせ島や、一志の浦の蟹の乙女子
皇太后宮大夫俊成

【新勅撰集】曰、春浦月といへる心を讀侍りける。

家長朝臣

梓弓いちしの浦の春の月、蟹のたく繩よるもひくなり

【玉葉集】曰、海邊千鳥と云事を、
鎌倉右大臣

月清み小夜更行は伊勢島や、いちしの浦に千鳥なくなり

【新拾遺集】曰、大神宮十首歌に
法眼源承

玉もかるいちしの蟹のぬれ衣、夕日も寒く霞ふるなり

【後鳥羽院御集】曰、

いせ島や一志の浦の蟹乙女、春をむかへて袖やほすらん

【八雲御抄】曰、いちしの浦。

伊勢後成歌新

按、垂水・藤方・雲出・星合浦々を總て一志浦と云。和歌に讀るも此あたりなり。

○松筒島 【國永家集】曰、松か島にて鶯の聲を聞て。

まれにたに梢も見えぬ浦里の、軒端をつとふ鶯のころゑ

按、松坂の東の海邊也。左中將信雄卿此に居城す。

○雲出崎 【蓮胤伊勢記】曰、二見の音なしのやまに、人々ともなひてのほり、遙に山海を見てよめる。

大中臣親守

いせ島や月の御船はよきてふけ、雲出か崎の松のむらたち

○藤瀉 【藻鹽草】曰、藤瀉伊勢、紫のかひあるうらのふちかた

按、藤方村の海邊なり。今尙紫貝と云ものあり。

○星合濱 【夫木集】曰、ほしあひのはま百首御歌。

土御門院御製

いせのうみ契もふかきあきならば、こよひかけみんほしあひの濱

祐 舉

浮木よる雲の岸邊の影みれば、星合の濱もくらかりにけり

按、雲の岸邊、若くは雲出の岸の意乎。

【六帖】曰、

あふことは夢か星合の濱風に、波のよるみし人の戀しき

【歌枕名寄】曰、

前 齋 宮

星合の濱とは誰か名付けん、もし七夕のかふひところか

出 雲

七夕のあかぬ別れのふなてには、星合の濱やとまりなるらん

【白川殿七百首】曰、

眞 觀

伊勢の海や天の河原につくらん、今夜名にをふ星合の濱

【雲葉集】曰、

後九條内大臣

いせの海や名にあらはれて波枕、かはしやすらん星合の濱

【七夕歌合】曰、

内大臣公敦

ほし合のやすの川原にいせの海や、神代のむかしもひ出らし

右判云、神代の昔は、天照大神の、そさのをの尊と、あまの八十川原を隔て、あらそひ給ひし事の侍れと、星合に

も、伊勢の海にも、よりきたらぬ事に侍れば、よもさにては侍らし。彼國に星合の濱といふ所のあるにつきて、もし子細事にや。

【文明歌合】曰 後土御門院
心なき蟹もこよひはもしほ草、かきて手向る星合の濱

名にしおふ空にかよひて星合の、濱邊涼しき秋の初風

按、星合村の海濱を云。星合の森に社あり。棚機姫神を祭ると云。其南入江となり、細流屈曲して北に至り、又廣かりて潮を湛ふると縦十町餘、横三十丈計、是を大江と云。其中に洲あり、東西百餘畝、南北二十歩ばかり、是を鵜の島と云。其橋を鵜の橋と云。北に川流あり、雲出川と云。是を隔て雲出崎あり、星合の縁語に號くる歟。

○廬城河 【雄略紀】曰、三年夏四月、阿閉臣國見、更名、諡、特年、 諸榜幡皇女與湯人廬城部連武彦曰、武彦奸皇女而使任身、湯人此武彦之父根菖喻聞此流言、恐禍及身、誘率武彦於廬城河、偽使鸕鷀、沒水捕魚、因其不意而打殺之、天皇聞遣使者案問皇女、皇女對言、妾不識也、俄而皇女齋持神鏡詣五十鈴河上、伺人不行、埋鏡經死、天皇疑皇女不在、恒使闇夜東西求覓、乃

(島の謡)

於河上虹見如蛇、四五丈者、掘虹起處而獲神鏡、移行未遠、得皇女屍、割而觀之、腹中有物如水、水中有石、根菖喻由斯得雪子罪、還悔殺子報殺國見、逃匿石上神宮。

按、廬城は今の家城也。此河川口郷北家城村の前を流る。榜幡姫は雄略帝の皇女、母は妃葛城圓大臣の女、韓媛と云。是皇女伊勢大神の祠に侍へり、湯人廬城部連は溫泉を主とするの村主なり。家城村の子丑出湯田村の長に一畝許りの沼田あり。此地に古昔出湯あり。今に傍の小橋を出湯橋と云。武彦は家城殺頭ヶ淵に討る。其所を飛落首と名く。此洲西より東に到て三町餘、あり飛落首は東の端なり。 寅の方三町許の岸に細流あり。土俗太刀洗の水と云、築瀬の岸なり。

○涙川 【後撰集】曰、おとこのいせのくにへまかりけるに、
君かゆくかたにありてふ涙川、まづは袖にそなかるへらなり

【八雲御抄】曰、なみた河、伊勢古
按、【御抄】の印本如此【古今集】の中、涙川の歌なし。古とあるは後撰の誤なるか。

【夫木集】曰、弘長元年百首。
泪川舟出やせまし伊勢の海の、三川へわたる湊たつねて

【新勅撰集】曰、百首歌讀侍けるに。名所戀。

前 關 白

涙川みなはを袖にせきかねて、人のうきせに朽や果なん

【菅家御詠集】曰、戀歌

泪川其水上をたつぬれば、袖おか山のしつく成けり

按、此川は三渡川と同流なれとも、泪川とは橋より上の名なり。又湊は松崎にあり。源は袖岡山より出る。隠井の清水是也。自餘泪川の歌多けれども、只泪のよせ詞にして名所にあつからざるあり。又山城に同名あり。

○三渡 【玉葉集】曰、伊勢國修行しける道にて、鹽のひたるに、三わたりといふ濱を過んとて、夜中におきて行くに道いまたくらくて見えさりければ、松原の中にてやすみて、夜を明して讀侍りける。
増長法師

夜をこめていそき來つれと松かねに、枕としてそ明しつる哉

【蓮胤伊勢記】曰、三渡といふ所あり。鹽干ぬれば、此方のさき、彼方の洲崎へみちぬる時は、廻りて松崎といふ所を渡る、鹽みちのひぬれば、これらをはえ渡らて、遠く迫りて、市場といふ所を渡るなり。鹽干に隨て、渡りの三ヶ所にか

はれば、三渡とは云なり。

三わたりのいそはのうつち猶ふかし、朝みつ鹽のからきけふかな

【堯孝伊勢參詣記】曰、みはたりのほど、あさなぎのうらのけしき、いと見所おほかり、徐々撥掉歸湍去、浪壘朝霞錦繡翻、といへるふることも、めのまへにぞうかび侍る也。こくふねも霞わたりて朝なきの、浦はのみるめあかすも有哉

【天文十一年大神宮千首】曰、
新大納言

よを海の三渡りとをく立霧も、朝夕風の神のまに

按、小津と松崎の間を流る川の南を新宮野と云。古は渡る瀬潮の去來にて、上中下三所にかはる。中は今の六軒茶屋の土橋の所なり。上は其橋より一町許堀坂川合流する所なり。下は其橋より六七町松崎の西河口なり。

○雲津河 【夫木集】曰、【文治六年百首】 俊 成
雲津川せき入てまける苗代に、秋の雲こそかねて見えけれ

【士佛參詣記】曰、雲出川のはやし流をしのみ。

【江家次第】公卿曰、渡雲出川。

【南方記傳】曰、南朝延元三年二月十四日、伊勢國雲津川、河

俣川口に於て度々合戦、武家はいほく、
按、雲出七郷皆海邊にして、雲出川の源は八知谷より出
て、島貫と須川の間を流る、也。

三國地志卷之三十八

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國壹志郡

陵墓

○嶋鳥皇女 ○隼別皇子墓

【仁德紀】曰、四十年春三月、納嶋鳥皇女欲爲妃、以隼別皇子
爲媒、時隼別皇子、密親娶、而久之不復命、於是天皇不知有夫、
而親臨嶋鳥皇女之殿、時皇女織織女人等歌之曰、「比佐箇多
能、阿梅箇離麼多、謎迺利俄、於留箇離麼多、波那步佐和氣能、
彌於須警餓泥」爰天皇知隼別皇子密婚、而恨之、然重皇后之
言、亦敦支于之義、而忍之勿罪、俄而隼別皇子枕皇女之膝以
臥、乃語之曰、孰捷鷓鴣與隼焉、曰隼捷也、乃皇子曰、是我所先
也、天皇聞是言更亦起恨、時隼別皇子之舍人等、歌曰、「破夜
步佐波、阿梅能利、等弭箇慨梨、伊菟岐餓宇倍能、婆非岐
等羅佐泥」天皇聞是歌、而勃然大怒、曰、朕以私恨不欲失親、
忍之也、何禮矣、私事將及于社稷、則欲殺隼別皇子、時皇子率
嶋鳥皇女、欲納伊勢神宮而馳、於是天皇聞隼別皇子逃走、即

三國地志卷之三十七 終

遣古備品遲部雄鯉・播磨佐伯直阿能胡曰、追之所逮即殺、
爰皇后奏言、嶋鳥皇女定當重罪、然其殺之日、不欲露皇女身、
乃因勅雄鯉等、莫取皇女所齋之足玉手玉、雄鯉等追之至菟
田、迫於素珥山、時隱草中僅得免、急走而越山、於是皇子歌曰、
「破始多氏能、佐俄始根那摩茂、和藝毛古等、赴駄利古喻例麼、
那須武志呂箇茂」爰雄鯉等知免、以急追及于伊勢蔣代野而
殺之、時雄鯉等探皇女之玉、自裳中得之、乃以二玉屍、埋于盧
杵河邊而復命、皇后令問雄鯉等曰、見皇女之玉乎、對言、不見
也、【古事記】曰、大鷓鴣天皇、以其弟速總別王、爲媒而乞庶妹
女鳥王、爾女鳥王、語速總別王曰、因天后之強、不治賜八田若
郎女、故思不仕奉、吾爲汝命之妻、即相婚、是以速總別王不復
奏、爾天皇、直幸女鳥王之所坐、而坐其殿戶之闕上、於是、女鳥
王坐機而織服、爾天皇歌曰、「賣杼理能、和賀意富岐美能、淤呂
須波多、他賀多泥呂迦母、女鳥王答歌曰、「多迦由久夜、波夜夫
佐和氣能、美淤須比賀泥」故天皇、和其情、遷入於宮、此時其
夫速總別王到來之時、其妻女鳥王歌曰、「比婆理波、阿米邇迦
氣流、多迦由玖夜、波夜夫佐和氣、佐邪岐登良佐泥」天皇聞此
歌、即興軍欲殺、爾速總別王、女鳥王、共逃退而騰于倉椅山、於
是速總別王歌曰、「波斯多氏能、久良波斯夜摩衰、佐賀志美登、
伊波迦伎加泥豆、和賀豆登良須母、又歌曰、「波斯多豆能、久
良波斯夜麻波、佐賀斯那杼、伊毛登能煩禮波、佐賀斯玖母阿

良受、故自其地逃亡、到宇施之蘇邇、時御軍追到而殺也、其將
軍山部大楯連、取其女鳥王所纏御手之玉釧、而與已妻、此時
之後、將爲豐樂之時、氏氏之女等、皆朝參、爾大楯連之妻、以其
王之玉釧、纏于己手而參赴、於是、太后石之日賣命、自取大
御酒柏、賜諸氏氏之女等、爾天后、見知其玉釧、不賜御酒柏、
乃引退、召出其夫大楯連、以詔之、其王等因無禮而退、是者
無異事耳、夫之奴乎所纏已君之御手玉釧、於膚剝持來、即與
已妻、乃給死刑也。

按、嶋鳥皇女、隼別皇子、俱に應神帝の御子なり。嶋鳥の
母は、妃和弭臣祖、日觸使主の女宮主宅媛、隼總の母は妃
櫻井田部連男鉏の妹絲媛なり。今川口上田村寶藏寺の疆
内に古き五輪石あり。一は四尺一は四尺一寸刻字滅して
しれず。土俗云、一は千方將軍の墓。一は其家臣の墓な
り。今之を考ふるに、是則皇女皇子の古墳なるべし、後の
君子是を訂せ。

梵刹

○成就寺 按、古は七堂伽藍にして十六區の僧坊あり。白
河法皇、大神宮に行幸の時、此に暫く遊息ましまし、車留と
云古址あり。寺領も寄せさせ玉ひしか、元龜以降衰廢に及
ふと云。西行法師當院に於て、口號のこと口碑にのこれり。

- 金剛寺
- 圓光寺
- 眞光寺
- 長光寺
- 常念寺古御堂山
- 地藏堂
- 圓照寺井倉津村
- 光德寺
- 仲安寺長藤村
- 觀音寺並矢野村
- 海岸寺
- 西福寺並新家村
- 眞光寺
- 大乘寺
- 大元寺
- 唯稱寺
- 西林寺小戸木村
- 觀音寺
- 淨明寺
- 西向寺並戸木村
- 唯信寺
- 南昌寺
- 西福寺
- 淨誓寺並上野村
- 稱念寺並小森村
- 淨蓮寺
- 藥師堂
- 圓福寺
- 藤石寺並長常村
- 西方寺
- 光明寺
- 大福寺
- 寶壽寺牧村
- 寶積寺
- 本念寺
- 盛久寺
- 法專寺
- 連藏寺
- 正蓮寺
- 東泉寺
- 長樂寺
- 照安寺
- 東雲寺成就寺以下並垂水村
- 萬福寺並藤方村
- 圓明寺
- 圓明寺
- 正覺寺
- 大日坊並雲出本郷
- 法蓮寺並島貫村
- 法泉寺十五所村
- 淨現寺
- 長泉寺
- 光蓮寺
- 榮昌寺川方村
- 極樂寺
- 庵寺
- 賢明寺
- 正福寺並本村
- 大藏寺
- 滿誓寺
- 願行寺
- 明樂寺
- 見流寺並森村

- 淨土寺
- 普賢寺並中村
- 光現寺並多野田村
- 圓入寺西光寺以下並藤田村
- 本願寺
- 西仙寺
- 大安寺
- 藥師寺
- 下之菴
- 正福寺
- 安禪寺
- 成願寺小橋上村
- 州小田莊成願寺檀請繼至按、明應三年創建、
- 乘溪寺垣内村
- 地藏堂並南出村
- 正福寺
- 圓樹寺並大村
- 淨泉寺並大仰村
- 高田寺
- 寶藏寺
- 照光菴
- 金藏寺
- 滿藏寺大鳥村
- 西光寺
- 長光寺
- 林性寺
- 善福寺
- 地藏寺並福原村
- 欣淨寺
- 地藏庵並三箇野村
- 常照寺
- 蓮臺寺並佐田村
- 西光寺
- 承應寺
- 涅槃寺
- 專性寺
- 寶林寺
- 圓淨寺
- 弘安寺
- 上之菴
- 海善寺谷柚村
- 岡寺
- 寶堂院並石名原村
- 崇龍寺
- 阿彌陀寺
- 敬蓮寺
- 極樂寺
- 東光寺
- 萬福寺小川村
- 藥王寺
- 瀧泉寺
- 西善寺
- 藥師寺並後山村
- 善正寺
- 高田道場二〇並合
- 高田道場
- 營昌寺
- 班光寺並八太村
- 光大寺
- 西光寺

(動不の河日)

- 西蓮寺並南家城村
- 天性寺並八對野村
- 清光寺
- 高田道場二〇並藤村
- 來迎寺眞見村
- 地藏寺福田山村
- 長樂寺
- 禪龍寺
- 長樂寺
- 東平寺並八知村
- 西法寺
- 仲善寺並大郎生村
- 西光寺
- 眞福院並御藏村
- 成福寺
- 大泉寺
- 北菴寺並山田野村
- 正覺寺
- 西方寺小杉村
- 十輪寺
- 大滿寺並八手保村
- 金剛寺
- 西光寺
- 觀音寺
- 正統寺
- 妙相寺
- 藥師寺
- 永昌寺
- 高田道場並二保村
- 藥師寺城立村
- 順迎寺
- 光明寺
- 菊泉寺
- 願音寺
- 大禪寺
- 常庵寺

- 榮昌寺杉平村
- 高岩寺
- 長樂寺並丹生保村
- 寶泉菴並下多氣村
- 飯泉寺
- 西迎寺
- 安信寺
- 寶德寺
- 長德寺
- 不動院
- 觀音寺福原村
- 飯福田寺國峯山按、大寶元年役小角創建。
- 法藏寺飯福田寺以下並飯福田村
- 善福寺並與原村
- 玉泉寺
- 松山寺並天下村
- 某菴並山按、古昔東面觀音の二寺院こゝにありと云。今十一面の遺像あり。
- 寶善寺
- 寶積寺
- 高田道場並高野村
- 觀音寺
- 藥師寺
- 蓮華寺並川上村
- 長樂寺
- 大敬寺
- 眞福寺
- 光福寺
- 常福寺並下川村
- 淵草寺
- 法泉寺
- 圓通寺並小原村
- 玉藏寺
- 慶法寺岩倉村
- 大泉菴
- 安樂寺
- 誓岸寺又作誓嚴
- 安樂寺
- 營昌寺
- 寶堂院並石名原村
- 崇龍寺
- 阿彌陀寺
- 敬蓮寺
- 極樂寺
- 東光寺
- 萬福寺小川村
- 藥王寺
- 瀧泉寺
- 西善寺
- 藥師寺並後山村
- 善正寺
- 高田道場二〇並合
- 高田道場
- 營昌寺
- 班光寺並八太村
- 光大寺
- 西光寺

- 地藏院
- 平樂寺並日置村
- 柳舍寺
- 滿昌寺
- 阿彌陀寺並莊村
- 長圓寺其村
- 光泉寺
- 正法寺
- 常念寺
- 宮寺三〇並須ヶ瀬
- 正蓮寺片野村
- 光明寺平尾村
- 本禪寺舞出村
- 唯稱寺
- 眞學寺
- 本樂寺並須川森村
- 東禪寺
- 明照寺並星合村
- 西光寺會原村
- 正福寺小村
- 新永寺
- 興福院並田村
- 景德寺小阿坂村
- 淨眼寺大阿坂村
- 按、文明二年國司北畠材親本願、玄虎大空禪師開基なり。國司政郷・材親の牌子、材親自畫像、玄虎眞、玄虎書寫の法華經、石室碧巖抄、具教自畫三幅、藕絲袈裟、白石念珠、金朱香合等什物とす。文明十八年寺領寄附舊案、同年論旨、材親自筆狀、永正十二年、同十六年其外國兼・具國・晴具・具教・具房・服部一忠等、舊案數章秘在す。
- 永善寺
- 天禪寺上ノ莊村
- 大行寺
- 按、天平年中開基創建。
- 久太寺
- 柳福寺
- 瑞龍寺大行寺以下並久米村
- 眞光寺
- 淨誓寺上野村
- 淨徳寺
- 庵寺並野村
- 慈雲院小野郡村

三國地志卷之三十八 終

須可村なるべし。此に停御し玉ふこと二日、蓋須可驛より眞熊野權現へ凡半里、松ヶ島へ一里、皆眼下に歴然たり。天皇、海邊の眺望めづらしきを以、行宮をここに造らせ給ふか。抑逆徒降伏の御祈の爲、眞熊野へ詣拜の時、駐蹕のところとなるか、千年の久しき事實を詳にするこゝとあたはず。且陵谷變遷の事蹟ともに亡ぶ。

○河口行宮 【朝野群載】曰、伊勢齋王歸京國々所課、伊勢國

壹志河口行宮 路橋 使使供給

辨備物

中取二荷 水甕麻笥二口 瓢四口 盆二口 塙二口

洗盤六口 杓二柄 韓竈二口上下

嘉承二年十一月廿八日

官符 太政官符 伊勢國司

應造儲壹志河口行宮事

右正三位行權中納言源朝臣基綱宣、奉勅伊勢齋王、今應歸京、宜准舊例、造備行宮者、國宣承知、依宣行之、其鋪役等依例准擬、但入京之期、須待後符之到奉行、從四位上行左中辨兼備中介藤原朝臣 右大史正六位上紀朝臣 嘉承三年十二月四日

三國地志卷之三十九

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國壹志郡

古蹟

○狹殘行宮 【萬葉集】曰、狹殘行宮大伴宿禰家持作歌二首 天皇之行幸之隨吾妹子之手枕不卷月會歷去去家留 御食國志麻乃海部有之眞熊野之、小船爾乘而興部 榜所見

按、此歌 聖武帝に扈從して伊勢國にて詠る歌なり。狹殘の訓詳ならず、或はなごりと云、或はさいむと云、即ち聖武帝の行宮にして今の松筒島是なりと云、今尙名殘と云。此續地新松が島を、なごり町と云。志摩は伊勢島なり。同集伊勢國歌云海毛廣之見渡島名高之云云後人眞熊野は志摩國志摩郡本浦に眞熊野權現とすは謬なり家持聖武帝に扈從して河口にて作る歌あり天皇志州に行幸ならざるを 眞熊野權現社市場庄にあり。又按續日本紀に天皇、河口の關宮に停御の間に、此地に行幸のことを不載、廣嗣を捕獲の後、天平十一年十一月乙未、從河口發到壹志郡宿、丁酉進互鈴郡赤坂頓宮云、壹志郡宿は、今の

左辨官下 伊勢國

中取二荷 水甕麻笥二口 瓢四口 盆三口 塙四口

洗盤四口已上水部所司所課

杓二柄 洗盤二口 韓竈二口已上殿部所司所課

右伊勢齋王、入京儲料如件、國宣承知預備、不得闕怠、官符

追下、

嘉承二年十二月四日

右大史紀朝臣

中辨藤原朝臣

【江家次第】齋王曰、二日 供給 分配夫馬、給祿國司、或不給祭王申事由歸向、雜女女房自巡頓宮、相分京上、出御、著川口頓宮、伊勢賜辨以下祿、或不給

按、河口小野村の民家の後に石あり、其處の字を御伊勢と云、土民大神宮腰懸石と云へり。小川を隔て里中にも又遺跡あり、行宮の迹是なり。【江家次第】に一志頓宮より當所に一宿、翌日伊賀塚屋に到て宿し給へり。塚屋は伊勢伊賀の界伊賀に屬す。 ○壹志頓宮 【延喜齋宮式】曰、齋宮修理、凡頓宮伊勢國鈴鹿・壹志、並國司依例營造、所須稻伊勢二萬三千束、鋪設雜器及供給、總用此内、

【西宮記】曰、昌泰二年九月八日、齋王參伊勢於會坂曉、九日巳刻到勢多、十日甲駕、十一日垂水、十二日鈴鹿、十三日壹志、十四日依馬落胎穢留壹志、同日到離宮、依未齋宮修理、

十五日又離宮有馬落胎恐仍齋王不參入、十六七日祭幣使爲過穢不參祭、但去十五日辨官給祿、歸京日、幣使等過五箇日參内、外宮奉幣、廿一日幣使歸京、

【江家次第】曰、齋王歸京次第、勅使參著前一日給一日 分配夫馬大宮司給檢校使以下祿、出御寮官諸司多氣川御禊王神司下樋小川御禊、麻著壹志頓宮寮官分配

【兵範記】曰、仁安三年廿一日戊申、勢多 甲駕 頓宮已上近江國司 關 一志已上伊勢國司 離宮院宮司

件雜事各以注文、今日下知伊勢國司、在國々勤不可叶云、【大神宮諸雜事記】嘉子内親曰、一志頓宮天使部等隨身馱俄斃亡、

按、齋王出御の日、當處に宿し、翌日川口頓宮に宿す。頓宮往古新家村にあり。今方一町許の森残れり。社頭あり天王昔齋宮宿り給地也

○河口關宮 【續日本紀】曰、聖武天皇天平十二年冬十月壬申、任造伊勢國行宮司、丙子任次第司、以從四位上鹽燒王爲御前長官、從四位下石川王爲御後長官、正五位下藤原朝臣仲麻呂爲前騎兵大將軍、正五位下紀朝臣麻路爲後騎兵大將軍、徵發騎兵、東西史部、秦忌寸等總四百人、十一月乙酉到伊

勢國壹志郡河口頓宮、謂之關宮也、丙戌遣少納言從五位下大井王、并中臣忌部等、奉幣帛於大神宮、車駕停御關宮十箇日、是日大將軍東人等言、進士元位安倍朝臣黑鷹、以今月二十三日丙子、捕獲賊廣嗣於松浦郡值嘉島長野村、詔報、今覽十月二十九日奏、知捕得逆賊廣嗣、其罪顯露、不在可疑、宜依法處決、然後奏聞、

【催馬樂】曰、河口 川口のせきのあらかきや、せきのあらかきや、まもれとのはれ、二段まもれとも、いて、われぬや、出てわれぬめや、せきのあらかき、

按、一本あしかきをあらかきに作る。【梁塵抄】拾芥抄】等にも、催馬樂を引て、初をあらかきとし、後二つをあしかきとす。あしかきは蘆垣、あらかきは荒垣なり。

【六帖】曰、河口の關のあら垣まもれとも、いて、我ねぬや忍ひくく、

【源氏物語】藤原曰、少將のす、みいたしつる、あしかきををむきは、み、と、め給つや、いたきぬしかな、かはくちのこそ、さしいらへまほしかりつれとの給へは、女いとさにくしとおほして、

あさき名をいひなかしける河くちは、いか、もらし、關のあらかきあさましとの給ふさま、いとこめきたり、すこしうち

枕草紙曰、せきはす、かのせき、くきだの關。八雲御抄曰、くきたの關。伊勢源氏

按、河口御城村に遺址あり、今切通しと云。古へ大和に帝都ありし時、山部郡竹谷村堀越より、伊賀越名張に掛り、阿保を經て當國に移り、此關所を通ると云。往昔河口より關所への通路は王住より御城村に出で、山にかゝり、一町許登り、關を越て市場村へ下り、東井生村に出る。又波瀾村へ出る道あり。今家城より八知村への往還は、山を隔て北にあり。今波瀾河口より、松坂への古道存せり。御城村より已の方一町許に、山を切ぬき關を置し跡あり。關宮の舊地は、御城より乾六町許にあり、隱田或は王住と云。今算所村と云口十六郷の 西北に瀬戸川流る、前に堀の跡あり。關所の邊より茲に至て築地ありと云。又關の上に丸山あり、王住より其山へ三十町許、是を往古の道とも云。其外所々に古跡あり。【風土記】云、安濃郡、東は岫田川を限ると、然とも今川口の水脈に非ず。遼古考べからず。

○一志廢驛 【江家次第】公卿勅曰、到壹志驛宿、國司供給、【新古今集】曰、公卿勅使にてかへり侍ける、いちしのむまやにてよみ侍ける、 中院入道右大臣 立かへりまたも見まくのほしき哉、見もすそ川の 瀬々の白浪

按、驛古昔須賀村にあり。古は官道にして、驛長の子孫坪内某令に居住

わらひて

もりにけるくきたの關を川くちの、あさきにのみはおふせさらなん

按、【梁塵愚案抄】并【源氏物語】【三光院説】云、川口關は、伊勢國也云。

【新後撰集】曰、關月といへる心を 後嵯峨院御製 曇なく月もれとてや河口の、關のあらかき間ことなるらむ

【新千載集】曰、題しらす よみ人しらす 川口の關のあらかきいかなれば、よるのかよひをゆるさ、るらん

【新續古今集】曰、寄關戀を 前參議雅有 河口の關のあらかき逢事は、まとをなりとも心へたつな

【堀川百首】 もる人もまた絶なくに河口の、關のくきぬきはや朽にけり

按、くきぬきは荒垣なり。【榮花物語】浦このわかれに云、卒都婆くきぬき、いとをほかる中にと、是荒垣なり。【草庵集】曰、御子左大納言家旬十首、夜妨人戀 かくてのみつたてやはせむ河口の、關のあらかき

○燒出里 【蓮胤伊勢記】曰、いせへ下けるに、やきての里、くも津の濱なとすくるほとに、や、きり晴行、いせの海のおきのしら浪、濱の松原ほのく、あらはれわたるを見れば、鹽かま敷をしらすうちちりて、繪かけることくなるをよめる、

晴のほる霧にをくれて立雲は、やきての鹽の煙成
けり
【夫木集】曰、
證心法師

うち過る人も煙になれよとや、藻鹽やきての里の
松風

按、今藤枝領海邊中高洲と云境に、燒田と云字残り、【神鳳抄】に、燒出御厨ありて鹽を供す。今も藤方村に鹽を苞にして燒て、其地の名産とす。蓋し古の遺れる也。

○藤湯松 【隆俊家集】曰、いせのふしかたとかやにて、松のわかきが五寸にもたらで、老木よりいみしう苦ふりけるを見て、とりて奉りける時によめる、

あらはにも千代は經ぬへし若木より、しるし見せ
たる藤かたのさと

【皇后宮下野家集】曰、内の御所に權中納言隆俊卿、伊勢に下りて、藤湯と云所の松とて、五寸計なる松ともの、いみしう老木のやうに成て、苦むしなとしたるを奉りければよめ

る、
あらはにも千代のしるしの見ゆる哉、祈かけたる

藤方のまつ
【歌枕名寄】曰、伊勢にくたり侍りけるに、ふちかたの松を

見て、
ひきてこし人忘れすはふちかたの、松もむかしの
六條左大臣宣

物かたりせよ
按、藤方山にあり、後世其名實を失ふ、惜むべし。

○千方城 【准后伊賀記】曰、藤原千方朝臣村上天皇の御宇、正二位を望しに、其甲斐なくて、日吉之神輿を取奉つて、伊賀國霧生郷へ籠居。紀朝雄と云人副將軍となりて討之。中略伊勢甲和郷にも遺跡あるとなり。藤原千峯か子にして、鎮守府將軍に至る。

按、【大系圖】に千峯を千常に作る。甲和郷蓋河口の謬歟。千方莊内郷城立村に住居す。城立は城を築くの地、俗傳、千方を川口郷家城瀬戸之洲に斬つと云云、非なり。伊賀國三國ヶ嶽の坤逆柳の下に死すること、往々實錄に見えたり。

○伊元宿禰宅址 【神宮雜事記】曰、康平元年七月、入部一志郡之處、郡司伊元宿禰之住宅燒拂已了、

○瀧野城 【源平盛衰記】曰、八月六日九郎義經左衛門尉に成て、即使の宣を蒙て、九郎判官と申けり。是は一谷合戰勸

賞とを聞し。同十一日九郎判官義經は、平信兼か伊勢國瀧野と云所に城郭を構て、西海の平家に同意すと聞て、軍兵を指遣して是を責。信兼に相從郎等百餘人、城内に籠て皆甲冑を脱棄て、大肩脱に成、楯の面に進出て、散々に射ければ、義經か郎等多被討捕けり。矢種盡にければ、城に火を放ち、信兼已下自害して、炎の中に燼死けり。

按、今瀧野村あり。

○多氣城又云御所 【室町日記】曰、勢州たきの御所云云

【國永家集】曰、吉野にまうて、かへり、多氣につきて、ある夜人の本より、「諸ともに見る人いかにさらぬたに、こと、ふ袖の月の光を」とありければ、
國 永

袖にのみくもりし月と諸共に、詠る夜半の光くま
なき

多氣といふ所、古郷になりて、萬物哀なるに、花やうくちりける頃たちこへて、
國 永

めてきてもうらやまれけり花は根に、鳥は古巢にかへる心を
古老の物語曰、伊勢の國武井の御所は、國司居住の城なり。

按、武井は即ち多氣なり。上多氣村にあり。其事跡の詳なることは、古圖の存するあれば、こゝに略す。

○木造城 【南朝紀傳】曰、應永廿二年春國司滿雅卿兵をわ

けて、木造・阿射賀・多氣・大河内・坂内・玉丸の城を守らしむ。弟少將雅俊は木造の城を守る。

【甲陽軍鑑】曰、伊勢の國司の家の破るは、國司の勢に木作といふ侍、則南伊勢の内木作と云處に、居城あり云云。

【太閤記】曰、瀧川、勢州木造の城へ退行けるか、其前は富田左近丞と兩人此城にありし云云。

【信長記】曰、永祿十二年八月廿三日、木造城に御著有て、一兩日軍評議有て云云。

按、國司顯能卿の二男顯俊卿、稱油小路後小松帝に奉仕し、本郡内にて所領を給り、初て木造村に城を築き居守し、木造家と稱し、又木造の御所とも云。其より以降數代、皆これに據る。

○阿坂城又云白米城 【南朝紀傳】曰、應永廿二年春、國司は阿射賀の城を守り玉ふ。又曰、夏四月諸軍伊勢の國司をせめ、阿射賀の城をかこむ。城堅固にして落す、國司先垂水・鳥屋・尾方・穂朴木等を、岩田川・雲出川に遣して是を防く。垂水・藤方・今徳・神原は田・天花寺・曾原・船江・波瀨・岩内・大淀・玉丸等の城を守て、これをふせく、此城高山にしてとりか

たし、折々不定に出て夜討す、此城北に天花寺か城有、東に出城二、南に地獄谷有。依て京勢そくはく討れぬ。大將持益計を廻し、四方の水の手を留る、此故に城水乏して、漸渴に

計を廻し、四方の水の手を留る、此故に城水乏して、漸渴に

のそむ。時に國司てたてをなし、櫓の前に馬を立、柄抄にて白米をくしかけ、馬を洗ふ如にす。寄手是を見、退屈して、水を斷事をやむ。此後此城を世俗白米の城と號く。

○廢金國寺 【國永家集】曰、正月八日金國寺へ來るへき由侍れば、越けるに庭前の梅を見て、

梅の花おもひの外に咲出て、とはさりしをもいか、恨みん

按、國司北畠氏の本願にして大寺なりしか、廢して今名の存するのみ。

○廢龍淵寺 【國永家集】曰、十月十日あまり、庸安院殿紅葉御覽せむとて、龍淵寺の橋迄いさなひ給る。皆人歌よむ事に成て、

うすくこく染し梢は神無月、おなし時雨のいか、ふりけん

○廢惣持寺 【國永家集】曰、多氣の惣持寺の方丈云、

○源城寺 【甲陽軍鑑】曰、木造の源城寺。

三國地志卷之三十九 終

三國地志卷之四十

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國壹志郡

土産

○貝石 【夫木集】曰、伏見にゆわかつて、大納言經信卿を呼侍りけるに、來らさりければ、よみて遣しける、

橘 俊綱

一志なる岩根に出るな、くりの、けふはかひなき湯にもある哉

按、貝石は此地山谷の間、處々多しといへとも、七栗射山の地に出るものを以、もつとも佳品とす。射山は即榊原貝石山是なり、昔日此地に浴湯の時、此山にをいて螺石を拾ひ得たり。大き九寸餘除外得るもの、形狀不同といへとも皆螺蚌の種類にして、石質蚌文光澤愛するに堪たり、所謂花斑石の類にして、軟柔の土精凝にしたがひて固密し、物形消化して石文にのこるものなり。蓋是上古瓊矛盡成の後、滄溟乾涸して洲壤となり、鹽沙結て山骨とな

【拾遺集】曰、屏風にみくまの、かたかきたる歌

かねもり

さしなから人の心をみくまの、浦の濱ゆふいくへなるらん

【千載集】曰、短歌、堀川院百首歌奉りける時、述懐の歌とてよみてたてまつりける、

源俊賴朝臣

見熊野の浦のはまゆふかさねつ、うきに絶たるためしには上下略

【續後撰集】曰、洞院攝政家百首

正三位知家

みくまの、浦のはまゆふいくかへり、春をかさねて霞きぬらん

和泉式部

とへと思ふ心そたえぬ忘る、を、かつみくまの、浦の濱ゆふ

【童蒙抄】曰、はまゆふとは、見くまの、はまにおふる也。くさのかはのうすくて、おほくかさなれる也。このみくまのをは、みな人紀伊國の熊野の浦としれり。是は伊勢にみくまの、うらといふ浦のある也。又くまの、うらといふ。大饗の時、とりのあしつ、む料に、伊勢國見くまの、うら

るを以、今海物を此に見るのみ。雖然今山谷の間を以て、濱の田浦ぞや、こつ沖の字をのこし、且貝石山の麓盤石の間より、今尙潮を出し、其邊に船か谷の字あるを以みれば、此地海水をたゝゑること、太古のことにも非ざるや。山を懷み陵に襄るの水、疏論注次の功により、水勢東下すること、三四里、忽山谷となるといへども、當時海濱の名を、今に存するもの歟。柳谷・雲林院・藤方等の地方に出るものは、石品粗惡にして賞するにたらず。

○紫貝 【齋宮貝合】曰

紫のかひある浦のふちかたは、浪のかゝるそ花と

見えける

【建久元年良子内親王家歌合】曰、

讀人不知

ふちかたにこき紫の色かひは、幾しほ浪の染かへしけん

按、藤方浦にあり【倭名抄】に、紫貝、一名大貝、和名宇萬乃久保加比と云。今浦人牛沓と云。然とも古へ藤瀉の名に由て、紫色の貝を云歟。今どふ貝を紫黄の色に染、白きを交へ藤花の英の如く、絲に繋ぎ、藤方村にて旅人に賣、又躑躅花を聚めて輪の如くになして賣も、蓋し此等の類乎

○濱木綿 【萬葉集】曰、

柿本朝臣人麻呂

へ、はまゆふをめすといふ。

【袖中抄】曰、見くまの、うらのはまゆふ、顯昭云、くまの、浦とは、ふるきものに、紀伊國の熊野浦といへり。されど伊勢國にあるところなり。但くまのへまうつとき、ひとのもとへつかはしける、道命阿闍梨、

わするなよ忘るときかはみくまの、浦のはまゆふうらみかさねん

今按に、此歌は、くまのへまうつとてよみたれば、きのくにのみくまの、うらと、おもへるにや。又伊勢のくまの、うらなれと、其名のおなしければ、かよはしてよめるなるへし。又ふるき人は、くはしくもたつねあきらめすして、よめることも其證おほし。

(浦野熊)
按、道命阿闍梨の歌【後拾遺集】に入、【仙覺抄】【宗祇抄】亦伊勢國とす。本郡市場庄に熊野權現座す。故に其邊を總て熊野浦と云。古へ久米・船江の間、船泊の入江にて垣鼻も磯邊なり。北は雲津川の後まで、一面の海濱にて、權現の社頭の邊まで潮盈來り、海岸に灌木綿多く生ず。今は亡ふ。

氏族

○伊勢朝臣老人 【續日本紀】曰、廢帝天平寶字八年冬十月癸未、從四位下中臣伊勢朝臣老人爲參河守、又云、神護景雲元年授從四位上、二年六月戊寅、爲本國國造、秋七月戊子爲修理長官、寶龜九年三月丙辰爲山衛中將、天應元年五月乙丑爲主馬頭、九月甲申授正四位下、延曆七年夏四月庚辰卒、按、伊勢朝臣の上祖建津身命を、本郡矢野村祀るもの、其本貫による歟。
○伊勢朝臣子老 【續日本紀】曰、稱徳天皇天平神護元年十一月丁巳、正六位上伊勢朝臣子老、又云、同三年六月乙巳爲伊賀守、寶龜八年八月壬午授正五位下。
○伊勢朝臣諸人 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜元年八月庚寅、若狹國目從七位下伊勢朝臣諸人、云云。
○伊勢朝臣水通 【續日本紀】曰、光仁天皇天應元年三月癸卯、授伊勢朝臣水通外從五位、又云、五月乙亥爲大進、延曆八年春正月己酉授從五位上。
○伊勢朝臣諸繼 【文德實錄】曰、齊衡二年正月乙巳、制、大和國檢非違使正六位上伊勢朝臣諸繼預把笏、諸國檢非違使把笏始於此人。
○伊勢朝臣興房 【清和實錄】曰、元慶七年春正月戊辰朔、前筑後少目從八位上伊勢朝臣興房、
○壹師君 【古事記】曰、天押帶日子命者伊勢壹師君之祖也

○市師宿禰 【舊事本紀】曰、市師宿禰禰穴、按、宿禰の祖は穴太足尼女比咩古命なり。

○建皆子 【延曆儀式帳】曰、壹志縣造祖建皆子、後延命世記同し按、大神宮遷幸の時參相ふ人也、國名を問給ふ比呂鹿國と白すと云。

○廬城部連 【雄略紀】曰、三年夏四月湯人廬城部連武彥、中略武彥之父根宮噲、按、廬城・家城通訓也、蓋家城村より出る歟。

○土師連・贄土師部 【雄略紀】曰、土師連祖吾笥、中略進伊勢國藤形村、中略私民部名曰贄土師部、

【安閑紀】曰、贄土師部、按、藤方村硯石山の土中を鑿して、陶器の類出ると云。

○朝日郎 【雄略紀】曰、十八年秋八月己亥朔戊申、遣物部菟代宿禰・物部目連、以伐伊勢朝日郎、朝日郎聞官軍至、即逆戰於伊賀青墓、

按、朝日は阿佐可ならん。

○垂水廣信 【國朝諫諍錄】引【長濟草】曰、河内守廣信勢州垂水人也、後醍醐帝登祚之初、入京勤仕於省中、頗有恩意、其爲人也、質直好學、與藤藤房爲友帝惑妍恣云、廣信便去歸於勢州、與妻子耕于垂水、帝徵不至、時正中元年也、後來中務卿親王、兵部卿親王、及源尊氏、義貞等招之以重祿者、凡

十數度、遂不出、農暇著書、名曰嘉文亂記、凡六十五卷、延文元年三月下世享年九十六、按、世系詳ならず。

○源顯信 【南朝紀傳】曰、建武二年夏五月、北畠親房卿息、顯信・顯能・顯雄三人、伊勢國へ下向、按、准后親房の二男、春日左少將と云。

○源顯能 【南朝紀傳】曰、南朝弘和三年、北朝永徳三年秋七月、南方北畠右大臣顯能公薨す、按、顯信の弟初て本國の司となる。

○源顯雄 【南朝紀傳】曰、南朝天授二年、北朝永和二年にあたる春正月、南朝北畠顯雄卿内大臣に任ず、按、顯能の弟房雄の父。

○源顯泰 按、天授二年伊勢國司に任じ玉ふ、正二位權大納言。

○源滿雅 【薩戒記】曰、正長元年八月廿三日、或人談云、伊勢國司左少將滿雅、依鎌倉左兵衛督持氏卿命、奉取小倉宮之由有聞、

按、顯泰男、應永九年國司に任ず、永享十二年七月卒去、寶樹寺と號す。

○源教具 按、滿雅男、嘉吉元年九月國司に任ず。

○源政郷 【歷名土代】曰、源政郷寛正五十一・六・正五位下、文明八・正六位下、文明十八・十七・從四位上、

按、教具男或政具と云、永正五年十二月四日薨す。

○源材親 【歷名土代】曰、政郷朝臣男、源具方文明八十二廿六從五位下、同十八右少將、長享三七八從五位上、改材親、明應四正五從四位上、永正二十四正四位下、

按、政郷男參木左中將權大納言從二位、

○源晴具 【歷名土代】曰、具國永正十三二十從五位上、大永五十二卅正五位下、改晴具、天文八二廿九從四位下、同三月六日三木、天文五五出家、按、材親男、

○源具教 【歷名土代】曰、源具教天文六廿三從五位下、同廿六日侍從、天文十四二廿六從五位上、同廿八轉左中將、同十六三廿三美濃守、按、晴具卿男、

○源信意 【歷名土代】曰、源具房具教卿男、天文廿四七七從五位下、同日侍從、弘治三八二左少將、

按、具房後信意と改、具教養子、實は織田信長の男、弟、或云

○源顯俊 按、國司顯能二男、顯泰兄坂内・木造祖、又北畠と號す。

○源俊通 按、顯俊男木道家と云、顯能の子となる。

○源俊康 【南方紀傳】曰、應永十一年三月十七日、北島土佐守俊泰去年八月十四日正四位下宰相の中將に任、次俊泰は國司顯俊の三男顯泰の猶子也、實子滿雅南帝東宮の御即位をそなはらせ給ふを悔ひて、常に相國を恨む。俊康はふ

たこゝろなく武家に忠有により、相國吹舉し昇進ありしと也。

又曰、同十二年春正月六日、北畠俊康從三位に叙す、夏四月廿六日帶劔をゆるす。

按、俊通男實は顯俊の男、正二位權大納言に任す、應永廿七年三月廿六日出家。

○源持康 按、俊康男、左衛門督正二位權大納言に任す。

○源教親 按、持康男、參議右中將從二位權中納言に任す。

寶德三年四月三日出家、應仁十二年二月二日日本國にて薨

○源政宗 【歷名土代】曰、源政宗文明十二二從五位下、同四月廿九日侍從、按、教親男、從三位參木左中將任す、天文二年二月出家、法名宗盛。

○源俊茂 【歷名土代】曰、源俊茂明應九十六六從五位下、永正二正十侍從、按、政宗男、從三位參木左中將、

○源具康 【歷名土代】曰、源具康明應十一廿三從五位下、同十三九十侍從、大永二八十一從五位上、天文四四正五位下、天文六八九從四位下、同日轉中將、按、俊茂男晴具の姉婿なり、父の爲に害せらる。

○源具政 【歷名土代】曰、源具政伊勢木造、天文廿三正十八從四位下、去年三月二日左中將、按、具康の養子、實は晴具の男兵庫頭に任す。

○源長政 按、具政の男左衛門佐に任す。父具政木造を長政に譲り、其身は戸木に住して、戸木の御所と稱す。

流寓

○義良親王經歷 【元弘日記裏書】曰、延元三年閏七月廿五日、義良親王并入道一品親房顯信卿等、率東軍下向勢州、八月十七日解纜、九月十一日於伊豆崎遇大風數船漂没、親王顯信卿等歸着勢州、上野入道道忠艤此御船、入道一品船着常陸國訖、【神皇正統記】云、義良親王、元弘戊寅のとしの春、又上らせ給ひて、芳野の宮にまし、しが、秋七月伊勢に越させたまふ。かさねて東征ありしかと、猶伊勢にかへりまし、つちのとの卯とし三月、又芳野へいらせたまふ、【南方紀傳】云、南朝延元三年、北朝曆應元年閏七月廿五日、義良親王・尊澄親王以下宮々、并一品入道親房公・顯信卿以下、結城道忠等東國勢を率し、勢州へ趣く、○八月十七日勢州下向の官軍纜を解て東國へ出船。

按、此時大湊より出船のこと【太平記】に載す。大湊は雲出河の落合にして、此處より船を出せしと、尙口碑にのこる。親王は後醍醐天皇第七皇子、後村上天皇是なり。

○源義視 【續太平記】義視卿京都退失曰、應仁元年十月の比、密に

京を御出有て、伊勢國へ下らせ給ふ云云。國司北畠中將請待し奉り、我館に居進せ、他事なく册き被申しかば、伊賀・伊勢・志摩三ヶ國の兵共、是を聞傳々々我も〜と馳參ければ、思の外に義視卿威勢又強大に成給にけり。三代一覽云、後元年九月、義視密に京を出て伊勢國へ赴き、國司北畠中納言源教具が館にあり

【將軍家譜】曰、應仁二年四月、將軍家遣御内書於伊勢、召義視、且使聖護院門跡齋勅書、又勝元、及畠山政長、赤松政則連署奉迎之、

六月義視、發伊勢入洛、伊賀・伊勢軍兵供奉、使國司擊路次逆徒平之、十月京着、勝元使諸大名迎之、入聖壽寺、時有流言者曰、勝元欲廢將軍家以奉義視、故將軍家疑之、密出營欲到山名陣、勝元聞之、大驚謂、使義視赴山名陣、則將軍家不可疑我也、十一月勝元使武田信賢、奉義視登比叡山、宗全聞之大喜、迎義視入洛、居斯波義廉宅、而宗全以下稱臣守護之、按、義視は義教の子、義政の弟也、始淨土寺門主法名義尋、寬正六年十一月廿日還俗、今出川殿と號す。

○寬成親王 【南方紀傳】曰、南朝元中九年、北朝の明德三年にあたる閏十二月二日、南帝の太子都に還幸、大覺寺殿に入せ玉ふ。小くら殿と號す又さか殿、公家武家の臣供奉す、おなじく三日三種神器入内、南帝太上天皇と尊號し奉り、太子寬成親王東宮に立せ玉ふ。

又曰、應永三十一年夏四月十二日、小倉殿崩御、南方御謚後龜山院。

又曰、正長元年十二月、南方の東宮寛成親王、御位の御のそみゆへ、伊勢國に行啓ありて御謀反、國司北畠兵を催す。【王代一覽】云、正長元年十二月、南方の小倉殿として、吉野の帝の末嵯峨にをわせしか、帝位を望みひそかに伊勢へ逃下り、彼國司をかたらひ兵を起す。土岐興安と戰て國司は討れぬ、小倉殿は降參し、又嵯峨に住す。其子は勸修寺門跡の弟子となる。【中古日本治亂記】云、爰に南方の小倉殿として、吉野帝の御末にて當時嵯峨に蟄居して御座けるか、主上御不豫のことを聞召より以來、帝位に望を掛させ給ひて、正長元年十二月潜に嵯峨を忍出、伊勢國へ逃下り、彼國の國司北畠大納言滿雅を頼て義兵を揚させ給ひけり。【本朝年代記】云、正長元年、後龜山院子孫稱小倉、密卒勢州與其國司謀反、十二月土岐興安征之、國司討死、小倉殿降、又居嵯峨。

按、【紹運錄】寛成親王を、瀨成王の上に列するものは、恐くは非なり。

○親房 【南方紀傳】曰、延元元年十二月廿一日、先帝ひそかに都を出させ給ひ、吉野へ臨幸、源親房入道伊勢國へ落行。

女流

○春日部采女 【安閑紀】曰、元年十二月廬城部連根菖菡女幡媛、偷取物部大連尾與瓊路、獻春日皇后、事至發覺、根菖菡以女幡媛獻采女是春日部采女也、并獻安藝國過戸廬城部屯倉、以贖女罪、物部大連尾與恐事由己、不得自安、乃獻十市郡伊勢國來狹々・登伊、來狹々登伊、二の邑名也、筑紫國膽狹山部也、按、來狹々登伊共に詳ならず。

○伊勢朝臣清刀自 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜九年五月乙卯、授無位伊勢朝臣清刀自從五位下、按、【和名鈔】百俗作刀、自古語、老母爲負。

○伊勢朝臣經子 【日本後紀纂】曰、平城天皇大同四歲五月癸亥、在河内國內藏寮田十一町、賜正五位下伊勢朝臣經子、其一身之役、收爲寮田、又云、弘仁三年秋七月壬戌從四位下伊勢朝臣經子卒、贈從三位、喪事所須令官給焉、年四十一、【大系圖】作贈從三位伊勢子。

按、經子は平城帝の妃、高岳親王の母、【清和實錄】云、正四位下勳四等伊勢朝臣老人之女、贈從三位經子。

○一志采女 【日本後紀纂】曰、嵯峨天皇弘仁四年春正月丁丑、制、令伊勢國壹志郡中略貢郡司妹年十六已上廿以下、容

貌端正、堪爲采女者各一人。

○伊勢朝臣與子 【續日本紀】曰、仁明天皇嘉祥三年春正月丁亥、叙无位伊勢朝臣與子從五位下。

僧侶

○眞盛 【本朝高僧傳】云、睿麓西教寺沙門眞盛、紀氏之子、貫之遠裔、其母歸命地藏菩薩、誓絕葷臠、夢吞寶珠、寤即身盛、嘉吉三年生于勢陽壹志郡、容貌端嚴、稟性朗拔、七歲入郡之光明寺、從盛源律師、讀内外書典、十四剃戒、十六遊學、居尾州密藏院、學眞言教云。

按、眞盛は後花園院御宇、本郡小倭郷大仰邑左近將監小泉藤能の子也。藤能は紀氏にして貫之十七世の孫、母は西川氏。嘉吉三年正月廿四日に生れ、寶徳元年七歳にて本郡川口光明寺盛源に就て初て讀書し、十四にて出家し、十九歳にて叡山へ登、四十七歳の時西教寺に徙居す。後伊賀國長田莊西連寺の第一世となり、明應四年二月晦日寂す。事歴は【圓戒國師和解傳】【高祖上人系圖】等に見えたり。委くは【伊賀誌】に記す。藤能は大仰の住人にして、國司教具の臣なり。白木・吉懸・掘山・稻垣・滿賀野等皆一族なりと云。

三國地志卷之四十 終

三國地志卷之四十一

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國飯高郡

城邑

○松坂城 【太閤記】曰、秀吉公播州三木之城を打圍たまふ頃、古田吉左衛門と云し小將有しが、三木より夜討入し時討死してけり。其子古田兵部少輔、同大膳大夫として二人有、慶長五年勢州松坂之城主として六萬石を領しけり。其後兵部少輔身まかりぬ、三歳の孤有、前將軍家康公より、大膳大夫兄之跡を相續し、則兵部少輔となのるべき旨、御詔ありしかは、忝御事此上有べしとも覺え奉らず、孤を長となし、父の名なれば兵部少輔となのらせ申度由望けり。家康公今世まれなる者かなと感じ給ふ。孤漸長と成しかば、父が茶具不殘目錄を以て、元和六年之頃相渡し、勿論六萬石之地をも附與し、其身は物さびしきさまにて、在江戸し侍りき。潔白なる事誰か此上に立んや。

【參河後風土記】云、古田兵部少輔信勝も御暇玉はり、小山

より駈歸り、勢州松坂の城に入る。去れども敵のよせざれば軍兵十餘輩を差別て、津の城へぞ籠置ける。其輩云人見伊右衛門・林宗右衛門・加藤五平次・兒玉仁兵衛・津田左兵衛・生駒左内・建部清太夫・小瀬四郎右衛門・片岡平兵衛・森次郎兵衛・飯沼助太郎・齋田孫右衛門・佐夫利九之丞舍弟猪之助、此猪之助は此時までは浪人たりしが、兄に従ひて、籠城す。其外足輕の兵百人に弓鐵炮を相交て、津の城南口より入りたりけり。自是さきに石田治部少輔が方より、小崎任齋其外一兩輩を差添て、古田兵部少輔が居城へ遣す。城代古田助左衛門が方へ申けるは、今度秀頼卿の仰として石田三成受命、徳川殿を爲討、景勝は會津に起る、四國・中國・九州・五畿内の大名どもは、攝州大坂に馳上り、關東に攻下り、前後より搦拵んで、可討取と相謀る。又徳川殿に相從ひ、東國へ下せし大名の其中にも、秀頼卿の内意を得て、合戦の最中に裏切せんと約せし者、十にして七八つあり。松坂の城主古田殿も、東國に雖有、志を三成に通じて、秀頼卿へ忠義をなさんと申送らる。足下には松坂の城代たり、君臣の義を守んには、主人と共に蚤く味方に與力して、西國に合力すべし。若又及違背なば、忽に兵を發し、其城を乗取べしとぞ云送りける。任齋城下に不往して、先此旨を使にて申けるに、助左衛門不肯、城中より使者を以て任齋方へ申け

るは、石田殿の爲使當地まで下向のこと、先立て承る、主人信勝東國に候へば、其心底不知、石田殿に與するとも當時徳川殿に隨逐すれば、上方勢は敵方なり、主人の方より下知なきに隨んとは申まじ、任齋とても敵方よりの御使にて候へば、非無隔心、雲出川を打越て此方へ來り玉はんには、馳向て一戦せんと、憚りなく申送れば、任齋是に驚て、重てとかくの沙汰もなく、大坂へこそ歸りけれ。斯る返答しける上は、定て軍士を差向け、松坂を可被攻と、籠城の用意して今やくと待けれども、其沙汰更に無りしかば、津の城を救んとて、軍兵を遣しけり。又云、七月廿七日には津の城の寄手の中より、鍋島信濃守勝茂以下、古田兵部が持城松坂へ押寄たり。城中に籠る勢は僅一千二百餘人、寄手の勢に競れば、九牛が一毛なれども、此城究竟の要害也、前には大川在て三方は深田也、敵兵城下に攻來らば、一軍すべしとて、弓鐵炮を矢さ間に仕掛、石弩を構へ待掛しかども、信濃守親父鍋島加賀守直茂は、徳川殿へ心を通じ、申入ける旨在ければ、子息信濃守方へも、其赴を密通す。依之勝茂は合戦不協して、遠攻して日を送れば、墓々敷軍はなし。

又云、勢州松坂城主關東方古田兵部少輔重勝三萬四千石、慶長五年關ヶ原軍以、後二萬石の加増あり、松坂寄手石田鍋島信濃守勝茂肥前佐賀三十萬石、

按、松坂は舊松ヶ島城と號す、元龜元年潮田長助初て築き、天正十二年豊太閤の命に依て、蒲生氏郷、江州日野よりこゝに移る。同十六年氏郷、松ヶ島の城を廢して、四百森に移し、松坂城と號く。同十八年采女正服部一忠、萬石こゝに移り、關ヶ原逆黨に與し國除る。慶長五年兵部少輔古田重勝五萬石、同四萬石に移る、重勝弟大膳亮重治、重勝男兵部少輔重恒繼て主たり。元和五年紀藩の領邑となり、監守を置玉ふ、今尙然り。

郷名

- 上枚和名加無部比良今廢 ○下枚今廢
- 按、上枚・中枚・北枚の三邑、今多氣郡に屬す。然れども地勢を考ふるに、舊本郡の地なること必せり。枚・牧字形の似たるを以て、後世誤る歟。
- 丹生和名關布今廢 ○英太和名阿加多今廢 ○立野和名多千乃今廢
- 按、丹生以下今村名に存す。
- 驛家 按、岸江村は故驛の地なり。蓋其異稱歟。
- 神戸
- 已上【和名鈔】に出る所なり。

村里

- 町平尾神鳳抄作平生 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 大平尾 新松ヶ島
- 大塚 鎌田
- 荒木 大口
- 高町屋 東岸江神鳳抄作岸江
- 西岸江 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 矢川 塚本
- 船江 【東鑑】曰、治承五年正月廿一日、熊野山惡僧等、去五日以後亂入、伊勢・志摩兩國合戰及度々云、平氏一族關出羽守信兼、相具姪伊藤次已下軍兵、相逢于船江邊防戰云。
- 藪西莊(明) 大津
- 田原神鳳抄作手原 按、御園【神鳳抄】に見はる。
- 垣鼻 上川
- 久保 驛部田
- 小黒田 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 内五曲神鳳抄作五句 外五曲 按、御園【神鳳抄】に見はる。

- 曲神鳳抄作句 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 野村 田枚
- 井村 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 大足 深長 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 伊勢寺 岩内 按、御園【神鳳抄】に見はる。
- 八重太 藤木
- 阿形和名抄又神鳳抄作英太或作英田或作縣 按、御厨・御園・神田等【神鳳抄】に見はる。
- 岡本 田村
- 丹生寺 西野
- 山室神鳳抄作山室吉光或作山室成武 寺井
- 山村 按、御園【神鳳抄】に見はる。
- 矢津 大河内 【國永家集】曰、大河内へ下り侍しに、彌生の初つかた花を見て、しほりとて何興深く尋けん、外山も花はまたき咲ぬる
- 廣瀬 按、御園【神鳳抄】に見はる。
- 坂内神鳳抄作坂奈井 辻原坂内 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

- 勢津 六呂木
- 上茅原田神鳳抄作茅原田 下茅原田
- 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 蹴形 丹生舊郷名 上出江
- 下出江 小片野
- 大石 【國永家集】曰、大石を行ける折節、人のもとへ返しに。

とにかくにつらきは人の心かな、千曳の石も引は引る、

- 按、御園【神鳳抄】に見はる。
- 深野 横野
- 上仁梯神鳳抄作苦木 下仁梯 按、御園【神鳳抄】に見はる。
- 粥見 端井 赤瀧
- 床並端井以下粥見支郷 按、御園【神鳳抄】に見はる。
- 瀧野支郷 下瀧野 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 枇杷野新田 木地木屋 栃川
- 下櫛川 有馬野 高山又作也末
- 神原 野々口 神殿
- 赤池 作瀧 赤桶
- 田引 上粟野 下粟野
- 富永 七日市 谷野

- 犬飼 柏野 家野
- 久谷 大俣 鹽ヶ瀬
- 猿山 蓮村 乙栗栖
- 加羽 桑原 月出
- 落方 草鹿野 波瀬
- 栃谷 木梶 青田
- 舟戸 按、瀧野以下今呼で河俣谷と云。

神祠

- 立野神社 按、立野村に坐す。俗松尾明神と稱す。
- 加世智神社 按、松坂城内四五百森に坐す、倉稻魂神を祀ると云、後八幡を并せ祀る、故に今八幡宮と稱す。
- 慈悲神社 按、神戸下村に坐す。俗神館社と稱す。【倭姫命世記】云、意須比飯高國止白而、進神田並神戸云、
- 丹生神社 【神名帳頭註】曰、高野山天野大明神者、丹生都姫也、天照大神之妹稚日女神也。
- 一説云、丹生都姫天照大神也、坐和州丹生川之裔、故名丹生都姫也、後又顯伊勢國、
- 【國永家集】曰、三月末つかた、丹生大明神へまいり下向し侍るに、上田野と云所を通りて。

千早振神の御前に行通ふ、賤かうへ田の野こそに
きはへ

按、丹生村に坐す。俗丹生・高野兩大明神と稱す、神宮寺あり。

○丹生中神社 按、丹生村に坐す。俗金山御前と稱す。祭神詳ならず。此山水銀を出す故に此社號ある歟。

○堀坂神社 按、伊勢寺村堀坂山の北の麓に坐す。祭神詳ならず。

○大神社 ○物部神社 ○久爾郡神社

按、大神以下三座今所在詳ならず。

已上九座並小【延喜神祇式】に出たり。

- 御厨天王祠 ○愛宕祠 ○天神祠
- 浅間祠 ○山神五○並松坂町 ○牛頭天王祠町平尾村
- 天満祠 ○牛頭天王祠並新松 ○牛頭天王祠八王子同殿
- 字佐八幡祠 ○牛頭天王祠二○並久保田村
- 牛頭天王祠 ○八王子祠 ○辨財天祠
- 富士祠並大塚村 ○牛頭天王祠 ○八王子祠
- 天満祠 ○鎮守祠並鎌田村 ○惠美須祠
- 橋姫祠並大口村 ○惠美須祠江津村 ○白山祠高町屋村
- 八王子祠 ○權現祠 ○祓所並東津江村
- 別所權現祠 ○牛頭天王祠 ○八王子祠

- 八幡祠並西岸江村 ○八幡祠 ○天王祠並矢川村
- 牛頭天王祠 ○八王子祠 ○天神祠並藤本村
- 正八幡祠 ○牛頭天王祠八王子同殿
- 天王祠二 ○八王子祠並大津村 ○天王祠田原村
- 若宮八幡祠 ○荒神祠 ○牛頭天王祠
- 三社祠 ○八王子祠並垣農村 ○八王子祠上川村
- 八王子祠 ○權現祠 ○某祠並下村
- 明神祠 ○天王祠 ○八王子祠並久保村
- 天神祠 ○天王祠 ○天王祠並藤部田村
- 天王祠若宮同殿 ○天王祠 ○八王子祠並大黒田村
- 天王祠 ○八王子祠 ○三十番神祠並小黒
- 牛頭天王祠八王子同殿内五曲 ○八王子祠
- 八王子祠 ○熊野祠並田村 ○牛頭天王祠
- 若宮八幡祠並野 ○八王子祠田牧村 ○牛頭天王祠
- 正八幡祠並殿村 ○正八幡祠 ○牛頭天王祠
- 八王子祠 ○北島八幡祠並井村 ○天王祠
- 祇園祠 ○神明祠並大足村 ○泉森加茂祠
- 天王祠 ○八王子祠並深長村 ○堀坂權現祠
- 中宮祠 ○大宮祠 ○聖武天皇祠
- 天満祠 ○牛頭天王祠 ○大村祠
- 高福祠 ○清水祠 ○二月祠

○北村祠大村以下地名乎○堀坂以下並伊勢寺村

- 明神祠並岩内村 ○牛頭天王祠八重田村
- 若宮祠並藤木村 ○牛頭天王祠 ○八王子祠
- 若宮祠並阿形村 ○天王祠八王子同殿 ○土御前祠
- 明神權現祠並同 ○明神祠 ○若宮八幡祠二
- 天王祠 ○八王子祠並田村 ○天王祠
- 八王子祠並立野村 ○天王祠 ○八王子祠
- 白山祠三○並丹生寺村 ○藏王祠二 ○天王祠二
- 八王子祠 ○中宮祠並西野村 ○天王祠八王子同殿
- 正八幡祠並桂瀬村 ○牛頭天王祠 ○八幡祠並室山村
- 八王子祠二 ○天王祠 ○八幡祠並寺井村
- 天王祠 ○八王子祠並山村 ○社宮司祠
- 明神祠並矢津村 ○牛頭天王祠八王子同殿 ○牛頭天王祠八王子
- 八王子祠 ○某祠並廣瀬村 ○正八幡祠並大河内村
- 牛頭天王祠八王子同殿○坂内 ○天王祠八王子同殿○勢津村
- 天王祠八王子同殿○六呂木村 ○八幡祠
- 天王祠八王子二若宮政所同殿○並上茅原田村 ○富士祠並下茅原田村
- 八幡祠 ○正八幡祠 ○八王子祠
- 天満祠並鐵形村 ○正八幡祠 ○八王子祠
- 天満祠並丹生村 ○牛頭天王祠 ○八幡祠並下出江村
- 天王祠八王子同殿 ○牛頭天王祠 ○八王子祠

○天満祠並小月野村 ○八王子祠八○並大石村 ○天王祠八王子同殿

○御鹽祠並深野村 ○牛頭天王祠廣野 ○牛頭天王祠

○明神祠並下仁梯村 ○牛頭天王祠上仁梯村 ○若宮八幡祠

○天満祠 ○溝口明神祠 ○五郎宮

○八王子祠並野見村 ○辨財天祠本地小 ○八王子祠並野村

○牛頭天王祠下坂 ○八王子祠有間野村 ○荒神祠神樂村

○瀧野祠二 按、日神と乙加豆知命を祀と云。乙加豆知命は飯高縣造にして、古昔御鎮座の時神田等を獻ることあり、蓋舊に因て爰に配祀するか。

- 牛頭天王祠 ○八幡祠並赤桶村 ○八王子祠田引村
- 八王子祠並栗野村 ○牛頭天王祠 ○八王子祠並富永村
- 天白祠柳川村 ○天神祠 ○八王子祠二○並七日市村
- 牛頭天王祠谷野 ○天神祠柏野村 ○八王子祠並原村
- 八王子祠乙栗橋村 ○牛頭天王祠 ○八幡祠並榮原村
- 牛頭天王祠落方 ○辨財天祠多羅木村 ○八王子祠草鹿野村
- 天神祠 ○大將軍祠並渡瀬村 ○天神祠折谷村
- 八王子祠木鹿村 ○八王子祠 ○天神祠並青田村
- 春日祠船戸村

山川

○長峯 【神鳳抄】曰、飯高郡長峯、神宮雜例集同

按、松坂の異驛部田村の南にあり、長峯頂平なり。地四なる所二つあり

○大藏山 按、上蛸路村大上にあり。横十五間、長三十間計、

鳥羽桑名の海濱見ゆる。

○丹生山 按、丹生村にあり。麓より八町計北に潮の出る地あり。俗鹽かけ場と云。海涯遙に遠し、一奇事なり。

(掛けか鹽)

○河俣山 【神宮雜事記】曰、延久元年七月廿日、始被下宣旨於大神宮司天、河俣山、追討使等差遣伊賀、伊勢、志摩、大和、

紀伊國等乃要害等、令問天、彼山乃惡人散位紀爲房、同近助、

同宗近朝臣、及各等男女子共被追討已了、但同年九月三日

り始天、同廿二日戮了天、進宮又了、大將軍左衛門尉從五位

下源朝臣家宗、件判官、從大和國入件山副將軍前駿河守平

惟盛朝臣、自伊勢國飯高郡入件山、件平前司隨兵三千餘人

也、於步兵者、不知其數也、依件事天、大神宮司被下宣旨、已

及于五ヶ度也、是爲令支神郡之要害也、

按、河俣村にあり。椽・黒柿・樅等の良材を出す。河俣

谷は宮川の上なり。

○去來見山原附 【萬葉集】曰、石上大臣從駕作歌

吾妹乎去來見乃山乎高三香裳、日本能不所見國

遠見可聞

右【日本紀】曰、朱鳥六年壬辰春三月丙寅朔戊辰、以淨廣

肆廣瀨王等爲留守官、於是中納言三輪朝臣高市鷹、脫其

冠位擊上於朝重諫曰、農作之節前車駕、未可以動、辛未天

皇不從諫、遂幸伊勢、五月乙丑朔庚午御阿胡行宮、

【夫木集】曰、いさめの山伊勢去來同 衣笠内大臣

咲ぬらんいさめの山のさくら花、かすみはよそに

うちへたつとも

【歌枕名寄】曰、

尋きていさみの山の紅葉葉の、時雨にあへる色の

てたらさ

顯 朝 光明峯寺

駒なへていさみの原の古郷の、紅葉は今も秋をし

るらん

紀伊大納言頼宣卿は、文武の賢將にて、近年江戸參勤の御

伊勢の高見を給りける。時に頼宣卿、

武士の弓箭とる名の高見やま、猶幾度も越んとそ思ふ、

紀伊言行錄云いせの國高見嶺を御越被成ると云云

按、波瀨・舟戸村に又曰ある、高見峠是なり。高見峠村は和州吉野郡に屬す

保村より峠へ上ること一里、又舟戸より峠へ二十町伊高見山は

峠の北の山なり。峠より十八町あり。頂に利足権現 今に伊佐の社あり

美山とも云へり。近年山麓ありて 今大和國に屬 去來見原は此邊りの原なる

べし。【萬葉集】の歌は、持統天皇大和の皇居より、伊賀路を經伊勢に到り、志摩の阿胡に坐し、還幸の時の作歌也。

高見越・大和・紀伊・河内より、大神宮への參道也。

○下樋小川河内云下附下見橋 【延喜齋宮式】曰、取上用、六處堺

川供奉御禊、伊勢下樋小川 凡齋内親王在路每至、略伊勢下樋川等、

遣神部下部各二人、在前鎮祓之、【倭姫命世記】曰、乙若子命、

以麻神芻靈等、進倭姫命而、令祓解、及陪從之人、留弓劍兵、共

入座飯野高宮、遂得向五十鈴宮、自爾以來、天皇之太子齋宮、

如及驛使國司人等、到此等川爲解除、止鈴聲之、此其儀也、【江

家次第】公卿勅使 曰、十二日供給沐浴祓、就路伊勢祇承於下見橋、

退去、渡樋田川大神宮多氣川祓大神宮司下樋小川或云停鈴聲、神領與國領之也界

按、供給は國司なり。壹志驛宿より此に至る。下見橋は下

樋小川の橋なり。下樋小川或云停鈴聲と云は、下見橋の

一説なり。

【神祇百首】曰、

元 長

音にきく下樋小川の橋朽て、引渡しけむ御代のは

るけさ

【勅使部類】曰、永久二年正月廿七日、自下見橋國之祇承歸

至樋田川東邊、大神宮檢非違使二人來迎、

按、神戸郷下村神館社の東の小川なり。今尙下樋川と云。

三國地志卷之四十二

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國飯高郡

關梁

○松坂驛 按、上世岸江驛あり。廢して今此驛あり。

○波瀨驛 按、河俣驛と云是也。是より舟戸村を経て、大和(驛俣河)の國界高見嶽に到る。

陵墓

○赤松彦次郎教康墓 【嘉吉軍記】曰、赤松教康、伊勢國に下つて國司を頼給ふに、無情國司御裡返有て、彦次郎殿の御座す處へ、國司の手勢三百許にて押よせ給しかは、其時彦次郎殿、餘りに頼み甲斐なくて裡返有こそ口惜けれ、最後の合一戦して腹を切んと有しかは、御供の人々申事には、御最後の御太刀打は尤にて御座候へ共、自然雜兵の手に御掛有ては、口惜しきことにて御座候へは、只御腹召れ候へ

と申けり。是又實にもと被仰て、御年十九と申に、終に御腹被召けり。御最後の御時一首歌有、

頼む木の陰に嵐の吹くれば、春の緑も散果にけり

【王代一覽】曰、嘉吉元年九月、山名持豊・教清・教之、播州を攻破て、滿祐自害す、年六十一。安積以下の家人多く死。教康は伊勢國司を憑み落けるを、國司同心せざるゆへ、教康自害、年十九。

按、丹生俣村藥師堂の上方にあり。俗呼て赤松殿塚と云。教康は律師則祐の四世にして、大膳大夫滿祐の男也。滿祐父を兵部少輔義則と云。義則の父則祐なり。土俗の口碑に、御曹子赤松彦次郎國司と同氏なるに依て、身を投して來る、國司偽り諾して、藥師堂に潜に居給へ、兵糧を送るへしとて、程なく士卒を遣し、藥師堂を襲ふ、教康此に於て自殺すと云。又家臣木所名と云者仁柿村にて自殺す。墳墓尙あり、又木所の鑿と云もの今あり。

梵刹

- 橋前寺
- 密光院
- 繼松寺
- 正圓寺
- 宗安寺
- 龍花寺
- 善緣寺
- 鬼寺
- 法久寺

○養泉寺

○彌勒院

○某菴

○常念寺

○樹教寺

○龍泉寺

○愛染院

○伊勢寺伊勢寺村

按、本尊藥師佛、丈六の釋迦、及び七級の塔等、悉く中世の兵燹に罹る。後世一小寺を建て國分寺の名を冒す。其俗傳云、是古の國分寺の遺址にして、所々坊舎の遺名あり。且寺を距ること九町許、八重田村に中門の址、竝に下乗の地あり。二十九町を距て、東曲村に仁王門の址ありと云。雖然【民部省圖帳】に、僧尼を兩院にわかち、府の西東に置と云を以みれば、本國の國府は鈴鹿郡にあり、國分寺の故址は河曲郡にありて、正く府の東にあたる。伊勢寺は、府及國分僧寺をへたつること通絶して、古制に應せず。且天平の經營といへとも、堂門相距る二十九町に至るへからず。東曲・八重田の故址は、別に大寺の礎址なるへし。後世行基の夢想を稱して、奇異妄誕の説を以、此等の所縁に附會す。皆とらす。

○淨福寺新松島村

○圓通寺大平尾村

○常福菴町平尾村

○寶珠寺久保田村

○觀音寺石津村

○西方寺

○玄樹寺高町屋村

○觀音寺西岸江村

○淨泉寺

○寶壽寺並大津村

○海會寺並垣島村

○藥師寺

○地藏堂並久保村

○常寶寺

○禪林寺

○長照寺

○觀音寺並野村

○井福寺

○法藏寺

○正林寺並岩内村

○淨念寺並八重田村

○寶藏寺阿形村

○玉田寺

○淨泉寺丹生寺村

○光照寺大塚村

○池德菴荒木村

○海珠菴

○實正寺

○西福寺塚本村

○延壽寺並船江村

○長眼寺田原村

○佛名寺

○信福寺並下村

○普門院

○福源菴

○善覺寺並大黒田村

○天德寺並曲村

○太福寺田牧村

○安樂寺並井村

○觀音寺並深長村

○彌勒寺

○東禪寺

○阿彌陀寺岡本村

○光明寺並田村

○西方寺桂瀬村

○吉祥寺鎌田村

○最勝寺大口村

○十王堂並江津村

○觀德寺並東岸江村

○藥師寺

○佛性寺

○信樂寺

○長松寺並上川村

○專光寺

○光明寺並藤部田村

○壽福寺

○東禪寺小黒田村

○青龍寺

○大福寺殿村

○大傳寺大足村

○專住寺

○眞龍寺

○觀音寺並藤木村

○願念寺

○大福寺立野村

○常德寺

- 西樂寺
- 觀音堂並山室村
- 九蓮寺
- 觀音堂
- 地藏堂並寺井村
- 不動寺
- 龍眼寺
- 觀音堂並山村
- 養徳寺
- 觀音堂
- 福泉寺並天津村
- 西蓮寺
- 吉祥寺
- 眞弓寺
- 藥師堂並大河内村
- 永昌寺
- 藥師寺
- 淨眼寺並藤瀬村
- 西方寺
- 地藏堂
- 不動堂
- 高淨寺
- 藥師堂並辻原村
- 觀音寺
- 藥師堂並勢津村
- 大通寺
- 不動堂並六呂木村
- 三照寺上茅原田村
- 歸命寺
- 清光寺並下茅原田村
- 梅林寺
- 不動堂並鐵形村
- 神宮寺
- 西導寺
- 藥師堂
- 智善寺
- 西樂寺
- 淨福寺
- 香念寺
- 上村寺
- 淨道寺
- 淨蓮寺
- 某堂並丹生村
- 宜勝院
- 清淨寺並下出江村
- 西方寺
- 藥師堂並上出江村
- 大乘寺小片野村
- 不動院
- 藥師堂
- 蓮淨寺
- 林光寺
- 善龍寺並大石村
- 來迎寺
- 寶泉寺並深野村
- 寶積寺
- 地藏堂
- 藥師堂並橋野村
- 兩泉寺
- 藥師堂並下江柳村
- 高福寺並上仁柿村
- 妙泉寺
- 道專寺

- 善龍寺
- 教誓寺
- 觀音堂並野見村
- 良泉寺下瀧野村
- 慶法寺瀧野村
- 正須寺北野村
- 稱念寺下新川村
- 極樂寺有間野村
- 淨源寺神原村
- 淨願寺野々口村
- 正法寺神殿村
- 西岸寺
- 心光寺並赤桶村
- 禪源寺田引村
- 直心寺
- 福田菴
- 阿彌陀堂
- 貴龍庵並富木村
- 長昌寺
- 觀音堂並新川村
- 洞谷寺
- 碧雲菴
- 法專寺
- 十王堂
- 西方寺
- 神宮寺並七日市村
- 長樂寺谷野村
- 雲林寺
- 藥師堂
- 觀音堂
- 加福院柏野村
- 福泉寺家野村
- 東漸寺大俣村
- 圓照寺巖山村
- 蓮生寺
- 地藏堂並瀧村
- 洞源寺
- 阿彌陀堂並乙栗村
- 東濱寺加羽村
- 桑源寺桑原村
- 觀音堂月出村
- 宗傳菴落方村
- 石藏菴草野村
- 地藏寺
- 神宮寺
- 藥師堂並波瀨村
- 某菴多羅木村
- 地藏堂新谷村
- 雲林寺木柅村
- 盛傳寺
- 藥師堂並青田村
- 能化菴船戸村

古蹟

○大河内城 【勢陽軍記】曰、多藝郡田丸の御所、飯高郡大河内の御所、同郡坂内の御所等なり、をのゝ國司の幕下とす。【南朝紀傳】曰、應永廿二年春伊勢の國守亂をおこし云云。顯雅は大河内の城を守る。又曰、永享十二年中將顯雅大河内の城に有。【信長記】永祿十年、國司父子一所に楯籠りたる、大河内城を攻るへしとて、八月廿八日推寄、四方の攻口を定て、七重八重に取圍、大河内城に十萬石を相添、二男茶筌御曹司に被遣。【甲陽軍鑑】曰、永祿十二年國司の居城は、伊勢たけいと云所なれ共、敵に奥まで押こまれてはとて、おかはちと云城に籠給ふ。

按、大河内は松坂より坤方二里、其地七丘七谷嶮岨にして無双の要害なり。

○坂内城 【南朝紀傳】曰、應永廿二年の春北畠俊康、京都と一味により、俊康の城坂内をせめとる。又曰、雅俊木造の城をのきて、坂内の城を守る。

按、當城は具教卿の三男式部少輔居守。

○船江城 【甲陽軍鑑】曰、信長二番目の子息お茶筌を、ふとり御所の妹婿にして、國司をお茶筌にゆつりたまへは、三瀬の御所をは大御所、ふとり御所を是中御所と申す。おちやせんを御本所と申と、これほんのこくし也。御本所とは、たけひにはおかすして、伊勢の符内と云所に置給ふ。

【勢陽軍記】曰、茶筌丸はまつ舟江の藥師寺へ入、五十餘日逗留の内、萬事の仕置あり。織田家來の外、あまたの輩諸方よりきたつて、船江を守護す。國司父子船江の城に至り、嘉儀の盃酒あつて、家人いづれも萬歳を祝す。【三河後風土記】曰、松島と船江とは、其間僅十八町を隔たれば、大勢を催すとて、馬よ鞍よ太刀物具と暫くひしめき刻を移す、其内に高崎以下の者ともは、船江の城に逃入て鰐の口を遮れたり。又云、氏郷は自江州日野城移勢州松島城、氏郷か本知六萬石の上に、同國船江の城本多左京亮領分を差添て賜りしかは、十二萬石を押領し、彼國に入部しけり。又云、氏郷松か島に移りしかは、船江の城主本多左京亮も、城を開て蒲生に渡すのみならず、其家人と成たりけり。

按、本多左京亮數代居守、豊太閤の爲に没せられ、爾來蒲生氏郷領邑となり、其後廢す。

○河保堡 【參河風土記】曰、河股の城には日置次大夫楯籠り、信雄の味方したりけるか、秀吉方より多勢を以責しかは、終には城を被攻落、屋張國へ引退く。仍て河股の城をは、生駒彌五左衛門に賜りけり。

○波瀨堡 ○關伽桶堡

○九曲堡 【勢陽軍記】曰、諸方みな信雄に屬すといへとも、川股・波瀨・峯以下川股さふらひ五十餘人一味して、二心な

く具親をしゆとしたてこもる。日置次太夫先一兩日の内に、
関伽桶・九曲の兩城をせめおとす。其後秋山・澤・吉野・本
多・三瀬・森勢等くは、つて、日置兄弟先陣にす、み、波瀬
峯の城をせむ。峯武威をはけまし防戦といへとも、精力す
てにつきければ、城内におるて自害す。同峰の舍弟并にこ
栗栖と兩人生捕らる。故に城終にせめおとさる。

按、波瀬以下俱に河俣谷にあり。

○七日市堡 【勢陽軍記】曰、日置大膳、川股谷ことくく
退治し、城を七日市場に構へてこれを守る。

按、河俣谷七日市に古趾あり。

○四五百森 【堯孝伊勢參詣記】曰、よひのもりを、
此ころも月みるよひの杜ならば、猶旅人の立やよ
らまし

按、松坂の城内にあり。

土産

○水銀 【續日本紀】曰、元明天皇和銅六年五月癸酉、令伊
勢獻水銀粉、【延喜内藏式】曰、水銀小四百斤、伊勢國又【民部
式】曰、交易雜物伊勢國水銀四百斤、又【典藥式】曰、年料雜物
伊勢國水銀十八斤、【今昔物語】曰、今昔伊勢國飯高の郡に

住ける下人有けり。毎月廿四日に精進して、戒を受て、地藏
菩薩を念し奉りけり。是年來の勤也。然るに彼の飯高の郡
には、水金を掘て、公に奉ることなむ有ける。彼男郡司の催
に依て、水金を掘る夫に被差充て、同郷の者三人と列て、水
金を掘る所に行ぬ。穴を掘て其れに入て水金を求る間に、十
餘丈穴に入ぬ。然る間俄に穴の口の土頽て口塞ると云へと
も、奥は穴にして、三人皆穴の内に有り。共に涙を流して泣
き悲と云へとも、穴を出むこと思ひ絶たるに依て、忽に死
なむことを悲む。然るに此男心に思はく、我れ年來毎月廿
四日に、精進して戒を受て、懃に地藏菩薩を念し奉ること
懈意無し、然るに今此の難に値て忽に命を失はむとす、願く
は地藏菩薩大悲の誓を以て、我れを助けて命を生け給へと
念する間に、暗き穴の内に俄に火の光を見る、其光漸く照
して穴の内明く成ぬ。其時見けるは、十餘歳許の小僧の形
ち、端嚴なる手に紙燭を取て來て此男に告て宣はく、汝ち速
に我が後に立て可出しと、男恐れ喜て、小僧の尻に立て漸く
行く裡に、本の里に出ぬ。小僧は見へず成ぬ。是偏に地藏菩
薩の助け給ふ也けりと思ふに、極て悲みければ、涙を流し
て禮拜して見れば、我が家の門に來りにけり。今二人も同
く尻に來らむと思て見るに見へず。紙燭の火の光は穴の内
にして失にけり。然れば今二人は火の光をも不見て止にけ

り。地藏の加護を可蒙き、心の无かりけるにこそは。然て家
には妻子此の男を見て、泣々喜て問ひければ、事の有様を
答へけり。其後は彌心を致して地藏菩薩を念し奉り。亦
此ことを聞て其郡の内の人、多く地藏菩薩を造り奉て、水
銀掘る時は殊に念し奉りとなむ、語り傳へたる也。
按、丹生山の内乘多生る地を、今地藏寺山と云、後を坊山
と云。

製造附

- 曆本 丹生村出
- 藺草席 神戶下村出 按、土俗相傳ふ、神世藺草初て此に生す。今
に至て神宮へ上貢するもの、是其遺例なりと云。
- 漂綿布 大河内村出
- 紬 大石村出
- 凍蒟蒻
- 茶 有徳廟命賣
- 串梯 俱河俣谷出

氏族

- 天押帶日子命 【古事記】曰、天押帶日子命者、伊勢飯高君之祖也
- 乙加豆知命 【延曆儀式帳】曰、飯高縣造乙加豆知、【倭姫
命世記】曰、飯高縣造祖乙加豆知命、

- 御代宿禰 【延曆儀式帳】曰、佐奈乃縣造御代宿禰乎、汝
國名何問賜久、白久、許母理國志多備乃國、真久佐牟氣草向國
止白支、【倭姫命世記】曰、佐奈縣造祖彌志呂宿禰命、汝國
名何問賜白久、許母理國志多備之國、真久佐牟毛久佐向國白
豆。
- 伊勢直大江 【續日本紀】曰、聖武天皇神龜十年九月甲寅、
伊勢國飯高郡人無位伊勢直族大江授外從五位下、
- 漢人部乙理 【續日本紀】曰、稱徳天皇神護景雲元年十二
月丁亥、伊勢國飯高郡人漢人部乙理等三人、賜姓民忌寸
- 飯高公家繼 【續日本紀】曰、稱徳天皇神護景雲三年二月
辛酉、伊勢國飯高郡人正八位上飯高公家繼等三人賜姓宿禰
- 飯高公君 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜六年夏四月戊辰、
正七位上飯高公君舍人等十一人、賜姓宿禰
- 飯高公大人 ○飯高公諸丸 【續日本紀】曰、光仁天皇
寶龜九年二月癸巳、右衛士府生少初位上飯高公大人、左兵衛
大初位下飯高公諸丸二人、賜姓宿禰
- 飯高宿禰姉綱 【類聚國史】曰、天長四年三月壬申、授外
從五位下飯高宿禰姉綱從五位下、
- 飯高公五百繼 ○飯高宿禰濱永 【續日本後紀】曰、仁明
天皇承和九年六月丙寅、伊勢國人、遠江介外從五位下飯高
公常比麻呂弟五百繼、甲斐目大初位上飯高宿禰濱永等男女

廿七人、賜姓飯高朝臣、

- 飯高朝臣永雄 【文德實錄】曰、嘉祥三年庚辰、飯高朝臣永雄又【清和實錄】云、貞觀五年二月十日癸卯、散位從五位上飯高朝臣永雄、爲越後守、
- 飯高常比麻呂 【文德實錄】曰、嘉祥三年八月己酉、天皇御武德殿、命步射士佐味香飾麻呂、飯高常比麻呂、清野等三人競射、清野爲三人之先鳴也、天皇甚奇愛之、
- 飯高朝臣貞宗 【清和實錄】曰、貞觀十五年五月廿九日壬辰、散位外從五位下飯高朝臣貞宗、
- 紀重常・常晴・爲直 【神宮雜事記】曰、永承四年大神御領字御粥見御園司時季殺害せ、犯人丹生山住人紀重常・同常晴・爲直等也、而令號察威天、不被令糾正、
- 源顯雅 按、國司滿雅の男、教具弟從三位左中將に任ず、嘉吉元年出家、
- 源親郷 按、顯雅の男實教具の子從四位下左少將に任ず、
- 源親忠 按、親郷男實政郷の二男正四位下兵部少輔左中將に任ず、大永六年出家、
- 源親泰或秀長或親房 按、親忠男、實政郷の三男、
- 源具良 【歷名土代】曰、大河源具良元龜三正十三、從五位下、同日左少將、同四十二轉左中將、

按、親泰男母國司材親女。

顯雅以下是を大河内家と稱す。

- 源雅俊 按、俊通男、實大河内顯雅男坂内の祖、
- 源具能 按、雅俊男、
- 源房郷 按、具能男、實親郷の男從五位下に叙す、
- 源親能 按、房郷男、
- 源具祐又具房 按、親能男、實親泰男參議左中將に任ず、雅俊以下是を坂内家と稱す、
- 矢川下野守 按、居地に依て稱す、
- 久保三河守 按、廣瀬村に貫附す、
- 川島伊豆守 按、居地に依て稱す、
- 小菅備後守 按、伊勢寺村に貫附す、
- 山室十郎兵衛 按、居地に依て稱す、其先平盛久より出て、歷世本國に住す、

女流

- 飯高諸高 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜七年夏四月丙子、授正四位下飯高宿禰諸高從三位、又曰、八年春正月甲戌、從三位飯高宿禰諸高、年登八十、勅賜純八十疋絲八十綯調布八十端庸布八十段○五月戊寅典侍從三位飯高宿禰諸高薨、諸高者伊勢國飯高郡人也、性甚廉謹、志慕貞潔、葬奈保山、天皇

三國地志卷之四十三

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國飯野郡

郷名

- 乳熊和名知久末○今廢 【神鳳抄】曰、飯野郡中萬郷、按、今の中間村は、乳熊の本郷にして即訓の翻轉せるなり、乳熊は千熊か、神功紀其正共居磐石置長建之不朽今是額田郡觀本首等之始祖也、姓氏錄云、額田宿禰明日名門命三世孫天村榮命之後也、云云、榮名朝明二郡に額田郷あり、當郡に觀本地名あり、其勳功披詳なるを以て、此に長彦を封し、郷内詳ならず、蓋し西は射和、地名を千熊と稱し、社を石前と云乎、
- 阿和會、庄村等屬する歟、古鑑錄云、飯野郡乳熊郷、南は川を限歟、東北の分界知かたし、往古より神前川原に、七月十三日、極月廿八日に市あり、中萬市と云、川の邊に蛭子宮あり七月の市は近世絶たり、
- 兄國和名江久爾○今廢 【神鳳抄】曰、飯野郡兄國郷、按、今村名に存す、多氣郡に屬す、
- 黒田今廢 【神鳳抄】曰、飯野郡黒田郷、按、今村名に存す、
- 長田和名奈加多○今廢 【神鳳抄】曰、飯野郡長田郷、按、所在詳ならず、

三國地志卷之四十二 終

御世直内教坊、遂補本郡采女、飯高氏貢采女者、自此始矣、歷仕四代、終始無失、薨時年八十、

- 飯高笠目 【續日本紀】曰、聖武天皇天平十四年夏四月甲申、伊勢國飯高郡采女、正八位下飯高君笠目之親族縣造等、皆賜飯高君姓、
- 上手尼 【今昔物語】曰、今昔伊勢の國飯高郡上手の郷に一人の尼有けり、此石山寺の眞頼と云僧は、此尼の末孫也けり、此尼本より道心有ければ、出家して尼となる、【寶物集】曰、僧眞頼 中略、伊勢國飯高郡尼、近江國彦貞之妻、右大辨佐世之思人、都て是數難申盡、細に注に不及、片端計を申也、是は本より道心有て、念佛の功つみたる人々也、

按、今本郡上手郷なし、【倭名鈔】に上枚郷あり、枚或は平に作りしに又手に誤る乎、

○漕代和名古以之 呂〇今廢 按、朝田村北に漕村あり蓋是乎。
 ○神戸今廢 按、今詳ならず。
 已上【和名鈔】出る所なり。
 ○井手今廢 【神宮雜例集】曰、飯野郡井手郷、【神鳳抄】 按、井口村と云是なり。

村里

○西黒部 【神鳳抄】曰、飯野郡黒部御園、當時東七 百西八百 按、東西の二邑あり、東は多氣郡に屬す。
 ○宮田 ○朝田 ○松名瀬
 ○向松名瀬 ○久保 ○保津
 ○腹太多氣郡界 ○六根 ○魚見
 ○門前 ○北魚見 ○新屋敷
 ○川島 ○新開門前以下並 魚見支郷 按、【神鳳抄】に魚見東御園同新御園見はる。
 ○上七見支郷出 屋敷 ○下七見 【國永家集】曰、七見といふ所にて、おさなき人の方へ梅花をやるとして、色香たへ袖にもふれし梅の花、おもへはあやな我身老きて
 按、【神鳳抄】七見散在神符召田云々。

○上蛸路支郷大上 ○下蛸路 按、【神鳳抄】飯高郡蛸路大藏山御園見はる。今更て本郡に移載す。
 ○八大 ○楠林 ○萩尾楠林以下並 八大支郷 按、【神鳳抄】八田御厨、又萩尾御園、但下蛸路所在内宮御鎮在之云。
 ○菅生 ○出屋敷菅生支郷
 ○清水 【國永家集】曰、二月二日に清水といふ所を通りければ、民のかまともあれはてたるを、名所にとりて、汲む人もなくてや過し來てみれば、野中のしみつみさひるにけり
 按、【親元日記】參宮道清水橋と云、
 ○井口 ○中河原 ○高木支郷別所
 ○楠田 ○南楠田 ○東楠田
 按、【神鳳抄】楠田河原御園と云、
 ○和屋 ○立利支郷才田 ○豊原
 ○伊賀町 ○陰陽 ○早馬瀬
 ○稻木 ○小稻木
 按、稻木神田【神鳳抄】に見はる、
 ○伊勢場 ○目田 ○横地
 ○安樂
 ○山下舊名 泉 按、泉御園【神鳳抄】に見はる。

○山添 ○法田 ○中萬和名抄 作乳熊
 ○南脇 ○上野南脇以下並 中萬支郷
 按、乳熊のこと郷名の下に出す、
 ○射和 ○阿和會
 ○莊村 【東大寺寶藏古文書】弘安 七年 曰、水田内顛倒莊々事、伊勢國三重莊飯野河曲莊、
 按、飯野莊と云もの此に謂ゆる莊村なる歟。
 ○御麻生園

神祠

○慈悲多神社 按、朝田村に坐す。長田祠と云ものは歟。
 ○神山神社 【倭姫命世記】曰、活目入彦五十狹茅天皇即位廿二年癸丑、遷飯野高宮、四箇年奉齋【御鎮座本縁】曰、天皇即位二十二年癸丑冬十二月二十八日、迁于飯野高宮、編懸障泥形屋、四年奉齋焉、○【神道瑚連集】曰、垂仁天皇二十二年冬十二月廿八日、遷飯野高宮、又曰、乙若子命以麻神芻靈等、進倭姫命而令祓解、及陪從之人、留弓劍兵、共入座飯野高宮、遂得向五十鈴宮、又曰、廿五年丙辰春三月、從飯野高宮、遷幸于伊蘇宮令坐支、
 按、山添村字神山の北麓に坐す。俗二の鳥居飯野高宮本宮

とも、或は鍵取明神とも、又白髮明神とも稱す。猿田彦命を祀ると云。上古倭姫命宮所をもとめ給ふとき、四ヶ年の間この宮に齋き奉りて、猶御心になはされは、楠田・魚見・眞名胡等の地を巡覽ましめて、ふた、ひ此宮に歸坐し、給ひ、それより度會伊蘇宮に遷幸ましめて、終に五十鈴宮に御鎮座なし奉る。二の鳥居の稱こゝにをこる歟。猿田彦命は御鎮座の後祀れるや其詳なることをしらす。
 ○石前神社 按、中間村に坐す、大神宮・熊野・八王子の五社並ひ坐す。石前を訓していはさきとも、亦いはくまとも云。社地乳熊郷の河流に、奇巖盤石あるも、社號のよるところなる歟。舊社地は、乳熊寺の西南にあり。社地に神名水影向石などの事跡今尙あり。寛文十二年九月此地に遷座し奉る。
 ○神垣神社 按、高木村に坐す神此乎、祭神共に詳ならず。已上四座並小【延喜神祇式】に出たり。
 ○楠田神社 【延喜大神 式】曰、凡大神宮年限滿、應修造者、遣使孟冬始作之、神宮七院、社十七處楠田 【倭姫命世記】曰、遷飯野高宮四箇年奉齋、大若子命乎、汝國名何問賜、白久、百張蘇我乃國、千五百枝刺竹田之國止白支、其處仁御椿落給支、其處乎楠田止號給、楠田社定賜支、
 按、楠田村に坐す、大若子命社と稱す。
 ○奈々美神社 按、下七見村に坐す。俗天王と稱す是歟。祭

神詳ならず。

○魚海神社 【倭姫命世記】曰、御船乗給_互幸行、其河後江_爾到坐、于時魚自然集出_天御船參乘_支、爾時倭姫命見悅給_氏、其處_爾魚見社定賜_支。

按、川島村に坐す。俗魚見鹽須見一社と稱す。

○榊田槻本神社 按、榊田村に坐す。俗槻本御榊社と稱す。祭神詳ならず。

○牛庭神社 按、蛸路村に坐す。俗牛嶺社・天王・八王子と稱す是歟。國司の舊案あり。

○大榊神社 按、豊原村に坐す。或袖引社とも稱す、祭神詳ならず。

已上六座【神祇式】多氣郡に屬す。今更て本郡に移載す。

○精築明神祠 ○牛頭天王祠 ○山王祠

○八王子祠 牛頭天王祠_{二、大宮}

○八王子祠 長田森祠_{並朝田村} ○八王子祠

○牛頭天王祠 春日祠_{並松名瀬村} ○八王子祠_{二、久保村}

○八王子祠 權現祠_{並保津村} ○八王子祠_{腹木村}

○八王子祠 權現祠_{六根村} ○日天八王子祠

○宇佐八幡祠_{並魚見村} ○八王子祠 ○天王祠_{並八田村}

○八王子祠 天王祠_{並下七見村} ○牛頭天王祠_{上七見村}

○八王子祠_{菅生村} 天王祠 ○八王子祠_{並清水村}

○神麻績機殿社 【神名秘書】曰、垂仁天皇廿六年興齋宮于宇治五十鈴川上之大宮際、令倭姫命居焉、即建八尋機屋、令天棚機姫神其子孫八千々姫、令織大神御衣、譬猶在天上之儀焉、謂號宇治機殿是也、雄略天皇即位廿三年己未歲春二月、倭姫命自退尾上山峯石隱坐以來、清寧天皇御宇、遷于神服社焉、【延曆十七年三月機殿儀式帳】云、飛鳥淨御原朝廷、大來内親王齋奉大神、此時始而立此機殿、【風土記】云、機殿號八尋者、倭姫命奉齋大神之日作立也、又引【機殿儀式帳】曰、昔纏向珠城朝廷倭姫皇女傳奉大神、齋奉飯野之高宮、于時機殿立長田郷、是處立社號麻績社、亦名河埒社、是大神御靈也、稱麻績屋姫神、【倭姫命世記】曰、倭姫命入座飯野高丘宮、作之機屋、令織大神之御服、【神宮雜事記】曰、天喜四年九月神御衣奉納辛櫃、榊田川西岸出立畢、神服機殿御衣、同時榊田川奉渡_天、同日戌時進納於神宮已了、一年之内二度御衣、既式日過事尤重違例也、【神宮雜例集】曰、神服機殿、在飯野郡流麻績機殿、_{右同郡}右兩機殿皇大神宮御鎮座之當初建立而麻績機殿、承曆三年被下宣旨移造之、【令義解神】曰、神衣祭謂伊勢神宮祭也、此神服部等、齋戒潔清、以參河赤引神調絲、織作神衣、又麻績連等、續麻以織敷和衣、以供神明、故曰神衣也。

【延喜_{大神}式】曰、四月九日神衣祭大神宮和、妙衣廿四疋、荒妙衣八十疋、荒祭宮和妙衣十三疋、荒妙衣四十疋、和妙衣者服部氏、荒妙衣者麻績氏、各自潔齋始從祭月一日織造、至十四日供祭云。

按、井口村にあり。正殿東寶殿_{八幡}・西寶殿_{春日}・攝社稚産靈神祠・三狐神祠・四宮祠・土宮祠・葵祠・寅祠・八尋機殿_{行三丈四寸}・神樂殿・神事殿等あり、機殿は大神宮の神衣_{乘行八尺八寸}を織作る所なり。夏孟季秋に祭式あり、其式久しく廢せしを、元祿の晩年、内宮長官守廣之を興さん_の志をたて、享保六年五月、我先君大輪侯高三十石の神税の地を兩機殿へよせ、上世の式を興させ玉ふ、其功の偉なること誰れか之を仰がざらんや、【神名秘書】【雜例集】に本郡に記し、

【神名式】【和名抄】には多氣郡に屬し、今彼郡蓮花寺村に神殿あり。然れとも本郡服部村に、神服機殿の舊址あり。土俗服部館とも、又下館とも稱す。此に謂ゆる麻績機殿、又麻績館とも、上館とも稱す。其間十四五町隔る、是【雜例集】に合す。【神名秘書】長田郷と記すものは、流田郷のことにして流田長田訓相通す。別にあるにあらず。

- 天王祠_{井口村} ○八王子祠_{中河原村} ○若宮正八幡祠
- 太白祠 ○八王子祠_{並高木村} ○八王子祠
- 北祠 ○辻祠_{並和屋村} ○大甲祠_{立利村}

- 八王子祠_{藤下} ○田中八王子祠 ○穗下西出祠
- 牛頭天王祠 ○大榊祠_{或袖引祠} ○熊野祠_{並豐原村}
- 東祠 ○西祠_{並早馬瀬村} ○八王子祠
- 熊野祠_{並目田村} ○八王子祠_{横地村} ○天王祠_{安樂村}
- 八王子祠_{山下村} ○三宮_{山添村} ○大神宮祠
- 八王子祠 ○熊野祠 ○愛宕祠
- 八幡祠_{並中萬村} ○天王祠 ○八王子祠_{並射和村}
- 八王子祠_{新屋敷村} ○八王子祠_{二、新開村} ○八王子祠_三
- 天王祠_{川島村} ○八王子祠 ○天王祠_{上蛸路村}
- 八王子祠 ○天王祠_{並下蛸路村} ○日天八王子祠
- 太白祠_{並吉井村} ○牛頭天王祠 ○八王子祠
- 御門明神祠 ○春日祠 ○八幡祠_{並西野々村}
- 天王祠_二 ○八王子祠_{並佐久米村}

山川

○磯部川 【延曆儀式帳】曰、飯野郡磯部川_{大同本}、此川神塚なること上に出す。又飯野と多氣の郡域なり。今多氣郡相可磯部寺の南を流る、川是歟。上は神坂金剛座寺山の北の谷より出て、千鳥カ瀬を流て相可に至夫より荒牧の邊にて榊田・稻木の川上と合流す。

(館部服)

○栴田河又曰栴田河原 浮橋附【延喜神式】曰、凡齋内親王參入之日、飯野郡栴田河浮橋者、大神宮司專當、其事令神郡人臨時營作歸京之日亦准此

【俊賴家集】曰、

君かすむくした川にやみたるらん、かみの心も打とけぬらん

按、みたるらんを【漢鹽草】名寄等にみだれたるに作る。

【八雲御抄】曰、くした河伊勢齋宮御前川也

按、是齋宮御前川に非ず。御抄恐らくは非也乎、御前川は多氣川にして今稻木と稱する是也。

【江家次第】公卿勅使曰、渡栴田川、大神宮檢非違使可祇承、又曰、進發檢非違使二人自栴田川歸、

【神鳳鈔】曰、飯野郡栴田河原神宮雜例集同河作川

按、栴田村にあり。川源、河俣谷高見ヶ嶽より出、黒部に到て海に入、其流十八里。古へ大神宮の道なり。今は五六町許川上豊原村を通れり。

三國地志卷之四十三終

三國地志卷之四十四

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國飯野郡

關梁

○清水橋 【異本親元日記】曰、文明六年治河州小林新左衛門尉家次五丁伊勢國參宮海道清水橋或稱榑事、高木令知行候、先年代官職事、就契約借與要脚事催促之處、如元代官職可契約之由、彼橋賃在所長野知行分也、仍彼方へ可申請御奉書候由云云、被成奉書三通了、加判清泉州、宛身一通、長野國司北畠中將家雜掌、

按、治河州は治部河内守國通なり。五廿五は五月廿五日なり。清泉州は清和泉守貞秀なり。右清水橋賃ことは、小林家次の申狀なり。此橋清水村の小川にあり。今尙森橋と云、往古の參道なり。

梵刹

- 西蓮寺
- 觀音寺
- 宮田寺
- 朝田寺朝田村
- 正德寺松名瀨村
- 東光寺腹太村
- 淨德寺
- 來迎寺
- 安養院
- 如意寺菅生村
- 來迎寺井口村
- 觀音寺
- 香王寺
- 光應寺並伊賀町
- 五智院
- 大福寺目田村
- 佛道寺山下村
- 心光寺
- 慈性院
- 一乘寺並中萬村

- 正覺寺
- 正眼院
- 如來寺並大宮田村
- 朝田寺朝田村
- 延福寺久保村
- 大福寺六根村
- 常願寺並魚見村
- 觀音寺
- 勝福寺並下七見村
- 西方寺
- 淨福菴中河原村
- 大榮寺栴田村
- 玉井寺並立利村
- 阿彌陀寺陰陽村
- 念佛寺並豐原村
- 圓福菴地村
- 正覺寺山添村
- 弘道寺
- 盛禪寺
- 中福寺並西黒部村
- 穰塚練公本實本願に
- 光安寺保津村
- 寶積寺
- 西休寺新屋敷村
- 一行寺並八田村
- 康平寺上七見村
- 清水寺並清水村
- 西光寺高木村
- 大日寺和屋村
- 願性院
- 光蓮寺
- 大乘寺早馬瀨村
- 安樂寺安樂村
- 聖德寺
- 乳熊寺

按、本尊地藏腰下關形刻立像長五尺有餘 穰塚練公本實本願にして、延曆十五年空海創建、

仁木亂入して後廢すと云。延德二年・明應五年・天文二年の山林寄附狀あり。神山寺の額字は、國司教具の書する所と云。一乘寺の額は、我先侯大享廟の筆し玉ひ、寺領も亦附し玉ふ。

陵墓

○仁木義長 按、山添村一乘寺の後に義長の城墟あり。此に戦死す墓表あり。

古蹟

○神宮屯倉 【延曆儀式帳】曰、近江大津朝庭天命開別天皇御代に、以甲子年、小乙中久米勝麻呂に、多氣郡四箇郷申割

立飯野高宮村屯倉 三、即爲公郡之、右元三箇郡攝一處、大神宮任奉、所割分由顯如件、

按、近江朝甲子年は、天智帝三年なり。蓋高宮村は山添村の舊名ならん。

○伏拜松 【神宮雜事記】曰、天武天皇白鳳二年、甲壬太政大臣大伴皇子企謀反、擬奉讓天皇、于時天皇之御内心、伊勢大神宮令祈申給、必合戰之間令勝、御前ニ以皇子、皇大神宮御杖代ニ可令齋進之由、御祈禱有感應、彼合戰之日、天皇勝御、仍御即位二年、西癸九月十七日、天皇參詣於伊勢皇大神宮、令由御祈給、或本云、神宮參著了者、又或本云、從飯高郡遙拜皇大神宮、歸御之由具也、件記文兩端也、記日本白鳳四年乙亥秋九月十三日、多基子内親王參入於大神宮給、和【神皇正統記】曰、天智かくれ給ひてのち、大友の皇子猶あやふまればけるにや、軍をめてして芳野をおそはんとぞはかり給ひける。天皇ひそかに芳野を出、伊勢にこゝ飯高の郡に至りて、大神宮を遙に拜して美濃へかゝりて、東國の軍をめす。【國永家集】清水村曰、其あたりの道のかたはらに、星霜ふりたる松のありけるを、いかにやと尋侍りければ、ふしおかみとて、天照大神影向の松なりとこたへ侍るほどに、

天照す神の御前もふし拜み、松のはかすに世を祈るかな

按、飯野郡清水村に伏拜松と云古樹あり。其邊の地名も亦伏拜と云。往昔の往還は飯高郡松坂、愛宕町に西岸江・東岸江、飯野郡朝田・立利・清水・櫛田、古昔多と續けり。清水飯高郡に近し。郡界此例多し。又按日本紀には朝明郡、近大川に作る

○大神宮廢寺 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜三年八月甲寅、異常風雨、拔樹發屋、卜之伊勢月讀神爲祟、於是徙度會神宮寺於飯高郡度瀨山房、又曰、同十一年二月丙申、神祇官言、伊勢大神宮寺先爲有祟、遷建他處、而今近神郡、其祟未止、除飯野郡之外、移造便地者、許之。

土産

製造附

○輕粉 【日本風土記】全浙曰、倭好水銀、鑄銅器之用其價倍中國常因賦乏每百斤賣銀三百兩粉女人漆面之用

按、射和村の長十二町許隔て朱中山と云あり。其丹土を採り、汞に合て輕粉を製す。今に到て産業とす。伊勢白粉と云是なり。汞古へは丹生山に出る。

○天命釜 按、天命はもと上州に出づ、其家相傳へて云、家

世茶湯釜を鑄る。時に當今御宇、御惱の御祈の爲、神納の金燈爐を命し造らしめ、天氣平復の後、其賞によつて天命の號を賜ふと云。後北畠顯家に從ふて本國蛸路村に來、子孫累世住す。家嫡忠左衛門に至て、故有て絶家すといへとも、其枝族あつて其職を傳へき。今天命の銘を相續す。多氣國司の遺文等、其家に傳ふと云。

氏族

○飯麻呂 【續日本紀】曰、孝謙天皇天平勝寶四年冬十月辛巳、伊世國飯野郡人飯麻呂等十七人賜秦部姓。

○伊勢新九郎 【北條五代記】曰、新九郎後は北條早雲宗瑞と改號す。住國は山城うちの人也。又一説には大和ありはらともあり。此人の先祖を尋るに、むかしいせの國に伊勢いせの守平氏貞といふ侍あり。小松内大臣重盛公より十五代の後胤たり。國の名をあさなの上にをく事、侍の名譽といへり。【北條盛衰記】曰、尊氏將軍より八代の孫を義政將軍と云、慈照院東山殿と號す。初め御子あらざりし時、御弟淨土寺の義尋を還俗せしめ養子とし、名を義視を改め、今出川殿と號す。天下を譲らんと契約ありて、細川勝元を義視の執事とし給ふ。其後義政の御臺所男子を産給に、公方相

續の旨を山名宗全に仰付らる。是に於て細川と山名と大に異論出來て天下亂る。世に應仁の亂と云是也。其頃伊勢守貞親政道を執行ふ。貞親の弟伊勢備中守貞藤、彼亂の時山名入道と深き知音なりし故、細川右京大夫勝元惡で公方へ讒ければ、ひそかに花の御所を忍び出て、伊勢國へ下向しける。今出川殿伊勢國司北畠の中納言教具を御頼みありて下向ありし所へ参りける。此とき貞藤の子息新九良氏或は氏茂とも云。後には早雲菴宗瑞と號す、伊勢國へ参り、今出川へ見参せしかとも、御旅亭のことなればさのみ何まであるへき、伊豆國には義政公の御弟政知公御座ます、其上親族もありければ、關東へ下らんと思ひ立て、伊勢大神宮へ参りて弓矢の冥加を祈念しければ、不思議の靈夢を蒙り一つの神符を求めける。諸願忽ち成就して子孫繁昌疑ひなしと悦びぬ。【甲陽軍鑑】曰伊勢より七人云合あらしき・山中・ため・あら河・ありたけ・大道寺・宗雲共、七人武者修行と談合あり。駿河の今川義元公祖父の御代に宰人分にて、今川殿に堪忍あり。才覺をもつて駿河屋形の縁者になりそひ、則駿河の内かたの郷と云所に暫ましく、義元公御親父の代に、今川殿の威勢をかりて伊豆へ移り、大場・北條あたるの百姓共に物をかし給へは、後は伊豆半國の侍百姓共、宗雲公へ出入を仕り、物をかり候故、朔日十五日の禮に參

り、其間にも切々参る者には、かし錢を指置給ふに付て、我まゝに宗雲公の御屋敷のあたりに家を作り、皆被官に成、右の六人のあらしき山中・ため・あら川・ありたけ・大道寺も宗雲の被官になり、此衆を首として宗雲公共に七手に作り伊豆一國をおさめ給ひ、【太閤記】曰、北條家之元祖早雲は、生國伊勢と云は虚説也、伊勢新九郎と號せしに因て也、松田生國は備前國、内藤は丹波、清水笠原は伯耆、大道寺は尾州生國なり、早雲備中より武者修行に立出し時、才勇兼備りし士をかり催し侍りつると云傳へしか、實に左も有ぬへう覺たり。

按、新九郎氏茂初盛駿河守直道の男、實は肥前守盛定の子なり。射和村に貫附すと云。

○荊木造之丞關名 按、八田村に住す。

○田上左衛門大夫關名 按、八田村に住す。

○井上丹波守關名 按、射和村に住す。荊木以下竝國司北畠の從騎なり。

女流

飯野黒比賣 【古事記】曰、飯野直黒比賣、

三國地志卷之四十四 終

三國地志卷之四十五

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國多氣郡

郷名

○相可和名阿布加今廢 【神鳳抄】曰、多氣郡相可郷、按、今村名に存す。

○有貳和名宇爾今廢 【延曆儀式帳】曰、多氣郡宇貳郷、神鳳抄作有爾按、今村名に存す。

○多氣和名多介今廢 按、今郡名に存す。

○麻績和名乎字美今廢 【神鳳抄】曰、多氣郡麻績郷、按、【三代實錄】下麻績・中麻績と云。今中村、下村あり。是古の麻績の郷なり。

○三宅和名美也介今廢 【神鳳抄】曰、多氣郡三宅郷、按、今所在詳ならず。

○流田和名奈加禮多今廢 【神鳳抄】曰、多氣郡流田郷、按、【雜例集】飯野郡に隸す。

○榊田和名久之多今廢 【神鳳抄】曰、多氣郡榊田郷、【延曆儀式帳】

○内座ナイサ 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○丹川 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○田屋 按、御厨【神鳳抄】に見はる。元朝大神宮へ御菜を進獻する式あり。

○腹太 按、御園【神鳳抄】に見はる。今本郡飯野兩郡に屬す。

○前野 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○屋木戸 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○山大淀 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○志貴 按、御厨【神鳳抄】に見はる。元朝大神宮へ御菜を進獻する式あり。

○前野 按、御園【神鳳抄】に見はる。今本郡飯野兩郡に屬す。

○屋木戸 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○山大淀 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○志貴 按、御厨【神鳳抄】に見はる。元朝大神宮へ御菜を進獻する式あり。

○前野 按、御園【神鳳抄】に見はる。今本郡飯野兩郡に屬す。

○屋木戸 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○山大淀 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○志貴 按、御厨【神鳳抄】に見はる。元朝大神宮へ御菜を進獻する式あり。

○前野 按、御園【神鳳抄】に見はる。今本郡飯野兩郡に屬す。

○屋木戸 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○山大淀 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○志貴 按、御厨【神鳳抄】に見はる。元朝大神宮へ御菜を進獻する式あり。

○前野 按、御園【神鳳抄】に見はる。今本郡飯野兩郡に屬す。

○屋木戸 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○山大淀 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○志貴 按、御厨【神鳳抄】に見はる。元朝大神宮へ御菜を進獻する式あり。

○前野 按、御園【神鳳抄】に見はる。今本郡飯野兩郡に屬す。

○屋木戸 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○山大淀 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○志貴 按、御厨【神鳳抄】に見はる。元朝大神宮へ御菜を進獻する式あり。

○前野 按、御園【神鳳抄】に見はる。今本郡飯野兩郡に屬す。

○屋木戸 按、御園【神鳳抄】に見はる。

曰、多氣佐々牟迺宮坐支、彼時竹首吉比古乎、汝國名何問賜只白久、百張蘇我乃國、五百技刺竹田乃國止白支、即榊田根掠神御田進支、【倭姫命世記】云、大若子命乎汝國名何問賜、白支、百張蘇我乃國乎千五百技刺竹田之國白支、其處爾御榊落給支、其處乎榊田止號給、榊田社定賜支、
【東鑑】曰、文治三年五月廿六日丁卯、宇治藏人三郎義定代官押領伊勢國齋宮寮田榊田郷内所處云、
按、今村名に存す。
已上【和名抄】に出る所なり。

村里

○東黒部 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○乙部神鳳抄作音部 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○牛草 蓮花寺

○大垣内 按、【神鳳抄】家垣内御園とある是歟。

○神守 出間

○川尻 土古路

○南藤原 北藤原

○中藤原 按、【神鳳抄】藤原御園を載す。古へ此地より白牛を獻すと云。

(淀大西)

按、大淀、中・西・東の三村あり。西大淀を山大淀とも云、東大淀は度會郡に屬す。業平歸京に宿りたまふ處也。

○佐田 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○數田佐田屬邑 小籤 馬野舊名馬上

○坂本 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○竹川 金剛坂 下尾金剛坂支郷

○齋宮 按、【堯孝參詣記】曰、齋宮と申あたり過侍るに、むか

しおほゆる事とも、侍し中にも、天曆の御時かとよ、齋宮くたりたまうけるに、朝忠中納言長奉送使に侍て、「萬代のはしめとけふを祈をきて、今行末は神ぞしるらん」と詠せし事思ひ出られ侍て。

萬代と祈る心はけふそへん、いつきの宮の跡を尋て

【夫木集】曰、

思ひやる齋宮の跡ふりて、花咲のこるかきつはたかな

○上野

○安養寺上野支郷

○鱈尾

按、【神鳳抄】平尾御園あり是乎。

○下有爾

○明星茶屋有爾支郷

按、【神宮雜例集】に下有爾村とある是也。湯田の郷内に

して有爾は度會郡に屬す。

○森山

○叢村

○中村

○上村

按、【三代實錄】に下麻績、中麻績とある是なり。

○池村

○岩内

○下河田

○上河田

按、河田御園【神鳳抄】に見はる。

○兄國

○陰陽一色兄國支郷

○弟國

按、【神鳳抄】兄國郷飯野郡に屬す。

○東池上

○西池上

按、【神宮雜例集】に有爾郷池上村。

○荒牧神鳳抄 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○相可上村日本紀 按、【神鳳抄】に見はる。

○三匹田神鳳抄

○四匹田

○上牧

○中牧

○北牧

按、【神鳳抄】牧御園と云是歟。【和名抄】飯高郡下枚の郷名あり。孰れか是なることをしらす。

○林村

○井内

○佐伯

○長谷

○神坂

○前村 按、神坂以下御園【神鳳抄】に見はる。

○油夫

○四神田

○佐奈舊事記

○平谷

○仁田

○五桂

○西山佐奈以下並

○矢田

○田中 按、【神鳳抄】曰、矢田御厨田中村

○笠木

○森出笠木支郷

○出羽

【倭姫命世記】曰、幸行時御笠服給支、其處乎、加佐伎止號支、

【神鳳抄】曰、多氣郡笠服庄、

○森莊

○野中

○成川野中支郷

○東相鹿瀬神鳳抄

瀨のこと【倭姫世記】に出、御園【神鳳抄】見はれ、今に御供田ありて、端午の日、薯蕷・苜蓿・筍・欵冬・茗荷の五種を調進す。

○千代

○柳原

○枋原

按、御園【神鳳抄】に見はる。

○色太

○三箇野色太支郷

○土屋

○古江

○片野

○朝柄

○波多瀬

○奈古波多瀬支郷

○車川

○向粥見

○春

○相津春以下並

○神瀬

○上楠

○下楠

○粟生

○奈良井

○高瀬

○長

○上三瀬

○下三瀬

按、【倭姫世記】に眞奈湖御瀨

とある是なり。

○佐原

○焼飯

○園井燒飯屬邑

○河合

○下菅

○上菅

○菅木屋

○赤瀧

○清水

○上眞手

○猿飼上眞手支郷

○下眞手

○本田木屋

○小切畑

○浦箇谷小切畑支郷

○天箇瀨

○繪馬 按、繪馬堂あり。俗説云、元日鷄鳴に稻を負へる馬

を、書て懸里より懸ると云、風謠にも載す、因て村名とす。

○園村

○平野

○茂原

○熊内

○唐櫃

○南村

○大井

○明豆

○栗谷

○菅屋木屋

○御棟

○小瀧

○神瀧

○瀧屋

○檜原

○久豆

○奥大杉

○岩井大杉支郷

神祠

○須麻漏賣神社 【延喜式】曰、須麻留賣社、又大神曰、凡大神宮年限滿、應修造者、遣使孟冬始作之、神宮七院、社十二處、須麻留賣社、今號須麻留賣神社、

按、東原村に坐す。俗宮田森と稱す。又神守村に此社あり

孰が是なることをしらす。此の神は天孫降臨の供奉、三

十二神の一なり。神宮七院は度會郡二宮大宮、並五所の別

宮なり。社十二處は朝熊・園・相鴨・田乃家・蚊野・湯田・月

夜見・草名伎・大間・須麻漏賣・佐那・櫛田等之社なり。廿

年に一度造宮使造替之と云。齋宮祈年及神嘗祭神百十五

座の内なり。

○佐那神社 【舊事本紀】曰、手力雄神、此者坐佐那之縣也、

按、仁田村に坐す。俗大森社と稱す。末社奈良殿・天照大神祠・八王子祠・熊野祠・富士祠あり。

○竹神社 按、稻木川の東竹川村に坐す。祭神詳ならず。【齋宮式】に竹上の社とある是也。

○仲神社 按、齋宮の南中村に坐す。社賦。【齋宮式】に竹仲の社とある是なり。

○麻績神社 【倭姫命世記】曰、號麻績郷者、郡北有神、此奉大神宮荒妙衣、神麻績氏人等、別居此村、因此爲名也、按、蓮華寺村に坐す。宮殿封域等のこと、飯野郡に同じ、故略す。

○服部伊刀麻神社 按、大垣内村に坐す、俗下の機殿と稱す。九社坐す事飯野村に出す、故に略す。

○相鹿牟山神社 按、相可村南松山字牟山に坐す。俗山神と稱す。祭主家公文抄曰、任料牟山禰宜絹一疋、

○魚海神社 【倭姫命世記】曰、從櫛田御船乘給、幸行、其河後江、到坐、于時魚自然集出、御船參乘、爾時倭姫命見悅給、其處魚見社定賜、【最世社記】曰、飛鳥宮御代丙寅歲十一月十一日、月夜見命・荒魂命靈鏡奉遷于魚見社、是神託也、【神名秘書】引【機殿儀式帳】云、魚海社三前、是月讀命・豐玉彥命・豐玉姬命合三柱神靈也云々、

按、北魚見村の西南社の内に、二間に六間はかりの社を

宇田は海田の略歟。【齋宮式】大海田社とある是なり。

○石田神社 按、宇爾村田畝の字石田姫神あり。是神社の舊址なる歟。

○佐伎栗栖神社 按、志貴村に坐す俗牛頭天王と稱す【神鳳抄】に志貴御厨とある是歟。

○竹大與村神社 【倭姫命世記】曰、從佐々牟江宮幸行之間、無風浪、海鹽大與度、與度美、御船令幸行、其時倭姫命悅給、其濱大與度社定給、

按、大淀浦に坐す。俗水垂明神と稱す。

○竹佐々天江神社 【延曆儀式帳】曰、多氣佐々牟進宮坐、造令坐給、大若子命白鳥之眞野國、國保伎白、其處、佐々牟江社定給、又曰、活目入彦五十狹茅天皇即位廿八年秋之比、眞名鶴皇大神宮當天翔、從北來、日夜不止翔鳴、支時當白草也、爰倭姫命異給、差足速男命、使令見、罷到見、彼鶴、佐々牟江宮前之葦原中還行鳴、使到見、葦原中生稻、本一基爲、未八百穗茂也、昨捧持鳴、爰使到見顯時、鳴聲止、天翔事止、于時返事白、爾時倭姫命歡詔、恐皇大神入坐、鳥禽相悅、草木共相隨奉、稻一本千穗八百穗茂、利詔天、竹連吉比古等爾仰給、先穗拔穗令拔、半分大稅令蒞、皇大神御前懸奉、拔穗號細稅、號大苺大半、御前懸奉也、仍

船の形に造れり。俗四角の社と云是なり。海邊にありしを今の地へうつせしにや。魚見村の西南田間に、字鯉が池と云處あり、諸魚の集りしは此處と云。

○林神社 按、林村に坐す。俗御井神と稱す。

○相鹿上神社 按、上相可村字上町に坐す。俗上の宮と稱す。祭神詳ならず。

○守山神社 按、宇爾村に坐す。俗伊建山社と稱す。祭神詳ならず。

○宇爾櫻神社 按、有爾中村に坐す。俗櫻社と稱す。木花開耶姫命を祀る、【神鳳抄】に、佐久良御園と云此地歟。

○宇爾神社 按、宇爾村に坐す。土靈埴安神を祀る。【世記】に土師の物忌を定置、宇仁の波邇をとり天平瓮を造ると云。

○服部麻刀方神社 【倭姫命世記】曰、卷向日代宮御宇、日本武尊比々羅木乃以八尋鉾根天、奉獻皇大神宮、即倭姫皇女、彼八尋鉾根、納緋囊、皇大神乃貴財止爲天、八尋機殿、四方機殿、爲皇大神御靈、奉崇祭、令天棚機姫神裔八千々姫命、每年夏四月秋九月織神服、以供神明、故曰神衣祭也。

按、下機殿、服部伊刀麻神社の相殿に座す。上世は別に社地ありとみへたり。

○天海田水代大刀自神社 按、齋宮村の南字宇田に座す。

天都告刀、千稅餘八百稅餘止稱白、仕奉也、因茲其鶴住處、八握穗社造祠也。

按、上世大淀の西、行部村の間、字小入江に坐す。又八握穗社其前にありと云。今共に亡。

○有貳神社 按、有爾村に坐す、俗八王子と稱す是歟。

○國生神社 按、【儀式帳】に國生神兒大國玉命と云によれば、素戔嗚尊を祀るとみるたり。一説國東山の白山社は歟と云。

○國乃御神社 【御鎮座本紀】曰、以大土祖宇賀魂神、爲根倉瓊星神供神酒、今號根倉瓊是也。

按、根倉村に坐す。俗土御祖神と稱す。

○櫃倉神社 【延曆儀式帳】曰、根倉物忌、父无位石部吉繩、右人行事、根倉社、二所神殿造理掃淨奉、年別祭仕奉、按根倉村に坐す。【儀式帳】に根掠神御田進、又根倉物忌作御刀代御田稻、神酒造奉と云。然れば宇賀魂神を祀る歟。

○伊蘇上神社 按、上相可村磯部寺の前に坐す。祭神詳ならず。俗磯宮と稱す。

○伊呂上神社 按、本郡に兄國・弟國の二村あり。兄弟の訓伊呂上、伊呂止、是蓋兄國の社ならん。兄國有不世止字、【神鳳抄】神宮雜例集、共飯野郡不世止御園、伊呂止御園云々、

○櫛田神社 ○奈々美神社 ○紀師神社

○穴師神社 ○捧屋神社 ○伊佐和神社
 ○榊田槻本神社 ○天香山神社 ○大榊神社
 按、榊田以下九座今飯野郡に屬す。
 ○牛庭神社 按、今飯高郡に屬す。
 ○加須屋神社 ○相鹿木太神社 ○宇留布都神社
 ○流田神社 ○畠田神社三座 ○流田上社神社
 ○火地神社 ○牟禮神社 ○大分神社
 ○大國玉神社 按、加須屋神社以下十二座今所在詳ならず
 已上五十二座竝に小【延喜神祇式】に出たり。
 ○齋宮坐神十七座
 【延喜式】曰、齋宮祈年祭神大社十七座、在齋宮内大宮賣神四座、御門神八座、御井神二座、庭神二座、地主神一座、按、今亡ぶ。
 ○眞名胡神社 【倭姫命世記】曰、魚見社定賜支、從其幸行奈、御饗奉神參相支、汝國名何問賜、白久、白濱眞名胡國中、其處眞名胡神社定賜支、
 按、榊田より御船に乗給ひて、佐々牟江に幸行の間なり。
 ○牛頭天王祠 ○八王子祠 ○天馬駒祠
 ○天神祠 ○夷祠並東熊部村 ○八王子祠
 ○惠美須祠並榊木原村 ○八王子祠 ○權現於宇志與祠
 ○宇志乃祠並垣内田村 ○八王子祠乙部村 ○堅神一祠牛草村

○八王子祠蓮華寺村 ○八王子祠 ○八幡祠並大垣内村
 ○林明神祠 ○八王子祠 ○稻荷祠並出間村
 ○八王子祠土古路村 ○天王祠川尻村 ○八王子祠南藤原村
 ○八王子祠北藤原村 ○八王子祠内原村 ○權現祠
 ○八王子祠田屋村 ○天神祠並田村 ○八王子祠丹川村
 ○九王子祠 ○權現祠 ○天王祠
 ○牛頭天王祠 ○八王子祠並前野 ○八王子祠金剛坂村
 ○八王子祠 ○八王子祠並下宇 ○八王子祠新茶屋村
 ○八王子祠三 ○明神祠並中村 ○八王子祠上村
 ○高宮 ○住吉祠並池村 ○八王子祠
 ○八王子祠 ○某祠二並岩内村 ○御靈祠
 ○八王子祠 ○辨財天祠 ○山神二並河田村
 ○八王子祠 ○天王祠二 ○天神祠
 ○山神並兒國村 ○八王子祠 ○山神並第四村
 ○八王子祠 ○八王子祠 ○八王子祠
 ○山神並荒野村 ○八王子祠 ○天王祠
 ○幸神祠 ○山神二並三 ○八王子祠
 ○天神祠 ○杜宮司祠 ○山神二並四定田村
 ○八王子祠 ○愛宕祠 ○山神二並津留村

○八王子祠 ○山神三並上牧村 ○牛頭天王祠
 ○天照大神祠 ○春日祠 ○八幡祠
 ○山神二並中牧村 ○天神祠 ○天照大神祠
 ○春日祠 ○八幡祠 ○山神並北牧村
 ○八王子祠 ○天王祠 ○天神祠
 ○石神 ○山神三 ○天神祠
 ○義盛祠八王子以下並井内林村 按、伊勢三郎を祀ると云。
 ○八王子祠二 ○天神祠 ○幸神祠
 ○山神二並佐伯中村 ○熊野祠 ○山神二並長谷村
 ○八王子祠 ○富士祠二 ○天神祠
 ○山神三並長筒村 ○八王子祠 ○山神三並坂村
 ○八王子祠 ○山神三並前村 ○八王子祠
 ○天王祠 ○八幡祠 ○若宮祠
 ○山神三並油夫村 ○八王子祠 ○牛頭天王祠
 ○山神二並四神田村 ○天王祠 ○八幡祠
 ○山神四並五佐奈村 ○八王子祠 ○高野御前祠
 ○天王祠二 ○八幡祠 ○山神五並平谷村
 ○山神三並仁田村 ○山神四並五桂村 ○八王子祠
 ○山神三並西山村 ○八王子祠 ○山神
 ○杜宮司祠並矢田村 ○八王子祠 ○天神祠
 ○山神並四中村 ○八王子祠 ○明神祠

○八幡祠 ○船着明神祠並笠木村
 按、【倭姫世記】御船ヲ給氏、即其處仁御船神社定給支、從其處幸行時、御笠服給支、其處乎加佐伎止號支云、本社即御船神社乎、
 ○牛頭天王祠 ○八王子祠並森庄村 ○八王子祠二
 ○天王祠 ○山神並野中村
 ○石神明神祠 按、内宮末社と云へり。
 ○山神二並成川村 ○八王子祠 ○八幡祠
 ○愛宕祠 ○山神二並東 ○八王子祠
 ○八幡祠 ○山神二並西 ○八王子祠
 ○山神二並千代村 ○八王子祠 ○山神二並柳原村
 ○某宮 ○八幡祠 ○八王子祠
 ○西宮 ○水神祠 ○小社
 ○愛宕祠 ○淺間祠 ○山神三並某宮以下並新原村
 ○八王子祠 ○二王子祠 ○山神二並色太村
 ○水神祠 ○山神三並土屋村 ○牛頭天王祠
 ○西大神宮祠 ○熊野祠 ○惠美須祠
 ○政所祠 ○山神二並古江村 ○八王子祠
 ○天王祠 ○山神 ○政所祠
 ○山神三並片野村 ○八王子祠 ○山神五並朝栴村
 ○八王子祠 ○山神三並渡 ○八幡祠

- 山神三〇並車川村
- 聖御前祠
- 八幡祠
- 明神祠
- 淺間祠
- 八王子祠
- 若宮祠
- 山神二〇奈良井村
- 八幡祠
- 八王子祠
- 山神三〇大ヶ所村
- 山神並川合村
- 愛宕祠
- 八幡祠
- 大君明神
- 山神並清水村
- 八幡祠
- 八王子祠二
- 山神八〇並天ヶ瀬
- 山神二〇並鶴馬村
- 牛頭天王祠
- 山神六〇並向鶴見村
- 若宮祠
- 山神四〇並上楠村
- 天白祠
- 稻荷社
- 八幡祠
- 山神高瀬村
- 中宮祠
- 熊野祠
- 八王子祠二
- 山神二〇並兼飯村
- 八王子祠
- 山神二〇並下菅村
- 山神二〇並上菅村
- 山神並赤瀧木屋村
- 八王子祠
- 山神二〇並下眞手村
- 山神二〇並上眞手村
- 山神本田木屋村
- 八幡祠
- 八王子祠
- 山神二〇並三瀬村
- 山神三〇並佐原村
- 八王子祠
- 八幡祠
- 山神菅木屋村
- 八王子祠
- 山神二〇並上眞手村
- 山神八王子以下並栗生村
- 八王子祠奈良井村高瀬村共祭祀
- 山神二〇並上三瀬村
- 山神二〇並下三瀬村

- 山神並南村
- 山神熊内村
- 山神南村
- 八王子祠
- 熊野祠
- 八王子祠
- 山神並神瀨村
- 山神並權原村
- 若宮祠
- 御神造祠
- 口定古清宮未詳
- 若宮祠
- 大將軍祠
- 山口宮
- 八王子祠
- 八幡祠
- 山神
- 山神並鷹櫃村
- 山神並大井村
- 八王子祠
- 山神二〇並栗谷村
- 山神並小龍村
- 山神並龍谷村
- 山神二〇並久豆村
- 七社御前社
- 山神二〇並久豆村
- 御神造祠
- 熊野祠
- 奥定古清宮未詳〇八王子以下並大杉村
- 若宮祠並岩井村
- 山神
- 山神並鷹櫃村
- 山神並大井村
- 八王子祠
- 八王子祠御棟村
- 八幡祠
- 八王子祠
- 若宮祠
- 八幡祠
- 八王子祠
- 七社御前祠
- 富士祠

三國地志卷之四十五 終

三國地志卷之四十六

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國多氣郡

山川

○御炭山 【懷中抄】曰、

行先のみすみの山を頼むにも、戀をや神の手向つ、行

【藻鹽草】曰、御炭山伊勢神手向

按、北藤原村の東の海濱にあり。潮水の浸涵せるにや、今は平地に古松一株を存するのみ。相傳上世黨を焼て上貢す。今其地を煙所と云、故に御炭と稱す。

○齋森 【長明家集】曰、

ことの葉にかけても何を思ひいつる、いつきの森のしめの下くさ

【山家集】曰、伊勢に齋王おはしまさて、としへにけり。齋宮こたちはかりさかとみえて、つかきもなきやうになりたりけるを見て。

いつか又いつきの宮にいつかれて、しめのみうち
にちりをはらはん

按、齋宮村にあり。

○大淀野 【夫木集】

天津風清くすすしき大淀の、野へにならひて聲たてなむし

忠 峯

○湯田野 【歌枕名寄】曰、

たけ川やゆた野をみればはるくと、山田の原の松はくもれり

隆心法師

○佐々牟江

【倭姫命世記】曰、幸行長、佐々牟江御船泊給、

按、大淀と行部村の間にして、大淀に屬す。今篠笛橋あり。

○大淀浦 【倭姫命世記】曰、從佐々牟江幸行之間、無風浪

志 海鹽大與度爾 與度美兵、御船令幸行、

【後鳥羽院御集】曰、

大淀の浦風霞む曙に、雲井をかりのおとつれて行

【夫木集】曰、

大淀の霞ふきむすふ松風に、うらみてのみや歸る

俊成女

雁かね

【新古今集】曰、むすめの齋宮にくしてくたり侍て、おほよとの浦にみそきし侍るとて、
女御微子女王

おほよとの浦に立浪かへらすは、松のかはらぬ色
を見ましや

【建保三年名所百首和歌】曰、大淀浦 順徳院
大よとの心のときき春の日に、かすみそのこる松
の村立

【八雲御抄】曰、おほよとの浦伊勢郡宮女御

按、大淀は、宮川の西小畑の北にありたる海邊、松原の中
に村居あり。昔は尾張・參河へ行くには此湊より渡る。

○眞奈胡御瀨 【倭姫命世記】曰、從相鹿瀨指河上臣 幸行渡
砂流速瀨有支、爾時眞奈胡神參相、渡奉支、其瀨眞奈胡御瀨
號云、

按、三瀨川村にあり。相鹿瀨川の上流なり。

○寒河 【倭姫命世記】曰、幸行河盡支、其河之水寒有支、則
寒河止號、

按、有爾土羽村にて大神御船社の邊を流る、川下なり。
土俗寒河と云、度會坂手國より加佐伎に到給路なり。

○相鹿瀨川 【倭姫命世記】曰、大河瀨渡給止爲爾、鹿穴流
相支是惡詔天、不渡坐、其瀨乎相鹿瀨止號支、

【神宮雜事記】曰、二所大神宮朝夕御饌料漁進、依有例役、各
隨身網釣等、行臨逢鹿瀨川爲漁、
按、相鹿瀨村にあり。相鹿瀨又大河瀨に通する歟。

○多氣川 【延喜式】曰、六處堺川供奉御禊、伊勢多氣川 凡齋内
親王在路、每至山城・近江・伊勢等、堺・勢多・鈴鹿・下槿・多
氣川等、遣神部・卜部各二人在前鎮祓之、又大神式曰、凡祈
年月次祭使參入者、大神宮司卜部祇候多氣川解除、【江家次
第】曰、多氣川祓、伴川在齋宮東、著離宮供給、【神宮雜事記】
曰、天喜五年九月十四日、神服乃式日出立進天、字稻木川原
テシ 麻績御衣相待之間、吃尅式日已過たり。【神宮雜例集】
曰、五月・十一月晦日齋宮寮竹川御禊事

【拾遺集】曰、題しらす

紅葉はのなかる、時は竹河の、ふちのみとり色かはる、ん

【家集】云、紅葉はのなかる、時よ竹河のふちのみとりも色
かはりけり、【續後撰集】曰、貞元二年初齋宮侍從尉におは
しけるに、庚申夜人々まいりてあそひける、つるてによみ
侍れる。

昔より色もかはらぬ竹川の、よ、をは君そかそへわたらん

【家集】云、貞元元年初齋宮の侍從のくり庚申の夜、人々ま
いりあひてあそふに、いはひの心を「神代より色もかはら
ぬ竹河の、よ、をは君にそかそへ渡らん」

【夫木集】曰、

竹川の橋のつめなる花園に、我をばはなてめさしたくえて

【歌枕名寄】曰、竹川橋、或先達歌枕又伊勢國竹河のはしの

按、齋宮村繪馬より半町許東の官道民間にある小川なり。
橋あり、笛川橋とも、笛ヶ橋とも云。

○御川池 【延喜式】曰、竈、炭竈、山戸、御川池等の神祭
云。

【夫木集】曰、いせの齋宮にて、やり水に花のなかれたるを、
是は何の花の咲るそと、たつねて聞へさせよと侍りしによ
める、

なかれくる波は櫻の花なれば、おらて定めんこと
そうきたる

【齋宮家集】曰、ためちかやはらからのためくに、齋宮のか
みなり。五月五日に参りて、宮の御前のやり水を、みかはの
池となんいふなるを、たいはん所に。

ことし生の見かはの池のあやめ草、長きためしに
人もひかなん

按、御川池は御溝水なり。齋宮式新嘗祭二十八座之内殿
部云、御竈神一前、御川水神一前云、

關梁

○幸橋又云再拜橋 【八雲御抄】曰、さいはいの橋伊勢

【懷中抄】曰、

大宰大貳高遠

三國地志卷之四十六 伊勢國多氣郡 關梁

二六九

おほよとの浦に立浪かへらすは、松のかはらぬ色
を見ましや

【散木奇歌集】曰、伊勢の齋宮に侍る頃、石なとりの歌合と
いふ事、せさせ賜けるによめる、
ふえ川のいしなとりつと見へつるは、ねに萬代を吹な
らせとや

【散木奇歌集】曰、伊勢の齋宮に侍る頃、石なとりの歌合と
いふ事、せさせ賜けるによめる、
ふえ川のいしなとりつと見へつるは、ねに萬代を吹な
らせとや

【散木奇歌集】曰、伊勢の齋宮に侍る頃、石なとりの歌合と
いふ事、せさせ賜けるによめる、
ふえ川のいしなとりつと見へつるは、ねに萬代を吹な
らせとや

【散木奇歌集】曰、伊勢の齋宮に侍る頃、石なとりの歌合と
いふ事、せさせ賜けるによめる、
ふえ川のいしなとりつと見へつるは、ねに萬代を吹な
らせとや

【散木奇歌集】曰、伊勢の齋宮に侍る頃、石なとりの歌合と
いふ事、せさせ賜けるによめる、
ふえ川のいしなとりつと見へつるは、ねに萬代を吹な
らせとや

【散木奇歌集】曰、伊勢の齋宮に侍る頃、石なとりの歌合と
いふ事、せさせ賜けるによめる、
ふえ川のいしなとりつと見へつるは、ねに萬代を吹な
らせとや

【散木奇歌集】曰、伊勢の齋宮に侍る頃、石なとりの歌合と
いふ事、せさせ賜けるによめる、
ふえ川のいしなとりつと見へつるは、ねに萬代を吹な
らせとや

【散木奇歌集】曰、伊勢の齋宮に侍る頃、石なとりの歌合と
いふ事、せさせ賜けるによめる、
ふえ川のいしなとりつと見へつるは、ねに萬代を吹な
らせとや

頼もしき名にも有哉道行は、まつさいはいの橋を渡らん
按、古昔祓川にかゝるを再拜橋と云。今土橋ありて其名亡ふ。

梵刹

- 阿彌陀寺
- 陽光寺
- 法蓮寺
- 藥師堂
- 地藏堂並東黒部村
- 開徳寺柿木原村
- 極樂寺乙部村
- 光明菴大垣内村
- 西來寺神守村
- 神福寺出間村
- 平久菴土古路村
- 成就院川原村
- 久安寺南藤原村
- 普門寺
- 西念寺
- 神生寺並北藤原村
- 玉泉院内座村
- 丹歌寺寶田村
- 常明寺丹川村
- 觀音寺田屋村
- 西光寺志貴村
- 西念寺前野村
- 初瀬寺佐那【國永家集】曰、丹生の初瀬に花を見けるか、枯れる木にも花咲と、ちかひの有ほとに、
枯す咲梢の花に此寺の、春を幾世のかさしとはする
按、本尊十一面觀音大和初瀬に擬す。故初瀬寺の號あり。丹生より廿町山上なり。土俗丹生の長谷と云、巡禮佛の一なり。

- 庵寺
- 少林寺並金剛坂村
- 轉輪寺
- 金林寺
- 能滿寺並下有爾村
- 轉澤寺
- 陽珠院中村
- 大日寺上村
- 觀音寺
- 庵寺並池村
- 光安寺岩内村
- 長徳寺
- 萬徳寺
- 圓光寺並河田村
- 淨徳寺
- 阿彌陀寺並兄國村
- 藥師堂朝長村
- 圓樂寺弟國村
- 廣善寺東池上村
- 龍華院
- 藥師堂
- 隨泉寺並西池上村
- 長盛寺
- 法泉寺並相可村
- 正法寺
- 地藏堂並荒時村
- 空釋寺
- 觀音堂並三疋田村
- 歡喜寺
- 法受寺並四疋田村
- 淨念寺津留村
- 牧泉寺上牧村
- 慶正寺中牧村
- 光法寺北牧村
- 光徳寺
- 寶泉寺並井内林村
- 興泉寺
- 淨樂寺
- 地藏堂並佐伯中村
- 近長谷寺長谷村
- 長源寺
- 觀音寺
- 藥師堂並長ヶ村
- 普賢寺
- 金剛座寺並神坂村按、本尊如意輪觀音、大織冠鎌足公の草創なりと云。土俗巡禮佛の一、
- 阿彌陀寺前村
- 庵寺油夫村
- 寶藏庵四神田村
- 廣泉寺
- 觀音寺並五佐奈村
- 庵寺平谷村
- 小野坊
- 谷口寺並仁田村
- 珊瑚寺
- 專念寺並五柱村
- 福全寺西山村
- 阿彌陀寺矢田村

- 明樂寺田中村
- 眞念寺
- 金泉寺並笠木村
- 多寶庵森庄村
- 永昌庵野中村
- 不動院成川村
- 林泉庵東相鹿瀬村
- 長泉寺西相鹿瀬村
- 西蓮寺千代村
- 藥師寺柳原村
- 阿彌陀寺新田村
- 正清寺福原村
- 吉祥寺色木村
- 福壽寺土屋村
- 了雲寺古江村
- 立雲寺
- 觀音寺並片野村
- 昌慶寺朝柄村
- 光蓮寺
- 觀音寺並波多瀬村
- 徳林寺
- 觀音堂並車川村
- 正東寺
- 豎王寺
- 神照寺神瀬村
- 透光院上楠村
- 觀音堂並向粥見村
- 觀音寺粟生村
- 稱名院奈良井村
- 永徳寺上三瀬村
- 慶雲寺
- 觀音堂並下三瀬村
- 最林寺大ヶ所村
- 龍雲寺
- 毘沙門堂並佐原村
- 光寂寺
- 藥師寺並橋飯村
- 松林寺
- 阿彌陀寺並川合村
- 興禪寺
- 觀音堂
- 十王堂並下菅村
- 永福寺
- 阿彌陀堂並上菅村
- 法泉寺菅木屋村
- 清水寺
- 藥師堂並清水村
- 清涼寺
- 藥師堂並上眞手村
- 養國寺下眞手村
- 觀音堂本木屋村
- 天徳寺
- 阿彌陀堂並小切畑村
- 江月寺
- 釋迦堂並天ヶ瀬村
- 昌徳寺
- 觀音堂
- 藥師堂
- 釋迦堂並橋馬村
- 法恩寺

古蹟

- 藥師寺並齋村
- 法林寺
- 地藏堂並茂原村
- 大通寺
- 大日堂並熊内村
- 汲泉寺唐櫃村
- 藥師堂御棟村
- 觀音堂
- 庵寺並栗谷村
- 藥師堂並瀧谷村
- 阿彌陀寺小瀧村
- 龍翔寺
- 地藏堂並瀧谷村
- 西光寺檜原村
- 大淵寺久豆村
- 豎王寺
- 觀音堂
- 藥師堂並大杉村
- 神序【延曆儀式帳】曰、初神郡從纏向珠城朝廷以來、至于難波長柄豊前宮御宇、天萬豊日天皇御世、有爾鳥墓村、造神序、爲雜神政行仕奉支、
- 屯倉【延曆儀式帳】曰、難波朝廷天下立評給時、以十鄉分氏、度會乃山田原立屯倉兵中、以十鄉分竹村立屯倉、麻績連廣背督領、磯部眞夜手助督仕奉支、同朝廷御時、初大神宮司所稱、神序司中臣香積連須氣仕奉支、
- 離宮【江家次第】公卿勅使曰、著離宮以設殿、供給湯殿、束帶進發、宮司三人先行渡宮川、
- 多氣宮又曰齋宮【倭姬命世記】曰、大足彦忍代別天皇廿年庚寅歲、倭姬命年既老者不能仕、吾足止、宣天、齋内親王仁可仕奉、物部八十氏人人定給天、十二司寮官等遵奉移五百野

皇女久須姫命、即春二月辛巳朔甲申、遣五百野皇女於皇大神乃御杖代止志、多氣宮造奉天、齋慎美、令侍給支、伊勢齋宮群行始是也。

【類聚國史】曰、淳和天皇天長元年九月乙卯詔曰、天皇詔旨爾坐、掛畏支、大神乃大前仁申給聞申久、多氣乃齋宮、大神宮離遠天、每事爾無便、因茲度會乃離宮乎卜定天、常齋宮止須倍支、狀乎、申出事乎、恐美、申給久申、

【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜二年十一月庚子、遣鍛冶上從五位下氣太王、造齋宮於伊勢國、

【神宮雜例集】曰、齋宮寮在多氣郡竹郷、乙巳差遣勅使於伊勢國、撰定勝地於多氣郡、始建齋宮寮院、于叱氏子内親王群行、

【齋宮石名取歌合】曰、俊頼朝臣常盤なる竹の宮古の石なれば、嬉しきふしをかそへてそとる

【夫木集】曰、俊頼 思へた、竹の宮古は霞つ、しめの内なる御代の氣色を 俊成

竹の宮まかきにうへて千代までも、祝ひそめけん 此君はこれ

【八雲御抄】曰、齋宮の、みや、群行以前、御在所、たけの宮、

【能因歌枕】曰、竹都は齋宮の御所なり。

【大和物語】曰、伊勢の國に前齋宮のおはしましけるるときにつ、みの中納言勅使にてくたり給ふて、

くれたけの世々のみやこときくからに、きみはちとせのうたかひもなし

御返しはきかす、彼齋宮のおはします所は、たけの宮となんいひける。

按、齋宮寮院は竹郷今云齋宮村にあり。森の中に築地の跡あり。倭姫命より、狛子内親王迄七十二代坐せり。

○御汚殿 【神宮雜事記】永承三年喜子内親王參宮曰、竹河乃御祓之後、齋王俄御汚御坐了、因之齋宮ハ、西鳥居許暫御輿ヲ奉下居天、

中納言殿、並左少辨近江守藤原朝臣泰憲、此由、議定給天、直御汚殿御輿ヲ可奉仕之由、被定之處、按、古者御汗殿離宮院にあり。

○大淀松

【伊勢物語】曰、むかしおとこ、伊勢のくになりける女、又えあはてとなりのくにへいくとて、いみしううらみければ、女おほよとの松はつらくもあらなくに、うらみてのみもかへるなみかな

【拾遺集】曰、恒徳公家障子 源兼澄 大淀のみそきいくよに成ぬらん、神さひにたる浦

の姫松

【齋宮女御家集】曰、伊勢に大よどのうらといふ所に、松いとおほかりける御はらへにと、

【玉吟集】曰、大よとの松の契りとふりぬとも、今もかはらす歸る浪かな 家隆

【建保百首】曰、行意 君か代のためしやいつら大淀の、うらに色そふ春のひめ松

兵衛内侍 月影を松はつらくて大淀の、うらたつ波にかすむよの空

【八雲口傳】曰、大淀の浦にも今は松なし。按、所謂大淀の松今は亡し、今民間に其木片を藏るものありと云。

○宇田廢里 【散木奇歌集】曰、伊勢齋宮に侍りける頃、宇田といふ方に、曙に、鳴のはねかく音のしけるをき、てよめる、

明ほの、うたの畔より立鳴の、羽かく音や萬代の數 按、有爾村の西北にあり。今田畝の字に存す。

○三瀬御所 【甲陽軍鑑】曰、信長二番目の子息お茶笠を、

ふとり御所の妹婿にして、國司をお茶笠にゆつりたまへば、三瀬の御所をは大御所、ふとり御所を是中御所と申す。

按、三瀬村にあり。

○五箇篠山城 按、朝柄村にあり。北畠家臣野呂越前守・野呂伊豫守繼て居守。野呂戰死の後、安保式部少輔安保大藏大夫居守。

○有爾中村城 按、右衛門佐北岡光房男右衛門光國繼て居守。其先左中將師光初て北岡と稱す。是春日少將顯信卿の孫岩内御所光具の弟なり。光國は具教卿に仕へ忠功あり。北岡累世の家子下村仁助、織田氏に志を通じ、終に下村か爲に廢す。

○佐田城 按、丹後守佐田具郷、教具卿具郷男丹後守定具、領邑六、定具男丹後守定勝三代居守、後岩出城へ移る。元龜元年五月九日中島合戦の時戰死。

○笠城御所 按、矢田城山と呼ぶ。國司累葉名居守。故に御所の稱あり。

○大淀城 按、國司具教卿の築く所なり。九鬼嘉隆織田氏に黨し、永祿十二年九月兵船を帥て此城を攻む。城兵鈴木大藏貞經・安西右衛門尉昌綱・中西入道玄誓等堅く守り、九鬼敗潰す。具教其功を感じ三士に勳狀を與ふ。

○平氏宅址 按、河田村にあり。弟國村の東界にして、南北

共に山なり。周廻四町ばかり、中央の字を大政びと云。西北の字を構田と云。北を屏か端と云。彼地に荒墳あり、俗呼て清盛塚と云。古木の山茶樹あり、其地を破けば土器刀劍の廢器を出す。又本邑の萬福寺に藥師佛の木像あり、是を清盛公の護持佛と云。本邑の生土神は辨才天也、是嚴島を移すと云。又佛通禪師こ、に生亦清盛の後裔なり。然れば此地平氏廢跡の舊邑にして平相國樂思の寄せありしにや。

○湯淺宅址 按、志氣村にあり。

○廢逢鹿瀨寺 【神宮雜事記】曰、神護慶雲元年丙午十月三日、逢鹿瀨寺永可爲大神宮寺之由、被下宣旨既畢、

十二月月次祭使差副別勅使、以逢鹿瀨寺、永可爲大神宮寺之由、被祈申、皇大神宮舉、宣命狀具也、

按、相可瀨村にあり。

三國地志卷之四十七

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國多氣郡

土産

○海松 【伊勢物語】曰、むかしおとこ、いせのくにゝゐて、いきてあらんととひければ女、

おほよとのほまにおふてふみるからに、心はなきぬかたらはねとも

【愚草集】曰、 定 家

大淀の浦にかりほすみるめたに、霞にたへてかへるかりかね

【新六帖】曰、 衣笠内大臣

大淀のうらのみるめもよりぬへし、おきつ鹽風なみにふくなり

【拾玉集】曰、 荒木田成定

敷島やみち來る鹽の大淀や、みるめもあかす蟹の釣ふね

三國地志卷之四十六 終

【夫木集】曰、

慈 鎮

おほよとのみるめはうとく成ぬとも、波にかりかね秋を忘るな

○菖蒲 【夫木集】曰、

よみ人不知

いかにせんけふおほよとのうらにきて、あやめやひかんかひやひろはん

製造附

○天平瓮 【大同本記】曰、令近大神御覽而、采女忍比賣我作之、天八十枚加持而、伊波比戸仁仕奉支、【倭姫命世記】曰、雄略天皇廿二年戊午、隨天神之訓、土師物忌乎定置、取字仁之波邇、造天平瓮八十枚、敬祭諸宮、（御饗本記）實基本【延曆儀式帳】曰、新宮造奉時用物、土師器廿口、次取吉日、宮地鎮謝之用物、土師器廿口、次取吉日、正殿地築平料用物、土師器廿口、

【神宮雜例集】曰、天平賀造進事、御器長兼下有爾村刀禰敢貞元解申進陳狀事、
依實正陳申、御遷宮時爲譜代者、天平賀役勤仕子細狀、右件事貞元爲敢氏之相傳職、任先例可勤進也、抑大中臣一門氏人、不被兼總刀禰之職、無被供奉天平賀勤之事、仍注子細進陳狀、以解、仁安四年三月十五日、下有爾村刀禰敢貞元、

司符飯野郡司、可早任先例、進上大神宮御遷宮料天平賀造進穴祭物事、鎌一口、鋤一口、鎌一柄、木綿一斤、木柴垣四町、麻一斤、用紙一束、鐵二廷、清酒五升、醴一斗、散供米一斗、綾六尺、絹二疋、信濃布一端、調絹一疋、綿一切、白布一端、燒木卅駄、役專當一人、右件祭物等、任先例早可進上之狀、下符如件、宜承知不可違失、以符、大司大中臣朝臣判在

權大司大中臣朝臣、少司大中臣、仁安四年四月日、
又曰關造入塙一口物、糟七口、白七口、杵七口、箕七口、桶七口、提七口、酒坏七口、御箸七前、椽七口、梓七口、津身於志七口、手代七口、津身七口、鋤七口、岐奴以太七口、毛拔七口、波佐美七口、世古惠七口、造入塙一口蓋覆、二度不披見奉燒供進云、件勤九月上番長、十二月中番長、六月下番長、
豐受大神宮神主、注進、當月十五日、由貴御料供物内、有爾村土師長造進種々忌物、造入塙一口、并長敢友近隨身宮河流沒事、右當日申時、土師御器長忠近來向申云、依例在地陶土師長等造進、今夕由貴御饗料供神物等運進之間、於陶方物者、既資參畢、土師方忌物造納塙一口、長友近隨身資參之間、宮河洪水、參宮人倫競來小船渡越程、河中船漂流、即友近竝忌物塙沈沒失畢者、爰爾宜等欲蒙裁定、時刻既來至、仍各成議尋取清淨波爾土、令當職長敢忠近、和爾部枝恒等造調、無懈怠供祭已畢、然而如此之事、不可不申、仍注進如件、永久四

年九月廿四日、禰宜度會神主下殿、

【釋日本紀】曰、兼方案之平賀者、盛供神物之土器也、今世伊勢大神宮御殿下、多以安置之、或說、諸神參候之神座云、

按、宇爾村より出す。是古より神供に用る土器を調進する所也。今に至て神宮諸神事の土器、及御遷宮の時の土塙を獻す。其土塙の内に造入る、ものあり、其職掌の外はしらす。惣て土器・土塙の二品、出すこと此村に限れり。

○菅笠齋宮
村出

氏族

○麻績氏 【崇神紀】曰、七年秋八月祭卯朔己酉、伊勢麻績君云、【延曆儀式帳】曰、麻績連廣背、【舊事本紀】曰、天八坂彦命伊勢神麻績連等祖、【清和實錄】曰、貞觀五年八月十九日己卯、伊勢國多氣郡百姓、外少初位下麻績部廣永等十六人復本姓中麻績公、愚麻呂等自歎云、豊城入彦命之後也、

【延曆儀式帳】曰、土師器作物忌無位麻績部春子女父無位麻績部倭人、【神宮雜事記】曰、大神宮御領字志貴御蘭預麻績近吉女、別當家司平致重任意天、捕縛天、且令食犬屎、且禁固其身天、于今不免、而令號察威天、不被令糾正、

○佐那造 【古事記】曰、日子坐王之子并十一王、故兄大保

王之子曙立王者、伊勢之品遷部君伊勢之佐那造之祖

○竹田臣 【姓氏錄】曰、竹田臣、大彥命男武淳川別命後也、

【古事記】曰、建波爾夜須毗古命、其兄大毗古命之子建沼河別命者、阿倍臣等之祖

按、竹田は栴田の舊名也。武建共に多計と訓す。齋宮をたけのみやと云へば、其邊をすべてたけと云にや。【倭姫命世記】に御送驛使安部武淳川別命とあれば、阿倍又作阿部の稱は此命に始るか。

○阿閉臣 ○阿閉朝臣 【清和實錄】曰、貞觀十五年十二月廿七日戊午、伊勢國多氣郡人從五位下阿閉臣、次子從七位下阿閉臣雄繼等、賜姓朝臣、其先出火産命之後也、

【姓氏錄】曰、阿閉朝臣 阿閉朝臣同祖、孝元天皇 阿閉朝臣同祖、大起命之後也

按、稻起は稻木なり。今村里飯高郡に屬す。

○敢臣・敢磯部 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜六年五月癸巳朔、伊勢國多氣郡人外正五位下敢磯部忍國等五人、賜姓敢臣、

○磯部 【延曆儀式帳】曰、磯部眞夜手、又曰、陶器作内人無位磯部主麻呂

○敢石部・石部 【延曆儀式帳】曰、忌鍛冶内人、无位敢石部廣公、根倉物忌无位石部稻依女、父无位石部吉繩、御巫内人、

外從八位上石部老麻呂、木綿作内人、无位石部淨人、御笠縫内人、无位石部宇麻呂、

○敢貞元、敢友近、敢忠近

土師氏 【御鎮座本紀】曰、隨天神之訓、以土師氏爲物忌職、造天平瓮諸土器類天供進、

按、宇爾村の忌部なり、

○高階師尙 【古事談】曰、高家者業平之末葉也、業平朝臣爲勅使參向伊勢之時、密通於齋宮云、懷妊生男子、依有露顯之怖、令攝津守高階茂範爲子、師尙是也、世隱秘不議之云、茂範者、神祇伯岑緒孫、兵部少輔令範息也、師尙者、從四位下備前守也、高二位成忠者、師尙孫宮内卿良臣之男也、【江家次第】曰、在五中將與齋宮密通、令生師尙眞人、仍高家于今不參伊勢、【伊勢物語】曰、いつきのみやのかみかけたる、かりのつかひありとき、て、夜ひとよさけのみしければ、もはらあふこともえせで、あけば、をはりのくにへたちなんとすれば、男も女も人しれず、ちのなみだをなかせど、えあはず、夜やうくあけなんとするほと、女のかたよりいたすさかつきに、うたをかきていたしたり、とりて見れば、

かち人のわたれとぬれぬえにしあれば、

とかきてするはなし、そのさかつきのうらにいまつのすみして、歌のするをかきつく、

又あふさかのせきはこへなん

とてあくれば、をはりのくにへこへにけり。齋宮は水の尾の御時、文徳天皇の御むすめ、これかたのみこのいもうと、

又曰、むかしおとこ、いせの齋宮に、内の御つかひにてまいりければ、かの宮にすぎこといひける女、わたくし事に

て、

千はやふる神のるかきもこへぬへし、おほみやひ

との見まくほしさに

おとこ返し

こひしくはきても見よかしちはやふる、神のいさ

むるみちならなくに

又曰、むかしおとこありけり、そのおとこ、伊勢の國にかりのつかひにいけるに、かのいせの齋宮なりける人のおや、つねのつかひよりは、此人よくいたはれといひやりければ、おやのいふことなりければ、いとねんころにいたはりけり、あしたにはかりにいたしたて、やり、ゆふさはこ、にかへりこさせけり。かくねんころにいたはりける程に、いひつきにけり。

按、此時の齋宮は、文徳帝の皇女恬子内親王なり。【紹運錄】に業平子、棟梁の弟、右少將師尙高階茂範の子となる。母は齋宮の恬子とあり。

女流

○采女小熊 【敏達紀】曰、采女伊勢大鹿首小熊女、曰菟名子夫人、生太姬皇女（更名與糠手）、皇女（更名田村皇女）、舊事本（古事記）、天向少異、按、小熊菟名子夫人は相可村の人なり。

○吉志比賣 【倭姬命世記】曰、阿佐加縣（多氣連等祖）、宇加乃日子之子吉志比賣、次吉彦、

三國地志卷之四十八

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國度會郡

公署

○小林布政司 按、水子の歩卒七十口之に屬し、神宮封戸の事を掌る、呼て奉行と謂ふ。長野内藏・日向半兵衛・花房志摩守・石川大隅守・八木但馬守・桑山下野守・岡部駿河守等除替今に到る。

城邑

○田丸城 【南朝紀傳】曰、南朝興國四年秋八月廿八日、宮方勢州玉丸の城にたて籠る、高土佐守師秋是をせめ落す。

【中古日本治亂記】曰、南伊勢に北島一族三人の大將あり。多藝郡に田丸の御所、飯高郡に大河内の御所、同郡に坂内の御所、此面々侍六百人、内馬上百騎、小人四百人、都て一千人宛の大將なれば、三家の人数三千人、是皆國司の幕下

三國地志卷之四十七 終

也。

按、天文年中彈正少弼顯晴（此に據る、其男中務少輔具直繼て主たり。）、天正三年具直岩出へ移り、當城へ北島右中將信雄移る。同八年燒亡、故信雄又松ヶ島へ移り、當城廢す。（一説天正十二年、具直再住と云云。）慶長十二年稻葉藏人道通（五石）、岩出より此に移り、再び興して城主となる。道通男淡路守紀通繼て居守し、元和二年攝州中島へ得替、同年吾先君高山廟の領となる。是れ大坂の戦功に依てなり。同五年紀藩の領となりて、老臣久野丹波守宗俊是を典守す。

郷名

○宇治（儀式雙作字） 【神名秘書】引【風土記】曰、宇治郷者、伊勢國度會郡宇治村五十鈴川上、造作宮社、奉齋大神、是因以宇治郷、爲内郷也、今以宇治二字爲郷名。

按、宇治二郷・松下・朝熊・東鹿海・西鹿海・楠部・市宇田・中村之を呼て宇治六郷と云。

○田部（和名多乃倍、○部邊通用） 【神鳳抄】曰、度會郡田邊郷（元々、按、田邊上下の二村に岐野を合して田邊郷と云。）

○城田（和名木多） 【神鳳抄】曰、度會郡外城田郷・内城田郷、按、宮古・山神の二村是を城田の郷と云。

○湯田（和名由多） 【神鳳抄】曰、度會郡湯田郷（元々、按、湯田に小俣・佐田の二村を合して湯田の郷と云。）

○伊蘇（和名伊蘇、○今廢） 【神鳳抄】曰、度會郡伊蘇郷、按、今村名に存す。

○高向（今廢） 【神鳳抄】曰、度會郡高向郷、按、今村名に存す、（高向を高田に作るものは、和名抄傳寫の誤ならん）

○箕曲 【神鳳抄】曰、度會郡箕曲郷（元々、按、同）

○沼木（和名沼木、土記在實木） 【延曆儀式帳】曰、度會郡沼木郷（延喜大神宮）、式曰、度會郡沼木郷、按、佐八・葛原の二村是を沼木郷と云。

○繼橋 【神鳳抄】曰、度會郡繼橋郷、按、

○二見（和名多美） 【神鳳抄】曰、度會郡二見郷、【倭姬命世記】曰、

速雨二見國、

【山家集】曰、海邊の霞といふことを、伊勢にふたみといふ所にて、

波こすとふたみの松のみへつるは、梢にかゝる霞なりけり

【夫木集】曰、戒秀法師

玉くしけ二見の里の卯の花は、有明の月と思ひけるかな

【歌枕名寄】曰、長明

ときならて又も櫻の花盛、春を二見といふへかり
けり

長 明

心せんひとつ御法のする迄も、二見の里は人へた
てけり

按、山田原・三津・莊村・溝口(出イ)・今一色・西村・江村是を二
見七郷と云。

○伊氣 按、

○驛家 按、

○陽田和名比奈多今廢 按、今日向村に存す。

己上【和名抄】に出る所なり。

按、今郷を以て稱する宇治郷・田邊郷・城田郷・湯田郷・沼
木郷・二見郷並見山田十二郷・阿竹竹ヶ鼻・新開馬瀬・濱五郷
中村二色・通村等の名あり。其沿革存亡更に考る所なし。
神社下野・黒瀬

○香榎郷

○荒木郷

○田尾郷

○雲宇途郷

○櫻田郷

右五郷【風土記】の所見なり。其存亡考る所なし。

村里

○今一色

○西村

○莊村

○三津倭姫世記作御津

○山田山田原 【延曆儀式帳】曰、度會郡沼木郷山田原村、

【風土記】曰、度會郡山田原、

【延喜大神式】曰、度會郡沼木郷山田原、

【夫木集】曰、

六 條

苗代の水を心にまかすれば、山田の里は種時にけ

り
山田の里にて、はしめて鶯をき、て。能因法師

鶯の初音をきのふ聞し哉、山田の里の梅の立枝に

今日は又神のためとや里人の、山田の原に若葉つ

むらん

【古來百首】曰、

堀川右大臣

時鳥しのはぬ聲をきくよりも、山田の里に早苗と

るらん

【土佛參詣記】曰、宮川をわたりては山しけ山の陰にいたり

て見れば、此面かのもの里道をひらきて、誠にひとみやこ

なり。こゝを山田原と申せは、實も杉のむらたちおくふか

けなり。是則外宮なり。

按、沼木郷に屬す。山田原は豐受神鎮り坐すの地にして、

沼木郷過半山田の原なり。宮後町の邊又山田村なり。今

市店を建續が故に、沼木郷の外も山田と稱す。古記に、大間草社を山田村と云是也、二見の郷雖合に至る所に同名あり、名所に非ず。

○溝口

○江村 按、【儀式帳】及【神祇式】に出る、今一色以下二見七郷と云。

○松下 【元々集】曰、宇治郷松下村、按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○朝熊 按、此邑古は宇治晝河山にあり、應永の比此の地に移すと云。

○市宇田

○東鹿海儀式帳作加勢彌倭姫世記作鹿乃見

○西鹿海

【倭姫命世記】曰、從大屋門幸行、神淵河原坐、苗草戴者女參

相支、問給、汝何爲者女白久、我取苗草女、名宇遲都日女止白

支、又問給久、奈止加加久爲者女白久、此國被鹿乃見哉毛爲止

白支、其處乎鹿乃見止號支、

○尾崎 按、【神宮古記録】正安【嘉曆勅使記】等に出る。

○楠部 按、【嘉曆勅使記】に出る。

○中村嘉曆勅使記上中村 ○一色

○宇治町 【倭姫命世記】曰、佐古久志呂宇治之國、又曰、度

會郡宇遲村、按、松下・朝熊・東鹿海・西鹿海・楠部・市宇田・

中村・宇治二郷、以上宇治六郷と云。

(郷六治宇)

(郷五濱)

○船江

○川崎舊名河邊下野 【神宮古記録】天永元年日、箕曲郷河邊村、

【新名所歌合】曰、河邊里 額知狀 大中臣定忠

浪をやく河邊の螢のふやみの、ふくれは出る月そ

けたれぬ

荒木田延行

浦ちかき河邊の里のなひきもに、入鹽みせて飛螢

哉

大法師圓親

五月雨のみかさをそへてさす鹽に、河への里は舟

よはふなり

按、海邊なり。總て此川筋を勢伊太河と云。今の大宮司川

(川太伊勢)

邊氏先祖川崎にあり。

○神田 ○久志本

○大湊 按、【神宮古記録】二見郷大湊と云々。

○玉中島神鳳抄 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○上長屋神鳳抄及神宮雜事記 作長屋 ○下長屋

按、御園【神鳳抄】に見はる。

○高向舊郷名 按、【元々集】高向郷高向村と云々。

○磯村舊郷名○倭姫世記和名抄○神鳳抄 等作伊蘇 按、【世記】に玉掇伊蘇國と云是なり。

○小林 按、御園【神鳳抄】【雜例集】等に見はる。

○上條 ○榎原 ○西條

○泥村 按、【神宮雜事記】曰、祭主永輔は自野依村乘海船、字山田川原着、

○有瀧 ○村松

按、有瀧以下御園【神鳳抄】に見はる。

○東大淀 按、大淀御厨【神鳳抄】に見はる。大淀は今多氣郡に屬す、

○柏

○小侯 ○下小侯 【夫木集】曰、貞應二年六月當座百首寄傀儡戀

爲 家

かり初のおはたの里の筈杵、とまらぬそての露を

みせはや

○松倉 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○湯田舊郷名 按、【大神宮式】に出る、又【元々集】湯田郷湯田村と云々。

○中樂 ○妙法寺 ○長更

○井倉神鳳抄 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○佐田神祇式倭姫世記等作狹田 按、【世記】に畔廣之狹田國と云是也。

【元々集】湯田郷佐田村と云々。

○世古 ○阪本 ○門前

○谷村 ○別所 ○岡村

○吉祥寺 ○上田邊舊郷名○和名抄作田部神祇式作田乃家

○下田邊 ○川端 ○中須

○上地 ○粟野 【神宮古記録】元應二年曰、度會郡湯田郷下粟野村

○晝田 按、御園【神鳳抄】に見はる

○會根 ○山岡

○小社 【延曆儀式帳】曰、度會郡小社、【神宮雜事記】曰、宮司兼任自小社乘少船、山田古川より差入神宮。

○岩出 按、【新拾遺集】【古今著聞集】等に出る。

○中角 ○宮古元々集 作宮子

○田丸神鳳抄及南朝紀傳作玉丸 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○勝田 按、【元々集】城田郷狩田村是歟、

○田宮寺 ○野篠

○矢野 【夫木集】曰、

梓弓はるといふより引かへて、はやくそいはふやの、里人 爲 家

【元々集】曰、城田郷矢野村、

○山神山上 按、【元々集】城田郷山上村云々、

○積良儀々作津布良倭姫世記作圓 按、倭姫命世記曰、圓奈有小山支其處乎都不良止號、按、【神鳳抄】積良御牧云々、

○蚊野 按、【神祇式】に出、又【元々集】田邊郷蚊野村と云々、

○東京 ○大倉

按、【神鳳抄】大藏山御園と云是歟。

○佐八倭姫世記 按、【元々集】沼木郷佐八村と云々。

○津村 ○上野 ○横輪

○下村 ○菖蒲

○上村 按、【神宮古記録】正安曰、宇治郷上村【嘉曆勅使記】上中村云々、

○床村 ○切原 ○五ヶ所

○飯滿 ○泉 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○神津佐 ○下津佐 ○木谷

○檜山 ○山原 ○宿浦

○内瀬 ○船越 ○中津濱

○始神 ○伊勢路 ○齋田

○道行 ○押淵 ○大江

○相賀竈 ○迫間 ○磯浦

○大方竈 按、【神鳳抄】大方御厨と云是歟。

○阿會里 ○阿會浦 ○道方

○槌柄 按、【神宮雜事記】に出る。

○贊 ○奈屋浦 ○東宮

○河内 ○赤崎竈 ○村山伊勢路

○神崎浦 ○方座浦 ○小方竈

○栃木 ○古和 ○棚橋竈

○新栗竈 ○河上 ○中村

○脇出 ○市場 ○和井野

○小萩 ○柳村 ○駒ヶ野

○奥河内 ○火打石 ○木越

○五ヶ町 ○日向舊郷名○和名抄作陽田 ○小川

- 栗原
- 中郷
- 柑子垣内栗原以下並小川支郷 按、【神鳳抄】及【雜例集】柑子御園あり是歟。
- 河口
- 大木
- 葛原
- 神神鳳抄 按、御園【神鳳抄】に見はる。
- 上久具
- 下久具
- 圓座
- 久具御厨神鳳抄に見はる。又【元々集】城田郷久具村と云々。
- 柵橋
- 牧戸
- 田會
- 當津
- 平尾又作平生
- 大久保
- 立岡
- 鮫川
- 長原立花
- 阪井
- 麻加江 按、御厨神鳳抄に見はる。
- 田口
- 注連指
- 黒坂
- 野原
- 野添
- 折見
- 金輪
- 神原
- 古里若瀨
- 藤村
- 藤木原
- 野尻岩内 按、【倭姫世記】大河之瀧原之國と云是也。
- 阿會 按、【東鑑】に出、又【文永三年内宮遷宮沙汰文】阿會御園と云。
- 柏野
- 木屋
- 志米

- 野垣
- 内尻木屋以下並柏野支郷
- 崎
- 長野小屋
- 中田木屋
- 笠木木屋
- 春日木屋長野木屋以下崎支郷
- 駒川口
- 米ヶ谷駒川口以下並大内山支郷
- 大内山
- 間弓
- 井良野
- 中野
- 梅箇谷
- 小津井良野以下並間弓支郷

三國地志卷之四十八終

三國地志卷之四十九

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國度會郡

神祠上

○荒祭宮 【延喜大神式】曰、荒祭宮一座大神荒魂去大神宮北二十四丈、儀式帳同御形鏡坐云云。

【弘安參詣記】曰、荒祭宮は大宮正殿をさる事廿四丈也。第一の別宮として、皇大神のあらみ玉にはおはします。長元四年御託宣の時も、寮頭相通を罰給はんとて、荒祭こそ王女に託給て、皇大神の仰を請給て、祭主輔親卿にも神勅下、朝家をも輔親をも、守り給へき御誓侍けり。此宮の神拜は殊心を致へき也。西に向て豊受の大神宮の遙拜所此宮に侍り。【土佛參詣記】曰、大宮の乾にすこし高き所あり、かしこにましますは、荒祭神と申なり。外宮の高宮、内宮の荒祭の宮は、深秘なる故に、いつれの神と申あらはさず。

按、内宮第一の攝社にて、七所別宮の内也。上世は本宮に準じて、忌火屋殿、又は御倉などあり。

○伊佐奈岐宮 【延喜大神式】曰、伊佐奈岐宮二座去大神宮北三里、伊弉

諾尊一座、伊弉册尊一座、祈年月次神嘗等祭供之。

【清和實錄】曰、貞觀九年八月丁卯朔、二日戊辰、勅伊勢國伊佐奈岐、伊佐奈彌神、改社稱宮、預月次祭、竝置内人一員、【弘安參詣記】曰、伊佐奈岐宮二座遙拜、是即伊弉諾伊弉册兩所也、此は天照皇大神の御父母におはします。月讀宮に軒を竝て西御座なり。次に一殿の乾方にて西に向て別宮遙拜あり。按、宇治月讀宮地に坐す。故に【儀式帳】に月讀宮一院の内に載す。仁壽二年八月洪水以後、二神を一殿に耦すと云。

○月讀宮 【延喜大神式】曰、月讀宮二座去大神宮北三里、月夜見命一座、荒魂命一座、祈年月次神嘗等祭供之。舊事本紀曰、伊弉諾尊洗石十餘、延曆儀式帳曰、月讀宮一院正殿四區之中、此一稱伊弉諾尊、次稱伊弉册尊、以上奈良朝廷御世定祝、次稱月讀尊、御形馬乘男形、著紫御衣、金作帶太刀佩之、次稱荒魂、按、宇治河原田村に坐す。今云、正殿二字、東は月讀荒魂、西は伊弉諾伊弉册なり。

○瀧原宮竝宮 【延喜大神式】曰、瀧原宮一座、大神宮遙宮在伊勢與志摩境山中去大神宮西九祈年神嘗等祭供之、儀式帳同相去九十里、祈年神嘗等祭供之。瀧原竝宮一座、大神宮遙宮在瀧原社地内、二里御形鏡坐云云。

【夫木集】曰、文永六年毎日一首の中、神祇歌、神竝宮伊勢、瀧の原ならひの宮の神だから、猶すえつ、く奥津家。

村、前社同鄉狩田村。

按、山神村の南深谷の間にあり。其地を呼て加麻給谷と云。

○田乃家神社 【延曆儀式帳】曰、田邊神社一處、稱大神御
滄川神、形鏡坐、大長谷天皇御宇定祝、【元々集】曰、【田乃家
社記】曰、在城田郷矢野村前社、

按、依舊矢野村に坐す。

○蚊野神社 【延曆儀式帳】曰、蚊野神社一處、稱大神御蔭
川神、形鏡に坐、【元々集】曰、【蚊野社記】曰、在田邊郷蚊野村
前社、

按、依舊蚊野村に坐す。

○湯田神社 【延曆儀式帳】曰、湯田神社一處、稱鳴震電、又
大歲御祖命形无、【元々集】曰、【湯田社記】曰、在湯田村、

按、依舊湯田村に坐す。

○大土御祖神社 【延曆儀式帳】曰、大土御祖神社一處、稱
國生神兒大國玉命、次水佐々良比古命、次佐々良比賣命、
形石坐す。【元々集】曰、【大土御祖社記】曰、在宇治郷、

按、宇治補部村に坐す。今云所御社の西なり。

○國津御祖神社又作國津御祖 【延曆儀式帳】曰、國津御祖社一處、稱
國生神兒宇治比賣命、形石坐、又田村比賣命、形无、【元々集】
曰、【國津御祖社記】曰、在宇治郷、

按、大土御祖社の長に竝坐す。

【元々集】曰、【江社記】曰、在二見郷、按、二見江村の西にあり。

○神前神社 【延曆儀式帳】曰、神前神社一處、稱國生神兒
荒前比賣命、形石坐、【元々集】曰、【神前社記】曰、在宇治郷下
松下、

按、宇治松下村の北祓島の山下、字は神崎にあり、六月十五日
本宮の禊豆
荒瀬の御費を捕る、是
を黄海の神事と云、

○粟皇子神社 【延曆儀式帳】曰、粟御子神社一處、稱須佐
乃乎命御玉道主命、形石坐、【元々集】曰、【粟皇子社記】曰、在
伊介島、

按、伊氣島の海濱、鳥取山の邊に坐す。舊跡今海中となる。

○久具都比賣神社 【延曆儀式帳】曰、久具神社一處、稱大
水上神御子久々都比女命、又久々都比古命、形石坐、【元々
集】曰、【久々都比賣社記】曰、在城田郷久具村、前社、按、上久
具村に坐す。

○奈良波良神社 【延曆儀式帳】曰、檀原神社一處、稱大水
上兒那良原比女命、形石坐す、【元々集】曰、【奈良波良社記】
曰、在城田郷宮子村、前社、按、宮古村に坐す。【左經記】に長
元四年齋院女房云、朝夕御膳散飯等、坐野宮奉難良刀自之
神と云是乎。

○榛原神社 【延曆儀式帳】曰、榛原神社一處、稱天須婆留
女命御玉、形无、【元々集】曰、【榛原社記】曰、在田邊郷、前社、

○朽羅神社 【延曆儀式帳】曰、度會郡神社、久麻良比神社一
處、稱大歲神兒千依比賣命、形石座す、【元々集】曰、【朽羅社
記】曰、在田邊郷原村、按、東原村に坐す。

○伊佐奈彌神社 【元々集】曰、【伊佐奈彌社記】曰、【長寬實
錄】文云、無寶殿敷地、按、社地詳ならず。上に記す伊佐奈岐宮
とは、別なり。【大神宮式】神衣祭供進養釜、伊佐奈岐宮二具
伊佐奈彌社一具云、

○津長大水神社 【延曆儀式帳】曰、津長大水神社一處、稱
大水上兒栖長比女命、形石坐、【元々集】曰、【津長社記】曰、在
宇治郷、

按、津長は地名なり、又神名とす、津と栖同じ。宇治大水の
地に坐す。南大水社、北津長の社なり。今舊地に非ず。水害
に因て此に移すと云。

○大水神社 【延曆儀式帳】曰、大水神社一處、稱大山罪乃
御祖命、形无、【元々集】曰、【大水社記】曰、在宇治郷、

按、宇治畑村の西、橘姫社の後山傍に坐す、

○大國玉比賣神社 【神名秘書】曰、大國玉比賣社、大己貴神女
也、在度會
郡【元々集】曰、【大國玉比賣社記】曰、【長寬實錄】云、無寶殿
敷地、按、高神山の南字は大國谷に坐す。

按、上田邊村に坐す。

○大神乃御船神社又云御船 【延曆儀式帳】曰、御船神社一處、稱
大神乃御蔭川神、形无、【元々集】曰、【御船社記】曰、在有爾
郷止羽村、前社、

○坂手國生神社 【延曆儀式帳】曰、坂手神社一處、稱大水
上兒高水上、形石坐、【元々集】曰、【坂手國生社記】曰、在田邊
郷氏社北岡、前社、按、上田邊村の乾荒木田氏社の北の岡に
坐す。

○狹田國生神社 【延曆儀式帳】曰、狹田神社一處、稱須麻
留女神兒速川比古、速川比女、山未御玉三柱、形无、【元々集】
曰、【狹田國生社記】曰、在湯田郷狩田村、前社、按、湯田佐田
村に坐す。今波伊古社と云。

○多伎原神社 【延曆儀式帳】曰、瀧原神社一處、稱麻奈胡
乃神、形石坐、【元々集】曰、【多伎原社記】曰、在三瀬村、按、三
瀬川村に坐す。

○河原神社 【延曆儀式帳】曰、川原神社一處、稱月讀神御
玉、形无、【元々集】曰、【河原社記】曰、在沼木郷佐八村、按、佐
八村に坐す。今の社は寛文中大宮司精長興立、朝熊社以
下竝、【延喜式】謂ゆる大神宮所攝廿四座、祈年神嘗祭に預る。

○瀧祭神社 【延曆儀式帳】曰、瀧祭神社在大神宮北川
邊、無御殿、【倭姫命
世記】曰、瀧祭神無寶殿、在下津底水神也、
名瀧少神、亦名美都波神

按、大神宮式神嘗祭に、瀧祭宮云々。御裳川の落合の東、河合社の北に坐、石疊あり。

○宇治山田神社 【延曆儀式帳】曰、宇治山田神社一處、稱大水神兒山田姫命、形无、按、宇治に坐す。四至、東道、南宇治大川、西澤並島、北大道云。

○堅田神社 【延曆儀式帳】曰、堅田神社一處、稱東方堅田神社、形石坐、按、立石村に坐す。祭神佐見都比女命と云。以下並内宮に攝す

○多賀宮 【延喜大神式】曰、多賀宮一座、豐受大神荒魂去、神宮南六十丈【延曆儀式帳】云、管高宮一院、等由氣大神宮之荒御玉神也、【弘安參詣記】云、高宮に參侍るへし、豐受大神宮の荒神とし奉る、大宮の正殿を去事六十丈也、南の山の上に御坐、次内宮の遙拜は高宮其所にあり。

【土佛參詣記】曰、大宮の辰巳に御池を隔て、高き山にましますは高宮と申。古語には多賀の御せんと申なり。當宮にいのり申事をは、先此御神に申せば、此御神又大神に奏したまふといへり。天子の攝政のごとし。直奏せざる神事、諸社に此例なし。

按、大宮の南の山に坐す。山云禮尾、坂云下部四所別當の一なり。

○月夜見神社 【延曆儀式帳】曰、月讀神社正殿貳區、【弘安參詣記】曰、月讀宮承元四年五月廿二日宣下、土宮の任例別

宮として、寸法を増奉るへき由、造宮使に被仰、是も遙拜也。

【類聚本源】曰、月讀宮、在神宮北四面垣百三十二丈、四御靈形鏡坐す、至去瑞垣東西南北三十二丈御靈形鏡坐す、按、大宮の北宮後町の北の森に坐す。

○草名伎神社 【延曆儀式帳】曰、草奈岐神社正殿壹區、【元々集】曰、【草名伎社記】曰、坐沼木郷山田村、大間社西坐、標劍伏云、按、舊地詳ならず。今大間社西に大宮司精長興立、

○大間國生神社 【延曆儀式帳】曰、大間國生神社正殿貳區、【元々集】曰、【大間國生社記】曰、坐沼木郷山田村、東大間、西國生、同玉垣内坐、大若子乙若子命云、按、山田村字は大間廣にあり。今云御間廣、上中郷領

○度會國御神社 【延曆儀式帳】云、度會之國都御神社正殿壹區、【元々集】曰、【度會國御神社記】曰、坐沼木郷山田村、天日別命子彦國見賀伎建與束命、按、大宮の北に御門社の乾にあり。

○度會乃大國玉比賣神社 【延曆儀式帳】云、度會之大國玉姫神社正殿壹區、【元々集】曰、【度會大國玉比賣社記】曰、坐繼橋郷字宮山高神山南尾崎、大已貴命佐々良比賣命、按、高神山の南大こく谷にあり。

○田上大水神社 【延曆儀式帳】云、田上神社正殿壹區、【元々集】曰、【田上大水社記】曰、坐繼橋郷字宮崎、東田上、西大水、二座同玉垣内坐也、在前社大神主小事、按、繼橋郷宮崎

に坐す。

○志等美神社 【延曆儀式帳】云、社一本有井、社二字神社正殿壹區、

【元々集】曰、【志等美社記】曰、坐沼木郷山幡村、打懸神同玉垣内坐、一名都野井庭神、木神帳曰、都野井庭神社云、志等美社者未官帳云、

按、古へ東は大川内、中は志等美、西は打掛と並坐、山幡村今亡。寛文三年精長、西志等美・東大河内社を、岩戸坂に再興。元祿五年造替の時、神宮西宮川の邊字山幡の上の山に遷坐。

○大河内神社 【延曆儀式帳】云、大河内神社正殿壹區、【元々集】曰、【大河内社記】曰、坐沼木郷山幡村、山祇神

○大山罪乃神 按、古志等美社地にあり。今宮川の邊の山に遷坐のこと、志等美社の下に出ず、並せらるへし。

○清野井庭神社 【延曆儀式帳】曰、清野井庭神社正殿壹區、【元々集】曰、【清野井庭社々記】曰、坐沼木郷山田村大間社東野、草野姫命、按、大間社より一町許東の野にあり。今云小間社。

○高河原神社 【延曆儀式帳】曰、高河原神社正殿壹區、【元々集】曰、【高河原社記】曰、坐沼木郷山田村、國生神、月讀宮東按、山田高河原にあり。今の社は寛文中精長再興。

○川原大社 【延曆儀式帳】曰、川原社正殿壹區、【元々集】

【河原大社記】曰、坐箕曲郷勾村字三津社也河神水神、按、社社津三新開村の北に寛文三年精長社を建て三津社と云。

○川原淵神社 【延曆儀式帳】曰、川原淵神社正殿壹區、【元々集】曰、【河原淵社々記】曰、坐箕曲郷勾村、河原社南字、澤郷向也澤姫神、按、檜尻に精長再興寛文三年なり、

○山末神社 【延曆儀式帳】曰、山末神社正殿壹區、【元々集】曰、【山末社記】曰、坐繼橋郷字宮山、御田口社西、也小梨谷山祇大山津姫命、按、今亡、小梨谷御田口の社は、今井足村の北にあり。精長寛文三年井足の南宮山の麓に建。

○宇須乃野神社 【延曆儀式帳】曰、宇須乃野社正殿壹區、【元々集】曰、【宇須乃野社記】曰、坐高向村、五穀靈神二座同玉垣内云、按、今の社寛文三年精長建。

○小俣神社 【延曆儀式帳】云、小俣社正殿壹區、【元々集】曰、【小俣社記】曰、坐湯田郷小俣村、宇賀神一名稻女大明神、按、小俣村に坐す。今社は寛文三年精長建。

○御食神社 【延喜式】曰、御饗社、【延曆儀式帳】曰、水戸御食都神社正殿壹區、【元々集】曰、【御饗社記】曰、坐箕曲郷大口村、一名水戸御食都神速秋津日子神、按、大口村今云、神社、今猶此村に坐す。

○磯神社 【倭姫命世記】曰、垂仁天皇廿五年丙辰春三月、從飯野高宮遷幸于伊蘇宮令坐、于時大若子命問給、汝

此國名何、白久、百船度會國玉撥伊蘇國止、白天下、御鹽濱並林定奉支、此宮坐天供奉、御水在所被、御井國止號支、

按、今磯村權現と云是なるへし、其地を權現濱と云、其ほとりに寺林の名あり、又乎知宇慈社の邊に靜の井と云名水あり、今地名は轉訛すといへとも、皆其舊に由るものなり。

○榎村神社 【總國風土記】曰、度會郡香榎郷榎葉井神社、圭田二十五束、孝謙天皇御宇三年二月始鎮座、

按、江馬村に坐す社はならん、祭神詳ならず。

○雷電神社 按、湯田宇羽西村今云古昔離宮院の坤にありと云。

○荻原神社 【文德實錄】曰、天安二年二月丙戌、在伊勢國正六位上葭原神社預官社、按、大杉山定村定御前と稱する是ならん。

○官舎神社 【神宮雜例集】曰、中臣氏祖神正一位勳一等鹿島神宮、坐常陸國鹿島郡正一位勳一等香取神宮、坐下總國香取郡正一位勳三等平岡大神、坐河内國相殿郡此神者件三所明神神殿内相住給、別無官殿、元明天皇和銅二年己酉、都在奈良京之時、近奉崇居春日神社也、爾時遷都之由被祈申大神宮、勅使祭主神祇伯中臣朝臣東人參神宮也、聖武天皇天平十二年庚辰四月五日、春日御社奉遷壽久山御社、是右大臣大中臣清萬呂卿致

仕、籠居攝津國島下郡壽久郷之間、住家近所奉崇也、孝謙天皇天平勝寶八年丙申三月十一日、春日御社奉祭鎮於伊勢國度會郡津島崎也、是宮司從五位下津島朝臣子松所申請也、桓武天皇延曆十六年丁丑八月三日官符、移立離宮院於廣會郡湯田郷之時、件社自津島崎奉遷鎮彼院西方也、祭主參議正四位下行神祇伯大中臣朝臣諸魚、宮司正六位上中臣朝臣眞魚等也、

年中行事四月上申日中臣氏神祭事、宮司當社神主奉仕之、祭用途司中勤之、饗膳無使之時、同司中勤之、十一月上申日中臣氏神祭事、如四月

按、湯田宇羽西村中臣氏社、春日是乎、官舎は亡、今の社精長再興、多賀宮以下並外宮に遷す已上五十八座、大十四座、小四十四座、【延喜神祇式】に出たり、此内外兩宮の七座は、別に記す、又伊佐奈瀨齋宇治山田監田の四社は式内にあり

三國地志卷之四十九 終

三國地志卷之五十

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國度會郡

神祠下

○風宮 【延喜式】曰、毎年七月日祈、内人爲祈平風雨、祭風神等、【神祇本源】曰、【社記】曰、正應六年三月廿日官符、改社號奉授宮號、預官幣、二宮同前也、

【歌枕名寄】曰、
此春は花をおしまてよそならん、心を風の宮にまかせて

按、大宮の坤五十鈴河の南岸に坐す、或云風日祈宮。
○興玉神 【倭姫命世記】曰、興玉神無實殿神一書曰、衢神田彦大神是也孫大田命、是土公氏遠祖神五十鈴原地主神也、【神代卷】曰、皇孫則到筑紫日向高千穂穗觸之峯、其猿田彦神者、則到伊勢之狹長田五十鈴川上、即天鈿女命、隨猿田彦神所乞、遂以侍送焉、【古語拾遺】曰、天鈿女命復問曰、汝應到何處、將天孫應到何處耶、對曰、天孫當到紫筑日向高千穂穗觸之峯、

吾應到伊勢之狹長田五十鈴川上、因曰、發顯吾者汝也、可送吾而到之矣、天鈿女命還報天孫、降臨果皆如斯、天鈿女命隨乞侍送焉、【年中行事】四月初申日、氏神祭條曰、宇治氏、石部氏同初申日祭也、宇治氏、宇上社祭、石部氏、岩井田山口祭也、【神宮雜例集】曰、年中行事六月十五日夕、興玉祭事、實殿不在御座内人申詔刀

按、宇治中村に坐す、其地を上森と云、又神宮の御倉の東玉垣の乾に石疊あり、(森上)

○櫻宮 【神宮雜例集】曰、年中行事四月十四日、内宮供種薑於櫻御宮前事、申詔六月十六日、櫻皇神祭事、實殿不在清酒作内人申詔刀年中行事櫻宮神熊次第曰、櫻御前石橋西敷鋪設、其上正權禰宜、竝玉串・大内人、以北爲上東向者、物忌父等主神司殿北方以西爲上着、于時清酒作内人、乍立詔刀申今年六月十六日、今時以櫻皇神廣前恐々申、【弘安參詣記】曰、櫻御前、是は一殿のたつみの方に、櫻木に向て拜する也、本縁は未勸侍らねとも、人は様々申あり、【燈庵主袖下集】曰、さくら宮とは、櫻の宮の御事也、伊勢にてはさくらとは中也、

【續古今集】曰、題しらす
神風に心やすくそまかせつる、櫻の宮の花のさかりは

【夫木集】曰、
爲 家

春はまつ名にめて、こそ尋けれ、櫻の宮の花の木末を

【天文十一年大神宮千首】曰、萬里小路中納言

歳歸り花も櫻の宮柱、春にみしめの内外へたてし

按、大宮の巽に坐す石疊あり。

○八百會神 【年中行事】曰、風宮河端岸上西面八百萬神遙拜也。

【拾玉集】曰、

物思ふたくひは又もあらしほの、しほのやをあひ

神やしるらん

【夫木集】曰、公卿勅使に土御門内府宰相にてたちけるを、

いす、川のほとりにて見てよめる、西 行

世の中をあめの御影の内になせ、あらしほあみて

八百相の神

【年中行事】曰、風宮神拜洪水時、彼宮北通置石、南於河端岸上拜也、河原祓神拜北上西面八百萬神遙拜也、左輪、件神拜、以往無之、近來拜之、於祓所清淨之儀者、神拜以前可參者歟、按、風宮橋より瀧祭の參道の中央に石疊あり。

○酒殿神 【倭姫命世記】曰、酒殿天逆太刀逆鏡、金鈴藏納之【御鎮座傳記】曰、酒殿神器座按、大宮の邊御酒殿院神なり、太田命藏納る靈の物なり

と云。

○御倉神 【倭姫命世記】曰、御倉神專女也、保食神是也【御鎮座傳記】曰、御倉神三座葉瀧島尊字賀之神御魂神亦名尊廿三狐神按、大宮の邊御倉院神なり。

○御門神 【倭姫命世記】曰、御門神豐石靈橋石靈神按、大宮の御門神なり。

○四至神 【倭姫命世記】曰、四至神四十四前、宮中祭之、【御鎮座傳記】曰、宮中四至神四十四前、石坐也。按、宮中所々に祀る、各石座にして社なし。

【年中行事】云、宮比神豐玉の後正殿の玉垣矢乃箒神正殿の巽に石疊あり是等の類なり

○大奈保見神社 【延曆儀式帳】曰、大奈保見神社

○伊加津知神社 【延曆儀式帳】曰、伊加津知神社、按、【神名帳】に載る雷電の神社にはあらず。

○瀧祭宮 【延喜大神式】曰、瀧祭宮、【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、官帳、瀧祭神社、【弘安參詣記】曰、瀧祭と申て、一

鳥居の南の河の向に森あり、是も三年夏四月栲幡皇女、神鏡を持って五十鈴川上に詣て、人の行きさる所をうか、ひ

て、鏡を埋て神去り給、天皇皇女のいまさる事をうたか

ひて、使をして東西に求行、河の上におるて虹のみゆる

事、如蛇四五丈也。虹の起たる所を掘て神鏡を得たりと、

【日本記】に見へ侍り、此神の御事也。其御鏡は後に神體と成給へる御在所知れる人すくなし。【土佛參詣記】曰、瀧祭の神とて、河の洲崎に松杉なむとの一村たてる斗にて御社も

まします。神體は水底に御坐とかやうけたまはる。是則龍宮なりといへり。

【夫木集】曰、西 行

浪と見る花のしつえの岩枕、瀧の宮にや音よとむ

覽

瀧の宮の道さまたけに成ぬらん、波と見るまで咲

る卯の花

【神祇百首】曰、元 長

按、八百會の石つみの前を経て、一鳥居の方に出る道の西、五十鈴川の落合よりは東にある石疊也。澤女神を祭る。此社式には見へず。【儀式帳】には官帳の内に載たり。

○宇治山田神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、官帳、宇治山田神社一處、稱大水神兒山田姫命、形无、

○鴨下神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官、鴨下神社、大水見石已呂居鴨比古命、形无、

○津布良神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官、津布良神社、大水神兒津布良比古、津布良比賣命、形无、

按、今の社は精長上津村に興立。

○葭原神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官、葭原神社、大歲神兒佐々津比古命、形石坐、又宇加乃御玉御祖命、形无、又伊加利比女、形无、【文德實錄】曰、天安二年二月甲子朔丙戌、在伊勢國、正六位上葭原神社預官社、

○小社神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官、小社神社、大水見石高水上命、形石坐、按、湯田小社村に坐す。

○許母利神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官、許母利神社、粟島神御玉、形无、按、松下村神前の坤山上に坐す。

○新川神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官、新川神社、大水見石高水上命、形石坐、

按、宇治川合の邊にあり、社なし。【内宮神拜】云、於風日祈宮拜川相社、次拜新川社、

○石井神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官、石井神社、大水見石高水上命、形石坐、【年中行事】曰、由貴殿酒殿拜、次朝拜、次山神巖社、

按、宇治石井田村山神社の巽山林にある巖即是なり。

○宇治乃奴鬼神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官、宇治乃奴鬼神社、大水見石高水上命、形石坐、

按、奴鬼は沼木にして其郷に坐すの社ならん。

○加努彌神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官、加努

彌神社、大歲神兒稻依比女命、形石坐、按、宇治西鹿海村に坐す。

○川相神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官川合神社、大水神御子兒細川水神、形石坐、【年中行事】曰、風日祈宮拜、起座熊淵河合社拜、按、川合瀧祭の南に坐す。

○熊淵神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官熊淵神社、大水神御子多支大刀自神、形无、按、五十鈴川上宇治雲津と云所より、二町計南に坐す。

○荒前神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官荒前神社、國生神兒荒前比賣命、形石坐、按、松下村に坐す。

○那自賣神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官那自賣神社、大水神御祖命、形石坐、又同御玉御裳乃須蘇比女命、形石坐、按、宇治岡田御裳濯河の岸社はならん。俗呼て岡田山神と云。其地に奈字志禰の字あり、語相近し。【神宮雜事記】云、治曆四年九月、祭使浦田坂浦田坂不向、宇治岡乃東道七懸、井面止云所乎、徹天、參宮、其故字奈字志禰止云所居住下民死去、爲違彼門也、【文永遷宮沙汰文】云、岡田納米、

○葦立互神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官葦立互神社、宇治都比女命兒玉移良比女命、形石坐、

○牟彌乃神社 【延曆儀式帳】曰、管度會郡神社、未官牟彌乃神社、大水上兒寒川比古命、寒川比女命、形无、

水變成甘水、浸潤苗稼得其全稔、故有風神祭、名曰柏流也、豐年則浮流通、凶年則沉覆損云、四月七日祭之、【弘安參詣記】曰、風宮は大宮の東也。子細内宮に同。次客神は、高宮の東の山の上に御座神々客神として二社並て御座せり。此外御殿の北に、大楠木の下におはします。酒殿と申檜皮葺の御倉には、神體御座、高宮の規模此事に侍り、福徳の望者、此倉に祈念を奉るへき由也。【元々集】曰、月讀宮在神宮北、御靈形鏡坐、社記曰、承元四年五月廿一日、宮號宣下、依神宮請也、已上外宮三所別宮是也、今加風宮爲四所別宮也、按、大宮の異多賀宮の山の麓に坐す。

○北御門神社 【倭姫命世記】曰、北御門社、一名若雷神、賀茂、御鎮座本紀曰、度會若雷神、今世號北御門、大明神是也、【弘安參詣記】曰、北御門とて御殿の北のいかきの外に御座是何の御神と云事未考。按、大宮の西にあり。

○御井神社 【延曆儀式帳】曰、御井二所神、【神宮雜例集】曰、大治三年十二月廿四日、見付御井社中蛇奈保禮留事、當日三人物忌子良、爲供進夕御饌御水、參向二官朝夕御井社、奉開御戸拜見之處、長四尺許蛇、八寸許者、從土居之外指出、三尺餘許者御井社内奈保禮留之由、所見付也、

【神祇百首】曰、元 長

按、牟彌は有爾の轉語にして、宇爾村御船の社の邊ならんの一説あり。

○田邊氏社 【元々集】曰、荒木田氏社、荒木田氏祖天御中主尊廿世孫天見通命是也、【年中行事】曰、伴社兩所也、荒木田氏二門田邊本社參祭、同一門小社湯田野社參祭也、但湯野字田山勸講

按、本社上田邊村にあり。小社湯田村にあり。亦勸講の地岩井田村巖社の西北に坐す。

○山神 【年中行事】曰、山神、伴神在所岩井田村也、按、宇治橋の東の山の麓岩井田村に坐す、已上内宮に屬す。

○土御祖神土宮 【麗氣瑞器記】曰、攝社大土祖神、亦名五道大神、雙五所大明神座也、山田原地主神也、亦號鎮護神、大年神子大國玉神子宇賀神一座、大土御祖一座、御體瑠璃壺一口、靈鏡二面、花形坐す云、【弘安參詣記】曰、土宮大治三年六月五日の防河の功に依て、宮號の宣旨を被下。長承二年八月三日諸別宮の任例て幣を送奉るへき也、【類聚本源】曰、社記曰、大治三年六月五日宮號宣下、爲度會河堤守護也、按、大宮の南多賀宮山の麓に坐す。

○風宮 【神名秘書】曰、風神社、伴神者内宮風神與同體也、所謂欲令珍風不吹、稼穡滋登、故有此祭云、舊記云、山谷

山里の朝氣の水を結ふ身も、御井の社の恵とはしれ

按、上御井社大宮の坤忍穗井の側にあり。下社は高宮の後谷にありしが、今は亡。御井山川部に出。

○調御倉神 【倭姫命世記】曰、調御倉神、字賀能美多麻神、三狐神、形尊形也、保倉神是也

○酒殿神 【倭姫命世記】曰、酒殿神、豐字賀能賣命、出爾坐丹波竹野郡奈具社坐神是也、天女善爲釀酒、飲一盃吉萬福、除之、形石座也

按、聽舎と子良館の間御酒殿神なり。○御門鳥居神 【倭姫命世記】曰、御門鳥居神、豐石懸、櫛石懸神

按、大宮の御門鳥居神なり。○高神社 【類聚本源】曰、長德三年八月田社高神社、按、繼橋郷茜根社の南高神山にあり。

○客神社 【類聚本源】曰、長德三年八月客神社、按、高神社に並坐す。東は高神西は客神なり。

○四至神 【倭姫命世記】曰、四至神四十四前宮中祭之、按、處々に祭之各石座にして社なし。

○伊我理神社 【延曆儀式帳】曰、所管度會郡神社、未載官、伊賀理神社无料、神宮雜例集曰、年中行事二月九日上亥日、外宮蹴山伊賀利神事、按、宮山大國主比賣社地南の邊に坐す、精長再興、

○撫懸神社 【延曆儀式帳】曰、所管度會郡撫懸神社、【神祇本源】曰、懸神社未載官帳、

○井中神社 【延曆儀式帳】曰、所管度會郡神社未載官帳、井中社、

(神明石立)

○打懸神社 【延曆儀式帳】曰、所管度會郡神社未載官帳、打懸社、按、古へ山旛村志等美社地にあり、或云立石明神、元祿五年長春宮川の邊、志等美社に竝建る。

○赤崎社 【延曆儀式帳】曰、所管度會郡神社未載官帳、赤崎社、按、一云知久私島に坐す、志摩に屬す。

○志等美社 【類聚本源】曰、志等美社未載官帳、元々、按、【儀式帳】に赤崎社ありて當社なし。【本源】【元々集】に志等美ありて赤崎なし。

○毛理神社 【延曆儀式帳】曰、所管度會郡神社未載官帳、毛理社、

按、古へ高向村に坐す。一云杜社、三社にあり。

○大津神社 【延曆儀式帳】曰、所管度會郡神社未載官帳、大津社、

○志賣屋神社 【延曆儀式帳】曰、所管度會郡神社未載官帳、志賣屋社、

按、賣は賣の字にして【神祇本源】鹽屋社と云是歟。此社箕曲郷大湊の西にありと云。

○宮崎氏神社 【類聚本源】曰、宮崎氏神社、坐度會郡宮崎會神主氏遠祖天牟羅雲命一名天二上命天御中主尊十二世孫也、按、宮崎村に坐す。

○高倉岩屋神 【御鎮座本縁】曰、高倉岩屋神二座、高倉岩屋是伊勢津彦神、春日戸高座神等之窟也、【石窟本縁起】云、

【神宮雜記】云、春日戸高座神・伊勢津彦神等石窟也、豐受皇大神度會山田原御鎮座以後、任神勅恐高給天、春日戸神遷座于河内國高安郡也、【石窟本縁起】曰、高倉石窟、則天日別命・大己貴國玉神靈・大辨財天・宇賀御玉像安置之間、萬壽

二乙丑年春三月、一禰宜常親爲權任之時、一千日敬禮修行、利益炳焉也云、

田社三十三所 【類聚本源】曰、長德三年八月田社卅三所、

外宮

○土御祖社 ○伊加利社 ○御田口社

○風社 ○高神社 ○容神社

○石根社 ○若雷神 ○打懸社

○法道社 ○神計社 ○箕曲氏社

○東御門社 ○懸社 ○神村社

○高向神主氏社 ○上御井社 ○下御井社

○林社 ○河原饗社 ○杜社

○赤崎社 ○鷓倉神戸大歲社 ○中津山田饗社

○宮崎氏社 ○北御門社 ○上御井社

○下御井社 ○伊蘇社 ○御田口社

○根倉社 ○佐奈社 ○須麻留賣社

○伊賀利社 ○野依河田社 ○赤崎社

○撫懸社 ○櫛田社 ○雷神

○伊賀戸社 ○箕曲氏社 ○山末社

○大河内社 ○志土見社 ○鹽屋社

○水取社 ○高神社 ○客神社

○蘭社 ○宇須野女社 ○野依中社

○寶答社 ○尾上社 ○落合社

○別當社 ○大水社 ○河田社

○槐本社 ○高向社

各有祝預請物、按、田社已下上に出る社あり。此に社數を擧る故に再記す。

- 慥柄神戸社 ○湯田宇羽西津社 ○柏本社
- 神落萱社 ○阿佐賀社 ○藪行島社
- 尾上社 ○湯田清階社 ○大水社
- 田社外式外社 【類聚本源】曰、長德檢錄田社卅三前外式外社、
- 水取社 ○鹽屋社 ○野依河田社
- 河田社 ○伊賀戸社 ○野依中社
- 別當社 ○槐木御社 ○根倉御社
- 磯神社 ○雷神 ○宇須野女社
- 落合社 ○蘭御社
- 已上十四前御竈木帳四十九前神社内也、
- 物忌御社 ○中松原御社 ○野依片島
- 小部神社 ○三津橋河原社
- 右件五社云【長德檢錄】文云御竈木帳未載之、宮司盛房諸神社等、修理沙汰之時未詳歟、
- 四十七前神社 【類聚本源】曰、御竈木帳四十七前神社、
- 元者四十九前月讀風宮宮號之間兩社除之
- 宇須野社 ○草奈岐社 ○大間國生社
- 國見社 ○大國玉社 ○田上大水社
- 清野井庭社 ○高河原社 ○河原淵社
- 河原社 ○小俣社 ○水饗社

三國地志卷之五十 終

三國地志卷之五十一

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國度會郡

神祠附

○神田又云天

【延喜式】曰、神田伊勢國四十二町一段、

桑名、鈴鹿兩郡各一町、安濃、臺志兩郡各三町、飯高郡二町、飯野郡十一町六段、度會郡十町五段、大神宮、三令當郡司營種、收穫苗子、供用大神宮三時並度會宮朝夕之饌、自餘依當土估賃租充供祭料、【神宮雜例】

【延曆儀式帳】曰、神田行事合陸町九段、並度會郡見佃御田二町四段、宇治田一町並二町御膳料四段、荒祭料刈稻一千六百八十束、以六把爲束、

【神祇百首】曰、

兼 邦

天の狹田長田の稻穂くたしけん、めくみそふかき

大年の神元長註云、天長田とは、天上にて天津尋の御田也、山田の原の宮崎の錦の河内と云所に移、是御饌料とす、

○佐々上神田 【倭姫命世記】曰、從宇久留幸行、速河彦詣相支、汝國名何問給白久、畔廣之狹田國止白、天、佐々上神田進支、按、狹田村にあり、

○田上御田 【倭姫命世記】曰、從狹田國幸行、高水神參相支、汝國名何問給、白、岳高田深坂手國止白、田上御田進、按、下田邊村に内宮の御供田今尙存せり、一町三段、美古田と云、美古田恐くは御神田の謬ならん、西は道路を限り、南於保知可濱川を限り、東北は百姓の田を限る。

○御園 【倭姫命世記】曰、久求都彦白久、吉大宮處有白支、其處幸行、園作神參相天、御園地進、按、積良村にあり。

○御刀代田 【倭姫命世記】曰、五十鈴川後江、猿田彦神裔

宇治土公祖大田命參相支、汝國名何問給、爾、佐古久志呂宇治之國止、白、御止代神田進、【御園傳記曰、大田命皇大神宮御饌座之時、參相狹長田乃御刀代田也、

按、楠部村にある御神田是歟。

○荒木之小田又曰、【萬葉集】曰

湯種蒔荒木之小田矣、求跡足結出所、活此水之湍、爾、夢裡作歌一首、

荒城田乃子師田乃稻乎倉爾、舉藏而阿奈于稻于稻、志吾戀良久者、【八雲御抄】云、あら

右歌一首、忌部首黑鷹夢裡作此戀歌、贈友、覺而不誦習如前、按、田邊郷にあり、上古天見通命御饌料として寄獻せられしを、倭姫命始て、壘開し給ふに依て、荒木田と云、荒木田は壘田也、今尙、内宮の御饌田なりと云、天見通命荒木田氏の祖神

なり、荒木田宮田邊郷にあり、是田邊氏の社なるに依て、天見通命を祭れり、【年中行事】に云、荒木田氏二門、田邊の本社に參祭、

○拔穂田又曰、御刀代又曰、【倭姫命世記】曰、家田田上宮遷幸支、其宮坐時、度會大幡主命、皇大神乃朝御氣夕御氣處乃御田定奉支、宇遲家田田上仁在、名拔穂田是也、

【延曆儀式帳】曰、伊鈴乃御川乃、漑水道田、苗草不敷、作食止、大御事垂給支、亦我朝御饌、夕御饌、稻乃御田作、家田堰水道田、田蛭渡穢故仁、我田不住止宣支、依此御事、今世爾苗草不敷、亦田蛭不住、又三禰宜内人等支、眞佐岐鬘爲、下束大神乃御饌所乃御田仁到立、酒作乃物忌乃父仁、忌令探、眞佐支、乃鬘爲、自山下來二所大神乃御饌所乃御田、到立、先菅裁物忌湯躰以、耕始、湯種下始、然、其御田乎、令爲耕作殖狀畢、

【年中行事】曰、拔穂神事、早旦一禰宜衣冠著、當郷大小刀禰等相具、御常供田參向、御稻穗奉拔、是來十六日御饌料也、在酒肴也、是御神田作丁勤、【古名口實傳】曰、宮崎御常供田御稻云、

按、二所大神宮新嘗會の御田、内宮は楠部村にあり、外宮は尾崎村所見社の異にあり、或宮崎御田と云、仲夏の末大御田の神事あり、歌云「千早振神の恵みを請添て豊宮崎に早苗とるなり」自餘御厨・御菌・神田等【神鳳抄】にあらはる、者、各其村里の下に擧るを以こゝに略す。

○雜務【類聚國史】曰、弘仁八年十二月庚辰、伊勢國多氣・度會二郡雜務悉預大神宮司、交替付領一同國司、以國司不獲行決罰也、

【類聚三代格】曰、太政官符應多氣・度會兩郡雜務預大神宮司事、一應修理神社政拾參前、多氣郡五十一前、度會郡四十二前、右得國解、備、按、太政官去延曆二十年十月二十九日符、備得彼國解、備調庸租稅依例勸徵而多氣度會二郡司、獨賴神事、數致闕怠、望請、神界之外將加決罰者、右大臣宣、奉勅、依請者、國司依此符旨、百姓有犯、界外決罰、自爾行來十六箇年、中、被同官去年十二月二十一日符、神祇官解備、依十二月御卜崇、當國司多氣・度會二郡郡、出舉正稅、並行刑罰事、依舊例可停止者、今依此符、既停決罰、神社破損未知所爲、終任之後、安避其怠者、一應修理溝池、十九處、多氣郡九處、【萬葉集】曰、度會郡十處、【御園傳記】曰、右同前解備、按、太政官去延曆十九年九月十六日符、被右大臣宣、奉勅、富國安民、事歸良田、良田之開、實在溝池、如聞諸國溝池、多有不修、田疇荒廢、職此之由、宜改既往怠、成將來勤、特立條例、以懲違犯者、國宜承知、存情修理、自今以後、總計池堰、載朝集帳、每年申官、交替國司、據帳檢實、如有闕怠、仍停解由者、夫修理溝池者、必用民徭、而國司不役神郡、亦不行刑罰、無便之狀、一同神社之條者、一應修理驛家壹處、【在慶倉】一字、屋四字、右同前解備、按、太政官

去、延曆十九年九月二日符傳、被右大臣宣備、如聞諸國驛家、例多破壞、國郡怠慢、會不修理、既乖公平、豈合吏道、自今以後、國司存心、常加修理、勿致損壞、交替之日、如有損失、前人造畢、然後放還、事緣勅語、不得闕意者、而今國司修理無便之狀、亦同溝池之條者、一應催殖桑漆、二十一萬八千七百九十六根、多氣郡十四萬七千三百六根、桑十三萬六千五百三十三根、漆一萬七百七十三根、見實一千三百三十三根、度會郡七萬一千四百九十九根、桑五萬八千四百五十根、漆一萬三千四百四十根、見實一千三百三十三根、右同前解傳、按太政官去大同二年正月二十日符傳、當道觀察使參議從三位行式部卿藤原朝臣葛野麻呂奏傳、桑漆之課、具載令條、至于採用、公私由之、然國郡官司、不務催殖、謹按天平二年五月六日格傳、諸國所進桑漆等帳、或國隨舊案、但改年紀、或虛作增減、與實不同、自今以後、嚴加捉搦、依令殖滿、每年巡檢實錄申之、如遣使勘會與實不同者、國司必加貶責、郡司解却見任者、然猶積習生常、狎法無悛、望請下知當國交替分付、若不填數者、拘留解由以懲不殖者、而今國司催殖、無便之狀、只同驛家之條者、一應修理正倉官舍四十一宇、多氣郡三十宇、正倉二字、官舍二十八宇、度會郡十一宇、正倉一字、官舍十字、略、

一字、

- 一鳥居 【永正記】曰、服氣物忌等、經置石並鳥居之脇、子良館西、軒下迄參勤、
- 齋內親王川原殿 【延曆儀式帳】曰、齋內親王川原殿一院、正殿一區、
- 御膳宿院 【延曆儀式帳】云、御膳宿一院、
- 二鳥居 ○子良館 年中行事、正月十一日旬神拜條曰、一鳥居神拜、二鳥居神拜、出納子良館前躡踞、交替御參由申、
- 御酒殿院 【延曆儀式帳】曰、御酒殿院御酒殿、
- 直會殿院 【延喜大神宮式】曰、就直會院第一殿、
- 直會院 【延曆儀式帳】曰、直會院防往籬一重、
- 齋內親王御膳院 【延曆儀式帳】曰、齋內親王御膳一院、
- 御輿宿 【延曆儀式帳】曰、御輿宿殿一間、
- 玉串所 【年中行事】六月十八日神事次第曰、御輿宿前玉串行事所、
- 荒垣御門 【年事行事】曰、御衣祭以前、從四門之玉垣外南荒垣內掃除也、
- 四御門 【年中行事】祈年祭次第曰、玉串行事畢而、次第に參入裾引、各宮司立向神拜於四御門、在御鹽湯、
- 齋王候殿 ○女孺侍殿 【儀式帳】曰、齋內親王侍殿

一間、女孺侍殿一間、

- 三御門 【延曆儀式帳】曰、第三重御門東方一側、
- 玉串御門 【年中行事】六月御占神事次第曰、正員禰宜玉串御門外方祇候、
- 蕃垣御門 【年中行事】御衣祭次第曰、今日內院南面蕃垣并玉串及四御門、合三重玉垣、御神奉差、是公侯氏之勤也、
- 瑞垣御門 【寬正迂宮記】曰、依正殿之御前狹、諸神事無嫌、且亦御火之災、御殿之軒危不少之間、瑞籬被廣者、可然由、連々依神宮之訴訟、今度申沙汰、瑞籬蕃垣玉串等御門各一丈宛南寄御垣各一丈廣同、茲坤角地形窪間五尺餘石倉疊地築上、
- 東寶殿 ○西寶殿 【延曆儀式帳】曰、寶殿二字
- 宿衛屋 【延曆儀式帳】曰、宿衛屋四間、
- 御倉院 【文永迂宮記】曰、內院御倉四宇、內於御稻御倉調御倉鋪設御倉三字者、晝晝遲到之間未晝終之、
- 外幣殿 【儀式帳】曰、幣殿一院、
- 忌火屋殿 【年中行事】正月七日神事曰、忌火屋殿北經、樓宮拜、一殿後經、由貴殿酒殿前拜等也、
- 御廐 【建久迂宮記】曰、內院舞姬候殿中院内御廐、
- 高倉殿 【永正記】曰、高倉殿參拜之時、可有思慮事、古物汚損之塵芥、近邊仁令散亂、假會免毛不可踏越也、
按、宿館以下並內宮にあり。

- 下馬所 【公卿勅使記】曰、至外宮鳥居前下馬過之、
- 車宿 【類聚大補任】曰、建曆元年車宿舍壹宇、五間一面 檜皮葺嘉應以後新立、元四間也、今度加一間增、高任例募別功造進之、
- 一鳥居 【江家次第】曰、參豐受大神宮、第一鳥居下、帶劔人者脫之、此內弓箭不入、太刀不著、
- 神庫 按、神書記錄等を藏す、寬文年中之を建る、
- 二鳥居 【文保記】曰、弓箭・兵仗・太刀・男女・念珠・本尊・持經不持二鳥居之内、
- 齋內親王御膳院 【延曆儀式帳】曰、齋內親王御膳壹院御膳殿壹間、
- 直會院 【延曆儀式帳】曰、直會所一院、五丈殿貳間、【江家次第】公卿勅使記曰、着直會殿、
- 御輿宿 【延曆儀式帳】曰、御輿停殿壹間、【江次第】曰、禰宜等五人、束帶列立於御輿宿前、
- 玉串所 【宮司年中行事】月次祭次第曰、使之中臣着蠶木綿、次宮司禰宜等給玉串、宮司先着蠶木綿之後、賜玉串歷石疊之東、
- 御池 【古老口實傳】曰、古人曰、上御池者、表祭官吉凶、中御池者、表宮司吉凶、下御池_{二鳥居外也}者、表禰宜吉凶也、又曰、昇殿日忌火沐浴之時、鹽並上御池水用之、
- 三鳥居 【文保記】曰、僧尼念珠威儀之上、不入第三鳥居、

○四御門 【延曆儀式帳】曰、大内人・小内人・物忌父等、四御門内方進向東列跪侍也。

○三御門 【延曆儀式帳】曰、大神宮司御鬘木綿、竝太玉串乎、捧持兵第三御門内候、【江家次第】曰、禰宜等候、第三御門内西脇。

○齋王候殿 ○女孺侍殿 【延曆儀式帳】曰、齋内親王殿壹宇、女孺侍殿壹間。

○玉串御門 【延曆儀式帳】曰、大神宮司、竝禰宜二人、所持太玉串於受取兵、第二御門内方進置。

○蕃垣御門 【延曆儀式帳】曰、蕃垣三重。

○瑞垣御門 【延喜式】曰、朝使進入外玉垣門、當内玉垣門、並皆跪。

○東寶殿 ○西寶殿 【延曆儀式帳】曰、寶殿貳宇。

○幣帛殿 【延曆儀式帳】曰、幣帛殿一宇。

○御饌殿 【延曆儀式帳】曰、御饌殿一宇、【御饌殿本記】曰、聖武天皇即位二年三月十五日、依右大臣藤原武智磨宣、奉勅、備以宮司正七位下勳九等高良比連于上宣承知、且豐受神宮乃中、重仁御饌殿立天、自今以後爲恒例、皇大神宮朝夕御饌令備進、今御饌殿是也

【弘安參詣記】曰、内宮の御饌を此宮にして調備るなり、其事は依御詫宣そのために、御食津神を勸請し奉れり、毎日

大神宮參向し給事、當時は其儀なく侍にや。俗言、昔其儀なりしかとも、聖武天皇神龜六年乙巳正月十日、皇大神宮御膳依例豐受宮にして調備して、大物忌父御炊物忌父子良、共到大神參間、途中浦田山通路、穢物を犬鳥食損骨肉分散せり。然共忽遁去ぬへき道無によりて、即件の道より御膳を供進し畢。其後二月より、主上御腦の事有て、神祇官陰陽寮に尋給間、辰巳の方大神、死穢不淨によりてた、り給ふなりと申かは、爰旨を被下て、今尋問食によりて、古穢を答申、其後豐受宮内新御饌殿を立て、皇大神宮朝夕御膳を可辨備由也。御卜兩合大吉由也。其より以來中院内良方御氣殿を作て、今に備へ奉る者也。其御膳料田三町、御常供田と號して、繼橋郷にあり。其御膳春炊調備屋二字、忌屋殿と申是なり。

○宿直屋 【類聚大補任】建久元、宿直屋參間。

○僧尼拜所 【類聚本源】曰、祈年賀茂月次神嘗新嘗等祭、前後散齋之日、僧尼及重服奪情從公事之輩、不得參入内裏、雖輕服人、致齋并散齋之日、不得參入、自餘諸祭、皆同此例、被行神事之内裏、猶以不被入僧尼、何況伊勢大神宮者、宗廟中之大廟也、神宣勅語、不可不忌、爭僧尼致内院參入哉。

【土佛參詣記】曰、宮中に祭禮をこなはる、殿、あまたあり、ひとへに、大内の構のことし。出家の輩は五百枝杉と申靈木の本にて、まうて、宮中へは參らず。是また禁裏の禮儀

なり。

○御厩 【延曆儀式帳】曰、御厩一間、馬集厩二間、幣帛御馬隱厩一間。

○齋館院 【延曆儀式帳】曰、齋館壹院。

○御酒殿 【延曆儀式帳】曰、御酒殿一院、酒殿一間。

○御倉院 【延曆儀式帳】曰、御倉一院、倉三字。

○宿館 按、下馬所以下并外宮にあり。齋宮絶て後兩宮の殿院等今亡ぶもの多し

○御鹽殿 【延曆儀式帳】曰、御鹽燒物忌、无位神主乙繼女、右人行事、定任日、後家雜罪事祓淨、立忌館造、即御鹽殿仕奉兵、御鹽燒兵、朝御饌、夕御饌、日每供奉、【蓮胤伊勢記】曰、二見浦へ出行道に、小松原の中に鳥居あり、社はみえぬをたづぬれば、神供のかた鹽ををさめてまつる所なり、名をば御鹽ととなん申。

二見かた神さひたてるみしほと、幾千代みちぬ松影にして

按、二見郷庄村の北にあり。通・西・庄の三村より兩神宮の朝御饌、夕御饌の御鹽を、此に焼て納る所なり。御鹽濱は鹽合の邊なり。

三國地志卷之五十一 終

三國地志卷之五十二

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國度會郡

山川上

○神路山 又云天照又云雷日又云津長原又云傳法輪又云【園太曆】曰、大神宮遷宮神路山之柚料木、【神鏡廣博記】曰、五十鈴宮之山、名天照山共鷲日山共津長原共神路山共。

【元々集】曰、或記曰、法起菩薩常在說法、故名轉法輪山、天照大神取初照著、故名朝日嶽、八萬神達天降元、故名神福山、大日國爲大福田、故名大福山。

【千載集】曰、高野の山を住うかれて後、伊勢の國二見の浦の山寺に侍けるに、大神宮の御山をは神路山と申、大日如來の御すいしやくを思ひて讀侍ける。

深く入て神路の奥を尋れば、又うへもなき峯の松風

【新古今集】曰、大神宮歌中に

なかめはや神路のやまに雲消て、夕の空をいてむ

太上天皇

月かけ

【後鳥羽院御集】曰、

かくしつ、そむかんまでもわするなよ、あまてる
山の秋の夜の月

【神祇百首】

元 長

天照す山邊のつ、し花散は、紅葉に春の嵐ふくな
り

是そこの上みぬ鷺日山さくら、神代の春は花に残
れり

【蓮胤伊勢記】曰、

是も又都のたつみうちの山、やまこそかはれしか
そ住けり

【神祇百首】

元 長

神の代の春やたつみの宇治の山、都の空も今朝霞
らん

【神拜記】堀離曰、

かき明かす大山本の五十鈴河、八百萬代の罪はの
こらし

按、是等は内宮御山の別名にして、神路山は惣名なり。

○瀧波山【新名所歌合】曰、岡本里 荒木田成言

瀧波の山こしにきく鹿の音に、ねさめさひしき岡

本のさと

按、岡本村宮崎の巽にあり。宮崎に瀧波と云小橋あり。此
處の山なり。

○隠山尾上又云 岡池・小野附 【萬葉集】曰、秋雜歌一首

暮相而朝面羞縁達師隠野乃茅子者散去御抄黄葉早續八雲也

云かくれの山伊勢をのへの

【現存六帖】曰、

見へもせぬ妻をこふとや秋霧の、かくれの山に鹿
の鳴らん

【夫木集】曰、

我が妹はかくれの岡のふる雉子、かりにもあはて
年のへ行は

浮草のかくれの池の埋れ水、あらへは下に月そあ
りける

【堀川百首】曰、

秋霧にかくれの小野の女郎花、わかたもとは句
へこそおもふ

【文應元年百首】曰、

しはしなをしほれな果そ夕日影、かくれの小野の
朝かほの花

左近中将みつね

修理大夫顯季

(山の間)

按、此山名竝尾上山と云こと陵墓部にあり。小田橋之左
右云御贄川、山は妙見町と古市の上、尾上坂の北にあり。

岡は尾上坂と浦田坂の間なり。一云安居岡一云長峰是内外兩宮
の間なるを以て、俗呼て間山と云。尾上の谷間に隠小野
あり。今謬てこめ野と云。池は經峰の巽の麓にあり。今田
畝となる。

○浦田山 坂附 【神宮雜事記】曰、聖武天皇神龜六己巳年

正月十日、御饗物依例於豐受神宮調備、從彼資參於大神宮
之間、字浦田山之迫道、又曰件浦田坂云云、

○朝熊山又云岳 【續拾遺集】曰、社頭月と云ことを

跡たれていく世へぬらんあさくまや、み山を照す

秋の夜の月

按、朝熊村の上方にあり。五十町山上に坊舎あり。【廣博
記】に朝熊岳と云是也。

○晝河山 【蓮胤伊勢記】曰、あさた河をへたて、ひる河のよ
こねといふ山あり、其山の西のはなに鏡の宮おはします。

月はた、ひる河山に雲消て、光もみちぬ鹽合の濱

按、朝熊村の乾小朝熊社の東にあり、俗晝河山と云、其地
を晝河田と云。

○神崎山 【蓮胤伊勢記】曰、西行法師住侍りける安養寺と

いふ所に、人々歌よみ連歌なとし侍りし時、海邊落葉と云
ことをよめる。

秋をやく神崎山は色消て、嵐の末に蟹の藻鹽火
按、宇治松下村の北の海濱なり。神崎は倭姫命世記に
謂ゆる荒崎ならん。此地神前神社あり。故に今神前に作
る。

○音無山又云御鹽 【蓮胤伊勢記】曰、二見の音無山に、人々のほ
りて遙に海山を見ると云。

【六帖】曰

音なしの山の下行さ、ら水、あなうき我も思ふ頃

【千五百番歌合】曰、

音なしの山郭公いつよりか、こゝに有とは人にし
られし

【信明家集】曰、

音無の山より出る水なれや、をほつかなくもなけれ
ゆく哉

【夫木集】曰、伊勢へくたりけるに、二見にまかりて、南のか
たに音無といふ山に、松風のひ、きわたるを聞てよめる。

松やあらぬ風やむかしの風ならぬ、いつれの秋か

音無の山

【御裳濯集】曰、二見音無といふ山に、鹿のなくを聞てよめる。

をとなしの山の外まできこゆなり、忍ひかねたるさほ鹿の聲

【倭姫命世記】曰、乙若子命二見濱乎御鹽并御鹽山定奉支、按、二見江村立石村の前にあり。御鹽山は別名なり。

○多賀佐山高倉 馬音山附【倭姫命世記】曰、一書曰、神倭磐余彦天皇御宇、惡神伊不加理氏、人民亡、火氣發起而天下不安、以日別命、遣使大己貴神、復命兵、發兵從西宮徙此東洲之時、崇祭大國玉神、大己復命、天神大歡詔曰、宜取伊勢國天、即爲天日別命之村地、此世不堪火氣、伊勢多賀佐山嶺、造石宅住居天、天日別命殺戮荒振神、討平不遵、堺山川乎、定地邑者也。

【天地麗氣記】曰、日鷲高佐山者、是日本鎮府驗所在十二箇石室號玄扈也、謂大己貴命、天日別命居所、又伊勢津彦神石窟、亦春日戸神靈窟也、總名高倉山是也、常天童天女乘白雲、臨遊松柏本、奏妙音天樂、于時應響傍山名風音也。

【神祇百首】曰、あらのして玉串の葉に通ふらし、高佐山邊の峯の松風

○矢野神山又云 矢野松原附【萬葉集】曰、詠黃葉

妻隱矢野神山露霜爾、爾寶比始散卷惜

【新勅撰集】曰、題しらす

鎌倉右大臣

鷹鳴てさむき朝氣の露霜に、やの、神山色つきにける

【後拾遺集】曰、洞院攝政家百首歌に霞 從三位行能

梓弓矢の、神山春かけて、霞は空にたな引にけり

【新千載集】曰、題しらす

常盤井入道前太政大臣

秋といへは鳴やをしかのつまかくす、やの、神山露をそむらし

【夫木集】曰、

爲 家

あつさ弓春といふよりも、ふの、やの、松原時をしるらし

俊 頼

妻かくすやの、山なるかえの木、つれなき戀に

我年老へぬ

按、田丸の坤、田宮寺の西にあり。

○貝吹山 按、古市場と楠部村との間にあり。古戰場也と云。

○菩提山 按、西行谷の川下にあり。【土佛參詣記】に出る。

○安養山 按、二見烏帽子石より良の方にあり。【土佛參詣

【康富記】曰、文安五年八月廿三日、世尊寺相公息伊忠朝臣面謁、先度被誂勸進帳草出來候間、持參付進之如法云、勸進弟子景房敬白、十方檀那を勸め、二世懸願を成し、佛法を崇め、神託に任せ、天磐戸を莊嚴し、多寶塔を建立せんと請狀云。天磐戸は素盞鳥不忍に座して、大神引籠せ有しに、手力雄籌策を巡して、諸神舞歌賜ふ。天照大神視をなはしましめて、天明らかに成、八萬神達集給て、面て白く見ゆ。かゝる目出き靈嘯、尤も感應の勝地なり。爰弟子文安丙寅の歲春下旬の頃、但馬國城崎郡より參詣の時、歴覽せしむるに、宇治には元鷹塔ありて、礎のみを残し、山田には今も石塔ありて、形の如く也。凡都鄙の間多の神社每塔ある例を存す。仍岩戸の奇觀をまたんのみ。

按、磐戸のこと神世の故實を云ふこと、文安の頃もありしとみえたり。然とも後世浮屠の爲に汚されて、此に入ものは當日の穢れありとも云。

○藤岡山 【神祇百首】曰、

元 長

花さけは眞名井の水を結ふとて、藤岡山にあからめなせそ

(山井御) 按、高倉山の乾にあり。或小鹽山、或御井山と云。麓に井あり、是日向國藤岡山の天眞名井の水を、丹波に移し、夫より又こゝに移す。ゆへに此山名あり。

記】に出る。

○丸山 【年中行事】神事曰、神崎神事丸山乾方也、笏立石坤也、按、松下村神前神社の邊より、西の方淵崎迄を祓島と云。彼處に丸山并笏立石と云巖あり是なり。

○鼓嶽 林崎附【歌枕名寄】曰、

長 明

はやし崎まはてはいかにとをるへき、つゝみの嵩を打詠つ、薩摩書云 林崎伊勢

按、内宮の西にあり。鼓ヶ嵩とも多加原とも云。

○宇治岡 【内宮年中行事】曰、下向自宇治岡月讀伊佐奈岐宮參、【東鑑】曰、伊豆江四郎、經大神宮御鎮座神道山、遁隱宇治岡、【嘉曆勅使記】曰、宇治岡宮道可修治所所有之、自尾上坂迄浦田坂相催、上中村・尾崎・楠部村人等、令致修治之、

○織部坂 【神祇百首】曰、

元 長

炭竈も斧の音をもせぬ山に、誰かをりへの坂にありてふ

按、高宮の坂を云。【神鏡廣博記】に、檜尾織部坂云、

○大坂 按、宇治より磯部への道路にあり。

○椎尾谷 【年中行事】山宮曰、一門氏人城田郷内於椎尾谷

二箇所祭也、

○屠所洞 按、鷲嶺より一里計をくにあり。

○葛籠石 按、間山中地藏にあり。一丈四方ほどの石、かさ

なりて葛籠の如し、故に名く。

○言石和名乃伊比伊波今云響石 按、一瀬郷中村にあり。宮河の上山田より西南五里許、響石壁立九間、東西二十四間、西高く東低

し、表面平滑石屏の如く、北に向ふ、其兩端山に入てみえず。凡人語管絃より聲音あるもの、西三十歩の内は同時に響應す、音勻尤くわし、響應石を距ること十歩許に達す。

○屏風石 按、御裳濯川の上に馬蹄のあとあり。神石也と云。

○比丘尼倒石 按、右二石御裳濯川の上

あり。西行事跡を傳ふ。

○山鏡又云鏡石【元長參詣記】曰、神路山に山鏡とて山神坐す。岩に多影の寫ければ、常には鏡石といふ。

按、宇治橋より十八町許をくにあり。石面鏡の如し。故に名く。【謠抄】石乃鏡と云是歟。

○猿田彦石 按、江村にあり。

○猿田姫石 按、松下村にあり。此二石二神の精魂石なりと云。

○烏帽子石 按、右二石二見浦出口道路にあり。

○立石 【夫木集】曰、さかろをす立石崎の白波は、あらしき鹽にもかかり

ける哉

按、二見立石村の磯にあり。高壹丈餘の石二立り。

○鹽乾石 按、右二石二見浦にあり。

○魚盤石 按、立石江村の間にあり。

○朝熊杜 【夫木集】曰、いかにせんか、るうき世にあふち咲、朝熊の森のあさましの身や

按、朝熊村にあり。

○清水杜 【新名所歌合】曰、清水森、大中原定忠手にむすふ清水のもりに夏なしと、思ひもはてぬ時鳥哉

荒木田尙良

いす、川流れ涼しく成にけり、清水の森にかよふ秋風

山の井の清水の森の時鳥、あかぬ手むけと神もきくらん

按、朝熊より二見への道、左の方泊浦の南にあり。

○月讀杜 【新古今集】曰、伊勢の月よみの社にまいりて月を見てよめる。

西行法師

按、【儀式帳】に豊受宮沼木郷山田原村と云是なり。

○瀧原 【一字抄】曰、瀧か原散てみたる、花見れば、ぬいたにあらぬ錦なりけり

按、野尻村にあり。

○明野 仲實朝臣 月清め明野の原の夕露に、つゝめ分來る衣さぬれぬ

按、湯田野に屬す。

○湯田野 【夫木集】曰、君かためゆた野を分てひろひつる、ちひきの石に誰かあふへき

此歌伊勢の齋宮に侍ける頃、いしなとりの石合と云ことをせさせたまひけるに、ちいさきさらしを十つくりて、いしのをほきさにて、ひとつつ、かき侍ける。

伊勢へくたりけるに、湯田と云所にてよめる。

竹川やゆた野をみればはるくと、山田の原の松は曇れり

按、湯田村の北にあり。

長 明

さやかなるわしの高ねの雲井より、影やはらくる

月よみの杜

【續後撰集】曰、社頭月 西園寺入道前太政大臣

いかばかり曇なきよを照すらん、名にあらはる、月よみの杜

按、月讀社の地なり。

○津長原 【倭姫命世記】曰、御船泊留在志處、津長原止號支

按、畑村の津長社は舊跡にあらすと云。【廣博記】神路山の別名とす、未だ詳ならず。

○山田原 【新古今集】曰、題しらす 西 行

きかす共、こ、をせにせん時鳥、山田の原の杉のむら立

五十首歌奉りし時 越 前

神風や山田の原の榊葉に、心のしめをかけぬ日そなき

【玉葉集】曰、親子内親王家にまいりて 源 順

神のます山田の原の鶴の子は、歸るよりこそ千代はかそへめ

【正治二年百首】曰、土御門内大臣

君か代は山田の原に立ちきの、千度かはらむほとはかきらし

○御牧小野 【新名所歌合】曰、藤浪里 荒木田成言
春ふかき御牧の小野の淺茅生に、松原こめてか、
るふち浪

按、藤浪里に對し、宮川の邊岩手に隣る。

○和比野 【倭姫命世記】曰、自大河南道、宮處寬爾、幸行仁、美
野爾到給、天、宮處寬陀賜、其處乎、和比野止號支、

○久求小野 【倭姫命世記】曰、從和比野幸行爾、久求都彥參
相支、汝國名何問給支、白久、久求小野止白支、倭姫命詔久、御
宮所乎久求小野止號給、

按、城田久具村にあり、宮川の南岸なり。

○目氏野 都不良野 【倭姫命世記】曰、幸行爾、美小野有支、
倭姫命目氏給、氏、即其處乎、目氏野止號支、又其處爾、圓奈有
小山支、其處乎、都不良止號支、

【年中行事】山宮 曰、城田郷内字津不良谷、祭谷三箇所也、
按、城田積良村にあり、積良山の下なり。

○澤道小野 【倭姫命世記】曰、從都不良幸行、澤道野在支、其
處乎澤道小野號支、

按、澤地村にあり、宮川の邊なり。

○忌楯小野 【倭姫命世記】曰、從向田國御船乘給、幸行支、
其忌楯梓種々神寶物留置所名號、忌楯小野號支、

○袴田野 【永正記】曰、承元年中至伊蘇之袴田野、依堀出

白瓷瓶子、差神宮使等令致沙汰之處、破瓶尻、實見凝付似灰
土之間、被定卅箇日穢畢、

三國地志卷之五十二 終

三國地志卷之五十二

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國度會郡

山川下

○天忍穗井 【御鎮座本紀】曰、御井水、天孫降臨以來、天村
雲命理治于琥珀之鉢徑一尺八寸、天降居留也、爲守護七星十二神羅皇大神
皇孫之命天降坐時爾、天村雲命御前立天、降仕奉、于時皇
孫之命天村雲命乎、召天、詔久、食國之水波未熟、荒水爾有和介、
故御祖天御中主神之御許爾參上、此由言天、來止詔天、即天
村雲命參上、天孫之御祖之天照太神、天御中主神之御前
爾、皇御孫之申上宣事乎、子細申上時爾、御祖天照皇大神、天御
中主皇大神、正哉吾勝尊、神魯岐、神魯美尊神議詔久、雜爾
奉年、政者、行奉下、有渡、水取政道於、遺天、天下復飢餓久有
和介、何神乎、奉下、思間爾、勇乎志、參登來度詔天、天忍石乃
長井乃水乎、取、八盛天、誨給久、此水持下、皇大神乃、御饌爾
八盛獻天、遺水波、天忍石水止術天、食國乃水爾灌和天、朝
夕御饌爾奉獻、即時日向高千穗宮乃、御井定崇居焉奉仕矣、

自爾以降、但波真井石井爾鎮移居、水戸神奉仕、其後從真
井乃原遷于止由氣宮乃、御井居止焉、二所皇大神乃朝大御氣
夕大御氣、八盛移居、毎日二時供進矣、凡此御井水者、專不
干、恒出、異怪之事不過於是社、亦他用更不可用之、亦道主裔
大物忌父御井掃淨奉、亦御井與御炊殿往還間道一百廿丈、
橋一十五丈、此月每修理掃淨、雜人等不通、慎敬仕奉、
【大同本紀】曰、皇御孫命詔久、何道爾參上之問給、申久、大
橋、皇大神竝皇御孫命乃天降坐乎、恐美、後乃小橋爾參
上之申、時爾、皇御孫命詔久、後爾、恐奉仕事勇止詔天、天村雲
命、天二登命、後小橋命止云三名負給支、彼朝夕供奉御膳乃
御井、止由氣宮坤方岡片類爾、御井堀、汲供奉、其水大旱、越年
母不涸、其下二丈許下天、底仁有水田、其田、旱魃損、此
御井乃水波、專不干、恒出、異怪之事不過於是、又他用更不用之、
【倭姫命世記】御井 曰、天忍石長井水是也、
【風雅集】曰、豐受大神宮にて立春の日よめる。
をしほるをけふ若水にくみそめて、みあへたむく
る春は來にけり
度會家行
世々をへてくむともつきしひさかたの、あめより
うつすをしほるの水
度會延誠

【夫木集】曰、

度會沖房

君か代ににこりもあらし高倉や、麓にすめる忍穂
井の水

【神道百首】曰

行末も八百萬代の春かけて、我そむすはんをしほ
井の水

【土佛參詣記】曰、題忍穂井水短歌二首

手向るも是やかきりの老か身は、神になこりのを
しほ井の水

すみそめていく世になりぬ久かたの、天むら雲の
おしほ井の水

此水はむかし天村雲命、下界の水は不熟なり、天上の水を
くたさんとて、高天原にのほりたまひて、牛漢の水をくみ
て馬腦の鉢にいれながら外宮にと、めおきたまふ。かの
水にて神供の御膳を炊に、くめともつきす、くまねともあ
まらず、是第一の奇特なり。

按、外宮の坤藤岡山の麓にあり。今に到て兩大神宮朝夕
の御氣を調炊す。

○明星水

○小野古江 或云尾野 【延喜齋式】曰、齋内親王八月晦日、
臨尾野湊爲禊、【神宮雜例集】曰、年中行事、八月晦日、齋王

尾野川御禊事、夫夫馬肥馬肥牛、封戸所課、宮司支配之、彼川
橋有侵所、菌半疊濱床、度會權大領請預用途之後返上、十月
晦日齋王尾野川御禊事、以八月造進用之

【金葉集】曰、としよりが、いせへまかる事有て、くたりける
時、人々むまのはなむけし侍ける時よめる。

いせの海をの、ふるえに朽果て、都の方へかへれ
とそ思ふ

【續後撰集】曰、題しらす

いせの海をの、湊の流江の、なかれてもみんな
の心を

【新千載集】曰、題しらす

流あしの末葉もみへす成にけり、をの、湊の五月
雨の頃

【夫木集】曰、

藤浪はさきこほれたる流江の、とまらぬ春の日數
をそしる

信 實

御祓するをの、湊の松にして、幾代はへしと思ふ
へかりけれ

【蓮胤伊勢記】曰、御禊の橋といふ所あり、是は霜月のにい

なめまつりの夜、齋宮御鹽あみ給ふとて、此橋を渡り給ふ
故に、かく名付たるなり。本はこゝを小野の江といへば、
をの、江の橋といふをき、てよめる。

うしほくむいつきのいもの年ふりて、や、朽にけ
りをの、えのはし

按、大湊の坤の方宮河の後にあり。古云 其地と今の湊の
間に川流れて、古への湊は荒亡。橋も此にありしと云。

○二見浦 瀨瀨 【古今集灌頂口傳】曰、天照大神しうしん
天皇の御代に、大和國かさぬひの庄にあまくたりまし
けるか、猶も彼印文の下を尋まはり給に、伊勢國わたらへ
の郡五十鈴河の川上に有を見、二たひかへり給により、二
見の浦と名付たり。すいにん天皇廿五年春三月に、大和國
より伊勢國にうつらせ給なり。正しき印文の上に、宮つく
りし給ひけるなり。

【土佛參詣記】曰、皇女神鏡を戴奉りて、御鎮座あるへき所
を御尋あり、伊勢の海つらに、歴覽あきたらすをほしめさ
る、浦ありて、二度御覽ありし故に、二見の浦と、なへて。
【新古今集】曰、題しらす

あけかたき二見の浦による浪の、袖のみぬれてお
きつ島人

【新勅撰集】曰、百首歌奉りけるに、二見浦を讀侍ける。

正三位家衡

我戀はあふ夜もしらす二見かた、あけくれ袖に波
そかけ、る

【新後拾遺集】曰、延文二年百首歌奉けるに、

二見かた月影さして更る夜に、伊せ島とをく千鳥
鳴なり

【拾遺愚草】曰、名所御障子和歌二見浦

ますか、みふたみのうらにみかくれて、神風きよ
き夏の夜の月

【拾玉集】曰、水郷春望

春の色を誰おさめけんいせの海、二見のうらの明
ほの、空

【八雲御抄】曰、ふたみ浦伊勢古たま

按、二見郷の浦なり。

○蘆浦 【弘長元年百首】曰、

漕歸る猶見てゆかん伊勢島や、しまめくりする芦
の浦風

按、二見江村と松下村の間の江渡の邊なり。

○御津浦又曰三津 【倭姫命世記】曰、五十鈴河後江上幸行、御
船泊志處、名號御津浦支

【夫木集】曰、伊勢國に侍りける時、今よりは契るへきよし申ける人に、

我もさそ願はかくる伊せ島や、戀しき君を三つのうらなみ

鴨 長明

【山家集】曰、伊勢にまかりけるに、みつと申所にて、海邊の春の暮といふことを神主ともよみけるに、過る春潮のみつより船出して、波の花をやさきにたつらん

【新名所歌合】曰、三津湊

大法師良立

よそにのみ人をはみつの湊江に、しけるる芦のねこそなかるれ

按、二見三津村にあり、大湊の南なり。

○泊浦 【神鳳鈔】曰、泊浦

按、三津村の邊にあり。大神宮御船泊し所、名を泊浦と云。船より上り給處を俗に御座石と云。是皆其緣なり。

○打越濱 【新名所歌合】曰、打越濱 大 中臣定忠

奥津浪あら磯かけて打越の、濱風遠く千鳥なくなり

荒木田延行

伊勢島や浪の打越月さへて、鹽風あらし冬の濱

大法師良譽

入海の鹽燒蟹もさむからん、松風こほる打越の濱
按、二見郷にあり。立石の西なり。夫より高城濱に續けり。高城は諸人潮に浴して濁穢を清むる濱にて、今一色村の地なり。毎年九月十三日外宮の長官等、此處にて麻を採て祓除す、此を濱出と云。夫より東を打越立石崎と云。俱に祓除する所なり。又立石より一反計沖に奇岩あり、興玉石と云。此邊を呼て清濱と云。

○清濱 【後撰集】曰、忍てかよひ侍ける人、いまかへりてなとたのめをきて、おほやけのつかひに、いせのくに、まかりかへりきて、ひさしきとはす侍ければ、

少將内侍

人はかる心のくまはきたなくて、清きなきさをい
かて過けん兼輔家集清きなきさをいかにすみけん調書にをほや
女にもいつき宮の
うちなるへし云云

【玉葉集】曰、いせの海の清きなきさはさもあらはあれ、

我はにこれる水にやとらん

これは善光寺阿彌陀如來の御歌となん。

【新千載集】曰、百首歌奉りし時、月 左近中將義詮

いせの海や波のよるくすむ月の、影こそ清きなきさなりけれ

【後鳥羽院御集】

二見瀉月をもみかけ伊せの海の、清き渚の春の名
殘に

【建保百首】曰、

いせの海春の浦はに霞分て、玉や拾はん清きなき
さに

【催馬樂】曰、伊勢海

いせの海の清き渚の鹽かひに、なのりそやつまん
かひやひろはん、玉やひろはん

【土佛參詣記】曰、伊勢島のかたも遙に詠められ、南に歩
をす、むれは、白き砂雪をあさけりて、清きなきさの名を
あらはし。青き波風にた、よひて、荒きはまへのきしをお
とろかす。

按、二見今一色村より松下村迄の間なり。其間に高代・

打越・立石・祓島等の名あり。

○荒濱邊 【續古今集】曰、修行の道にてよみ侍ける。

法印良守

いせ島やあらしはまへの浦つたひ、紀のうみかけ
てみつる月かな

【藻鹽草】曰、あらし濱へ、いせ也但又餘の
所にも云歟

按、二見清渚の邊なり。

○鷺取小濱

○鷺取吉水 【倭姫命世記】曰、從忌楯

小野幸行、有小濱、其處取鷺老在、于時倭姫命御水飲止
詔、爾老爾、何處吉水在問給、其老以寒御水御饗奉、于
時讚給、水門爾、水饗神社定賜、其濱名鷺取小濱號、
按、小濱並鷺取清水、箕曲小濱村にあり。志州鳥羽の北一
里、忌楯小野より二見濱へ遷幸の路程也。

○村松岸 【齋宮貝合】曰、

蟬貝の聲かとききは村松の、岸うつ波のひ、き成
けり

按、大湊の隣り村松村の海邊を云。

○宮河又云度會川又云度 阿部河原附 【延曆儀式帳】曰、年中行事五
月例、將來六月月次祭爲供奉禰宜内人等、皆悉大神宮司共
參集、臨度會河海大祓仕奉、然即御厨大饗給、
【延喜式】曰、三時祭月十六日朝饌之後、齋王參度會宮路
邊窮者賑給如常、禊度會川參入神宮、

【萬葉集】曰、驪旅發思、
度會大川邊若歷木吾久在者妹戀鴨

【新六帖】曰、

里人のほたさる冬のふしくぬき、大河のへのあれ

まくもうし

【碧玉集】曰、

天地をへたてぬ春やわたらひの、大河の邊はかす

信 實

み初らん

【夫木集】曰、

輔 親

君にかくわたりあひ川ならへて、思ふ心のあせすもあるかな

【新後拾遺集】曰、題しらす

度會朝勝

御祓するるとよ宮河のしき波の、數より君を猶祈る哉

【新古今集】曰、外宮にて讀侍ける、

藤原定家朝臣

契有てけふ宮川のゆふかつら、ななき世までもかけて頼まん〔拾遺集〕に、後京極攝政殿勅使之時、外宮にまいりて云云。

【風雅集】曰、建仁元年三月歌合に寄神祇祝といふ事を、

後京極攝政前太政大臣

君か代のしるしとこれをみや川の、岸の杉むら色もかはらす

【江次第】公卿勅使條曰、渡宮川祓云云、宮司儲祓物卜部祓調宮司獻大麻、

【神宮雜事記】曰、造宮使件材木忽流下天、宮川尻廻入天、字驛家瀬上曳上天、造作已、

【増鏡】曰、文永三年ことし五月雨、つねよりもはれまなく、伊勢の宮河も岸をひたして、齋宮の御まいりも御船なり。祭主もおの舟にて御ともつかうまつる。

【神祇百首】曰、

元 長

忍穂海人の年魚を取ぬるそのかみも、阿部の河原に雨は降り

按、山田町の西にあり。船を浮ぶ。阿部川原は宮河邊今の中河原と云。忍穂海人年魚を取るとき雨降る古事あり。

○五十鈴溪 【新古今集】曰、承暦二年内裏歌合に祝の心を讀侍ける

前中納言匡房

君か代は久しかるへきわたらひや、五十鈴の川のなかれ絶せて

神祇の歌とよめる

前大僧正慈圓

やはらくる光にあまる影なれや、いす、河原の秋のよの月

【千五百番歌合】曰、

越 前

五十鈴河その水上を尋れば、神路の山にかゝる白雲

【倭姫命世記】曰、天照大神五十鈴之河上仁遷幸、于時河際仁志、倭姫命御裳裔長計加禮侍介留、洗給禮、從其以降、號御裳須會河也、

【後拾遺集】曰、承暦二年内裏歌合によみ侍ける。

民部卿經信

君か代はつきしと思ふ神風や、みもすそ河のす

まん限は

【新千載集】曰、題しらす

荒木田守藤

水上はふかき神路の山そとも、みもすそ河の流れにそしる

御裳濯河といふ所に、齋宮と、まり給て御はらへし給ふに、女房を立かくれつゝ見るに、みつのかしはといふ物をおこせて、これは何とかいふといへりければ、申つかはしける。

祭主輔親

わきも子かみもすそ川の岸に生る、君をみつゝの柏ともしれ〔輔親家集〕に、齋宮の九月祭にまうて給へる夜、みもすそ川の神に齋宮とまりおはしますほどに、女房とまりてはなにと云といへれば、詠ると云云。

【千五百番歌合】曰、

家 隆

神風やみもすそ河の岩清水、君かためとやすみはしめけん

【拾玉集】曰、

みもすそや五十鈴川波音かくれ、神風おつる春のあけほの

【年中行事】曰、齋内親王御參宮之間次第事、先御祓件、御祓所自御裳須會河渡瀬上、自瀧祭御前北中間自河東也、

【江次第】公卿勅使條曰、參大神宮、至御裳濯川行祓、

【文明十二年御屏風詩】曰、御裳濯河

了 菴

五十鈴神鈴日夜聲、水流長濯御裳清、山河不改鈞天樂、共沐恩波四海平、

按、宇治大宮の前流を云。或は御裳濯川とも云。宇治川は其惣名なり。鏡石の方より出るを御裳濯川と云。源は神路山にあり神前より瀧宮の前を五十鈴川と云。源は志摩國伊雜にあり、山を天野原と云。【神代卷】に、狹長田五十鈴川上とあり、【神皇系圖】には、玉掇五十鈴川とあり。【倭姫世記】には、佐古久志呂宇遲之五十鈴之河とあり。五十鈴とは【御鎮座傳記】に謂ゆる大小之金鈴五十口を投降居給布と、此義を以て稱すると見たり。

○落合川 【續門葉集】曰、伊勢の神道山の月、杉の木すいにかゝれて、みもすそ川のにしの落合の川原にかけ見へければ、よみ侍りける。

前權僧正通海

月ははや神路の峯に出ぬらし、御河の西に影は涼しき

按、志州伊蘇宮の川と内宮風宮の前川との合流にして、瀧祭の拜所の前の川原なり。落合に松あり、御遷宮の諸の神寶を此河原に出し、御祓ありて新殿に移す。是を河原御祓と云。

○勢伊田川 【濱出記】曰、君か代は猶行末も長月の、勢伊田川より船もよひ、按、河崎と向河崎の間を流る。

○槌柄小川 【神宮雜事記】曰、康平二年三月十九日、豐受大神宮乃東寶殿棟持柱二本、高宮棟持柱二本、及大宮乃外院御材木百餘、初自槌柄小川以數百人夫等、奉流之間、瀧本ニシ男一人流天死去已了、

按、糞村の邊にある槌柄村の小川是乎。

○鏡淵 【神祇百首】曰

元 長

鴛鳥の鏡か淵に影を見て、一番あり床をしめつ、

按、一説御裳瀧川の淵を云といへり。古記寛喜の北、小朝熊の神鏡紛失せしを、稻荷山より求出し、御歸座の時拜せし所を鏡の淵と云とぞ。

○止鹿乃淵 【倭姫命世記】曰、從大屋門幸行、神淵河原坐渡、苗草戴著女參相支、問給、汝何爲、者女白久、我取苗草、名宇遲都日女止白久、又問給久、奈止加加久爲、者女白久、此國鹿乃見哉毛爲止白支、其處乎鹿乃見止號支、何是問給止、止可賣白支、其處乎止鹿乃淵止號給、【神宮雜事記】曰、鹿海之前砥鹿淵

按、宇治鹿海村にあり。鹿海は鹿乃見なり止鹿乃淵は、神淵河原の上なり。

○清盛堤 按、平相國參宮の時、此地の水難を患て之を築きたまうと云。今堤世古とも、其據ところありて、これを修補する時は公税を用ゆ。

○未曾瀨 【蓮胤伊勢記】曰、宮川の未わたりに、水ののほりに、流る、様にみゆるを、爰はいつと云云と、かく水はのほるそといへは、有人鹽のさすとて水さかのほるなり、爰はみそかせとなん申といふをき、て、

さか鹽はみそかせませとさし登る、すを過て行人に問はや

按、宮河の後馬瀨村にあり。ませては即村名なり。

○御川池 按、外宮齋王候殿は御川池の邊り也。外宮の御手洗の御池のこと、云。

○皇津池 按、中村にあり。

○二池 按、黒瀨村にあり。

○連珠池 按、朝熊峯にあり。

三國地志卷之五十三終

三國地志卷之五十四

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國度會郡

關梁

○小俣驛 按、山田より松坂に至るの道路なり。

○田丸驛 按、山田より粥見に至る。又原に至る道路なり。

○大屋門 【倭姫命世記】曰、從御津浦上幸行、小島在支、其島坐天、山末河内見廻給天、如大屋門前在地支、其處上坐天、其處名號大屋門支。

按、河内を見廻給と云、是五十鈴河と朝熊川との流にして、大屋門は其河の南にあり。

○鹽合渡 【蓮胤伊勢記】曰、明ぬれば二見へ行澤なる人、鹽時いか、あらん、今は湊にはのそみぬらんかし。駒をはやめよといふ、三渡りに習ひて、いか、とおもへは、いとく來て水もなし。此渡を鹽合といふるは、東西の湊よりみちくる鹽の、爰に行あへは成へし。

二見湯遠の湊はいかならん、鹽あひは駒のつめも

かくれす

【中務卿五十首歌合】曰、

隆 辨

このほとは浦の濱川水こへて、しほあひ見へぬ五月雨の頃

【藻鹽草】曰、鹽合濱伊勢

按、三津と大湊の間にあり。土俗呼て鹽合と云。五十鈴河の未なり、此上にて水わかれ二見を抱て流れ海に入、潮江川へ盈る故に此名あり。盈潮には舟行し、乾潮には歩渉す。

○小田橋 【神宮雜事記】曰、永承五年九月廿五日、依平野御行幸之仰、勅使參宮、王正親正成清王、中臣少祐公輔等也、而以午時豐受大神宮參入、即玉串供奉之時、大雨如泛、俄洪水如海、字小田橋流浮天、宇治河水洗岸天、人馬不通、仍件勅使外宮一宿天、以明十六日內宮參宮已了、

○小俣橋 【千載集】曰、勸持品をよめる。

法橋泰覺

朽果てあやうくみえしをはただの、板田の橋も今渡すなり

【玉葉集】曰、二條院讚岐、伊勢國にしろ所侍けるに、わつらひあるによりて、鎌倉右大臣にうれへんとて、あつまにくたり侍けるに、不爲のことくなりて、歸りのほり侍ければ、

申つかはしける。

善信法師

をはたのいた、の橋のとたへしを、ふみなをし

ても渡る君かな

返し

二條院讚岐

朽ぬへきいた、の橋のはしつくり、思ふまゝにも

渡しつるかな

【續後拾遺集】曰、五月雨

加茂基久

五月雨にいた、の橋も水こへて、けたよりゆかむ

道たにもなし〔萬葉集〕云、小磯田之坂田乃橋之

〔慶者、從將去莫戀吾妹云云〕

按、小島田橋は小俣の市中にあり。

荒木田尙長

○大沼橋 【新名所歌合】曰、大沼橋

れる代は

同 長興

秋霧のたつや大沼のうき橋を、うきて思るもはる

、まそなき

大法師良譽

きりふかき大沼の堤行くれて、渡りわつらふまき

のつきはし

同 尊親

霧の間に朽てのこれをむもれ木や、大沼の橋の初

なるらん

按、大沼をほぬと訓す、大沼村にあり。

○瀧波橋 按、岡本村宮崎にあり、小橋なり。其邊瀧波山あり。

○宇治橋 【詞林采葉】曰、彼橋姫の物語は、昔妻二人もちたりける男、本の妻つはりして、七城の和め布をねかひけるに、伊勢の海つらにて尋とて、龍王に召れてうせぬ。彼妻たつね行てあへりけるに、さむしろに衣かたしき、といふ歌を詠して消失にけり。又今の妻も尋ゆきてあへりければ、同歌を詠けりと云々。〔和歌色〕

【康富記】曰、橋姫の昔の妻、伊勢の浦にあかれしと思出

て、伊勢の海や見るめも波に袖ぬれし、あはればかけ

よ宇治のはし姫

按、宇治川に架する處五十二間餘、其欄干の寶珠は、蛸路

村の鑄工天命、累世これを造て、他工の預る處にあらず。

又橋姫の祠は橋の西にあり。

學校

三國地志卷之五十五

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國度會郡

陸墓

○宮崎文庫 按、ごぜ坂の西にあり。慶安二年外宮祠官の諸生、新たに建る。南紀の善齋及林氏の記あり。和漢の載籍を藏蓄して講習討論之所とす。

○林崎文庫

○栲幡皇女墓 【雄略紀】曰、三年夏四月阿閉臣國見更名國語

栲幡皇女與湯人廬城部連武彥曰、武彥奸皇女而使任身、

湯人此武彥之父、菖喻、聞此流言、恐禍及身、誘率武彥於廬城

河、僞使鸕鷀、沒水捕魚、因其不意、而打殺之、天皇聞遣使者、

案問皇女、皇女對言、妾不識也、俄而皇女齋持神鏡、詣於五

十鈴河上、伺人不行、埋鏡經死、天皇疑皇女不在、恒使闇夜

東西求覓、乃於河上虹見如蛇四五丈者、掘虹起處而獲神鏡、

移行未遠、得皇女屍、割而觀之、腹中有物如水、水中有石、

菖喻由斯得雪子罪、還悔殺子、報殺國見、逃匿石上神宮、

按、釋日本紀云、先師說曰、神鏡者內侍所也、五十鈴河上

者伊勢大神宮之邊歟、此說不審、今鏡ヶ淵の字あり。是

此遺蹟なる歟。小朝熊の神鏡の故事を傳ふといへとも詳ならず。

三國地志卷之五十四 終

○倭姬命墓 【倭姬命世記】曰、泊瀨朝倉宮大泊瀨稚武天皇即位廿三年己未二月、倭姬命自退、尾上山峯石隱坐、【大日本史】云、倭姬薨、【日本紀】不載、而今據世紀、則亨非常之長壽、【神皇正統記】曰、自垂仁造祠伊勢、至雄略二十二年、都四百八十四年矣、倭姬尚存、蓋亦據【世記】、而【世記】及【鎮座本紀】、【太田命傳紀】等所載倭姬事蹟、居多、然無所見、今不取焉云々、

【萬葉集】曰、藤原宮御宇幸于伊勢國時、留京作歌、

當麻真人麿妻

吾勢枯波何所行良武己津物隱乃山乎今日香越等

六

【日本紀纂疏】曰、倭姬命奉齋大神、五百餘年、

按、倭姬命長壽のことは世々の通稱と云、孰か是なることを知らず、尾上山【令義解】云、玄扈石室名也と、隱山は即石隱なり、今常明寺一名尾上、疆内異方に高六尺餘り、南北四丈、東西二丈餘、南面に口ある岩窟あり、尾上の御陵と號す是也と云、

○小事石窟 【石窟本緣起】曰、宮崎大海原坐天牟羅雲命靈社以北玄扈者、宮子齋王父大神主小事石窟也、欽明天皇丙戌冬十一月八日、大倭神祇寶山移恐孔雀王靈石乎奉迎之後、石窟以北仁崇敬之、

(陵御の上尾)

起寛文に記すもの甚いふかし、【古老口實】に載する外所見なし、今彼寺に存する所の古文と云は、專念之意趣者、大樂、大財、吉田廣禪、山下野僧、一七か日參籠、是正堂の天井に記す、何たるわけをしらず、傳へて上世のものとののみ、

○妙見堂 【古老口實傳】曰、妙見堂、【石窟本緣起】同崎宮妙見堂曰、從御贄河淵底而得妙見星童形像、奉居尾御陵以西小田岡崎宮靈地、利、祈氏人之繁昌、又曰、仁和四年十一月十八日、神主春彦任妙見尊星王靈託、率氏人等向清淨山谷、奉祭本地、妙見大菩薩・日光・月光・十二神王・二十八宿諸天・三寶孔雀王・帝尺神等也、以遊年戌亥位歲爲祭年也、今號山宮祭是也、凡岡崎宮座妙見北斗尊星王者、神主等妻子專供養、尊重歸依相應佛也、此尊之變化之星者、名曰軸星、所居之宮殿、名之曰紫微宮、

按、小田橋と尾部坂の間、岡崎宮地にあり、即依舊この名を呼ぶ、

○江寺江村 【土佛參詣記】曰、江寺と申觀音の靈地に參りぬ、昔ふみのほる石橋は盤折にて、溪の灣をとかすかなり、黄葉をはらひて古き跡を尋れば、竹に携へて遙なる峯にいたる、近頃まで僧坊なともありけるとかや申侍共、世の中のしつかならぬによりて、禪徒の止住すへきたよりもなし、

【禰宜補任次第】曰、神主小事、乙乃古命四男也、四門始祖是也、爾時以小事女宮子内親王御杖代立奉支云、仍小事斃、賜東國民其墓令作也、其靈度會宮郡内稱田上大水社祭之、祝任神主氏人又宮子靈同所、號前社祭之、

【神祇百首】曰、

元 長

松風や小事の磐へふりてたに、もらぬ時雨の音のみそする

按、繼橋郷宮崎田上大水神社の後に石窟あり、即是なり、田上は小事靈、大水は其女宮子内親王の靈なり、

梵刹

○常明寺 【古老口實傳】曰、常明寺勤役事、正月八日七日二月行、號十二月行也、天喜以後延引、以十二月勤行也、櫻會天喜以後延引、以十二月勤行也、仍御神事同日勤行也、號辰神供也、立八卦也、行次第勤行云云、○安居、四月八日與利七、凡供、片觀之時一瓶一雙也、廣米者每日佛供也、官斗定也、安居、四月八日與利七、凡供、片觀之時一瓶一雙、居湖五黄葉、禰宜巡役也、八例講、正三三四五六七八月、禰宜勤行也、九十一十二、升飯、年一度勤之、月曆任四人勤行之、調月者各出米合力勤仕之、一切經蟲拂、七月中無定日、禰妙見堂行、妻子勤行云云、有指佛名神事、三六日定、十二月行、二月行延引、齋有寺定、十二月行、號十二月也、

(寺上尾)

按、高日山と號、一名尾上寺とも云、亦安居岡とも、隱の岡とも云、繼體天皇十六年御告まし、七間四面の殿舎をはしめて建立し、神事あまた執行せしと、彼寺の縁

あまのすみかの、四五字あるはかりなり、

按、潮音山大江寺と云是也、

- 清林寺 ○寶林寺並小林村 ○高傳寺上條村
- 西方寺 櫻原村 ○瑞雲庵 ○福壽庵並西條村
- 高藏庵 土路村 ○西林寺 ○福淨寺
- 訖明寺 ○長泉寺並野依村 ○大雲寺
- 本覺寺 並有瀧村 ○眞福寺 柏村 ○淨土寺
- 金剛法寺 ○林藏庵 並小俣村 ○淨泉寺 湯田
- 德泉寺 中樂村 ○辻堂 妙法寺村 ○永泉寺 長夏村
- 辻堂 井倉村 ○常願寺
- 大福寺 世古 按、【高僧傳】に、所謂瑞雲山と云ものは歟、
- 辻堂 門前村 ○東見寺 ○吉祥寺 吉祥寺村
- 知足菴 ○辻堂 並上田邊村 ○地藏院 川端村
- 泉壽院 中須村
- 眞常院 岩井 按、【本朝高僧傳】曰、勢州眞常院沙門亮典、字文性、俗譜倉垣内氏、勢州宇治縣人、母夢異僧振錫來而娠、慶長丁未四月幾望生云、十二入郡之建國寺、剃髮通誦法華云、又卜畠井田神路山下、營眞常院云、
- 大樂寺 ○不動庵 並上地村 ○正傳寺 栗野村
- 寶珠寺 ○藥師寺 並畠田村 ○善樂寺 會根村
- 正壽院 山岡村 ○寶泉寺 ○光德寺 並小社村

- 教動寺中角村
- 圓滿寺勝田村
- 某堂並野篠村
- 慈雲菴
- 某堂
- 東光寺並山神村
- 藥師堂
- 某堂
- 長泉寺
- 海藏寺
- 安養寺並上野村
- 田宮寺田宮寺村
- 觀音寺
- 某堂二〇並矢野村
- 地藏堂
- 法持菴種良村
- 觀音堂並敷野村
- 光徳菴
- 淺間寺並佐八村
- 寶壽寺津村
- 廣泰寺並宮古村
- 圓通菴
- 慈眼菴
- 龍徳菴
- 鳴瀧觀音
- 永壽菴
- 中坊
- 善哉寺並東原村

【文保記】曰、安養寺方丈、【國永家集】曰、安養寺として大きな寺有。開山は聖一國師の御弟子佛通禪しの像、はしめて拜み侍るに、廣く衆生を度し給ひし心の程、有難覺え侍りぬ。堂の數もかた斗のこりける。これより興隆の人もあらまほしくおもひ、歸りなんとする折節、塔頭成ける僧の誘引して、酒す、めぬ、盃をひかへて有けるに、入逢の鐘面白く聞ゆ。折から催されて、

むらさきのおしの瓦の軒ふりて、あはれにひく、
入相の鐘

【本朝高僧傳】曰、京兆東福寺沙門大慧號癡兀、勢州人、大相國平清盛之胤也云、嘗於勢州開兩寺、唱單傳宗旨、一曰長松

- 桂林寺橫輪村
- 圓通寺上村
- 飯盛寺
- 醫王寺並五ヶ所浦
- 大仙菴飯滿村
- 法泉寺
- 常慶院木谷村
- 海禪寺
- 觀音堂並田間村
- 玉傳菴
- 某堂並内瀬村
- 某堂二〇並伊勢路村
- 永明寺始神村
- 瑞珠院下村
- 高林菴床木村
- 某堂並切原村
- 正泉寺
- 寶光寺
- 某堂並津佐村
- 龍泉菴檜山村
- 某堂並宿浦
- 龍泉寺
- 某堂並中津瀬浦
- 西來寺
- 廣長寺
- 永福寺
- 久昌寺葛蒲村
- 大聖寺
- 青龍寺
- 某堂並五ヶ所村
- 某堂並泉村
- 長光寺下津浦村
- 正傳菴山泉村
- 藏泉菴
- 某堂並船越村
- 大通寺
- 久正寺
- 某堂並彌田村
- 某堂二〇並押淵村

山安養寺、一曰瑞雲山大福寺、晚年自構塔院於安養側、曰寶篋、應長辛亥秋、藤丞相降釣帖、起主東福云、滅後、三十三年勅諡佛通禪師云、又云、京兆南禪寺沙門桂悟、號了菴、嗣法眞如大疑信公、宗說泛通、文明年中出世勢州安養、遷京兆東福、云云、又曰、京兆南禪寺沙門性智、號大愚、不悉其氏族、山城州人、童齒脫塵于東福云云、應永丙子秋應同門請、出世勢之安養、辦香供大海、一住四年遷駿之清見云云、
按、長松山と號す。佛通の開く處。

- 泰雲寺大江村
- 龍泉院
- 寶持寺並田曾浦
- 圓珠菴相賀龜
- 片山寺
- 龍徳院並阿曾浦
- 西光寺
- 最明寺
- 照泉寺奈屋浦
- 某堂二〇並河内村
- 龍江寺並村山村
- 海徳寺方座浦
- 甘露寺古和浦
- 法性寺川上村
- 某堂二〇並中村
- 某堂並市場
- 國東寺
- 海雲寺
- 某堂二〇並深浦
- 柱雲寺
- 澄江菴道行龍
- 某堂並阿曾村
- 法雲院
- 海藏寺
- 海門寺
- 大仙寺東宮村
- 自照菴赤崎龍
- 地藏院
- 慈眼菴小方龍
- 長泉寺柳橋龍
- 東明院
- 廣福寺臨出村
- 某堂並追間浦
- 慈眼寺
- 某堂並相賀浦
- 大智院大方龍
- 龍淵寺
- 某堂二〇並道方村
- 某堂並徳柄浦
- 林溪寺
- 大通寺
- 某堂並實浦
- 報光寺

【國永家集】曰、國東寺は禪也、法印といふめる人、此寺に籠ぬるよしの返事に、

寺の名も國をつかぬる山なれば、世々にし高くあふかさらめや

按、國東山にあり。涌福知山と號す。古昔三十六院有と云今六院存す【神境廣

- 圓珠院
- 耕雲菴駒ヶ野村
- 地藏堂並木越村
- 清光菴
- 藥師堂並中之郷村
- 觀音堂並川口村
- 玉泉院葛原村
- 清水寺
- 龍泉寺
- 藥師堂
- 徳林寺當津村
- 圓徳寺立岡村
- 見瀧菴
- 正覺寺
- 法洞院並摩加江村
- 正法菴
- 某堂二〇並黒坂村
- 神正寺
- 藥師堂二〇金輪村
- 西谷寺
- 某堂並和井野村
- 慈眼菴火打石村
- 正傳菴
- 阿彌陀堂並栗原村
- 汲泉寺川口村
- 大泉寺
- 光徳菴神岡村
- 慶昌菴
- 慶雲菴並下久具村
- 蓮花寺並彌橋村
- 地寺菴平生村
- 玉泉菴鯉川村
- 眞專寺
- 辻堂並坂井村
- 禪廣菴
- 西林寺並注連指村
- 法泉寺
- 地藏堂並野添村
- 觀音寺神原村
- 阿彌陀堂並古里村
- 慶藏菴小萩村
- 寶泉寺
- 觀音堂並日向村
- 金龍菴
- 清心菴
- 宗善菴並大野木村
- 大智庵圓座村
- 藥師菴並上久具村
- 法花寺
- 長全庵牧戸村
- 慶光寺大久保村
- 長命寺
- 某堂三〇並長原村
- 臺藏寺
- 妙色菴並田口村
- 神光庵
- 觀音堂並野原村
- 慶林寺打見村
- 福田寺
- 寶泉院

た歟、岳高田深坂田の意歟、畔廣之狹田狩田又近邑なり。是等今田丸の邊なり。各田名をつくる。

○向田國 【倭姫命世記】曰、大若子命從大河御船率御向參相支、于時倭姫命大悅給天、大若子問給久、吉宮處在哉、白久、佐古久志呂字遲之五十鈴河上爾、吉御宮處在白支、亦悅給天、問給久、此國名何白久、御船向田國白支、其處御船乘給幸行支、按、澤道小野の邊なり。

○池町廢里 【神宮古記録】天永元年領知狀曰、繼橋郷池町村、

○小坂廢里 【神宮古記録】弘安元年活祭狀曰、度會郡箕曲郷小坂村、

○河原廢里 【神宮古記録】寛喜二年曰、度會郡繼橋郷内字河原村、

○布施廢里 【神宮雜事記】曰、布施里川原兩里、

按、池町已下所在詳ならず。

○櫻木廢里 【新名所歌合】曰、櫻木里 大中臣定忠

めにかけてちかつくま、の白雲の、花になり行櫻木の里

荒木田尙良

朝熊や神代より咲花をみて、心そとまる櫻木の里

大法師尊親

櫻木の里に流る、朝熊の、川瀬も花のかたみとそ見る

按、古昔宇治朝熊河の西、櫻太刀自神座西の下にあり。其

地を櫻木と云。【風土記】櫻田郷あり。蓋古昔此邊を云乎。

○藤浪里 【新名所歌合】曰、藤浪里 大中臣定忠

行春をと、めかねては萬代を、松にそちきる藤浪のさと

權少僧都行實

宮川のあたりは春の色なれと、松にはへたるふちなみの里

荒木田長興

幾千代を松にちきりてふちなみの、里のあるしも春をへぬらん

按、古へ澤地村の北、淺間森の西、宮河の間にあり。民家残り。内宮の祠宮藤浪氏の郷里なり。

○岩波廢里 【新名所歌合】曰、岩波里 大中臣定忠

秋風は河音高くふくる夜に、月影さゆる岩なみの里

荒木田長興

月も猶すみこそまされ宮川や、清き流れの岩波の里

大法師尊親

澄月のひかりもきよし宮川や、流れにつく、く岩波の里

按、古者宮河の邊にあり。

○溝口廢里 按、今所在詳ならず。

○神宮寺 【續日本紀】曰、稱徳天皇天平神護二年秋七月丙子、遣使造丈六佛像於伊勢大神宮寺、

按、菩提山の本尊これと云へり、又寶龜三年神宮寺を飯高郡に移すと、其文其郡に載す。

○岩手堂又曰岩手寺 【古事談】曰、三位祭主親定造宮之間、有可建

立一堂之志、歎云、遇御遷宮間者露命可難期、愁生之間欲遂此願、仍以此由申合江中納言之處、納言答云、蓮臺寺は永頼祭主、内外兩宮御遷宮之間、祈請神明、蒙神明之告所建立也、然者雖造宮之間、能致祈請者、造營岩出堂何事有哉云云、

因之親定祈請所造堂也、【新拾遺集】曰、伊勢に祭主輔親か

立たるいはて寺より、三昧堂のほら貝のうせたるを、こひ

侍けるを遣すとて、

伊勢大輔

かすかなる谷のほらをそおもひやる、秋風のみや

吹てとふらん

【古今著聞集】曰、祭主神祇伯親定、伊勢の國いはてと云處に堂を立て、瞻西上人を請して供養をとけり。

按、岩手村に古趾あり。

○蓮臺寺 【古事談】曰、江中納言答云、蓮臺寺は永頼祭主、内外兩宮御遷宮之間、祈請神明、蒙神明之告所建立也云

三國地志卷之五十六 伊勢國度會郡 古蹟

云、抑件蓮臺寺安置普賢像、行法花三昧云云、件堂所前生之若行庵室跡云云、永頼時々語前生事云云、件普賢天蓋頂鏡之中央居水精玉、玉大於橘云云、氏人之中可有慶賀之時、件玉必照耀、欲有大慶之時は、玉ふちの小玉等皆放光云云、故永實欲任上總守之時、中央大玉半分照耀、人々怪之、上總任中逝去畢、凡靈驗揭焉之砌也云云、此事外宮權禰宜常行參禮部禪門所語申也、伊勢國蓮臺寺者、祭主永頼建立也、永頼從神事之間、依憚佛事、思而送年月、爲祈請此事、限三ヶ日參籠内宮、夢中被開御殿、乍驚奉見之處、三尺皆金色觀音像也、仍其後所立之堂也、

○廢寶雲寺 【文保記】曰、永和三年丁巳五月廿六日重記

之垣島坊主永盛、去三月廿一日他界、而寶雲寺當住永秀爲彼

弟子籠葬家、

○廢虛空藏院 【文保記】曰、有行神主三彌宜是也於虛空藏院御堂

之後丘、着足駄見死人、走出門外之處、經沙汰不爲穢之例等

也、

○廢法樂寺 【續門葉集】曰、文永の頃、伊勢大神宮法樂寺

の袖の爲に祝見つから入けるに、

按、寶雲寺以下所在詳ならず。

○桂林菴 【文保記】曰、村松一禰宜家行神主宮務之時、宮

後桂林菴菴、豐師匠安養寺方丈他界之時、自清方以師匠鉢

三三二

行火葬、

按、宮後に古跡あり。

○三寶院 【土佛參詣記】曰、三寶院と申僧坊に、やとうちかりて、連歌の物語なんと侍りし。

又曰、所々巡禮の後、山田の三寶院に歸て侍りし程に、當所の好士あまた尋來て、一折あらまほしけにす、め侍りしかは。

○大中臣親定別業 【俊頼家集】曰、いせに侍ける頃、祭主親定卿か岩手といふ家、見にまかりて、河むかひの山つらいふなりけるを、おもひいて、よめる。

遠近の外山のすそ戀しとも、いはて思へは知人もなし

按、岩手は田丸より一里ばかり。

○西行菴趾 【蓮阿西上談】曰、西行上人二見の浦に草庵をむすひて、濱荻を折しきたるやうにて、あはれなるすまる見るもいと心すむさま、大精進はさつの庵の草を座とし給へも、かくやと見へき。

【山家集】曰、海邊の霞といふことを、伊勢にふたみといふ所にて。

波こそとふたみの松のみへつるは、梢にかゝる霞なりけり

按、本文に二見浦とあれとも、いまた其處をしらす。【土佛參詣記】に安養山を舊跡と記せり。しかれば處々に住玉ふとみるたり。宇治郷に亦舊跡あり。俗呼て西行谷と云、今小室を構へ、菩提山の彌陀の像を安置し、眞乘院と號す。是もまた都のたつみしかぞすむ、山こそかはれ、名は宇治の里、谷の外に獨り松はたてるなる、我のみ友はなきかと思へは、の和歌は、彼に住玉ふ時の詠歌なりと云傳ふ。

○岩出堡 按、天正三年田丸中務少輔具直、田丸より移れり。

○阿曾堡 按、大内山但馬守・山崎式部大輔等此に據る、皆國司の從騎なり。

○三瀬城 按、元龜二年の冬、北畠具教之を築き、寓居して入道不智と號し、三瀬御所と稱する是なり。

○上三瀬堡 按、長野右京亮此に據る。

土産

○鮪川鮎 【類聚雜要鈔】曰、一供御齋固、從内膳司貢定自弓場殿獻之、從元百白千鮎云、用途料伊勢鮪川御厨、白千鮎 煮鹽鮎

按、今の鮪川村より出る。
○蛤一名伊勢貝 【山家集】曰、伊勢のふたみのうらにさるやうな

る、めのわらははともあつまりて、わさとのこととおほしく、はまくりをとりあつめけるを、いふかひなきあま人所あらめ、うたてきことなりと申ければ、かひあはせに、京よりひとの申させ給たれば、えりつるとこなりと申けるに。

今そしるふたみのうらのはまくりを、かひあはせとしておほふなりけり

【和歌藏玉集】曰、蛤伊勢貝

按、二見浦より出る州の名産とす。故にこの名あり。

○濱荻 【萬葉集】曰、菴檀越往伊勢國時留妻作歌一首、神風之伊勢乃濱荻折伏客宿也將爲荒濱邊爾

【千載集】曰、月前旅宿といへる心をよめる。

あたら夜をいせの濱荻折敷て、妹戀しさに見つる月哉

つかさめしに、いせになりけるを、辭申ける時、大僧正行尊かもとに、つかはしける。

源 俊 守

いかにせんいせの濱荻みかくれて、思はぬ磯の波に朽なは

【拾遺愚草】曰、

ふたみかたいせのはま萩しきたへの、衣手かれて

夢もむすはず

物の名も所によりてかはりけり、難波の芦は伊勢の濱荻

按、【總國風土記】武藏國豊島郡濱荻葦を載たるを以てみれば、物の名も處によると云へ、伊勢に限たると云は一概の説と云へし。

【袖中抄】曰、濱荻とは、あしをは伊勢國の風俗にて申とそ



其圖此のことし。

承し、只はまにおひたる荻をいふかとも思ふ侍るへきに、

【後拾遺】の作者小侍從命婦は、輔親卿か猶子なる故、濱荻侍從と申けり。濱におひたらむおぎを申さは無詮歟。あしを伊勢の濱荻とよみたればこそ、此實名も有けるなれ、無名抄云

伊勢にあしをは、はまおきといへる、無名抄云、重伊勢には濱おきと云云。

【舉白集】曰、津といふうらにとまる。これもたかおりしく跡そともとみて、ひとりあか

さぬいせのはまおき

按、濱荻は二見三津村の南の江にあり。五十鈴河の末なり。總て伊勢島に讀合せり。或二見、小野湊、生浦磯、等崎等に讀る歌あり。【新名所歌合】にも、三津湊に濱荻姫小松を畫けり。然とも三津に讀合する歌未之を見ず。其葦常の葦に異り片葉にして左卷なり。

氏族

○若櫻部 【神皇實錄】曰、履中天皇御宇、神饒日命六世孫大水神獻櫻樹於天照大神御形靈、以來宮人等齋祭也、從此而若櫻姓始賜矣、【姓氏錄】曰、若櫻部朝臣同氏大彥命孫伊波我加利命之後也、日本紀合、【天武紀】曰、遣稚櫻部臣五百瀬土師連馬手發東山軍、

按、【古事記】云、履中天皇御世拾若櫻部臣等賜若櫻部名、【姓氏錄】云、若櫻部造賜余磯姓、稚櫻部號を以て大水神に此姓を賜ふ乎、

○宇治部連 【舊事紀】曰、天火明櫛玉饒速日尊兒宇摩志麻治命十四世孫物部臣竹連公、宇治部連等祖○拾芥抄云、宇治部連按、宇治郷に出る乎、祖竹連公なり、【姓氏錄】云、宇治宿禰宇治山守連宇遲部等、饒速日命六世孫伊香我雄命之後也、

伊藤

○江三郎義盛 【源平盛衰記】義經曰、其頃伊勢國住人江三郎義盛とて心猛者ありき。あた、け山にして伯母聲に與權守と云けるを、打殺したりし咎に被禁獄、赦免の後、東國に落行て、上野國荒蒔の郷に住ける。義經木曾殿、並に平家追討の爲討手京上の時は、伊勢三郎義盛とて先陣を打、西國屋島檀浦までも不相離、義經都を落ける時、義盛君の落着給へらは、急可馳參と様々契申て、思様ありとて暇を乞て故郷伊勢國に下。其時の守護人首藤四郎を伺討、國中の武士追か、りければ、義盛鈴鹿山に逃籠て戦けるか、敵は大勢也、矢種射盡して自害して失にけり。【平治物語】牛若下向曰、上野國松井田といふところに、一宿せられけるに、家主の男見給ふに、大剛者と覺へければ、後平家をせめ上られける時、かたらひくし給へり。伊勢の國の目代につれて、上野に下りけるか、女に付てとまれる者なれば、伊勢三郎をめされ、我るほし子のはしめなれば、義の字をさかりにせんとて義盛と付給へり。

女流

○多治比子姉 【日本紀略】曰、延曆十一年閏十一月壬午朔

○三神主 【延曆儀式帳】曰、大神宮禰宜氏荒木田神主等遠祖、國摩大鹿島命孫天見通命乎禰宜定氏、倭姫内親王朝廷爾參上坐、從是等始禰宜氏無絕事、職掌供奉【陽成實錄】曰、元慶三年五月廿三日壬子、伊勢國度會郡大神宮氏人神主姓荒木田三字、大神宮氏人有三神主姓、荒木田神主、根木神主、度會神主是也、自進大肆荒木田神主首麻呂以後、脫漏荒木田三字、今首麻呂裔孫向宮披訴、故因舊如之、

按、天見通命より石門まで十九世、志已夫より行具まで十七世、天牟羅雲命より御氣まで三十世、又兄坐より康平まで廿二世等のこと、【禰宜補任】【先規錄】等に委ければ此に略す。

○白太夫延勝 【四季物語】曰、白太夫延勝とか物せし伊勢の神人たりしか。

○伊藤武者 【保元物語】義朝曰、安藝守殿の即等にいせの國の住人故市伊藤武者景綱・同伊藤五・いとう六とそ名乗ける云。伊勢國す、か山の強盜の張本小野七郎をからめて、副將軍の宣旨をかうふりし景綱をかし。又餘曰云、伊藤むしや景綱は伊勢のかみに稱す、【吾妻鑑】曰、治承四年十月廿日、武衛令到駿河國賀島給、又左少將惟盛・薩摩守忠度・參河守知盛等、陣于富士河西岸、飯田五郎家義・同子息太郎等、渡河追奔平氏從軍之間、伊勢國住人伊藤武者次郎返合相戦、飯田太郎忽被射取家義又討

乙酉、多治比子姊卒、參議大中臣諸魚母也、先是諸魚進家譜云、中臣朝臣任神祇伯者、是天照大神主也、累世相承、

○伊勢大輔 【拾芥鈔】曰、伊勢大輔祭主禰親王女上東門院女房中宮之時初養【世々權覽】曰、花山天皇皇子、康資王母高成順女伊勢大輔禰親外祖

一志郡	三
飯高郡	三
飯野郡	三
多氣郡	三
度會郡	三
卷之七伊勢國	三
疆域	三
大神宮神塚	三
豐受宮神塚	三
伊勢路	三
路程	三
官道	三
東國路	三
神宮道	三
京師道	三
江戸道	三
伊賀道	三
間道	三
堂坂越	三
大坂越	三
山原越	三
八鬼山越	三
荷坂越	三
大杉越	三
舟戶越	三
御取越	三
志良加美越	三
三子越	三
杉平越	三
太郎生越	三
櫻峠越	三
鹽見峠越	三
大原越	三
垣内越	三
鬼窟越	三
河内谷越	三
長野越	三
蝙蝠峠越	三
加太越	三
安樂越	三
大川原越	三
水澤越	三
薦野越	三
千草越	三
八風越	三
君畑越	三
燒屋越	三
山口越	三
土岐多羅越	三
河原越	三
小原越	三
太田越	三
航路	三
形勢	三
常世國	三
傍國可憐國	三
鹽氣能味香乎禮流國	三
敷浪七保國	三
鳳凰可來之地	三
風俗	三
卷之八伊勢國	三
詳異	三
租稅	三
卷之九伊勢國	三
桑名郡	三
城邑	三
桑名城	三
鄉名	三
香取五箇郷	三

深矢部郷	三
村里	三
矢田	三
増田	三
別所	三
大夫	三
溝野	三
猪飼	三
大鳥居	三
香取	三
戸津	三
多度	三
神祠	三
桑名神社	三
佐乃富神社	三
尾津神社	三
野志里神社	三
多度神社	三
尾野神社	三
深江神社	三
額田神社	三
桑名郡	三
卷之十伊勢國	三
桑名郡	三
山川	三
横山	三
中村山	三
玉置山	三
藤澤山	三
永山	三
多度山	三
富士山	三
御砂山	三
八劔御洗井	三
式部泉	三
多度御洗水	三
尾津濱	三
溝野濱	三
岬濱	三
伊尾河	三
多度川	三
町屋河	三
矢田河原	三
關梁	三
桑名驛	三
加古の渡	三
津島渡	三
梵刹	三
大福田寺桑名町	三
浄土寺	三
勸學寺江場村	三
飛鳥寺下深谷部村	三
中堂溝野村	三
德運寺野代村	三
法雲寺	三
卷之十一伊勢國	三
桑名郡	三
古蹟	三
尾津一松	三
桑名頓宮	三
石占頓宮	三
廢法雲寺	三
廢阿彌陀寺	三
三崎堡	三
東堡	三
西堡	三
中江堡	三
片岡堡	三
北廻堡	三
大鳥居堡	三

桑部堡	六
別所堡	六
糠田堡	六
猪飼堡	六
矢田堡	六
土産	六
鱒	六
蛤	六
桃	六
野上石	六
製造	六
太刀	六
小机	六
時雨蛤	六
青苔	六
氏族	六
桑名首	六
尾津君	六
藤原行村	六
藤原行久	六
草薙出雲守	六
小泉甚六	六
卷之十二伊勢國	六

桑名郡	六
長島	六
長島城	七
村里	七
神祠	七
平岡神社	七
八幡神祠	七
山川	七
關梁	七
松木渡	七
梵刹	七
華林禪院	七
光岳教寺	七
大智教院	七
長禪寺	七
故蹟	七
慶願證寺	七
篠橋堡	七
土産	七
女流	七
於國方	七
僧侶	七
兼譽	七

卷之十三伊勢國	七
員辨郡	七
郷名	七
笠間	七
石加	七
村里	七
島山	七
五反田	七
森忠	七
中上	七
梅戸	七
笠田	七
治田	七
麻生田	七
上木	七
相場	七
瀬木	七
石川	七
東前寺	七
神祠	七
鴨神社	七
石神社	七
平群神社	七

多奈閉神社	七
猪名部神社	七
鳥取山田神社	七
大谷神社	七
星川神社	七
賀毛神社	七
山川	七
藤原嶽	七
三國嶽	七
諸羽山	七
水無瀨山	七
杉田山	七
和田嶽	七
萩野	七
井戸野	七
光森	七
星川	七
關梁	七
春川橋	七
卷之十四伊勢國	七
員辨郡	七
梵刹	七
瑞應寺	七

照光寺	八
萬笑院	八
聖寶寺	八
古蹟	八
拔穂之地	八
膳森	八
輓尾森	八
加藤景清宅址	八
星河堡	八
金井堡	八
島田堡	八
笠田堡	八
野尻堡	八
白瀨堡	八
大木堡	八
中上堡	八
上木堡	八
田邊堡	八
治田堡	八
東禪寺堡	八
石川堡	八
山口堡	八
土産	八

藥草	八
川芎	八
製造	八
山石榴炭	八
錦屠蘇酒	八
氏族	八
天津赤星	八
猪名部造	八
猪名部眞根	八
春澄善繩	八
清原峯成	八
星川朝臣	八
員部家綱・員辨行綱等	八
梅戸高實等	八
女流	八
春澄治子等	八
卷之十五伊勢國	八
朝明郡	八
郷名	八
杖部	八
訓霸	八
小向郷	八
金網郷	八

羽津郷	八五
村里	八六
豐田一色	八六
繩生	八六
小向	八六
柿	八六
富田	八六
吉澤	八六
鷗	八六
大矢智	八六
下宮	八六
廣永	八六
萱生	八六
保保	八六
永井	八六
小島	八六
田口	八七
神祠	八七
多比鹿神社	八七
鳥出神社	八七
志氏神社	八七
移田神社	八七
殖栗神社	八七

穗積神社	八七
能原神社	八七
山川	八七
朝明山	八七
杉谷	八八
四泥野	八八
四泥野崎	八八
朝明川	八八
米洗川	八八
朝明郡	八八
陸墓	八九
朝倉詮真墓	八九
梵刹	八九
正法寺羽津村	八九
觀音寺	八九
大樹寺保々村	八九
引接寺下杉谷村	八九
古蹟	八九
朝明行宮	八九
榎撫廢驛	八九
羽津營	八九
富田營	八九

繩生城	九一
萱生城	九一
大矢智堡	九一
下野堡	九一
伊坂堡	九一
廣永堡	九一
中野堡	九一
田光堡	九一
富田堡	九一
茂福堡	九一
柿堡	九一
羽津堡	九一
雲龍宅址	九一
杉谷堡	九一
廢洪恩寺	九一
土產	九一
製造	九一
氏族	九一
六人部津根鷹	九一
朝明史	九一
穗積朝臣	九一
船木直	九一
富田基度	九一

卷之十七伊勢國

伊勢與一貞弘	八三
源兼綱	八三
朝倉盈盛・宗棟・維俊等	八三
愛州宗實等	八三
愛曾伊勢守	八三
春日部軍人	八三
春日部俊家	八三
僧侶	八三
玄朔	八三
宗隆	八三
玄雄	八三
三重郡	八三
城邑	八三
薦野城	八三
郷名	八三
采名	八三
河後	八三
葦田	八三
柴田	八三
村里	八三
濱田	八三
阿倉川	八三

野田	八六
阪部	八六
鶴川原	八六
知積	八六
宿野	八六
薦野	八六
山坊	八六
河内	八六
川島	八六
山田	八六
大井手	八六
柴田	八六
赤堀	八六
松本	八六
清水	八六
小古曾	八六
日永	八六
六呂見	八六
小治田	八六
川尻	八六
三重郡	八六
神祠	八六

卷之十八伊勢國

江田神社	九六
加富神社	九六
神前神社	九六
小許曾神社	九六
足見田神社	九六
椿岸神社	九六
山川	九六
鎌嶽	九六
多都久多山	九六
杖衝坂	九六
宮原	九六
赤松原	九六
河内原	九六
薦野溫泉	九六
添清水	九六
四日市浦	九六
御瀧川	九六
金谷川	九六
千種河原	九六
尉之池	九六
關梁	九六
四日市驛	九六
天白板橋	九六

陸墓	101
血塚	101
伊勢三郎義盛墓	101
赤堀朴月齋墓	101
藤原重綱墓	101
梵刹	101
建福禪寺四日市驛	101
東漸寺濱田村	101
金剛寺高角村	101
禪林寺下村	101
見性禪寺鹿野村	101
觀音寺六呂見村	101
卷之十九伊勢國	101
三重郡	101
古蹟	101
三重郡家	101
廢安國寺	101
廢永代寺	101
伊勢義盛宅址	101
濱田堡	101
赤堀堡	101
日永堡	101
楠堡	101
采女堡	103
山田堡	103
水澤堡	103
宿野堡	103
千種堡	103
音羽堡	103
高角堡	103
阿倉川堡	103
土産	103
製造	103
氏族	103
刑部君	103
葦田首	103
藤原實基等	103
後藤彈正	104
日野十郎	104
黒田後平四郎	104
河尻將監	104
伊藤武者次郎	104
館太郎貞保	104
千種忠治等	105
赤堀又太郎等	105
俵忠秀等	105
河島二郎俊盛	105
楠十郎	105
女流	105
三重妹	105
僧侶	106
師練	106
霞峰	106
儀雲	106
卷之二十伊勢國	106
河曲郡	106
城邑	106
神戶城	106
郷名	107
驛家	107
中跡	107
海部	107
深田	107
村里	107
南太	107
池田	107
中戸	107
箕田	108
南堀江	108

若松	108
土師	108
玉垣	108
江島白子町	108
神祠	108
奈加等神社	108
都波岐神社	108
大鹿三宅神社	108
久々志彌神社	108
須伎神社	108
大井神社	108
八幡祠須賀村	108
山川	108
岸岡山	108
打越山	108
多加岡山	108
小濱	108
百々川	108
吾乃松原	108
山邊乃御井	108
關梁	108
神戶驛	108
卷之二十一伊勢國	108
河曲郡	108
殿舎	108
玉垣公館	108
陸墓	108
藤原忠澄墓	108
神戶氏墓	108
一柳直盛墓	108
梵刹	108
慶雲寺龜田村	108
本立寺河曲村	108
龍光寺神戶町	108
光勝寺岸岡村	108
古蹟	108
河曲廢驛	108
廢國分寺	108
王城櫻	108
腕貫椿	108
駒之淵	108
笠掛松	108
山部赤入故居	108
馬入道宅址	108
多加岡堡	108
若松堡	108
土産	108
製造	108
氏族	108
中跡直連	108
藤原景貞等	108
神戶具盛等	108
大鹿武則	108
流寓	108
山邊春日逃隱	108
廣忠公寓居	108
瀧川一益流寓	108
卷之二十二伊勢國	108
鈴鹿郡	108
城邑	108
龜山城	108
郷名	108
英多	108
長瀬	108
鈴鹿	108
神戶	108
驛家	108
村里	108
國府	108

香掛	二九
小野	二九
小美澤	二九
和田	二九
高宮	二九
名串	二九
邊法寺	二九
鷺山	二九
平尾	二九
安樂	二九
原	二九
水澤野田	二九
鹿間	二九
上野	二九
平田	二九
平野	二九
卷之二十三伊勢國	二九
鈴鹿郡	二九
神祠	二九
川俣神社	二九
縣主神社	二九
天一嶽神社	二九
椿大神社	二九
小岸大明神	三三
布氣神社	三三
石神社	三三
長瀬神社	三三
忍山神社	三三
片山神社	三三
江神社	三三
彌牟居神社	三三
大木神社	三三
夜夫多神社	三三
比々留明神祠	三三
鈴鹿神祠	三三
田村祠	三三
八幡祠落針村	三三
新熊野權現川合村	三三
貴船祠莊野驛	三三
神明祠	三三
卷之二十四伊勢國	三三
鈴鹿郡	三三
山川	三三
鈴鹿山	三三
三箇山	三三
中津子山	三三
加太山	三九
關山	三九
雞足山	三九
石大神	三九
御贄山	三九
入道嶽	三九
椿嶽	三九
鞠倉	三九
鈴鹿溪	三九
關河	三九
加大溪	三九
御贄溪	三九
泉川	三九
蒲川	三九
甲斐川	三九
多都我美坂	三九
關之原	三九
泉野原	三九
能煩野	三九
鞠鹿野	三九
丸岡野	三九
花川井	三九
都追美井	三九

卷之二十五伊勢國

寺井池	二五
大岡寺	二五
卷之二十五伊勢國	二五
鈴鹿郡	二五
關梁	二五
坂下驛	二五
關驛	二五
加大驛	二五
龜山驛	二五
莊野驛	二五
石藥師驛	二五
辨天板橋	二五
琴橋	二五
殿舎	二五
石藥師官亭址	二五
關官亭址	二五
古馬屋公館址	二五
加太公館	二五
陸墓	二五
白鳥陵	二五
藤原元綱墓	二五
源繼白墓	二五
源忠總墓	二五
卷之二十六伊勢國	二六
鈴鹿郡	二六
梵刹	二六
無量壽寺國府村	二六
神福寺加太村	二六
金藏院坂下驛	二六
法安寺同	二六
地藏院關驛	二六
福聚寺同	二六
福藏寺同	二六
瑞光寺同	二六
石上寺和田村	二六
正法寺西宮田村	二六
淨安寺高宮村	二六
高宮寺同	二六
不動院邊法寺	二六
國分寺白木村	二六
野登寺池山村	二六
西岸寺山木村	二六
金光寺原村	二六
石藥師寺石藥師驛	二六
法雲寺	二六
宗徳寺	二六
卷之二十七伊勢國	二七
鈴鹿郡	二七
古蹟	二七
赤坂頓宮	二七
鈴鹿頓宮	二七
鈴鹿關	二七
蝦夷櫻	二七
蒲櫻	二七
景清宅址	二七
箭御長者宅址	二七
御所谷	二七
吉尾道場址	二七
安禪寺宮	二七
廢聖壽寺	二七
關城	二七
小野堡	二七
嶺城	二七
山本堡	二七
上田堡	二七
高富堡	二七
國府城	二七
鹿伏兔城	二七
土産	二七

著	一四七
河鹿	一四八
製造	一四八
弦	一四八
加太鷹	一四八
糯米	一四八
卷之二十八伊勢國	一四九
鈴鹿郡	一四九
氏族	一四九
忍山宿禰	一四九
大比古命	一四九
縣主	一四九
味酒首文雄	一五〇
鈴鹿王	一五〇
上總忠清忠光	一五〇
伊藤景清	一五〇
關一黨	一五一
小野正信等	一五三
藤原忠澄	一五三
流寓	一五三
平資盛	一五三
平國俊	一五三
女流	一五四
卷之二十九伊勢國	一五四
在藝郡	一五四
鄉名	一五四
服部	一五四
村里	一五四
栗間	一五四
磯山	一五四
西村	一五五
越知	一五五
玉野	一五五
德居	一五五
中山	一五五
一身田町	一五五
窪田	一五六
楠原	一五六
神祠	一五六
伊奈富神社	一五六
加和真神社	一五七
尾前神社	一五七
彌尾布理神社	一五七
服織神社	一五八
久留真神社	一五八
三宅神社	一五八
山川	一五九
栗真山	一五九
石山洞	一五九
豐久野	一五九
誕生水	一五九
白水濱	一五九
別保浦	一六〇
祓川	一六〇
井手川	一六〇
卷之三十伊勢國	一六〇
在藝郡	一六〇
關梁	一六一
白子驛	一六一
上野驛	一六一
窪田驛	一六一
楠原驛	一六一
殿舎	一六一
白子館	一六一
陵墓	一六一
分部光定墓等	一六一
梵刹	一六一
悟真寺白子町	一六一
子安觀音同	一六一

圓光寺上野町	一六三
專修寺	一六三
林德寺林村	一六四
觀音寺同	一六四
古蹟	一六四
不斷櫻	一六四
夢窓櫻	一六四
錢掛松	一六四
腰掛松	一六五
華林松	一六五
土岐軍場	一六五
土岐殿塚	一六五
野中塚	一六五
廢六大院	一六六
信田長者宅址	一六六
夢窓宅址	一六六
上野城	一六六
三宅堡	一六六
林堡	一六六
廢建應寺	一六六
土産	一六七
製造	一六七
氏族	一六七
卷之三十一伊勢國	一六八
阿濃郡	一六八
城邑	一六九
安濃津城	一六九
鄉名	一六九
建部	一六九
村主	一六九
內田	一六九
長屋	一六九
村里	一七〇
塔世	一七〇
部田	一七〇
神戶	一七〇
野田	一七〇
納所	一七〇
安西郡御田	一七〇
曾根	一七〇
內田	一七〇
白兒黨等	一六七
稻生氏俊	一六七
僧侶	一六八
夢窓	一六八
眞惠等	一六八
卷之三十二伊勢國	一七〇
阿濃郡	一七〇
神祠	一七〇
大市神社	一七〇
志夫彌神社	一七〇
小丹神社	一七〇
船山神社	一七〇
置染神社	一七〇
美濃屋神社	一七〇
八幡宮津府	一七〇
阿濃祠同	一七〇
河松神祠岩田村	一七〇
安濃天神祠乙部村	一七〇
愛宕祠金井町	一七〇
胃祠	一七〇
阿濃	一七〇
萩野	一七〇
市場	一七〇
栗加	一七〇
分部	一七〇
前田	一七〇
五百野	一七〇
志袋	一七〇

古世子明神祠刑部村	一七七
龜森明神祠	一七七
溝淵明神祠雲林院村	一七八
安濃國造祠北長野村	一七六
三舟明神祠平木村	一七六
姫御宮五百野村	一七九
山川	一七九
長野嶽	一七九
雀頭嶽	一七九
塔世山	一七九
安濃松原	一七九
稻子瀑布	一八〇
安濃川	一八〇
岫田川	一八〇
五百野川	一八〇
美濃夜川	一八〇
尼淵	一八〇
鑪輔井	一八〇
阿漕浦	一八〇
安濃浦	一八〇
阿野湊	一八二
乙部浦	一八二
關梁	一八二

安濃津驛	一八二
安濃板橋	一八三
大小橋	一八三
殿舎	一八三
觀馬館	一八三
待賓館	一八三
卷之三十三伊勢國	一八三
阿濃郡	一八三
陵墓	一八三
五百野皇女墓	一八三
安野皇女墓	一八三
安漕塚	一八三
土田氏墓	一八四
一色氏墓	一八四
富田千々代丸墓	一八四
三塚	一八四
梵刹	一八四
四天王寺津府	一八四
觀音寺同	一八五
大寶院同	一八五
西來寺同	一八六
上宮寺同	一八六
寒松院同	一八六

眞光寺同	一八六
本徳寺同	一八六
天然寺同	一八六
佛眼寺同	一八六
明雲寺同	一八六
報恩寺同	一八六
正覺寺同	一八六
庭岩寺同	一八六
阿彌陀寺同	一八七
圓明寺岩田村	一八七
淨明院乙部村	一八七
蓮照寺神納村	一八七
長源寺内田村	一八八
長徳寺雲林院村	一八八
澄源寺河内村	一八八
常明寺草生村	一八八
千手寺前野村	一八九
知永寺北長野村	一八九
旭晶寺	一九〇
阿濃郡	一九〇
古蹟	一九〇
清原長統宅址	一九〇

藤原惟盛宅址	一九〇
平忠盛宅址	一九〇
長野堡	一九〇
長野城	一九一
外山堡	一九一
今峯堡	一九二
蜂屋堡	一九二
安濃堡	一九二
雲林院城	一九二
濫見砦	一九二
連部砦	一九二
秋山砦	一九二
廢松岸寺	一九二
廢寶田寺	一九二
廢徳雲寺	一九二
廢結縁寺	一九二
今尾	一九二
高添御田	一九二
土産	一九二
製造	一九二
直會餅	一九二
鹽竈	一九二
紗布	一九二

伊勢釜	一九四
太刀	一九四
氏族	一九四
長野眞人	一九四
安濃宿禰等	一九四
津連等	一九四
平貞衡等	一九四
仁木義長等	一九四
工藤祐政等	一九四
雲林院藤保	一九五
流寓	一九五
文覺渡海	一九六
結城道忠	一九六
清盛渡海	一九六
女流	一九六
五百野皇女	一九六
眞宗眞人	一九七
采女宮道	一九七
卷之三十五伊勢國	一九七
壹志郡	一九七
附藩	一九七
久居館	一九七
郷名	一九七

民太	一九七
村里	一九七
藤方	一九七
垂水	一九七
雲出	一九七
島貫	一九七
新屋莊	一九七
中村	一九七
柳原	一九七
小倭	一九七
河口	一九七
家城	一九七
八知	一九七
御嶽	一九七
小原	一九七
八太	一九七
片野	一九七
天華寺	一九七
甚目	一九七
星合	一九七
笠松	一九七
曾原	一九七
阿坂	一九七

美濃田	二〇一
松崎	二〇一
卷之三十一伊勢國	二〇三
壹志郡	二〇三
神祠	二〇三
波多神社	二〇三
物部神社	二〇三
稻葉神社	二〇三
阿射加神社	二〇四
射山神社	二〇四
加良比乃神社	二〇五
山神祠	二〇五
卷之三十七伊勢國	二〇九
壹志郡	二〇九
山川	二〇九
波多橫山	二〇九
布引山	二一〇
藤方山	二一〇
朝香山	二一〇
河口野	二一〇
和選野	二一〇
君箇野	二一一
字禮志野	二一一
七栗湯	二二一
忘井	二二二
一志浦	二二三
星合濱	二二三
廬城河	二二三
湍川	二二三
三渡	二二三
雲津河	二二五
卷之三十八伊勢國	二二六
壹志郡	二二六
陵墓	二二六
鷗島皇女・牟別皇子墓	二二六
梵刹	二二七
成就寺垂水村	二二七
成願寺小俣	二二八
仲善寺大郎生村	二二九
眞福院御嶽村	二二九
淨眼寺大阿坂村	二三〇
卷之三十九伊勢國	二三〇
壹志郡	二三〇
古蹟	二三〇
狹殘行宮	二三〇
河口行宮	二三一
壹志頓宮	二二三
河口頓宮	二二三
一志廢驛	二二三
燒出里	二三四
藤湯松	二三四
千方城	二三四
伊元宿禰宅址	二三四
瀧野城	二三四
多氣城	二三五
木造城	二三五
阿坂城	二三五
廢金國寺	二三六
廢龍淵寺	二三六
卷之四十伊勢國	二三六
壹志郡	二三六
土產	二三六
貝石	二三六
紫貝	二三七
濱木綿	二三七
氏族	二三八
伊勢朝臣老人等	二三八
壹師君	二三八
廬城部連	二三九

朝日郎	二二九
垂水廣信	二二九
源顯信等	二二九
流寓	二二九
義良親王經歷	二三一
源義親	二三一
寬成親王	二三一
親房	二三一
女流	二三一
春日部采女	二三一
伊勢朝臣清刀自	二三一
伊勢朝臣經子	二三一
一志采女	二三一
伊勢朝臣與子	二三一
僧侶	二三一
眞盛	二三一
卷之四十一伊勢國	二三四
飯高郡	二三四
城邑	二三四
松坂城	二三四
鄉名	二三五
上枚	二三五
下枚	二三五
驛家	二三五
村里	二三六
船江	二三六
阿形	二三六
大河内	二三六
茅原田	二三七
大石	二三七
神祠	二三七
加世智神社	二三七
慈悲神社	二三七
丹生神社	二三七
丹生中神社	二三七
堀坂神社	二三八
瀧野祠赤桶村	二三九
山川	二三九
長峯	二四〇
大藏山	二四〇
丹生山	二四〇
河俣山	二四〇
去來見山	二四〇
下樋小川	二四一
卷之四十二伊勢國	二四二
飯高郡	二四二
關梁	二四二
松坂驛	二四二
波瀨驛	二四二
陵墓	二四二
赤松彦次郎教康墓	二四二
梵刹	二四二
伊勢寺伊勢寺村	二四三
古蹟	二四四
大河内城	二四五
坂内城	二四五
船江城	二四五
河俣堡	二四五
波瀨・閼伽桶・九曲堡	二四五
七日市堡	二四六
四五百森	二四六
土產	二四六
水銀	二四六
製造	二四六
曆本	二四七
蘭草席	二四七
氏族	二四七
御代宿禰	二四七
伊勢直大江	二四七

漢人部乙理	二四七
飯高公家繼等	二四七
源顯雅大河内家	二四八
源雅俊坂内家	二四八
女流	二四八
飯高諸高	二四八
飯高笠目	二四九
上手尼	二四九
卷之四十三伊勢國	二四九
飯野郡	二四九
鄉名	二四九
乳熊	二四九
兄國	二四九
黒田	二四九
長田	二四九
漕代	二五〇
井手	二五〇
村里	二五〇
黒部	二五〇
七見	二五〇
蛸路	二五〇
八大	二五〇
萩尾	二五〇
清水	二五〇
稻木	二五〇
莊村	二五一
神祠	二五一
神山神社	二五一
石前神社	二五一
神垣神社	二五一
櫛田神社	二五一
奈々美神社	二五一
魚海神社	二五二
神麻績機殿社	二五二
山川	二五二
磯部川	二五三
櫛田河	二五三
卷之四十四伊勢國	二五三
飯野郡	二五三
關梁	二五四
清水橋	二五四
梵刹	二五四
朝田寺朝田村	二五五
一乘寺中萬村	二五五
陵墓	二五五
仁木義長	二五五
空也塚	二五五
古蹟	二五五
神宮屯倉	二五五
伏拜松	二五五
大神宮廢寺	二五六
土産	二五六
製造	二五六
輕粉	二五六
天命釜	二五六
氏族	二五七
伊勢新九郎	二五七
女流	二五八
卷之四十五伊勢國	二五八
多氣郡	二五八
鄉名	二五八
相可	二五八
有貳	二五八
麻績	二五八
流田	二五八
櫛田	二五八
村里	二五九
藤原	二五九
大淀	二五九

齋宮	二五九
有爾	二六〇
河田	二六〇
相可	二六〇
牧	二六〇
笠木	二六〇
相鹿瀬	二六一
三瀬	二六一
繪馬	二六一
神祠	二六一
須麻瀨賣神社	二六一
佐那神社	二六一
麻績神社蓮華寺村	二六一
相鹿牟山神社相可村	二六一
魚海神社	二六二
宇爾神社	二六二
服部麻刀方神社	二六二
竹佐々天江神社	二六三
國生神社	二六三
國乃御神社	二六三
櫃倉神社	二六三
伊呂上神社	二六三
眞名胡神社	二六四
船着明神祠笠木村	二六五
卷之四十六伊勢國	二六五
多氣郡	二六五
山川	二六七
御炭山	二六七
齋森	二六七
大淀野	二六七
湯田野	二六七
大淀浦	二六七
眞奈胡御瀬	二六八
寒河	二六八
相鹿瀬川	二六八
多氣川	二六八
笛川	二六九
御川池	二六九
關梁	二六九
幸橋	二六九
梵刹	二七〇
初瀬寺佐那村	二七〇
金剛座寺神社村	二七〇
古蹟	二七一
神席	二七一
屯倉	二七一
離宮	二七一
多氣宮	二七一
御汗殿	二七一
大淀松	二七一
宇田廢里	二七二
三瀬御所	二七三
五箇篠山城	二七三
有爾中村城	二七三
佐田城	二七三
笠城御所	二七三
大淀城	二七三
平氏宅址	二七三
廢逢鹿瀬寺	二七四
卷之四十七伊勢國	二七四
多氣郡	二七四
土産	二七四
和布	二七四
製造	二七五
天平釜	二七五
氏族	二七六
麻績氏	二七六
竹田臣	二七六
阿閉臣	二七六

敢臣等	二七六
高階師尙	二七七
女流	二七八
采女小熊	二七八
卷之四十八伊勢國	二七九
度會郡	二七九
公署	二七八
小林布政司	二七八
城邑	二七八
田丸城	二七八
郷名	二七九
宇治	二七九
田部	二七九
城田	二七九
湯田	二七九
高向	二七九
沼木	二七九
二見	二七九
村里	二八〇
山田町	二八〇
松下	二八一
朝熊	二八一
鹿海	二八一

尾崎	二八一
楠部	二八一
宇治町	二八一
黒瀬	二八一
川崎	二八一
大湊	二八一
高向	二八一
野依	二八一
有瀧	二八一
大湊	二八一
小俣	二八一
湯田	二八一
佐田	二八一
栗野	二八一
小社	二八一
田丸	二八一
矢野	二八一
積良	二八一
蚊野	二八一
上村	二八一
柑子垣内	二八一
久具	二八一
阿曾	二八一

卷之四十九伊勢國	二八五
度會郡	二八五
神祠上	二八五
荒祭宮	二八五
伊佐奈岐宮	二八五
月讀宮	二八五
瀧原宮	二八五
朝熊神社	二八六
園相神社津村	二八七
鴨神社山神村	二八七
湯田神社	二八八
大上御祖神社	二八八
津長大水神社	二八八
神前神社	二八九
奈真波真神社	二八九
河原神社	二八九
宇治山田神社	二九〇
多賀宮	二九〇
大間國生神社	二九〇
度會國御神社	二九〇
田上大水神社	二九〇
志等美神社	二九一
清野井庭神社	二九一

川原大社	二九二
川原淵神社	二九二
山末神社	二九二
御食神社	二九二
磯神社	二九二
官舎神社	二九二
卷之五十伊勢國	二九三
度會郡	二九三
神祠下	二九三
風宮	二九三
興玉神	二九三
櫻宮	二九三
八百會神	二九四
酒殿神	二九四
瀧原宮	二九四
葭原神社	二九五
石井神社	二九五
川相神社	二九五
那自賣神社	二九五
田邊氏社	二九五
土御祖神	二九五
風宮	二九六
北御門神社	二九七

御井神社	二九七
伊我理神社	二九七
高倉岩屋神	二九八
卷之五十一伊勢國	三〇〇
度會郡	三〇〇
神祠附	三〇〇
神田	三〇〇
佐々上神田	三〇〇
田上御田	三〇〇
御園	三〇〇
御刀代田	三〇〇
荒木之小田	三〇〇
拔穂田	三〇〇
雜務	三〇一
一鳥居外神宮附屬	三〇一
御饌殿	三〇二
僧尼拜所	三〇四
御鹽殿	三〇五
卷之五十二伊勢國	三〇五
度會郡	三〇五
山川上	三〇五
神路山	三〇五
隱山	三〇六

瀧波山	三〇六
浦田山	三〇七
朝熊山	三〇七
晝河山	三〇七
神崎山	三〇七
音無山	三〇七
多賀佐山	三〇八
藤岡山	三〇八
矢野神山	三〇九
丸山	三〇九
鼓嶽	三〇九
宇治岡	三〇九
織部坂	三〇九
椎尾谷	三〇九
言石	三〇九
山鏡	三〇九
立石	三〇九
清水社	三〇九
月讀社	三〇九
津長原	三〇九
山田原	三〇九
瀧原	三〇九
明野	三〇九

湯田野	三二
御牧小野	三二
和比野	三二
久求小野	三二
目氏野	三二
澤道小野	三二
袴田野	三二
卷之五十三伊勢國	三三
度會郡	三三
山川下	三三
天忍穗井	三三
小野古江	三四
二見浦	三五
蘆浦	三五
御津浦	三五
泊浦	三六
打越濱	三六
清渚	三六
荒濱邊	三七
鷺取小濱・吉水	三七
村松岸	三七
宮河	三七
五十鈴溪	三八

落合川	三九
勢伊田川	三九
造柄小川	三九
鏡淵	三九
止鹿乃淵	三九
清盛堤	三九
未嘗瀨	三九
御川池	三九
卷之五十四伊勢國	三九
度會郡	三九
關梁	三九
小侯驛	三九
田丸驛	三九
大屋門	三九
鹽合渡	三九
小田橋	三九
小侯橋	三九
大沼橋	三九
宇治橋	三九
學校	三九
宮崎文庫	三九
卷之五十五伊勢國	三九
度會郡	三九

陵墓	三九
栲幡皇女墓	三九
倭姬命墓	三九
小事石窟	三九
梵刹	三九
常明寺	三九
妙見堂	三九
江寺江村	三九
眞常院岩井田村	三九
安養寺上野村	三九
國東寺	三九
金剛證寺	三九
卷之五十六伊勢國	三九
度會郡	三九
古蹟	三九
千枝杉	三九
五百枝杉	三九
百枝杉	三九
蒔繪松	三九
坂手國	三九
向田國	三九
櫻木廢里	三九
藤浪里	三九

三國地志要目終

岩波廢里	三〇
神宮寺	三一
岩手堂	三一
蓮臺寺	三一
廢寶雲寺	三一
廢虛空藏院	三一
廢法樂寺	三一
桂林菴	三一
三寶院	三一

大中臣親定別業	三三
西行菴址	三三
阿曾堡	三三
三瀨堡	三三
土產	三三
鮎川鮎	三三
蛤	三三
濱荻	三三
氏族	三三

若櫻部	三五
宇治部連	三五
三神主	三五
白大夫延勝	三五
伊藤武者	三五
江三郎義盛	三五
女流	三五
多治比子姊	三五
伊勢大輔	三五

昭和四年十月十日印刷納本
昭和四年十月十五日發行

版權所有



大日本地誌大系 三國地誌上

非賣品

編輯者 蘆田伊人

發行者 東京市神田區今川小路三ノ九 長坂金雄

印刷者 東京市牛込區早稻田鶴卷町一〇七 吉原良三

電話牛込(一五〇九五九〇番)

東京市神田區今川小路三ノ九

發行所

雄山閣

電話九段二三一四番
振替東京二四二二七

史料編纂官 渡邊世祐著

定價二圓卅錢 送料十二錢
菊判二八六頁 寫真六葉 上製函入

蜂須賀小六正勝

英雄豪傑の物語については興味をそゝる爲めに必ず善悪の色彩を照應して結構されたものである。又切取強盗は武士の習といふ得手勝手な詞に祟られて、武士の強盗は當然の様に思はれてゐた、即ち矢矧の橋の蜂須賀小六と日吉丸などの話はこの思想に迎合すべく江戸末期の作者によつて書かれた「真書太閤記・大閤真顯記。繪本太閤記」等の物語本より出たものであつて、豊臣秀吉や蜂須賀正勝などはそれに禍せられて小猿の猿智恵を利かし浪人の本性を表顯せしめんと努めたものである。これ等の俗書や物語等によつて恰も事實であつたかの様に世間から思はれてゐる秀吉や正勝の前身を正しき史料によつて特に博士が茲に書かれたのが本書である。

最新刊

渡邊博士著

稿石田三成

定價二圓五十錢 送料十錢

渡邊博士著

關東足利時代の研究

定價四圓五十錢 送料十錢

發行所 東京東區神田今川二丁目二番路 雄山閣

帝國博物館 美術部長 東京美術學校教授 文部省囑託

溝口禎次郎 監輯
松岡映丘 監輯
田中一松 解説

申込金貳圓。毎月拂貳圓。一時拂卅四圓。送料一冊十二錢。
發行毎月一冊宛全十八冊完結。内容「四六」倍判三色版寫真版九十枚解説及繪詞六十餘枚一冊宛本製優美收載繪卷物種類百餘種總卷數壹千餘卷名繪悉く網羅

日本繪卷物集成

繪卷物は先人の遺せる至寶であつて、其の含蓄する内容は實に豊富である。種々なる社會相を如實に描寫せる上に於て、風俗研究者の見逃す可からざるは勿論、美術工藝上、史料上、宗教上、其他の研究者にも貢獻する處實に偉大である。今左に掲載繪卷名を擧げると

- 第一回配本 隨身大庭納言繪詞 華嚴五騎處圖 長谷雄十雙紙起
- 第二回配本 蒙古襲來繪詞 住吉物語繪卷 土蜘蛛雙紙起
- 第三回配本 九日春上 月下現權編 旬記

○此繪卷物は繪毎に解説をつけ、且つ詞書さも載せ誰れが見ても面白く参考になり研究的で非常に評判がよい。
○第三回配本す。不着の方は至急書店又は當方へ御申込下さい。此際受付致します。愈々全國に實物が行き渡るや學者間には勿論一般に非常の好評を博し追加申込殺到す。

豫約會員募集 申込便宜 受けつけ

見本進呈 東京東區神田今川二丁目二番路 雄山閣

帝國博物館
美術課長
東京美術
學校教授
文部省囑託

溝口 禎次郎 監輯
松岡 映丘 監輯
田中 一松 解説

申込金貳圓・毎月拂貳圓・一時拂卅四圓・送料一冊十二錢。
發行毎月一冊宛全十八冊完結・内容「四六」倍判三色版寫真
版九十枚解説及繪詞六十餘枚一冊宛本製優美收載繪卷物種
類百餘種總卷數壹千餘卷名繪悉く網羅

日本繪卷物集成

豫約會員募集 申込便宜
受つけます

繪卷物は先人の遺せる至寶であつて、其の含蓄する内容は實に豊富である。種々なる社
會相を如實に描寫せる上に於て、風俗研究者の見逃す可からざるは勿論、美術工藝上、史料
上、宗教上、其他の研究者にも貢獻する處實に偉大である。今左に掲載繪卷名を擧げると

第一回配本 隨身大納言繪詞 華嚴五騎圖 長谷寺緣起圖 清水鬼夜行圖 百鬼夜行圖

第二回配本 蒙古襲來繪詞 住吉物語繪卷 土蜘蛛雙緣起 道成寺緣起

第三回配本 九月春日權現驗記 月下句編

◎此繪卷物は繪毎に解説をつけ、且つ詞書きも載せ誰れが見ても面白く参考になり研究的
で非常に評判がよい。不着の方は至急書店又は當方へ御申込下さい。此際受付致します。愈々
◎第三回配本が行き渡るや學者間には勿論一般に非常の好評を博し追加申込殺到す。

見本進呈 東京東替振 神田二丁目 今川二丁目 小川七丁目 雄山閣

593
8

